

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------------|--|------|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8106 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | カタログ通信電子機器 計測器等修理 3EA | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 3,622,500 | 本契約の履行に必要な技術、技術資料、設備を保有している会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8107 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | 対空データリンク送信機 J/GKA-1 () 構成部品修理 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 3,832,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した日立製作所から業務移管を受けている当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8108 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | HF無線機 AN/ARC-228 構成部品修理 外1件 9EA | 9EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.11.16 | 17,850,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、当該機器の製造会社においてトレーニングを受講した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8109 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | コクピット・テレビジョン・センサー AN/A XQ-16(V)構成部品修理9EA | 9EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.11.16 | 13,986,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した日立製作所(株)から業務移管を受けている当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8110 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | 電波高度計 AN/APN-203 構成部品修理 8EA | 8EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.11.21 | 5,985,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した日立製作所(株)から業務移管を受けている当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8111 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | ADAPTER KIT | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.12 | 4,454,100 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8112 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | 自動圧力制御装置 H291077 構成部品修理 1SE | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.15 | 7,665,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8113 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | 自動圧力制御装置 H291077 構成部品修理 1SE | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.15 | 7,665,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8114 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | UHFデータリンク装置 AN/ARC -15 8 構成部品修理 外1件 8EA | 8EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 17,115,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した日立製作所(株)から業務移管を受けている当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8115 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | LIGHT PEN ASSY外1品目 | 10EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 5,722,500 | 本品は管制表示装置の構成部品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8116 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | PRESSURE REGULATOR | 10EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 3,696,000 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8117 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | 圧力装置 AN/ASQ-14 構成部品修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.09 | 5,407,500 | 本契約の履行に必要な技術、技術資料、設備を保有している会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8118 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | E-2C(データリンク関連機器等) 維持管理業務の会社技術利用 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.09 | 24,675,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、日立製作所(株)から業務移管を受けている当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8119 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | ADAPTER KIT | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.13 | 4,454,100 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8120 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | 電波高度計 AN/APN-155 構成部品修理 6EA | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.01 | 9,555,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、ライセンス国産を実施した日立(株)から修理業務移管を受けた当該会社のみである。(米国防務省・ワーナー社)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------------|-------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8121 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | LIGHT PEN ASSY | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.07 | 3,070,200 | 本品は管制表示装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8122 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | ACCESSORY UNIT | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.27 | 3,280,200 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8123 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | PRESSURE CONTROL ASSY | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.27 | 4,648,350 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8124 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | SENSOR ASSY | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.30 | 2,849,700 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8125 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | CONTROL ASSY | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.30 | 2,138,850 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8126 | 日立ハイブリッドネットワーク株式会社 | INTENSIFIER UNIT, TESTER | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 4,617,900 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8127 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | RACK 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.14 | 4,274,550 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8128 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.14 | 5,334,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8129 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | AMPLIFIER 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.14 | 4,597,950 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8130 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.15 | 8,340,150 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8131 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.27 | 24,284,400 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8132 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | PROCESSOR COMPUTER 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.27 | 71,929,200 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8133 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | FILTER ASSY修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.27 | 6,816,600 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8134 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.04 | 21,548,100 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8135 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.04 | 4,004,700 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8136 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | TUNER, RADIO FREQUENCY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.09 | 35,299,950 | 本契約の履行にあたっては、人的要素、品質管理要素を検討し、修理に必要な技術、設備等がある会社を選定した。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------|-----------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|---------|------------------------|----|
| 8137 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.09 | 3,573,150 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8138 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.09 | 7,236,600 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8139 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.09 | 12,180,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8140 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | RECEIVER TRANSMITTER 修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.09 | 31,665,900 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8141 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY ASSY 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.25 | 3,523,800 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8142 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | PROCESSOR SUBASSY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.25 | 14,768,250 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8143 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.22 | 40,335,750 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8144 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.22 | 11,225,550 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8145 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY ASSY 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.06 | 21,474,600 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8146 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY ASSY 修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 5,130,300 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8147 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY 修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 16,522,800 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8148 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY ASSY 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 3,562,650 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8149 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY 修理 | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 10,689,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8150 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY ASSY 修理外5品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.05 | 16,954,350 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8151 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY 修理 | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.12 | 3,388,350 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8152 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | RECEIVER 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.01 | 5,697,300 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8153 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.01 | 9,543,450 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8154 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.03 | 13,245,750 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-------------------|----------------------------|-----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 8155 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | POWER SUPPLY ASSY 修理(診断後) | 5 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.03 | 3,012,450 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8156 | 日立ハイブリッドネットワーク㈱ | 海上静止試験支援作業 | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-1-3 | 17.10.03 | 1,155,000 | 本作業は、海上試験におけるFAJ音響部吊下装置を使用した計測支援であり、同装置の操作方法及び技術的事項を熟知している必要がある。特に故障等の不測事象発生時には、迅速に復旧できる高度の技術を有している必要がある。日立ハイブリッドネットワーク㈱は、同装置を設計・製作した会社であり、本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8157 | 日立ハイブリッドネットワーク(株) | 自動圧力制御装置 | 2SE | 契約本部 副本部長 小野 香輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.15 | 35,070,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8158 | 藤倉航装㈱ | ウェビング、ナイロン杉纜R44×2mmODほか7品目 | — | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.13 | 4,772,491 | 空挺傘696M1の部品等であり、仏エアルーズ社が製造している。藤倉航装(株)はエアルーズ社とのライセンス生産を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8159 | 藤倉航装㈱ | つり下げのう | 20 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.31 | 4,200,000 | 当該製品を製造したのは藤倉航装(株)であり、特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8160 | 藤倉航装㈱ | 空挺傘696MI、主傘分離索ほか5品目 | — | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.13 | 4,086,705 | 空挺傘696M1の部品等であり、仏エアルーズ社が製造している。藤倉航装(株)はエアルーズ社とのライセンス生産を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8161 | 藤倉航装㈱ | 装着帯、懸吊着地訓練用(696MI用)ほか7品目 | — | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.17 | 5,378,615 | 空挺傘696M1の部品等であり、仏エアルーズ社が製造している。藤倉航装(株)はエアルーズ社とのライセンス生産を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8162 | 藤倉航装㈱ | 安全バンド | 36個 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.01 | 2,748,060 | 当該安全バンドに関する技術、生産設備を有し、受注体制が整っているのが1社のため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8163 | 藤倉航装㈱ | カーゴスリングネット、4、5t | 3組 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.24 | 3,200,400 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8164 | 藤倉航装㈱ | KISITU外3品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 3,280,200 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8165 | 藤倉航装㈱ | ストリーマー外8品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.13 | 80,818,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8166 | 藤倉航装㈱ | テーブナイロン2IN50LBS外4品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.13 | 6,989,850 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8167 | 藤倉航装㈱ | ピックアップ スリング外13品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 8,820,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8168 | 藤倉航装㈱ | CANOPY ASSY外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.27 | 5,141,850 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8169 | 藤倉航装㈱ | 乗客用酸素マスク収納袋外12品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 7,764,750 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8170 | 藤倉航装㈱ | スリング、ベルト外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 2,121,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8171 | 藤倉航装㈱ | 防水ソックス(25cm)外3品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.20 | 3,259,200 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------------|-------|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 8172 | 藤倉航装株 | エキステンションホース組立 JG-5A用(180mm)外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.24 | 6,429,150 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8173 | 藤倉航装株 | 野外試験用落下傘 | 1式 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.09.26 | 2,919,000 | 藤倉航装株は試験用落下傘模型の材料に関する知識、模型製作を精密に行うための縫製用機械器具等を有しており、製作を依頼し、評価を実施するのに適した落下傘模型を製作する能力を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8174 | 藤倉航装株 | 野外投下試験用1/1スケール落下傘模型 | 1式 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.10.04 | 2,788,800 | 藤倉航装株は試験用落下傘模型の材料に関する知識、模型製作を精密に行うための縫製用機械器具等を有しており、製作を依頼し、評価を実施するのに適した落下傘模型を製作する能力を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8175 | 藤倉航装株 | 需品装備の研究(航空機投下試験(実用機)(その2))のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.11.14 | 1,085,700 | 藤倉航装株は本試験の供試体である落下傘模型及び空気力学特性や回転運動性等を測定する計測器の設計製作をした会社であり落下傘模型の加工調整等の技術に対する知識を有する会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8176 | 藤倉航装(株) | 航空用救命胴衣 | 502EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.05 | 10,752,840 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8177 | 藤倉航装(株) | 77式重物料投下器材(ブラットホームを除く) | 9個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.31 | 8,760,150 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8178 | 藤倉航装(株) | 落下傘 JMK-H7 | 34EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 15,743,700 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8179 | 藤倉航装(株) | 物料傘1号 | 22個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.10 | 36,498,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8180 | 藤倉航装(株) | 落下傘無線誘導標の機用 32FT | 7EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.10 | 1,095,150 | 現在国内で落下傘を製造しているメーカーは藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8181 | 藤倉航装(株) | 落下傘無線誘導標の機用 32FT | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.10 | 312,900 | 現在国内で落下傘を製造しているメーカーは藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8182 | 藤倉航装(株) | 救難降下員用落下傘JE-1改 予備傘 | 31EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 6,282,150 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8183 | 藤倉航装(株) | クラッシュ・パリア作動網(ステッチド型) | 20EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 4,935,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、本品の研究開発を行い、以後継続して本品の製造に携わってきた藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8184 | 藤倉航装(株) | 落下傘降下訓練塔用 | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 1,896,300 | 現在国内で落下傘を製造しているメーカーは藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8185 | 藤倉航装(株) | B55-2N改落下傘 | 8EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.14 | 7,383,600 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8186 | 藤倉航装(株) | 救命ジャケット改-2 | 21EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.21 | 718,830 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8187 | 藤倉航装(株) | 落下傘・背負型 B55-2N | 71EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.22 | 40,927,950 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8188 | 藤倉航装(株) | 防水服 | 5EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.25 | 703,500 | 本品の製造に当たっては、水密性を保つための縫製加工・耐水加工を必要とし、かつ、耐寒服との適合性を有することを要求されており、このために必要な技術力、生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|------------------------------------|----|
| 8189 | 藤倉航装(株) | 防寒服 | 5EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.25 | 217,350 | 本品の製造に当たっては、水密性を保つための縫製加工・耐水加工を必要とし、かつ、耐水服との適合性を有することを要求されており、このために必要な技術力、生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8190 | 藤倉航装(株) | 耐水服 改-3 | 460着 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 64,722,000 | 本品の製造に当たっては、水密性を保つための縫製加工・耐水加工を必要とし、かつ、耐水服及び耐G服との適合性を有することを要求されており、このために必要な技術力、生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8191 | 藤倉航装(株) | 落下傘無線誘導標的機用 32FT | 6EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 963,900 | 現在国内で落下傘を製造しているメーカーは藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8192 | 藤倉航装(株) | 5kg物種傘(改) | 8EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 415,800 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8193 | 藤倉航装(株) | 20kg物種傘(改) | 6EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 461,160 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8194 | 藤倉航装(株) | 防寒服 改-5 | 167着 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.01 | 7,224,420 | 本品の製造には、防護性を保つための縫製加工・耐水加工、耐水服との適合性をもたさねばならず、このために必要な技術力、生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8195 | 藤倉航装(株) | スリングベルト、CH用 | 2SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.02 | 1,570,800 | 本品の製造には、吊下重量及び振動に耐えるための強力な材料を縫製する必要があり、このために必要な技術力、生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8196 | 藤倉航装(株) | 5kg訓練用コンテナ | 3EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.02 | 343,350 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造、性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8197 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣LPU-N1 | 35EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.05 | 4,593,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8198 | 藤倉航装(株) | トルソ・ハーネス F-2用 | 62EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.19 | 24,738,000 | 本品は、投下試験で使用実績のあるハーネスの製造会社で製造されたものであることが要求されており、現在この条件を満たすのは藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8199 | 藤倉航装(株) | ハーネスJPCU-3/P改 | 125EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 75,862,500 | 本品は、投下試験で使用実績のあるハーネスの製造会社で製造されたものであることが要求されており、現在この条件を満たすのは藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8200 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 LPU-H1 | 286EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 23,693,670 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8201 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 CO2・1型 2気室式 | 48EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 2,066,400 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8202 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣、自動膨張式 | 47EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 2,467,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8203 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 LPU-T1改 | 21EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 1,472,940 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8204 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 LPU-P1 | 24EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 3,024,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8205 | 藤倉航装(株) | 耐G服 JG-5A | 320EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 48,720,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有し、受注態勢を整えているのは、藤倉航装株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|---------------------------------------|----|
| 8206 | 藤倉航装(株) | スリングベルト、CH用 | 1SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 786,450 | 本品の製造には、吊下重量及び振動に耐えるための強力な材料を縫製する必要があり、このために必要な技術力・生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装(株)のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8207 | 藤倉航装(株) | スリングベルト、UH-60JA用 | 1SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 706,650 | 本品の製造には、吊下重量及び振動に耐えるための強力な材料を縫製する必要があり、このために必要な技術力・生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装(株)のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8208 | 藤倉航装(株) | スリングネット | 1SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 270,900 | 本品の製造には、吊下重量及び振動に耐えるための強力な材料を縫製する必要があり、このために必要な技術力・生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装(株)のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8209 | 藤倉航装(株) | スリングネット | 1SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 270,900 | 本品の製造には、吊下重量及び振動に耐えるための強力な材料を縫製する必要があり、このために必要な技術力・生産設備・能力を有しているのは、藤倉航装(株)のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8210 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣LPU-N1 | 821EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 83,446,440 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8211 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣、フード付 | 156EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 9,746,100 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8212 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 CO2・1型 2気室式 | 67EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 2,870,280 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8213 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 CO2・1型 2気室式 | 47EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 2,013,480 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8214 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 CO2・1型 2気室式 | 40EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 1,713,600 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8215 | 藤倉航装(株) | 救命胴衣 CO2・1型 2気室式 | 20EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 856,800 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8216 | 藤倉航装(株) | 50kgコンテナ(改) | 24EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 4,510,800 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは藤倉航装(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8217 | 藤倉航装(株) | 20kgコンテナ(改) | 25EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 4,410,000 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは藤倉航装(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8218 | 藤倉航装(株) | 5kgコンテナ(改) | 23EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 2,970,450 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは藤倉航装(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8219 | 藤倉航装(株) | ヘリコプタ救助袴 | 18EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 2,853,900 | 本品を製造できるのは、業態調査の結果、製造に必要な技術を有し、かつ、受注態勢を整えている藤倉航装(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8220 | 藤倉航装(株) | 前掛型落下傘 | 76EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 27,451,200 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8221 | 藤倉航装(株) | 耐寒耐水服Ⅲ型 | 28EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 8,967,000 | 本品の研究開発を行い、製造に必要な技術及び生産設備を有するのは、現在、藤倉航装(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8222 | 藤倉航装(株) | 浮舟投下用コンテナ | 25EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 5,407,500 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは藤倉航装(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--------------------------|-------|----------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 8223 | 藤倉航装(株) | 海上救難装備セット(弾倉型) | 19EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 4,508,700 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは藤倉航装のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8224 | 藤倉航装(株) | 50kg物糧傘(改) | 34EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 2,570,400 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8225 | 藤倉航装(株) | 寒冷地救難装備セット | 20EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 2,310,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは藤倉航装のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8226 | 藤倉航装(株) | 20kg物糧傘(改) | 32EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 1,915,200 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8227 | 藤倉航装(株) | 5kg物糧傘(改) | 5EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 266,175 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8228 | 藤倉航装(株) | 空挺傘696MI | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 91,623,000 | 本品の製造に当たっては、フランス国AERAZUR社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、藤倉航装のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8229 | 藤倉航装(株) | 背負型落下傘 | 295EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 136,290,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8230 | 藤倉航装(株) | 重物料投下器材(プラットフォームを除く。) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 57,151,500 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは国内唯一のメーカーである藤倉航装のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8231 | 富士警備保障㈱ | 大井通信所警戒監視役務 | | 陸上自衛隊 東部方面会計隊本部 業務科長 黒木 重夫 | 東京都練馬区大泉学園町 | 17.04.12 | 27,934,200 | 大井通信所は、通信情報の中枢機能を有する施設であり、秘匿性の高い設備等を有する通信所の警戒監視のため、施設保全上の必要性があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8232 | 富士航空整備(株) | 航空機等委託整備役務(その1) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.04.28 | 493,185,000 | 維持整備業務を継続して実施している会社であり整備等の能力を有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8233 | 富士航空整備(株) | 航空機等委託整備役務(その2) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.01.30 | 183,960,000 | 維持整備業務を継続して実施している会社であり整備等の能力を有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8234 | 富士航空整備(株) | T-5型航空機整備員講習 | 1式 | 海上自衛隊 小月航空基地隊 経理隊長 北村 操 | 下関市松屋本町3-2-1 | 17.07.26 | 1,921,500 | 製造会社と航空機修理事業について協定しており、製造会社から高度の知識を得られる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8235 | 富士航空整備㈱ | 操縦学科教育の部外委託 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 54,871,950 | 本機の機能性能を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは、当該会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8236 | 富士航空整備㈱ | 初等練習機の委託整備 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 664,975,500 | 本機の機能性能を熟知しており、かつ航空機事業の認可を受けているのは当該会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8237 | 富士重工業㈱ | メイン・ローター・ブレードほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.07 | 47,861,100 | 本契約は、米国のカンマン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8238 | 富士重工業㈱ | ハ`ルフ`ASSY`ソレノイト`ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.13 | 4,923,765 | 81式短距離地对空誘導弾の生産において、発射装置の構成品の専門技術を有し製造の実績がある富士重工業㈱のみが本契約履行可能であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8239 | 富士重工業㈱ | SKIDLANDINGGEARASSYほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.08 | 2,958,900 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 8240 | 富士重工業㈱ | 米国における射撃訓練に伴う技術援助 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.22 | 2,649,950 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8241 | 富士重工業㈱ | メイン・ローター・ブレード | 10 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.06 | 2,583,000 | 本契約は、米国のカマン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8242 | 富士重工業㈱ | VERTICALGYRO | 8 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.06 | 27,014,400 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8243 | 富士重工業㈱ | データ入力ツール | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.15 | 2,542,785 | 本契約は、米国のハネウェル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8244 | 富士重工業㈱ | 航空機等の技術調査 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.20 | 4,077,150 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8245 | 富士重工業㈱ | 主ざり(左前)ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 3,116,400 | UH-1用主ざりは富士重工業の独自開発である。よって製造図面を保有している富士重工業のみで修理が可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8246 | 富士重工業㈱ | DUCTOILCOOLER-ENGINEほか11品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.27 | 21,904,050 | 本品はFFOSの部品であり、本部品製造に必要な知識・技術を有しているのはFFOSを製造した富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8247 | 富士重工業㈱ | AH-1S電気系統訓練台ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.07 | 4,733,400 | 本訓練台は富士重工業(株)が設計・製造したものであり、定期点検整備に必要な知識・技術を有しているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8248 | 富士重工業㈱ | VERTICALGYRO | 5 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.09 | 16,894,500 | AH-1S用ジャイロは富士重工業の独自開発である。よって製造図面を保有している富士重工業のみで修理が可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8249 | 富士重工業㈱ | メイン・ローター・ブレードほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.01 | 5,682,600 | 本契約は、米国のカマン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8250 | 富士重工業㈱ | メイン・ローター・ブレード | 20 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.01 | 8,820,000 | 本契約は、米国のカマン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8251 | 富士重工業㈱ | AH-1S操縦動力装置訓練台 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.12 | 3,961,650 | 本訓練台は富士重工業(株)が製造したものであり、当該訓練台の定期整備に必要な知識・技術を有しているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8252 | 富士重工業㈱ | TRANSMISSIONASSYほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 166,698,000 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8253 | 富士重工業㈱ | MASTASSYほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 82,519,500 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8254 | 富士重工業㈱ | MAINROTORHUBASSYほか9品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 69,436,500 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8255 | 富士重工業㈱ | KITほか14品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 24,743,229 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8256 | 富士重工業㈱ | SYMBOLGENERATOR | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.26 | 9,025,380 | 本契約は、米国のハネウェル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8257 | 富士重工業㈱ | TRANSMISSIONASSYほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.12 | 236,158,650 | UH-1H/Jの部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは富士重工業㈱1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8258 | 富士重工業㈱ | MAINROTORHUBASSYほか10品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.16 | 379,457,400 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8259 | 富士重工業㈱ | TRANSMISSIONASSYほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.23 | 26,488,350 | UH-1H/Jの部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは富士重工業㈱1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8260 | 富士重工業㈱ | SKIDLANDINGGEARASSYほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.30 | 3,053,400 | UH-1Hの部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは富士重工業㈱1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8261 | 富士重工業㈱ | モータポンプほか19品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.02 | 10,535,028 | 81式短距離地对空誘導弾の生産において、発射装置の構成品の専門技術を有し製造の実績があるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8262 | 富士重工業㈱ | HUBASSY-TAILROTORほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.08 | 12,236,700 | 遠距離操縦観測システムの部品であり、当該製品を製造・販売等を行うのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8263 | 富士重工業㈱ | KIT-STROBELIGHTほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.13 | 12,117,000 | UH-1Hの部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは富士重工業㈱1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8264 | 富士重工業㈱ | メイン・ローター・ブレードほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.13 | 17,967,600 | AH-1Sの部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは富士重工業㈱1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8265 | 富士重工業㈱ | HELMETUNIT, INTEGRATED, LARGE | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.15 | 16,058,700 | AH-64D(ボーイング社)他の部品等であり、国内の販売権(輸入品)を有するものが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8266 | 富士重工業㈱ | メイン・ローター・ブレードほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.15 | 75,318,600 | CH-47J/JAの部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは富士重工業㈱1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8267 | 富士重工業㈱ | SHIMほか8品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.24 | 4,551,624 | 地对空誘導弾改良ホーク(ローダ)の部品である。本装備品を製造したのが富士重工業㈱であり当該製品の製造・販売を行うのは東芝だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8268 | 富士重工業㈱ | TRANSMほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.24 | 25,211,550 | 地对空誘導弾改良ホークの部品である。本装備品を製造したのが富士重工業㈱であり当該製品の製造・販売を行うのは東芝だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8269 | 富士重工業㈱ | HOSEほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.24 | 8,787,408 | 地对空誘導弾改良ホーク(ローダ)の部品である。本装備品を製造したのが富士重工業㈱であり当該製品の製造・販売を行うのは東芝だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8270 | 富士重工業㈱ | PLATEほか16品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.06 | 8,064,000 | AH-1Sの部品等であり、当該機種種の製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8271 | 富士重工業㈱ | MODKIT-STROBE | 20 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.08 | 15,162,000 | UH-1の部品等であり、当該機種種の製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8272 | 富士重工業㈱ | 航空機の現地修理 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.14 | 14,364,000 | 本契約は、米国のベル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------|-------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 8273 | 富士重工業㈱ | MPUボードほか18品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.15 | 21,430,500 | 当該製品を製造したのが富士重工業(株)であり、当該製品の販売等もしているのが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8274 | 富士重工業㈱ | HARNESSTほか79品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 90,353,550 | UH-1の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8275 | 富士重工業㈱ | TAILSTRUCTUREASSYほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.17 | 2,516,850 | 遠隔操縦観測システムの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8276 | 富士重工業㈱ | HARNESSTASSYほか18品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.17 | 12,351,150 | UH-1の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8277 | 富士重工業㈱ | PLATEほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.17 | 4,774,350 | AH-1Sの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8278 | 富士重工業㈱ | 光ファイバケーブル | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 4,521,300 | 新無人偵察機システムの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8279 | 富士重工業㈱ | MODKIT-TCAS | 5 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 10,337,250 | UH-1の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8280 | 富士重工業㈱ | GROUNDHANDLINGWHEELSほか9品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 12,875,058 | UH-1Jの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8281 | 富士重工業㈱ | SUPPORほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 19,247,550 | 地对空誘導弾改良ホークの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8282 | 富士重工業㈱ | データリンク装置JTB-W2改造ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 31,370,850 | 当該製品の改造等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8283 | 富士重工業㈱航空宇宙カンパニー | BQM-34AJ改型高速度機NACELLE ASSYの修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.19 | 4,389,000 | 高速度機の構成品の修理であり、当該会社は製造会社である米ノースロップグラマン社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8284 | 富士重工業㈱航空宇宙カンパニー | TMCATS用エアポン・トランスポンダの修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.16 | 4,084,500 | 高速度機の構成品の修理であり、当該会社は製造会社である米ノースロップグラマン社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8285 | 富士重工業㈱航空宇宙カンパニー | BQM-34AJ改型高速度機INTAKE ASSYの修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.28 | 2,530,500 | 高速度機の構成品の修理であり、当該会社は製造会社である米ノースロップグラマン社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8286 | 富士重工業㈱ | STRUT ASSY, NLG等オーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.04 | 64,365,000 | 当該会社は、T-5型航空機用の修理機器(STRUT ASSY, NLG等)の製造会社であり、当該機器等の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8287 | 富士重工業㈱ | LEADING EDGE(LH)等分解検査作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.26 | 11,161,500 | 当該会社は、P-3C型航空機用の修理機器(LEADING EDGE(LH)等)の製造会社であり、当該機器等の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--|-----|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 8288 | 富士重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)BRACKET ほか1品目 | 10個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.13 | 8,696,100 | 当該会社は、T-5型航空機の部隊整備に必要な部品(BRACKETほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8289 | 富士重工業㈱ | 航空機部品(改修用)KIT, KAISYU 1品目 | 10個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.15 | 5,355,000 | 当該会社は、T-5型航空機の改修に必要な部品(KIT,KAISYU)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8290 | 富士重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)TANK, FUEL 4品目 | 14個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.10 | 20,538,000 | 当該会社は、T-5型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(TANK,FUEL)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8291 | 富士重工業㈱ | 航空武器等用品(部隊整備用)CABLE ASSY ほか9品目 | 98個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.24 | 41,107,500 | 当該会社は米国ノースロップ・グラマン社と技術援助契約を締結しており、親機器の部隊整備に必要な部品(CABLE ASSYほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8292 | 富士重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)ACTUATOR ASSY 2品目 | 12個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.12 | 4,989,600 | 当該会社は、T-5型航空機の部隊整備に必要な部品(ACTUATOR ASSY)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8293 | 富士重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)STARTER 1品目 | 10個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.23 | 16,338,000 | 当該会社は、T-5型航空機の部隊整備に必要な部品(STARTER)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8294 | 富士重工業㈱ | 航空武器等用品(部隊整備用)CONTACT ほか3品目 | 7個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.10 | 5,329,800 | BQM-34J改標的機の部隊整備に必要な部品の在庫がないため、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8295 | 富士重工業㈱ | LEADING EDGE(LH)等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.27 | 30,135,000 | 当該会社は、P-30型航空機の修理機器(LEADING EDGE (LH)等)の製造会社であり、当該機器等の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8296 | 富士重工業㈱ | ブースター・ポンプの修理 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.06.23 | 1,144,500 | 当該会社は米国ノースロップ・グラマン社と技術援助契約を締結しており、BQM-34AJ型高速標的機の装備品であるブースターポンプの修理役務を履行できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8297 | 富士重工業㈱ | TMCATS及びTMCATS II用エアポーン・トランスポンダ修理の事前調査 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 桑田 昌範 | 岩国市三角町2 | 18.01.17 | 2,919,000 | 当該会社は米国ノースロップ・グラマン社と技術援助契約を締結しており、BQM-34AJ型高速標的機の装備品であるTMCATS及びTMCATS IIエアポーン・トランスポンダ修理の事前調査を履行できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8298 | 富士重工業㈱ | 冷房車の定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 車田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.11.18 | 10,489,500 | 富士重工業㈱は冷房車ESM-14Bの製造会社であり、製造図面及び修理用図面を有しており、修理役務における技能、設備を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8299 | 富士重工業㈱ | T-5操縦訓練装置の委託整備役務 | 1式 | 海上自衛隊 小月航空基地隊 経理隊長 北村 操 | 下関市松屋本町3-2-1 | 17.04.14 | 166,425,000 | T-5操縦訓練装置の開発、製造及び納入会社であり、装置の維持整備に必要な知識、技能を有している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8300 | 富士重工業㈱ | T-5操縦訓練装置用油圧発生装置の修理 | 1式 | 海上自衛隊 小月航空基地隊 経理隊長 北村 操 | 下関市松屋本町3-2-1 | 17.09.27 | 2,100,000 | T-5操縦訓練装置の開発、製造設置会社であり、装置の修理及び機能検査に必要な知識、技能を有している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8301 | 富士重工業㈱ | 不具合原因調査・検討等の役務 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 3,192,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8302 | 富士重工業㈱ | 航空機等整備技術利用(派遣技術員)役務 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 3,827,250 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオンエアークラフトカンパニーとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--------------------------|-----|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 8303 | 富士重工業㈱ | T-3維持管理のための会社技術利用 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.05.31 | 60,948,300 | T-3型機の技術内容を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは、本機の製造をしている当該のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8304 | 富士重工業㈱ | STRUT ASSY外(整備) | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.31 | 3,088,050 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8305 | 富士重工業㈱ | AIR CONDITIONERの整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 1,848,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8306 | 富士重工業㈱ | CANOPY ASSY(整備) | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.16 | 10,120,950 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8307 | 富士重工業㈱ | PANEL外5品目 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.20 | 3,906,000 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8308 | 富士重工業㈱ | AIR CONDITIONER外2品目の整備 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.26 | 38,532,900 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8309 | 富士重工業㈱ | RADOME ASSY(整備) | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 21,385,350 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8310 | 富士重工業㈱ | TUBE ASSY外168品目 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 14,852,250 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8311 | 富士重工業㈱ | T-7技術活動(17国) | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 55,174,350 | 航空機製造事業法に基づき、経済産業省からT-7型航空機の製造の認可を受けている事業者は該社のみであり、当該機の維持管理を行うにあたり、該社の技術を必要とするため、唯一履行できる会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8312 | 富士重工業㈱ | T-7IRAN技術検証(17国) | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 2,085,300 | 航空機製造事業法に基づき、経済産業省からT-7型航空機のIRANの認可を受けている事業者は該社のみあり、当該契約はIRANの技術がなければ実施できないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8313 | 富士重工業㈱ | U-125維持管理(機体)会社技術利用(17国) | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 290,411,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8314 | 富士重工業㈱ | AIR CONDITIONER外2品目の整備 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 38,532,900 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8315 | 富士重工業㈱ | AIR CONDITIONERの整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 8,652,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8316 | 富士重工業㈱ | AIR CONDITIONER外1品目の整備 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 18,018,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------|-----|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 8317 | 富士重工業㈱ | T-1B維持管理会社技術利用(機体) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 13,858,950 | 本機の技術内容を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは、機体製造会社である当該会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8318 | 富士重工業㈱ | MAGNET CLUTCH外33品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 5,202,120 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8319 | 富士重工業㈱ | FAIRING外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.28 | 7,759,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8320 | 富士重工業㈱ | LINK ASSY外63品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.14 | 12,148,500 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8321 | 富士重工業㈱ | HINGE ASSY外119品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.14 | 4,105,500 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8322 | 富士重工業㈱ | FAIRING外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.30 | 4,732,350 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8323 | 富士重工業㈱ | WING ASSY(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 13,553,400 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8324 | 富士重工業㈱ | PANEL外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.06 | 11,938,500 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8325 | 富士重工業㈱ | PANEL外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.06 | 11,938,500 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8326 | 富士重工業㈱ | ROD ASSY外18品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 8,473,500 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8327 | 富士重工業株式会社 | T-7 フライト・シミュレータ 委託整備 一式 | 3SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 102,270,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8328 | 富士重工業株式会社 | U-125A フライト・シミュレータ 委託整備 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 95,760,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8329 | 富士重工業株式会社 | T-3 フライト・シミュレータ 委託整備 一式 | 2SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 80,344,950 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8330 | 富士重工業株式会社 | U-125Aフライト・シミュレータ 現地補給処整備 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.01 | 5,515,650 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 8331 | 富士重工株式会社 | SYNCHRO OUTPUT BOARD外21品目 | 28EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 22,596,000 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成部品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8332 | 富士重工株式会社 | VOLTMETER, AC外2品目 | 8EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.11 | 2,341,500 | 本品は、米国CAE USA INC. 社の製品である。当該製品の日本における総販売権を保有しているのは富士重工株式会社のみである。よって、富士重工株式会社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8333 | 富士重工工業㈱ | STRUT, STABILIZI 修理外2品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.24 | 4,584,300 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8334 | 富士重工工業㈱ | MAST 修理 | 5 | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.30 | 12,806,850 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8335 | 富士重工工業㈱ | ベトリオット定期修理(その2) | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.19 | 77,772,450 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8336 | 富士重工工業㈱ | DISCONNECT MECHANISM 修理外3品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.28 | 10,611,300 | 本品は、81式短距離地对空誘導弾発射装置の構成部品であり、契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があるが、現在この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8337 | 富士重工工業㈱ | GEAR ASSY 修理 | 9 | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.01 | 3,006,150 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8338 | 富士重工工業㈱ | ベトリオット定期修理(その2) | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.09 | 77,745,150 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8339 | 富士重工工業㈱ | COVER, PROTECTIVE 修理外1品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.22 | 30,789,150 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8340 | 富士重工工業㈱ | SUPPORT, CYLINDER 修理 | 7 | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.22 | 3,642,450 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8341 | 富士重工工業㈱ | MAST 修理 | 9 | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.22 | 23,152,500 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8342 | 富士重工工業㈱ | システム点検装置(航空機模擬標的用)現地定期点検・校正 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.25 | 3,079,650 | 本品は、航空機模擬標的の構成部品であり、契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があるが、現在この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8343 | 富士重工工業㈱ | システム点検装置(航空機模擬標的用)構成部品定期点検・校正 | 1 | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.25 | 1,919,400 | 本品は、航空機模擬標的の構成部品であり、契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があるが、現在この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8344 | 富士重工工業㈱ | TRAY, CABLE STOW 修理外1品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.31 | 14,178,150 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8345 | 富士重工工業㈱ | BEARING, SLEEVE外78品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.05 | 98,118,300 | 本契約の履行に当たっては、ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8346 | 富士重工工業㈱ | DETENT MECHANISM 修理外1品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.07 | 5,513,550 | 本品は、81式短距離地对空誘導弾発射装置の構成部品であり、契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があるが、現在この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8347 | 富士重工工業㈱ | BOLT, SHOULDER外2品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.13 | 2,742,600 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8348 | 富士重工工業㈱ | LAUNCHER ASSY(LAMS6)限定修理 | 4 | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.26 | 3,179,400 | 本件の契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があるが、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8349 | 富士重工工業㈱ | MAST外2品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.27 | 210,316,050 | 本契約の履行に当たっては、ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 8350 | 富士重工業㈱ | MAST 修理 | 4 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.29 | 10,408,650 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8351 | 富士重工業㈱ | VALVE SOLENOID 修理 | 10 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.29 | 2,637,600 | 本品は、81式短距離地对空誘導弾発射装置の構成部品であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8352 | 富士重工業㈱ | 新短距離空対空誘導弾(XAAM-5)実用試験用標的V型 保管中点検外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.22 | 14,109,900 | 本品は、XAAM-5実用試験用標的の保管中点検であり、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8353 | 富士重工業㈱ | マスト・グループ維持 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.29 | 14,385,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8354 | 富士重工業㈱ | CLUTCH, DETENT外84品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 35,032,200 | 本品は、81式短距離地对空誘導弾発射装置の補用部品であり、契約履行に当たっては、当該機器の設備・技術・技術資料を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8355 | 富士重工業㈱ | DISCONNECT MECHANISM 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 3,186,750 | 本品は、81式短距離地对空誘導弾発射装置の構成部品であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8356 | 富士重工業㈱ | SWIVEL AND LINK外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.03 | 7,775,250 | 本契約の履行に当たっては、米国ジェネラルダイナミクス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8357 | 富士重工業㈱ | DETENT MECHANISM 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.13 | 6,149,850 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8358 | 富士重工業㈱ | DISCONNECT MECHANISM 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.13 | 2,694,300 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8359 | 富士重工業㈱ | CONNECTINGLINK, RIGID外37品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.29 | 18,226,075 | 本品の契約履行に当たっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8360 | 富士重工業(株) | 回転式荷重測定装置の点検整備 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.21 | 11,914,350 | 本装置は平成4年度に富士重工業株式会社によって設計、製作され、第3研究所に納入された試験装置であり、きりもみ風洞試験において風洞模型を支持、回転させ、空力6分力データ等を取得することのできる装置である。本装置の点検整備については、風洞試験技術、駆動制御技術や計測制御技術等の各種技術を把握していることが必要である。富士重工業株式会社はこれらの全ての技術を把握している会社であり、かつ国内で回転式荷重測定装置を製造した唯一の会社であり、本装置の点検整備が可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8361 | 富士重工業(株) | 要素供試体 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.09 | 13,088,250 | 要素供試体は、軽量胴体構造のうち胴体壁構造及び胴体外構造を模擬した強度試験用供試体であり、本供試体を用いて強度試験を行い、静強度及び疲労強度に関する基礎的なデータを取得するものである。本供試体のうち、チタン合金製供試体は、チタンシート材を超塑性・拡散接合及び液相拡散接合により成形するものである。これらの製造技術は、平成6年から始まった当研究室の所内研究において主要技術課題の一つであり、様々な関連する課題を克服しつつ今日に至っている。また胴体外板構造に適用するための耐熱複合材については、新複合材構造(その3)の研究試作において、用いたポリシアネート系樹脂を用いる計画である。富士重工業㈱は、一連のチタン試験片を製作してきた会社であり、また液相拡散接合技術については、特許である。特開2002-292474「チタン材またはチタン合金材の接合方法」を取得しており、またポリシアネート系樹脂については新複合材構造(その3)の研究試作において同樹脂を用いて納入供試体を設計製作している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8362 | 富士重工業㈱ | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.04.01 | 13,679,400 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8363 | 富士重工業㈱ | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.04.05 | 10,295,250 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8364 | 富士重工業㈱ | 簡易回転翼実験機の試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.05.30 | 1,449,000 | 試験等の補助作業である。そのためには簡易回転翼実験機を熟知している必要がある。富士重工業㈱はその設計・製造を担当し、その性能・機能に熟知している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8365 | 富士重工業㈱ | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.20 | 10,878,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8366 | 富士重工業㈱ | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.20 | 17,655,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8367 | 富士重工業㈱ | 簡易回転翼実験機の試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.08.19 | 1,449,000 | データ解析等の補助作業である。そのためには簡易回転翼実験機を熟知している必要がある。富士重工業㈱はその設計・製造を担当し、その性能・機能に熟知している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8368 | 富士重工業㈱ | 一体型MDCシステム技術の研究のための技術調査書(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.08.25 | 1,997,100 | 一体型MDC(MDC:主要動力機構)システム技術の研究は、将来のヘリコプターを構成する中核技術の1つである経済性及び全天候性に優れた一体型MDC技術について研究を行い、実用化に必要な技術資料を得るものである。本件は、将来の試作事業内容の参考とするため、一体型MDCシステムを構想し、機能性能及び試作規模を考慮した概算経費の検討を行い、その結果を技術調査書としてまとめるものである。本件の実施にあたっては、MDCシステムの提案能力、設計能力及び製造能力、並びに、MDCシステム構成要素であるロータ・ハブ、ロータ・コントロール・システム、トランスミッション及びマスト等の技術を有していることが必要である。富士重工業㈱は、「遠隔操縦観測システム」の主契約会社であると共に、防衛庁納入のヘリコプターのライセンス生産を行い、また平成15年度の「複合材質大口径マスト供試体」の受注会社であり、MDCシステムを十分に熟知していると共に、その構成要素技術に関する豊富な知識と経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8369 | 富士重工業㈱ | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.09.27 | 16,275,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8370 | 富士重工業㈱ | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.09.27 | 16,695,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8371 | 富士重工業㈱ | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その12) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.19 | 17,482,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8372 | 富士重工業㈱ | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その12) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.20 | 17,755,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士重工業㈱は供試品のうち主翼・垂直尾翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8373 | 富士重工業㈱ | 先進隔壁構造の研究のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.10 | 3,045,000 | 試験等を実施するには、供試品の特性に対する専門知識を有した技術者の支援が必要である。富士重工業㈱は一連の供試体の設計・製作を担当し、本作業に必要な専門知識を持つ技術者を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------|----|----------------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 8374 | 富士重工業(株) | 垂直回収無人機の風洞試験のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.13 | 3,895,500 | 試験において使用するデータはVTOL-UAV及び多用途小型無人機の成果を活用するものであり、これらの研究試作を担当した富士重工業(株)は本作業を実施するために必要な技術者を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8375 | 富士重工業(株) | 先進隔壁構造の研究の役務作業 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.19 | 1,569,750 | 本件は、先進隔壁構造の研究における要素供試体を用いて高温環境下で静強度試験の役務作業を行うものである。役務対象物品であるチタン製の要素供試体は、チタンシート材を超塑性及び拡散接合により成形した要素供試体である。そのため契約可能相手方として、要素供試体の特性に応じた試験準備、計測データの挙動確認、及び要素供試体の破壊モード等の妥当な判定及び評価作業を実施するためには、要素供試体の特性に対する専門知識を有する必要がある。 富士重工業(株)は、要素供試体を設計製造しており、本試作業を円滑に実施するための必要な専門知識を持つ技術者を有する会社である。 また高温下での静強度試験を行うための試験器材も有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8376 | 富士重工業(株) | T-7初等練習機 | 3機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.22 | 674,572,500 | 本航空機は、仕様書において富士重工業(株)の「T-3改型初等練習機型式仕様書」に基づき製造することを求められており、本航空機の製造に必要な技術及び生産設備を有し、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有しているのは富士重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8377 | 富士重工業(株) | AH-64D戦闘シミュレータ(その1) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 2,187,570,000 | 本品の製造に当たっては、教育に必要な実機の環境を模擬することが要求されていることから、実機の構造、性能等を熟知している必要があり、かつ、本品に装備されるシステム・プロセッサ、ディスプレイ・プロセッサ及びウェポン・プロセッサのプログラムについて、実機搭載品と同一品を用いることが要求されており、米国ボーイング・マネージメント・カンパニー社との技術援助契約に基づく実機の技術資料を必要とする。現在、これらの要件を満たしているのは、実機の契約を履行中の富士重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8378 | 富士重工業(株) | 無人機研究システム(その2)(1) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 2,785,230,000 | 本件は、主として偵察情報を収集する無人機の効果的な運用方法及び無人装備化に必要な態勢整備等に関する技術資料を得るための無人機研究システムを開発するものである。 本試作は、平成7年度～9年度契約「多用途小型無人機(その1、2、3)の研究試作」の多用途小型無人機をベースに、その研究試作の成果であるデータリンク技術、機体形状技術及び目標捕捉・追尾飛行技術の有効活用及び16年度契約「無人機研究システム(その1)(1)」で得られた自動滑着降着機能等の成果を反映し、地上装置(操作装置、着陸支援装置)、機上装置(航法・誘導・飛行制御系統、動力燃料系統等)、無人機(映像センサ無)、母機適合性試験機等の細部設計・製造及び関連試験、技術確認試験を行うものである。 富士重工業(株)は、上記「多用途小型無人機(その1、2、3)の研究試作」及び「無人機研究システム(その1)(1)」の契約相手方であり、本件のベース機体である多用途小型無人機の機体設計・製造及び飛行誘導制御ソフトウェアの設計・製造に関する技術・知識を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8379 | 富士重工業(株) | 多用途ヘリコプターUH-1J | 3機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 2,427,075,000 | 本航空機の製造には、米国ベル・ヘリコプター・テキストロン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、国内の技術提携先である三井物産(株)より製造・販売に関し、再実施権を与えられた富士重工業(株)のみであり、かつ、該社は航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8380 | 富士重工業(株) | 戦闘ヘリコプターAH-64D | 2機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 9,519,300,000 | 本航空機の製造には、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは富士重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8381 | 富士重工業(株) | 遠隔操縦観測システム | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 2,471,910,000 | 本システムを製造できるのは、試作から装備化に至るまで契約相手方としてその構造・性能を熟知し、本品の製造に必要な技術及び生産設備を有し、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している富士重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8382 | 富士重工業(株) | データリンク・モニタ装置 | 1式 | 契約本部長 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.17 | 9,135,000 | 本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、富士重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 8383 | 富士重工業(株) | 滞空型無人機要素技術(その3)の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 972,982,500 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っているものが1社である。(本件は、高々度を長時間滞空して、継続的に我が国周辺の情報収集、偵察及び警戒監視等の各種任務を遂行可能とするセンサ搭載機として有望な滞空型無人機システムに必要な要素技術について研究し、技術資料を得ることを目的としている。本試作(その3)は、ATCトランスポンダを搭載しない航空機に対する衝突防止技術を実証するための状況認知装置及び同装置により他の航空機を感知した場合、自立飛行による衝突防止機能を付加するための滞空型模擬実験機改修キット(その3)の設計及び製造を実施するものである。本試作に当たっては、16年度契約「滞空型無人機要素技術(その2)の研究試作」で得られた、ATCトランスポンダ搭載機に対する衝突防止技術、自立飛行技術の反映が必要不可欠であること及び当該搭載機用の滞空型模擬実験機改修キット(その2)で設計・製造された飛行試験用器材(簡易地上管制装置、位置計測記録装置等)に精通している必要がある。富士重工業(株)は、「滞空型無人機要素技術(その2)の研究試作」の契約相手方であり、上記要件を満たしている唯一の会社である。) (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8384 | 富士重工業(株) | ミッション・プランニング・ツール | 2式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 39,658,500 | 本品は、陸上自衛隊の戦闘ヘリコプターAH-64Dの任務遂行に必要な任務計画データを作成し、任務終了後、任務記録データを読み出し、任務記録解析を支援する装置である。本品の製造に当たっては、米国ボーイング・マネージメント社との技術導入契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、富士重工業(株)のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8385 | 富士重工業(株) | AH-1S機体IRAN | 21機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.13 | 1,610,175,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国ベル社との技術援助契約を有している富士重工業(株)のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8386 | 富士重工業(株) | T-7航空機機体定期修理等 | 2機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.15 | 71,610,000 | 本機の修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、富士重工業(株)のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8387 | 富士重工業(株) | UH-1H機体IRAN | 11機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.30 | 542,325,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国ベル社との技術援助契約を有している富士重工業(株)のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8388 | 富士重工業(株) | UH-1J機体IRAN | 27機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.30 | 1,494,570,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国ベル社との技術援助契約を有している富士重工業(株)のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8389 | 富士重工業(株) | T-5 PAR | 12機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 678,300,000 | 本機の修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、富士重工業(株)のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8390 | 富士重工業(株) | U-125/A航空機機体定期修理等 | 5機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 715,575,000 | 本機の修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、富士重工業(株)のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8391 | 富士重工業(株) | 新無人偵察機システム(試験用) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.07 | 13,440,000 | 本システムは、平成15年度から調達を開始し今年度の調達をもってシステムとして完成するものであり、現在契約履行中の平成15・16年度調達品と今年度調達品を組み合わせシステム全体としての機能を発揮することが必要である。本システムにおける今年度調達品の製造が出来るのは、15・16年度の契約相手方として本システムの内容を熟知し、かつ、製造に必要な技術資料及び設備を有している富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8392 | 富士重工業(株) | 新無人偵察機システム(試験用) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 8,295,000 | 本品の製造に当たっては、本システムで記録される無人機の飛行諸元を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本システムの契約会社の富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8393 | 富士重工業(株) | 新無人偵察機システム(試験用) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 6,090,000 | 本品の製造に当たっては、追随装置(試験用)の構造を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、新無人偵察機システム(試験用)の契約会社の富士重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 8394 | 富士重工業(株) | 方面隊情報処理システム等連接装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 42,262,500 | 本品の製造に当たっては、統制装置とのインターフェースを熟知する必要がある。現在、この要件を満たしているのは、新無人偵察機システムの契約会社の富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8395 | 富士重工業(株) | 機体スリング(U-125A用) | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.20 | 4,714,500 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン・エアークラフト・カンパニーとの技術援助契約に基づくU-125A型航空機の技術資料を必要とし、現在、この要件を満たすのは富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8396 | 富士重工業(株) | T-7用整備器材(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 26,549,250 | 本品の製造に当たっては、仕様書中の部品番号に应ずる製造図面を必要とし、現在、当該図面を保有し、本品を製造できるのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8397 | 富士重工業(株) | T-7用フライト・シミュレーター初度部品(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.15 | 7,497,000 | 本品の製造に当たっては、実機の飛行特性及びフライト・シミュレーター本体の構造、システム等を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8398 | 富士重工業(株) | T-7用フライト・シミュレーター(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.16 | 148,470,000 | 本品の製造に当たっては、実機の飛行特性及び16年度契約「T-7用フライト・シミュレーター(その1)」のシステム、構造等を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8399 | 富士重工業(株) | 航空機整備用部品(国産)(その3) | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 1,438,500 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に应ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8400 | 富士重工業(株) | U-125A用火工品投下システム機能試験装置 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 3,318,000 | 本品の製造に当たっては、火工品投下システムの点検コネクタを介して内部点検を行う機能等が要求されていることから、当該システムの構造、性能等を熟知している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、本機の輸入調達の際に当該システムを製造し、本機製造会社に納入している富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8401 | 富士重工業(株) | 航空機整備用部品(多機能表示装置用)(国産) | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 16,684,500 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に应ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8402 | 富士重工業(株) | MDRデータ解析装置 | 5SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 14,280,000 | 本品の製造に当たっては、本機及び電子マニュアルのシステムを熟知している必要があり、かつ、米国ボーイング・マネージメント・カンパニーとの技術援助契約を必要とする。現在、この要件を満たしているのは、本機の製造会社である富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8403 | 富士重工業(株) | 燃料流量取得装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 7,980,000 | 本品の製造にあたっては、飛行データからの燃料流量値の演算について、米国ボーイング・マネージメント・カンパニーとの技術援助契約による技術資料に基づき設計することが要求されており、現在、この要件を満たすのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8404 | 富士重工業(株) | UH-1J(機体)用初度部品(国産)(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 13,450,500 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に应ずる製造図面及び製造に必要な技術を有しているのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8405 | 富士重工業(株) | 多機能表示装置 | 1SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 235,200,000 | 本品の製造にあたっては、米国ハネウェル・インターナショナル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8406 | 富士重工業(株) | UH-1J(機体)用初度部品(国産)(その2) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 18,522,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に应ずる製造図面及び製造に必要な技術を有しているのは、富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8407 | 富士重工業(株) | 主翼先端支持台(U-125/U-125A用) | 2SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 1,525,650 | 本品の製造にあたっては、仕様書の部品番号に应ずる製造図面が必要であり、現在、この要件を満たしているのは、U-125/U-125A型航空機の機体修理を担当し、機体構造を熟知することにより当該図面を作成し、保有している富士重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|------|
| 8408 | 富士重工業(株) | 航空機整備用部品(国産)(その3) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 637,087,500 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に応ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、富士重工業のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8409 | 富士重工業(株) | ヘリ搭載用器材 GMT-17 構成用品 | 2式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 9,933,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に応ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、富士重工業のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8410 | 富士重工業(株) | 航空機模擬標的用システム点検装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 193,200,000 | 本品は、航空機模擬標的の飛行制御系統、推進系統、電子・電気系統等の内部系統に及ぶ点検機能が要求されており、製造に当たっては、航空機模擬標的の構造・性能を熟知している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、航空機模擬標的の契約相手方である富士重工業のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8411 | 富士重工業(株) | T-7用機体初度部品(国産)(その3) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 7,339,500 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に応ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、富士重工業のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8412 | 富士重工業(株) | 99式空対空誘導弾(改)の実用試験用航空機模擬標的 | 9機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 538,954,500 | 現在、本品の製造に必要な技術及び設備を有しているのは、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)の試作以降の契約相手方である富士重工業のみであり、かつ、該社は航空機製造事業法に基づくターゲット・ドローン(J/AQM-1)の事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8413 | 富士重工業(株) | 航空機模擬標的 | 7機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 360,003,000 | 本品は、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)(以下、ターゲット・ドローンという。)の性能向上型機であり、現在、本品の製造に必要な技術及び設備を有しているのは、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)の試作以降の契約相手方である富士重工業のみであるとともに、該社は航空機製造事業法に基づくターゲット・ドローン(J/AQM-1)の事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8414 | 富士重工業(株) | 航空機模擬標的 | 5機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 280,612,500 | 本品は、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)(以下、ターゲット・ドローンという。)の性能向上型機であり、現在、本品の製造に必要な技術及び設備を有しているのは、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)の試作以降の契約相手方である富士重工業のみであるとともに、該社は航空機製造事業法に基づくターゲット・ドローン(J/AQM-1)の事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8415 | 富士重工業(株) | 航空機模擬標的 | 3機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 156,996,000 | 本品は、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)(以下、ターゲット・ドローンという。)の性能向上型機であり、現在、本品の製造に必要な技術及び設備を有しているのは、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)の試作以降の契約相手方である富士重工業のみであるとともに、該社は航空機製造事業法に基づくターゲット・ドローン(J/AQM-1)の事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8416 | 富士重工業(株) | 航空機模擬標的 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 98,429,100 | 本品は、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)(以下、ターゲット・ドローンという。)の性能向上型機であり、現在、本品の製造に必要な技術及び設備を有しているのは、ターゲット・ドローン(J/AQM-1)の試作以降の契約相手方である富士重工業のみであるとともに、該社は航空機製造事業法に基づくターゲット・ドローン(J/AQM-1)の事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8417 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機の借上 | 13 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 7,485,660 | 電子複写機は、3年を目途に借り上げている。いずれも3年の中途であり、引き続き借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8418 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機の借上 | 6 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 2,784,600 | 平成15年にコピー枚数の把握のために導入したコピーメーターカウンタシステムとの互換性があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8419 | 富士ゼロックス(株) | 複写電送装置(ゼロックス)の保守 | 3 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 3,545,066 | 複写電送装置の保守に関しては、複写電送装置に含まれているメーカー独自の技術情報、内部情報については製造メーカーしか扱えないという理由から製造メーカーのみ可能であり、製造メーカーである富士ゼロックス(株)との随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------|---------------|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|---|------|
| 8420 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機の保守 | | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 1,178,110 | 電子複写機の保守に関しては、電子複写機に含まれているメーカー独自の技術情報、内部情報については製造メーカーしか扱えないという理由から製造メーカーのみ可能であり、製造メーカーである富士ゼロックス(株)との随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8421 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機の保守 | 13 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 43,104,667 | 電子複写機の保守に関しては、電子複写機に含まれているメーカー独自の技術情報、内部情報については製造メーカーしか扱えないという理由から製造メーカーのみ可能であり、製造メーカーである富士ゼロックス(株)との随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8422 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機の保守 | 6 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 6,255,102 | 電子複写機の保守に関しては、電子複写機に含まれているメーカー独自の技術情報、内部情報については製造メーカーしか扱えないという理由から製造メーカーのみ可能であり、製造メーカーである富士ゼロックス(株)との随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8423 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機の保守 | 1 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 2,000,000 | 電子複写機の保守に関しては、電子複写機に含まれているメーカー独自の技術情報、内部情報については製造メーカーしか扱えないという理由から製造メーカーのみ可能であり、製造メーカーである富士ゼロックス(株)との随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8424 | 富士ゼロックス㈱ | 複写機の賃貸借及び消耗品等 | 1 | 統合幕僚会議 事務局第1幕僚室 会計室長 橋川 久雄 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 1,500,660 | 当初競争契約を実施し、事後随意契約による。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8425 | 富士ゼロックス㈱ | 複写機の賃貸借及び消耗品等 | 1 | 統合幕僚会議 事務局第1幕僚室 会計室長 橋川 久雄 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 1,940,400 | 当初競争契約を実施し、事後随意契約による。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8426 | 富士ゼロックス㈱ | 静電式複写機借上ほか1品目 | | 海上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 1,595,160 | 履行中の契約に関連する契約を他者に履行させることが不利である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8427 | 富士ゼロックス㈱ | 静電式複写機保守ほか4品目 | 1式 | 海上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 2,700,000 | 当複写機借上契約(競争契約)が富士ゼロックス(株)であり、複写機を熟知し品質保証能力等を有するものが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8428 | 富士ゼロックス㈱ | 印刷製本機保守 | 12 | 海上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 14,400,000 | 当印刷製本機借上契約(競争契約)が富士ゼロックス(株)であり、複写機を熟知し品質保証能力等を有するものが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8429 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | コピーキット 以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.03 | 2,660,490 | 当該会社複写機の専用コピーキットであり当該業者が唯一の納入業者である (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8430 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット以下 | 3 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.20 | 4,967,550 | 当該会社複写機の専用コピーキットであり当該業者が唯一の納入業者である (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8431 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | 電子複写機カラー | 7 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.06 | 11,234,475 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8432 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット 以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.16 | 6,684,300 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8433 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.16 | 2,319,660 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8434 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット 以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.17 | 10,521,000 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8435 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.22 | 10,504,620 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------|--------------------|-----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|---|------|
| 8436 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット | 19 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.22 | 2,777,040 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8437 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット | 10 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.23 | 1,638,000 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8438 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット 以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.23 | 3,342,150 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8439 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川営業所 | コピーキット以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.29 | 14,553,000 | 富士ゼロックス製コピー機に使用する専用のコピーキットであり、他社では製造していないため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8440 | 富士ゼロックス㈱ 広島営業所 | 電子複写機借上げ ほか | 12月 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.04.08 | 995,400 | 3年借上げ予定の3年目であり、前年度より引き続き当該複写機を借上げるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8441 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の保守 以下 | 2件 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 3,068,341 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の借上げに伴った保守契約である。当該機器の保守整備等に必要技術等を有しているのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8442 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の借上げ 以下 | 4件 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 1,677,060 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の賃貸借契約で、平成15年6月から引き続き実施しているものである。当該機器は、リースで契約しており、リース期間満了まで引き続き契約しなければならないのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8443 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の保守 以下 | 2件 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 1,285,377 | 本件は、海上幕僚監部において使用する、富士ゼロックス㈱製電子複写機の借上げに伴った保守契約である。当該機器の保守整備等に必要技術等を有しているのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8444 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の保守 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 1,241,964 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の借上げに伴った保守契約である。当該機器の保守整備等に必要技術等を有しているのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8445 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の保守 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 2,007,864 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の借上げに伴った保守契約である。当該機器の保守整備等に必要技術等を有しているのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8446 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の保守 以下 | 3件 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 2,725,430 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の借上げに伴った保守契約である。当該機器の保守整備等に必要技術等を有しているのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8447 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の保守 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 1,370,123 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の借上げに伴った保守契約である。当該機器の保守整備等に必要技術等を有しているのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8448 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の保守 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 1,466,089 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の借上げに伴った保守契約である。当該機器の保守整備等に必要技術等を有しているのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8449 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 電子複写機の借上げ 以下 | 2件 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 1,073,520 | 本件は、富士ゼロックス㈱製電子複写機の賃貸借契約で、平成15年6月から引き続き実施しているものである。当該機器は、リースで契約しており、リース期間満了まで引き続き契約しなければならないのは、富士ゼロックス㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8450 | 富士ゼロックス㈱中央営業部 | 情報セキュリティ要員養成講習(初級) | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.03 | 2,310,000 | 本件は、情報セキュリティ要員に対する講習に伴う支援に対するの役務契約である。業態調査の結果、要求を満たした富士ゼロックス㈱は、インシデントレスポンスの教育が充実しており、安定した教育を継続して提供できるコースを有しているため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8451 | 富士ゼロックス㈱ | 電子複写機借上 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 909,720 | 装備品等の借上げて、前年度より引き続き当該装備品等を借上げるための調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8452 | 富士ゼロックス㈱ | 電子複写機保守 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 2,766,456 | 本機器は当該社の製品であり、品質保証能力を有する唯一の業者であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------|--------------------|----|--------------------------------|-----------------------|----------|------------|---|-------------|--|------|
| 8453 | 富士ゼロックス㈱ | 電子複写機保守 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 1,130,850 | 本機器は当該社の製品であり、品質保証能力を有する唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8454 | 富士ゼロックス㈱ | カラー電子複写機保守 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.25 | 1,098,508 | 本機器は当該社の製品であり、品質保証能力を有する唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8455 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 複写機の保守点検 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 2,670,957 | 複写機の製造会社であり、直接の保守整備会社であり、保守整備に必要な技術を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8456 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 複写機の借上げ | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 3,055,500 | 前年度より引き続き複写機を借上げるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8457 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 複写機の借上げ | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 2,114,280 | 前年度より引き続き複写機を借上げるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8458 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 複写機の保守点検 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 1,558,630 | 複写機の製造会社であり、直接の保守整備会社であり、保守整備に必要な技術を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8459 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | コピーキット 以下 | 件 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 18.01.26 | 5,922,000 | 当該会社複写機の専用コピーキットであり当該業者が唯一の納入業者である (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8460 | 富士ゼロックス(株)沖縄営業所 | 消耗品キット | 5件 | 海上自衛隊 那覇航空基地隊 経理隊長 田中 良典 | 那覇市宇当間252 | 18.03.20 | 2,557,800 | 当隊の保有する富士ゼロックス(株)のコピー機に使用する専用コピーキットであり、他社では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8461 | 富士ゼロックス㈱ | 複写機の保守整備 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.04.15 | 8,497,125 | 本品は富士ゼロックス㈱が製造したものであり、直接の保守整備会社であり、保守整備に必要な技術を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8462 | 富士ゼロックス㈱ | 複写機の保守整備 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.04.15 | 2,499,840 | 本品は富士ゼロックス㈱が製造したものであり、直接の保守整備会社であり、保守整備に必要な技術を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8463 | 富士ゼロックス㈱ | 複写機の保守整備 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.04.15 | 1,178,100 | 本品は富士ゼロックス㈱が製造したものであり、また直接の保守整備会社であり、保守整備に必要な技術を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8464 | 富士ゼロックス㈱ | 複写機の保守整備 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.04.15 | 9,799,230 | 本品は富士ゼロックス㈱が製造したものであり、また直接の保守整備会社であり、保守整備に必要な技術を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8465 | 富士ゼロックス㈱ | TC751トナーカートリッジ外3品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.03 | 14,157,150 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8466 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機保守 | — | 航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 川井 正明 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 7,686,000 | 現に契約している器材を引き続き使用するため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8467 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 電子複写機借料 | 4台 | 防衛大学校 総務部長 高嶋 巖 | 神奈川県横須賀市 走水1-10-20 | 17.04.01 | 1,163,085 | 16年度に一般競争により契約 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8468 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 電子複写機保守及び消耗品ほか | 4台 | 防衛大学校 総務部長 高嶋 巖 | 神奈川県横須賀市 走水1-10-20 | 17.04.01 | 2,563,890 | 16年度に一般競争により契約 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8469 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 電子複写機借料 | 8台 | 防衛大学校 総務部長 高嶋 巖 | 神奈川県横須賀市 走水1-10-20 | 17.04.01 | 3,015,180 | 16年度に一般競争により契約 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------|-----------------|----------------|----------------------------------|-----------------------|----------|------------|---|-------------|--|------|
| 8470 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 電子複写機保守及び消耗品ほか | 8台 | 防衛大学校 総務部長 高嶋 巖 | 神奈川県横須賀市 走水1-10-20 | 17.04.01 | 5,747,274 | 16年度に一般競争により契約 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8471 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 電子複写機保守及び消耗品ほか | 3台 | 防衛大学校 総務部長 高嶋 巖 | 神奈川県横須賀市 走水1-10-20 | 17.04.01 | 3,449,001 | 16年度に一般競争により契約 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8472 | 富士ゼロックス㈱ 神奈川支店 | 電子複写機借料 | 3台 | 防衛大学校 総務部長 高嶋 巖 | 神奈川県横須賀市 走水1-10-20 | 17.04.01 | 1,341,900 | 16年度に一般競争により契約 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8473 | 富士ゼロックス(株)埼玉営業所 | 電子複写機の賃貸借 | 1式 | 防衛医科大学校 事務局 経理部長 石川 澄敏 | 埼玉県所沢市並木3-2 | 17.04.01 | 2,483,460 | 複数年継続して使用した方が安価に借りられるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8474 | 富士ゼロックス(株)埼玉営業所 | 電子複写機点検保守等 | 3,095.58 7枚 | 防衛医科大学校 事務局 経理部長 石川 澄敏 | 埼玉県所沢市並木3-2 | 17.04.01 | 11,835,321 | 賃貸借機の点検保守整備できるのは、構造・性能等を熟知し、かつ、その点検保守に必要な技術及び整備用治工具有し、点検・整備で使用する純正部品を納入できる製造会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8475 | 富士ゼロックス㈱ | 電子複写機の保守 | 326,114 | 防衛研究所 総務課 会計室長 西村 正英 | 東京都目黒区中目黒2丁目2 番1号 | 17.04.01 | 1,148,000 | 特殊な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社である。 電子複写機借上と合わせて一般競争により契約(3年リース)したものであり、1台は2年目、もう1台は最終年度の保守契約である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8476 | 富士ゼロックス㈱ | 文書入出力装置の保守 | — | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5 -1 | 17.04.01 | 1,484,257 | 富士ゼロックス㈱は、文書入出力装置の製造会社であり、保守をできる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8477 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機(ゼロックス)の借上 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5 -1 | 17.04.01 | 1,294,020 | 複写機の賃貸借契約を締結する場合、単価契約を廉価にするため、3年のリース期間を前提としている。本件は、経過期間未了であるため前年度業者の富士ゼロックス㈱を唯一の業者とした随意契約を締結した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8478 | 富士ゼロックス(株) | 電子複写機(ゼロックス)の保守 | — | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5 -1 | 17.04.01 | 2,094,689 | 複写機の保守契約を締結する場合、単価契約を廉価にするため、3年のリース期間を前提としている。本件は、経過期間未了であるため前年度業者を唯一の業者とした随意契約を締結した。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 8479 | 富士ゼロックス㈱ | ドラムトナーカートリッジ | 50個 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5 -1 | 18.03.27 | 6,646,500 | 本品は富士ゼロックス㈱製であり、富士ゼロックス㈱が国内における唯一の販売権を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8480 | 富士ゼロックス㈱ | 電子複写機の借上 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.04.01 | 1,603,980 | 複写機の賃貸借契約を締結する場合、単価契約を廉価にするため、3年のリース期間を前提としている。本件は、経過期間未了であるため前年度業者の富士ゼロックス㈱を唯一の業者とした随意契約を締結した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8481 | 富士ゼロックス㈱ | スキャナ機能付きプリンタ | — | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.03.17 | 3,013,500 | 本品は富士ゼロックス㈱製であり、富士ゼロックス㈱が国内における唯一の販売権を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | 単価契約 |
| 8482 | 富士ゼロックス㈱東京西営業所 | 電子複写機(カラー)の借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-1 0 | 17.04.01 | 636,300 | 複写機の賃貸借契約を締結する場合、単価契約を廉価にするため、3年のリース期間を前提としている。本件は、経過期間未了であるため前年度業者である富士ゼロックス㈱を唯一の業者とした随意契約を締結した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8483 | 富士ゼロックス㈱東京西営業所 | プリンタトナー ほか | 1式 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-1 0 | 18.01.17 | 2,469,600 | 本品は富士ゼロックス㈱製であり、富士ゼロックス㈱が国内における唯一の販売権を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8484 | 富士ゼロックス㈱北海道営業所 | 複写機の借上 | 1件 | 技術研究本部 札幌試験場 業務班長 山内 秀光 | 北海道千歳市駒里1032番 地 | 17.04.01 | 2,269,260 | 複写機の賃貸借契約を締結する場合、単価契約を廉価にするため、3年のリース期間を前提としている。本件は、経過期間未了であるため前年度業者の富士ゼロックス㈱を唯一の業者として随意契約を締結した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |
| 8485 | 富士ゼロックス㈱ | 電子複写機(カラー)の保守 | 7台 | 情報本部 総務部 総務課長 佐野 到 | 東京都新宿区市ヶ谷本村町 5-1 | 17.04.01 | 10,416,794 | 初度契約については一般競争にて実施し、当該年度を含めて3年間は随契約にて実施 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | 単価契約 |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-----------------------------|----|----------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|------|
| 8486 | 富士通(株) | 類別・標準化システムの運用支援役務 | 1 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 12,759,600 | 本役務は、類別・標準化システムの運用支援を行うものである。当該システムにおいては、昨年度、新FIO・外部インターフェース改修を行ったが、そのプログラムには富士通(株)の独自のロジックを使用している。よって、富士通(株)と随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8487 | 富士通(株) | 防衛庁認証局システムの支援役務 | 1 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 23,940,000 | 防衛庁認証局システムの運用支援役務は、本システムを運用する際に生じる、各種証明書発行・失効・危機対処、各種ログの管理等本システムの特長である強固なセキュリティの確保を目的としたものである。このシステムの機器構成は、官側が示した機能要求に対し、富士通製ハードウェアとソフトウェアを中心として構築されており、サーバ機器、端末機器及びネットワーク機器等、各機器の設定にあたっては同社の技術が用いられている。よって富士通(株)と随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8488 | 富士通㈱ | COEソフトウェア維持 | 1 | 統合幕僚会議 事務局第1幕僚室 会計室長 橋川 久雄 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.12 | 280,875,000 | 現在防衛庁で導入しているCOEの設計思想に基づくソフトウェアは、富士通㈱が設計・製造したものであり、当該ソフトウェアの改修に必要なツールは、当該ソフトウェアを開発製造した同社に所有権のある知的財産であり、他社には開示しない回答を得ている。本契約を実施するにあたり、当該ツールは必要不可欠なものである。よって本役務を実施できるのは当該会社しかない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8489 | 富士通㈱ | BRI内線回路J他1件 | 1 | 統合幕僚会議 事務局第1幕僚室 会計室長 橋川 久雄 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.17 | 3,006,150 | 中央指揮システム総括局専用交換装置、リモートスイッチ、ISDN多重内線延長装置及び集線装置の製作は当該会社が実施している。これらの装置に組み込む内線回路及びその接続に利用するMDFケーブルには装置相互の互換性が必要であるが、互換に必要な製品を製造しかつ販売しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 8490 | 富士通㈱ | 陸幕システム等システム維持支援 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 163,628,999 | 本メーカーは陸幕システム及び庁OAシステムの構築メーカーであり、かつ各システムにおいて使用するネットワーク網の契約メーカーである。また陸幕システムソフトウェアのプライム製造メーカーでもある。各システムの形態、特性等を把握し、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク等、一貫したシステム維持支援の提供が可能であるのは本メーカーのみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8491 | 富士通㈱ | 技術援助 | 15 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 1,500,000 | 基地電子交換装置等であり、緊急のための本体製造メーカーとの単価契約であり、器材等を熟知し、技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | 単価契約 |
| 8492 | 富士通㈱ | 交戦訓練用装置に関する訓練・普及教育業務の支援 | 12 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 214,285,716 | 本契約は、各師団・旅団が保有し、部隊訓練を効果的に実施するための交戦訓練用装置の故障修理を目的としたものである。本装置の開発・設計・製造は富士通であり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその操作・運営要領に精通し、また突発的な故障修理に必要な技術・ノウハウ、修理設備、修理器材を有している本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | 単価契約 |
| 8493 | 富士通㈱ | 電子機器等至急限定修理(固定型撮影装置用電動旋回台) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.25 | 2,683,800 | 本器材は、FTCが管理する各部隊の練成訓練の評価を目的とした器材の構成品であり、教育訓練を隊務の主軸とする各部隊の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は富士通であり、本器材を修理できるのは、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術・ノウハウ、修理設備、修理器材を有する本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8494 | 富士通㈱ | 近距離暗視装置JGVGS-V7-B修理 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.18 | 7,513,800 | 本器材はイラク復興支援群において隊員の安全を確保するための警備用器材であり、富士通が開発・製造し、修理等についても独自の技術をもって富士通が実施している。本器材の修理は、整備施設、完成試験場、整備技術のノウハウ、品質保証等、このメーカーに限定される。今回の修理要求は、イラクで使用し隊員の安全に極めて大きな影響を及ぼす本器材の確実な整備が必要であり、本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8495 | 富士通㈱ | 電子機器等至急限定修理(人員用端末無線機)ほか47品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.05 | 22,296,750 | 本器材は、FTCが管理する各部隊の練成訓練の評価を目的とした器材であり、教育訓練を隊務の主軸とする各部隊の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は富士通であり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術・ノウハウ、修理設備、修理器材を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 8496 | 富士通㈱ | 機動訓練評価装置定期及び臨時整備 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 12,002,550 | 本契約は、FTCが管理する各部隊の練成訓練の評価を目的とした器材の定期整備及び故障発生時に至急で修理をするものである。教育訓練を隊務の主軸とする各部隊の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は富士通であり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術・ノウハウ、修理設備、修理器材を有している。また至急整備に即応できる体制を準備でき、現地で修理ができるのは、本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8497 | 富士通㈱ | 電子機器等至急限定修理(固定型撮影装置用タワー) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.12 | 2,118,900 | 本器材は、FTCが管理する各部隊の練成訓練の評価を目的とした器材の構成であり、教育訓練を隊務の主軸とする各部隊の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は富士通であり、本器材を修理できるのは、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術・ノウハウ、修理設備、修理器材を有する本メーカーに限定される。また本器材の至急整備に対応できるのも、このメーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8498 | 富士通㈱ | 平成17年度陸自指揮システム用ソフトウェアの改修(その1) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.13 | 45,919,650 | 本作業ができるのは、本システムを契約し、製造及び納入し、システム設計、プログラム基本設計をし、その性能を熟知かつ、製造に必要な技術を有している富士通株式会社でなければ、適切に改修し納期まで納入出来ない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8499 | 富士通㈱ | 電子機器等至急限定修理(近距離暗視装置JGVS-V7-B)ほか1品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.14 | 13,472,550 | 本器材はイラク復興支援群において隊員の安全を確保するための警備用器材であり、富士通が開発・製造し、修理等についても独自の技術をもって富士通㈱が実施している。本器材の修理は、整備施設、完成試験場、整備技術のノウハウ、品質保証等、このメーカーに限定される。今回の修理要求は、イラクで使用し隊員の安全に極めて大きな影響を及ぼす本器材の確実な整備が必要であり、本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8500 | 富士通㈱ | 電子機器等限定修理(ファン盤22)ほか24品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.07 | 2,084,985 | 本契約は陸上自衛隊の指揮・連絡・通信のため平常から常続不断で運用される基地通信関連器材の部品修理を目的としたものである。器材の開発・設計・製造は富士通が担当し、構造・性能に熟知している本メーカーが修理を担当している。本器材の故障発生は、通常の陸上自衛隊の即応態勢の維持に極めて大きな影響を与えるため、確実な整備が要求され、技術員の有無、修理のための特殊な器材等、この体制を確立できるのは本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8501 | 富士通㈱ | 平成17年度陸自データ通信システム用ソフトウェアの改修 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.22 | 22,188,000 | 本ソフトウェア改修に適するものは、陸自データ通信システムの開発を契約並びに製造及び納入し、性能を熟知かつ、改修に必要な技術を有している富士通株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8502 | 富士通㈱ | MPUIほか6品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.30 | 8,990,100 | 本部品は、機上無線機JARC-F200の専用部品であり、富士通㈱が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8503 | 富士通㈱ | カソード高圧ユニットほか1品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.13 | 9,941,400 | 81式短距離地对空誘導弾の生産において、射撃統制装置の射撃統制部構成品の専門技術を有し、製造の実績が富士通㈱のみが本契約履行可能であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8504 | 富士通㈱ | 平成17年度IDDN統計管理装置の改修 | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 40,470,000 | 本ソフトウェア改修ができるのは、本ソフトウェアを製造及び納入し、その構造・性能等を熟知し、製造に必要な技術及び生産設備を有している富士通株式会社のみである。本ソフトウェア改修を適切に行い、納期までに納入できるのは開発業者以外では困難である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8505 | 富士通㈱ | 指揮管理通信システム用ソフトウェアの改修 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 116,310,000 | 本ソフトウェア改修に適するものは、陸自データ用通信システムの開発を契約並びに製造及び納入し、性能を熟知かつ、改修に必要な技術を有している富士通株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8506 | 富士通㈱ | CTRLPROCESS. UNIT1, SDSほか2品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 1,583,400 | 本部品は富士通社が設計、製造した独自国産品である。製造図面、設備等を有しているのは富士通社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 8507 | 富士通㈱ | 電子機器等至急限定修理(人員用端局無線機)ほか8品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 3,109,050 | 本器材は、FTCが管理する各部隊の練成訓練の評価を目的とした器材であり、教育訓練を隊務の主軸とする各部隊の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は富士通であり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8508 | 富士通㈱ | ノード装置据付・調整 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.17 | 1,417,500 | 本契約は情報本部の任務遂行のための器材の整備・調整である。本器材を整備・調整できるのは、本器材の開発・設計・製造を担当して、その構造・性能を熟知し、本器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有する本メーカーに限定される。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8509 | 富士通㈱ | 平成17年度訓練評価分析装置用ソフトウェアの改修 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 335,096,000 | 本ソフトウェア改修に適するものは、訓練評価分析装置用プログラムの開発を契約並びに製造及び納入し、性能を熟知かつ、改修に必要な技術を有している富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8510 | 富士通㈱ | 近距離暗視装置JGV5-V7-B修理 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.27 | 8,442,000 | 本器材はイラク復興支援群において隊員の安全を確保するための警備用器材であり、富士通が開発・製造し、修理等についても独自の技術をもって富士通が実施している。本器材の修理は、整備施設、完成試験場、整備技術のノウハウ、品質保証等、このメーカーに限定される。今回の修理要求は、イラクで使用し隊員の安全に極めて大きな影響を及ぼす本器材の確実な整備が必要であり、本メーカーに限定される。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8511 | 富士通㈱ | 平成17年度陸自指揮システム用ソフトウェアの改修(その2) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.06 | 523,682,000 | 本ソフトウェア改修に適するものは、陸自指揮システム用ソフトウェアの開発を契約並びに製造及び納入し、性能を熟知かつ、改修に必要な技術を有している富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8512 | 富士通㈱ | データ処理装置GDP-1改修ほか9品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.08 | 6,058,500 | 本契約は、各師団・旅団が保有し、部隊訓練を効果的に実施するための交戦訓練用装置の改修を目的としたものである。本装置の開発・設計・製造は富士通であり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有しているため、改修に際する設計等の信頼性も高い。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8513 | 富士通㈱ | 交戦訓練用装置の整備業務等に関する委託 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.13 | 224,910,000 | 本契約は、各師団・旅団が保有し、部隊訓練を効果的に実施するための交戦訓練用装置の部外委託による運営支援を目的としたものである。本装置の開発・設計・製造は富士通であり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその操作・運営要領に精通し、また突発的な故障修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有している本メーカーに限定される。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8514 | 富士通㈱ | 技術援助(師団等指揮システム導入に伴う技術援助) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.17 | 2,997,750 | 師団等指揮システムを開発したのは富士通(株)であり、技術の援助等ができるのは1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8515 | 富士通㈱ | 電子機器等限定修理(受信盤)ほか7品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.22 | 2,835,000 | 機上無線機JMRC-R50の修理であり、当該製品を製造・販売を行っているのが富士通(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8516 | 富士通㈱ | 電子機器等限定修理(機上無線機JARC-F201) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.22 | 3,517,500 | 機上無線機JARC-F201の修理であり、当該製品を製造・販売を行っているのが富士通(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8517 | 富士通㈱ | 電子機器等限定修理(人員用端局無線機)ほか18品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.22 | 13,929,300 | 人員用端局無線機(イラク仕様)の修理であり、当該製品を製造・販売を行っているのが富士通(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8518 | 富士通㈱ | 送信盤ほか3品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.23 | 4,618,950 | 幹線無線搬送端局装置JMRC-R50の部品であり、当該製品を製造・販売を行っているのが富士通(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 8519 | 富士通㈱ | アレスタ盤ほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.23 | 4,093,950 | 無線装置GPV-DN731の部品であり、当該製品を製造・販売を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8520 | 富士通㈱ | 画像変化検出器ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.27 | 5,208,000 | 警報監視装置GC-DN-710-Dの部品等であり、当該製品を製造・販売を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8521 | 富士通㈱ | 間隔輪ほか16品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.06 | 2,877,630 | 回線連接装置JGCC-DN1の部品等であり、当該製品の製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8522 | 富士通㈱ | 同軸コネクタほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.15 | 8,085,000 | 機動訓練評価装置の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8523 | 富士通㈱ | 平成17年度陸自指揮システム用ソフトウェアの改修(その3) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 95,550,000 | 当該システムを開発・製造等を行ったのは、富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8524 | 富士通㈱ | TRリミッター | 8 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 7,501,200 | 81式短距離地对空誘導弾Cの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8525 | 富士通㈱ | 電源盤ほか24品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 19,393,500 | 構内電子交換装置GSB-D3の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8526 | 富士通㈱ | 駆動制御回路ほか10品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 13,492,500 | 近距離暗視装置JGV5-V7-Bの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8527 | 富士通㈱ | AFユニットほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 51,492,000 | 音声制御装置JAIQ-N1の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8528 | 富士通㈱ | 固定電動旋回台接続ケーブル4ほか13品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 10,545,150 | 機動訓練評価装置の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8529 | 富士通㈱ | 352Kインターフェース盤Bほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.28 | 12,700,800 | デジタル伝送端局装置GCT-DNの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8530 | 富士通㈱ | 構内電子交換装置GSB-D3-()用保守コンソール | 37 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 15,112,650 | 構内電子交換装置GSB-D3の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8531 | 富士通㈱ | 16回線内線回路ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 3,104,452 | 構内電子交換装置GSB-D3の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8532 | 富士通㈱ | 電源盤ほか15品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 3,446,100 | 構内電子交換装置GSB-D3の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------------------|----------------------------|------|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 8533 | 富士通㈱ | 画像変化検出器ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 14,301,000 | 警報監視装置GC-DN710-Dの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8534 | 富士通㈱ | 制御部ほか10品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 26,623,800 | 機上無線機JARC-A310の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが富士通(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8535 | 富士通㈱特機システム本部 | GCT-DN5デジタル多重化装置増設 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.16 | 2,152,500 | GCT-DN5デジタル多重化装置の開発、製作及び装備工事会社であり、特別な技術を有している唯一の製造業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8536 | 富士通㈱ | 「宍岐警備所」他 赤外線暗視装置LAX-1 点検整備 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.15 | 2,488,500 | 赤外線暗視装置LAX-1の製造業者であり、技術及び修理に必要な修理用部品、治工具等を保有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8537 | 富士通㈱ | 「おおたか」年次検査 赤外線暗視装置 OAX-2 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.06 | 1,050,000 | 赤外線暗視装置OAX-2の製造業者であり、技術及び修理に必要な修理用部品、治工具等を保有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8538 | 富士通㈱ | CPUボード | 1個 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.22 | 2,257,500 | 本品は赤外線暗視装置LAX-1用部品の調達であり、契約会社は当該赤外線暗視装置LAX-1を設計・製造業者であることから、品質を保證できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8539 | 富士通㈱ | モータ外39件 | 40KN | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.28 | 1,890,000 | 当該部品の製造会社であり、赤外線暗視装置の定期交換部品である当該部品を入手可能な唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8540 | 富士通㈱特機システム本部ソリューション営業統括部 | 就職支援システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 5,250,000 | 本件は、就職支援システムの維持管理作業に伴う支援に対する役務契約である。富士通㈱は、当該システムのプログラムにおける開発元であり、維持管理作業に必要な技術、知識を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8541 | 富士通㈱特機システム本部ソリューション営業統括部 | 人事システムの維持管理役務 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 17,461,500 | 本件は、人事システムの維持管理作業に伴う支援に対する役務契約である。富士通㈱は、当該システムのプログラムにおける開発元であり、維持管理作業に必要な技術、知識を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8542 | 富士通㈱特機システム本部ソリューション営業統括部 | 海幕経理システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.08 | 9,240,000 | 本件は、海幕経理システムの維持管理作業に伴う支援に対する役務契約である。富士通㈱は、当該システムのプログラムにおける開発元であり、維持管理作業に必要な技術、知識を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8543 | 富士通㈱特機システム本部ソリューション営業統括部 | 人事システム用端末装置等の移設等 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.04 | 1,092,000 | 本件は、組織改編に伴い、海上幕僚監部において使用する、人事システム用端末装置等の移動に伴う支援に対する役務契約である。富士通㈱は、当該システムのプログラムにおける開発元であり、移動等に必要な技術、知識を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8544 | 富士通㈱特機システム本部ソリューション営業統括部 | 業務システム関連器材の移動等役務 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 2,698,500 | 本件は、人事システム用端末装置等の移動に伴う支援に対する役務契約である。富士通㈱は、当該システムのプログラムにおける開発元であり、移動等に必要な技術、知識を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8545 | 富士通㈱ | 需給統制システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 21,000,000 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8546 | 富士通㈱ | 弾薬整備補給システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 4,987,500 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------------------|--|-----|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 8547 | 富士通㈱ | 部隊経理システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 8,473,500 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8548 | 富士通㈱ | 給与システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 6,352,500 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8549 | 富士通㈱ | 航空機造修整備システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.08.24 | 21,000,000 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8550 | 富士通㈱ | 航空補給システムの換装に伴う航空機造修整備システムの付帯作業 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.10.03 | 29,400,000 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8551 | 富士通㈱ | 海幕経理システム用入出力装置の換装に伴う付帯作業 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.08 | 7,161,000 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8552 | 富士通㈱ | 給与システムの時間外処理機能の改修 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.12.22 | 4,756,500 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8553 | 富士通㈱ | 人事システム用ソフトウェアの改修 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.01.19 | 186,375,000 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8554 | 富士通㈱ | 後方支援システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.01.20 | 25,410,000 | 富士通㈱が設計から開発、プログラム作成を行っており、品質保証を行える唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8555 | 富士通㈱特機システム本部ソリューション営業統括部 | 艦船補給システムの維持整備等役務 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.04.01 | 23,730,000 | 突発する不具合等に対し迅速かつ的確に対処するためには、艦船補給システム及び関係業務に精通している必要がある。 当該業者は艦船補給システムの開発元であり、必要とされる条件を満たし、本役務の品質保証を行える唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8556 | 富士通(株)特機システム本部防衛営業統括部 | 武器等用品(専用品)「COOLER, AIR, ELECTRONIC EQUIPMENT」 | 4EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.07.01 | 11,550,000 | 当該品は赤外線暗視装置LAX-1の冷却器で、製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8557 | 富士通(株)特機システム本部防衛営業統括部 | POWER SUPPLY 修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.07.14 | 1,890,000 | 当該機器は艦艇に設置されている電波妨害装置の部品であり、当該会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8558 | 富士通(株)特機システム本部防衛営業統括部 | 武器等用品(専用品)「ENCODER, SHAFTANGLE TO DIGITAL」外 | 9件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.09.28 | 31,920,000 | 当該品はLPS-50L-ダのデジタル符号器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8559 | 富士通(株)特機システム本部防衛営業統括部 | 武器等用品(専用品)「COOLER, AIR, ELECTRONIC EQUIPMENT」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.07 | 28,671,300 | 当該品は赤外線暗視装置LAX-1の冷却器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8560 | 富士通(株)特機システム本部防衛営業統括部 | 武器等用品(専用品)「赤外線暗視装置OAX-1B用オーバーホールキット」外 | 6件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.19 | 18,483,150 | 当該品は赤外線暗視装置OAX-1Bのオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------------------|--|-------|------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8561 | 富士通(株)特機システム本部 防衛営業統括部 | 武器等用品(専用品)「MOTOR TAC HOMETER GENERATOR」外 | 13件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.22 | 19,425,000 | 当該品は電波妨害装置OLT-3Cの回転速度計モーターで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8562 | 富士通(株)特機システム本部 防衛営業統括部 | 武器等用品(専用品)「赤外線暗視装置 OAX-2用オーバーホールキット」 | 2KT | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.16 | 5,565,000 | 当該品は赤外線暗視装置OAX-2のオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8563 | 富士通(株)特機システム本部 防衛営業統括部 | CIRCUIT CARD ASSY修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.14 | 1,228,500 | 当該機器は陸上施設に設置されているレーダの部品であり、当該会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8564 | 富士通特機システム本部ソ リューション営業統括部 | 艦船補給システムの改修 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 54,495,000 | 当該業者は、艦船補給システムの改修に必要な技術及び補給業務に係る詳細な知識を有し、本改修役務を確実に実施できる唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8565 | 富士通(株)特機システム本部 防衛営業統括部 | 武器等用品(専用品)「AMPLIFIER」 | 7EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 7,298,550 | 当該品は電波妨害装置OLT-3の増幅器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8566 | 富士通(株)特機システム本部 防衛営業統括部 | 武器等用品(製造者規格品)「PHASE SHIFTER」 | 45EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 16,537,500 | 当該品は電波妨害装置OLT-3Cの変調器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8567 | 富士通特機システム本部ソ リューション営業統括部 | 艦船補給システムのDII加入に伴う設定変 更作業 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 76,785,000 | 当該業者は、艦船補給システム及びDIIに係る設計に従事しており、必要とされるネットワークに係る十分な知識、技術を有し、艦船補給システムの設定変更役務を迅速・確実に実施できる唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8568 | 富士通(株)特機システム本部 防衛営業統括部 | 武器等用品(製造者規格品)「FET」 | 105EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 37,909,530 | 当該品は電波妨害装置OLT-3Cの増幅器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8569 | 富士通機 | 航空補給システムの維持管理等役務 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.04.11 | 20,475,000 | 富士通機は、現航空補給システムの設計及びハードウェアの納入会社であり、システムの構成、プログラム内容、運用手順及び海上自衛隊の補給業務に精通しており、電算機の維持整備に関して信頼できる唯一の会社である。富士通機は、航空補給システムと関連する補給本部システム及び艦船補給システムの開発並びに維持を行っており、補給業務全般を視野に入れた密接かつ継続的な支援が可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8570 | 富士通機 | 赤外線探知装置 受信変換器 RT-173 5C/AAS-44-N 修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.04.28 | 3,725,400 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約を締結しており、SH-60K型航空機用の搭載機器(赤外線探知装置 受信変換器 RT-1735C/AAS-44-N)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8571 | 富士通機 | 赤外線探知装置 受信変換器 RT-173 5C/ASS-44-N ほか1件 修理(2 /2) | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.05.02 | 7,392,000 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約を締結しており、SH-60K型航空機用の搭載機器(赤外線探知装置 受信変換器 RT-1735C/ASS-44-Nほか)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8572 | 富士通機 | 赤外線探知装置 受信変換器RT-1735 B/AAS-44-N 修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.06.29 | 10,303,650 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約を締結しており、SH-60K型航空機用の搭載機器(赤外線探知装置 受信変換器RT-1735B/AAS-44-N)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8573 | 富士通機 | 巡回役務(赤外線探知装置AN/AAS-4 4-N1/N2) | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.26 | 1,052,100 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約を締結しており、SH-60K型航空機用の搭載機器(赤外線探知装置AN/AAS-44-N1/N2)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8574 | 富士通機 | 航空補給システムの換装に伴う付帯作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.20 | 89,460,000 | 富士通機は、航空補給システムの換装に伴う改修を担当した会社であり、システムの構成、プログラム内容、運用手順及び海上自衛隊の補給業務に精通しており、電算機システムの換装付帯作業を円滑かつ効率的に実施できる唯一の会社である。富士通機は、航空補給システムと接続する需給統制システム及び艦船補給システム等の開発並びに維持を行っており、補給業務全般を視野に入れた支援が可能な会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--|-------|-------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 8575 | 富士通株 | 戦術表示装置 AN/ASA-70 改修 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.19 | 199,290,000 | 当該会社は米国ウェル社と技術援助契約を締結しており、P-3C型航空機用の搭載機器(戦術表示装置 AN/ASA-70)を改修できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8576 | 富士通株 | 航空武器等用部品(部隊整備用)BATTE RY ASSY 2品目 | 414個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.09 | 28,336,350 | SH-60J/K用戦術情報処理装置制御処理機の18年度修理契約に必要な官給用部品の在庫がないため、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8577 | 富士通株 | 赤外線探知装置受信変換器RT-1735C /AAS-44-N修理(2/2) | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 7,528,500 | 別契約で実施した故障探求の結果特定された故障箇所を、技術的に修理可能な唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8578 | 富士通株 | 航空武器等用部品(部隊整備用)LIGHT, INDICATORほか3品目 | 35個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 7,413,000 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(LIGHT, INDICATORほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8579 | 富士通株 | 航空武器等用部品(部隊整備用)BATTE RY DRY ほか1品目 | 40個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 2,907,450 | 当該会社は、MH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(BATTERY DRYほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8580 | 富士通株 | 航空武器等用部品(官給用)FAN ほか7 品目 | 21個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.27 | 54,190,500 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(FANほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8581 | 富士通株 | 航空補給システムのDDI加入に伴う設定変 更作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.30 | 77,700,000 | 航空補給システムの換装を担当した会社であり、システム構成及びネットワーク構成・設定に精通しており、DDI加入に伴う設定変更作業を円滑かつ効率的に実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8582 | 富士通株 | 航空武器等用部品(官給用)INTERFAC E ほか9品目 | 30個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 23,509,500 | 当該品は、SH-60K型航空機の修理に必要な部品(INTERFACEほか)であり、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8583 | 富士通株 | データ処理近代化器材用プログラムの改 善技術利用(駐在技術員) | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 18,795,000 | 該社は本役務を実施するための体制が整っている唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8584 | 富士通株 | データ処理近代化器材の設定変更 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.25 | 5,304,600 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8585 | 富士通株 | RADIO CONTAINER外2品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.05 | 21,210,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8586 | 富士通株 | データ処理近代化器材用プログラムの改 修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.11 | 10,636,500 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8587 | 富士通株 | 基地補給業務用プログラムの改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.20 | 10,143,000 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8588 | 富士通株 | INFLATOR ASSY | 932EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 84,882,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8589 | 富士通株 | FLOATING CELL ASSY | 360EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 22,155,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 8590 | 富士通㈱ | 補給処電算機用プログラムの改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 10,164,000 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8591 | 富士通㈱ | POWERS支援プログラムの適合理化改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.17 | 27,380,850 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8592 | 富士通㈱ | 基地補給業務用プログラムの改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.26 | 205,376,850 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8593 | 富士通㈱ | データ処理近代化器材用プログラムの改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.26 | 23,474,850 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8594 | 富士通㈱ | 補給処電算機用プログラムの改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.26 | 72,003,750 | 当該プログラムを作成し、改修を実施している会社であり、また、接続するシステムとの整合性を確保しつつ、改修を効率的に実施でき、かつ総合的品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8595 | 富士通㈱ | データ処理近代化器材用プログラムの改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 37,629,900 | 該社は当該プログラムの作成会社であり、接続するシステムとの整合性の確保及び総合的な品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8596 | 富士通㈱ | 補給処電算機用プログラムの改修 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 40,099,500 | 該社は当該プログラムの作成会社であり、接続するシステムとの整合性の確保及び総合的な品質保証ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 8597 | 富士通株式会社 | 電子戦能力評価システムの運用用役務(システム全般) 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 106,134,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8598 | 富士通株式会社 | 赤外線暗視装置 J/AAQ-1 構成品修理 6EA | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.06.27 | 10,055,850 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8599 | 富士通株式会社 | U-125A用搜索レーダー J/APQ-2 構成品修理 25EA | 25EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.06.27 | 39,623,850 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8600 | 富士通株式会社 | U-125A用搜索レーダー J/APQ-2 構成品修理 5EA | 5EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.06.27 | 7,818,300 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8601 | 富士通株式会社 | 6.3MPCM光伝送装置J/FTC-22() 設置調整一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.08.22 | 9,796,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8602 | 富士通株式会社 | デジタル伝送端局装置等設定変更一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.08.22 | 15,841,350 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8603 | 富士通株式会社 | 統合気象解析予報用電算機 プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.01 | 52,762,500 | 本契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8604 | 富士通株式会社 | ANTENNA 4 | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.12 | 4,421,550 | 本品は電波環境測定装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 8605 | 富士通株式会社 | デジタル伝送端末装置等 構成品増設等一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 8,578,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8606 | 富士通株式会社 | 赤外線暗視装置 AN/AAQ-15 (JM) 構成品修理 34EA | 34EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 228,900,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8607 | 富士通株式会社 | 赤外線暗視装置 AN/AAQ-15 (JM) 構成品修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 11,361,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8608 | 富士通株式会社 | 電子戦能力評価装置 プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 13,206,900 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8609 | 富士通株式会社 | POWER SUPPLY外4品目 | 848EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 66,675,000 | 本品は救命無線機試験装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8610 | 富士通株式会社 | I/O CONTROLLER | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.11 | 26,628,000 | 本品は要撃管制訓練装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8611 | 富士通株式会社 | 電波環境測定装置 J/MSM-6 定期検査 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.18 | 9,240,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8612 | 富士通株式会社 | 赤外線暗視装置 J/AAQ-1 構成品修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.24 | 3,309,600 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8613 | 富士通株式会社 | 電子戦能力評価システム 構成品修理 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.11.09 | 40,641,300 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8614 | 富士通株式会社 | 構内電子交換装置 J/FTC-24 移設一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.19 | 6,631,800 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8615 | 富士通株式会社 | SWITCHING HUB外5品目 | 49EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.19 | 2,435,055 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8616 | 富士通株式会社 | DIIオープン系用基地内データ通信装置 J/UCC-2設定変更 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 45,788,400 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8617 | 富士通株式会社 | INDICATOR, VIDEO外6品目 | 17EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 812,595,000 | 本品は赤外線制御器の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8618 | 富士通株式会社 | CENTRAL PROCESSOR外1品目 | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 33,629,400 | 本品は要撃管制訓練装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8619 | 富士通株式会社 | 統合気象解析予報用電算機 プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.10 | 41,821,500 | 本契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 8620 | 富士通株式会社 | SPECTRUM ANALYZER | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.26 | 6,348,300 | 本品は電子戦能力評価システムの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8621 | 富士通株式会社 | INTERFACE UNIT, DATA TRANSFER | 20EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.30 | 2,184,000 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8622 | 富士通株式会社 | 教育用航空自衛隊オープンデータ通信システム等 移設 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.13 | 9,040,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8623 | 富士通株式会社 | デジタル伝送端末局装置 GCT-DN4 ()構成品増設等 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.23 | 2,775,150 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8624 | 富士通株式会社 | デジタル伝送端末局装置等 設定変更 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.01 | 29,925,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8625 | 富士通株式会社 | デジタル伝送端末局装置等 設定変更 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.07 | 3,045,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8626 | 富士通株式会社 | SWITCHING HUB | 35EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.28 | 2,021,250 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8627 | 富士通株式会社 | RECEIVER, INFRARED | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.29 | 189,000,000 | 本品は赤外線受信機の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8628 | 富士通株式会社 | 赤外線監視装置AN/AAQ-15(JM)構成品修理 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 9,718,800 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8629 | 富士通株式会社 | 電子戦能力評価システム 構成品修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 11,340,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8630 | 富士通株式会社 | 電子戦能力評価システム 構成品修理 1EA | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 8,296,050 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8631 | 富士通株式会社 | 電子戦能力評価装置 プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 43,365,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器及びプログラムの技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機及びプログラムの設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8632 | 富士通株式会社 | 電波環境測定装置J/MSM-6 改修要領の検討 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 86,415,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 8633 | 富士通株式会社 | MOUNTING BASE, ELECTRICAL外3品目 | 11EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 58,800,000 | 本品は赤外線監視装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-----------------------------------|------|----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8634 | 富士通株式会社 | CONSOL EQUIPMENT外25品目 | 26EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 92,423,100 | 本品は電子戦能力評価システムの構成部品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8635 | 富士通株式会社 | ANTENNA外2品目 | 99EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 6,914,250 | 本品は救命無線機の構成部品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8636 | 富士通株式会社 | POWER SUPPLY | 8EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 13,162,800 | 本品は目標機用シミュレータ装置の構成部品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8637 | 富士通株式会社 | INTERFACE UNIT, ELECTRONICS | 20EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 6,720,000 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8638 | 富士通株式会社 | INF外11品目 | 20EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 3,685,500 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8639 | 富士通株式会社 | AIODCA PACKAGE外1品目 | 21EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 3,601,500 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8640 | 富士通株式会社 | BATTERY | 36EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 2,540,160 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8641 | 富士通株式会社 | GENERATOR, THERMAL NOISE外34品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 31,836,000 | 本品は、81式短距離地对空誘導弾射統装置の補用部品であり、契約履行にあたっては、本品の設備・技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8642 | 富士通(株) | 汎用電子計算機システムの一部改修 | 1式 | 防衛医科大学校 事務局 経理部長 石川 澄敏 | 埼玉県所沢市並木3-2 | 17.08.05 | 4,725,000 | 平成17年度厚生労働省告示第308号に対応するためにシステムの一部改修の必要があり、このシステムの特許権を有しているのは、富士通のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8643 | 富士通(株) | 汎用電子計算機システムの一部改修(その2) | 1式 | 防衛医科大学校 事務局 経理部長 柳谷 辰夫 | 埼玉県所沢市並木3-2 | 18.03.16 | 13,954,500 | 防衛医科大学校で使用する汎用電子計算機の「オータリングシステム」は、特許「医療情報システム」を「医事会計システム」特許「医事会計システム」及び「医事会計プログラム」を使用している。本件は、平成18年度診療報酬の改定に対応するため、上記システムの一部改修の必要があり、上記の特許を有するのは当該会社のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8644 | 富士通(株) | 対砲レーダの研究のための調査書(その3) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区区市谷本村町5-1 | 17.06.27 | 3,964,800 | 本調査書作成には、高速で飛しょうする砲弾等を高精度で補足・追尾可能なレーダ技術、弾道解析を行う標定技術及び上位指揮統制システムとの接続技術に対する抽出・検討能力及びコスト管理能力が要求されるが、富士通は、地上レーダ装置(改)の協力会社として標定技術を保有するとともに、陸自指揮システムの主要約会社として接続技術を有しており、本調査書作成可能業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8645 | 富士通(株) | 技術審査支援業務の電子化(CALS/E C)用電子計算機の維持整備 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区区市谷本村町5-1 | 17.07.04 | 4,305,000 | 富士通は、本システムの製造を担当した会社であり、本システム用の電子計算機借上の導入担当会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8646 | 富士通株式会社 | レーダ散乱断面積計算ソフトウェア機能付加(その5) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.10.27 | 2,572,500 | 今回機能付加を行うFESSは富士通が開発したもので、機能付加を行う上で必要なソースコードを所有し閲覧できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8647 | 富士通株式会社 | 赤外線被探知距離シミュレーションソフト機能付加(その3) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 18.01.17 | 2,782,500 | 今回付加作業を行う赤外線被探知距離シミュレーションソフトは富士通が開発した物であり機能付加を行う上で、必要なソースコードを所有し閲覧できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--|----|----------------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|---|----|
| 8648 | 富士通㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.01 | 1,438,500 | 富士通㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8649 | 富士通㈱ | 滞空型レーダ技術の研究のための技術調査(その3) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.09.12 | 2,146,200 | 本滞空型レーダ技術の研究は、海上を低空飛行する巡航ミサイルを遠洋で早期に探知し、追尾する有人/無人機搭載型レーダのために必要な(1)クラッタ抑圧信号処理技術(2)低空高速移動目標探知追尾技術(3)分散開口合成技術(4)航空機搭載型遠距離レーダシステム技術の課題を研究するものである。富士通㈱は、地上レーダ(改)2号の実績の他、各種電波機材の設計、製造に関わっており、本作業を行うことができる検討能力を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8650 | 富士通㈱ | 超広帯域送受信装置 | 1台 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.01.10 | 2,866,500 | 富士通㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8651 | 富士通㈱ | レーダ電子戦シミュレータ改(その3)の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.02.07 | 2,598,750 | 富士通㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実施経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8652 | 富士通㈱ | 電磁界解析装置 | 1台 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.02.10 | 4,567,500 | 当該製品を日本国内で製造・販売しているのは富士通㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8653 | 富士通㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(赤外線シーカ要素(その3)の航空機搭載・母機適合性試験)のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.05.26 | 6,130,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士通㈱は供試品のうち赤外線シーカ部のうち検知器及び光学系の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8654 | 富士通㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(赤外線シーカ要素(その4)の基本性能確認試験)のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.08 | 4,053,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士通㈱は供試品のうち赤外線シーカ部のうち検知器及び光学系の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8655 | 富士通㈱ | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.02 | 2,415,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品と連接して使用する射出型ECM試験装置の運用の知識が必要がある。富士通㈱は本装置の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8656 | 富士通㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(赤外線シーカ要素(その4)の基本性能確認試験)のための労務借上(その8) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.19 | 1,819,650 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士通㈱は供試品のうち赤外線シーカ部のうち検知器及び光学系の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8657 | 富士通㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(赤外線シーカ要素(その4)の赤外画像シミュレーション試験)のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.02.20 | 1,416,450 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。富士通㈱は供試品のうち2波長赤外線シーカ部構成3型の赤外線検知部の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8658 | 富士通㈱ | イメージ年経変化試験のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.02.28 | 1,585,500 | 13~15年に試作した新短距離空対空誘導弾(XXAM-5)のイメージの年経変化状況を確認するものである。富士通㈱は供試品の製造会社であり、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8659 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(北部方面隊)(その2) | 1式 | 契約本部長 宇田川 新一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 1,280,764,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8660 | 富士通(株) | 陸自データ通信システム構成借上(通信所用) | 1式 | 契約本部長 宇田川 新一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 1,195,488,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|---|----|
| 8661 | 富士通(株) | 防衛情報通信基盤(クローズ系)通信電子機器借上 | 1式 | 契約本部長 宇田川 新一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 2,709,000,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8662 | 富士通(株) | 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上 | 1式 | 契約本部長 宇田川 新一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 2,276,702,064 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8663 | 富士通(株) | 赤外線探知装置 AN/AAS-44-N1 | 6SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 1,282,050,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、富士通(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8664 | 富士通(株) | 赤外線探知装置 AN/AAS-44-N1 | 2SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 427,350,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、富士通(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8665 | 富士通(株) | 師団等指揮システム | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,329,300,000 | 本品は、陸上自衛隊の師団等に装備し、師団等が装備している他システム等と有機的に結合して、師団長等の迅速・的確な指揮・統制を支援し、統合戦闘力の発揮を容易にするために使用するものである。本品の製造に当たっては、平成13年度に調達された「師団等指揮システム(試験用)」(以下「試験用」という。)の構造・性能等を熟知し、かつ、上位システムである「方面隊指揮システム」と相互リンク機能を持たせる必要から、「方面隊指揮システム」のソフトウェアについての内容を熟知し、その機能・性能を発揮するためのハードウェアの構築や動作環境の設定等、システム構築上の技術を有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、「試験用」及び「方面隊指揮システム」の契約相手方である富士通株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8666 | 富士通(株) | 情報収集装置借上(長直部隊等用) | 1式 | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 229,425 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8667 | 富士通(株) | 陸幕システム構成借上(その2) | 1式 | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 5,392,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8668 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(東北方面隊)(その2) | 1式 | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 725,029,200 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8669 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(東部方面隊)(その2) | 1式 | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 710,507,700 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8670 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(西部方面隊)(その2) | 1式 | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 925,885,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8671 | 富士通(株) | 陸自データ通信システム構成借上(電交用) | 1式 | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 967,818,600 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8672 | 富士通(株) | 経理補給実習用教材機器(借上) | 10T | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 36,414,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8673 | 富士通(株) | 需給統制システム電子計算機組織(借上) | 10T | 契約本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 440,470,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 8674 | 富士通(株) | 艦船補給システム用電子計算機(借上)艦補処用 | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 132,778,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8675 | 富士通(株) | 航空補給システム用電子計算機(借上)空補処用 | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 136,719,450 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8676 | 富士通(株) | 艦船補給システム用電子計算機(借上)造補所等用 | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 349,020,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8677 | 富士通(株) | 弾薬整備補給システム用電子計算機(借上)弾補所用 | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 70,560,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8678 | 富士通(株) | 航空補給システム用電子計算機(借上)整備隊等用 | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 513,475,200 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8679 | 富士通(株) | 後方支援システム用電子計算機組織(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 295,344,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8680 | 富士通(株) | 艦船造修整備システム用電子計算機(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 46,431,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8681 | 富士通(株) | 航空機造修整備システム用電算機組織(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 71,820,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8682 | 富士通(株) | 部隊経理システム用入出力装置(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 216,468,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8683 | 富士通(株) | 給与システム用入出力装置(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 113,286,600 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8684 | 富士通(株) | 給与システム用処理装置(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 199,458,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8685 | 富士通(株) | 人事システム用電子計算組織(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 157,386,600 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8686 | 富士通(株) | 就職支援システム用端末装置(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 24,696,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8687 | 富士通(株) | 航空機技術刊行物等制定・管理業務(CALS/EC)用電子計算機(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 5,796,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|-------------------------------------|-------------|---|----|
| 8688 | 富士通(株) | 航空対潜戦指揮システム接続装置用ハードウェア(借上) | 1SE | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 15,120,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8689 | 富士通(株) | 海自インターネット用器材の借上 | 1OT | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 22,667,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8690 | 富士通(株) | 通信保全処理装置(借上) | 1SE | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 21,999,600 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8691 | 富士通(株) | 指揮管理データ交換装置(借上) | 1SE | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 126,000,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8692 | 富士通(株) | 通信電子機器借上 教育用指揮管理通信端末装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 13,860,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8693 | 富士通(株) | 電子計算機借上 補給管理教育用電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 17,514,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8694 | 富士通(株) | 電子計算機借上 CAIシステム(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 8,114,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8695 | 富士通(株) | 電子計算機借上 CAIコースウェア作成装置(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 1,852,200 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8696 | 富士通(株) | 電子計算機借上 統合気象解析予報用電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 501,643,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8697 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ解析装置用電子計算機(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 78,120,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8698 | 富士通(株) | 電子計算機借上 第1補給処電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 208,656,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8699 | 富士通(株) | 電子計算機借上 第2補給処電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 287,280,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8700 | 富士通(株) | 電子計算機借上 第3補給処電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 336,420,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8701 | 富士通(株) | 電子計算機借上 第4補給処電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 223,020,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|-------------------------------------|-------------|---|----|
| 8702 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(岐阜) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 33,714,450 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8703 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(美保) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 33,772,200 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8704 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(防府北) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 32,755,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8705 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(小牧) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 45,990,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8706 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(静浜) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 41,693,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8707 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(松島) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 40,194,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8708 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(戸屋) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 38,971,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8709 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(那覇) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 42,033,600 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8710 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(三沢) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 48,686,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8711 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給端末装置(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 33,483,450 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8712 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給端末装置(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 5,859,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8713 | 富士通(株) | 電子計算機借上 航空医学実験隊技術計算用電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 111,538,350 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8714 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(百里) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 114,357,600 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8715 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(春日) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 84,974,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-----------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|-------------------------------------|-------------|---|----|
| 8716 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(維持管理用器材)(市ヶ谷) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 53,650,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8717 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(浜松) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 102,110,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8718 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(小松) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 88,578,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8719 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(新田原) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 100,800,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8720 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(築城) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 93,996,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8721 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(入間) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 115,718,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8722 | 富士通(株) | 電子計算機借上 データ処理近代化器材(千歳) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 102,060,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8723 | 富士通(株) | 電子計算機借上 防衛庁中央OAネットワーク・システム 空自システム | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 330,863,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8724 | 富士通(株) | 電子計算機借上 類別・標準化システム(CALS/EC)用端末装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 9,676,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8725 | 富士通(株) | 作戦解析装置借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 197,190,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8726 | 富士通(株) | 空自指揮システム共通連携用装置借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 14,742,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8727 | 富士通(株) | 通信電子機器借上 指揮管理通信端末装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 153,720,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8728 | 富士通(株) | 通信電子機器借上 指揮管理データ通信交換装置(市ヶ谷以外) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 222,629,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8729 | 富士通(株) | 通信電子機器借上 指揮管理電子交換装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 170,919,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 8730 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給端末装置(その3) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 2,564,633 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8731 | 富士通(株) | 防衛庁中央OAネットワーク・システム(技術研究本部システム)借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 128,104,200 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8732 | 富士通(株) | 技術審査支援業務の電子化(CALS/E C)用電子計算機借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 124,727,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8733 | 富士通(株) | 防衛庁予算編成支援システム用入出力装置(借上) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 54,728,100 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8734 | 富士通(株) | 防衛庁認証局システム用器材(借上) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 3,622,500 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8735 | 富士通(株) | 防衛庁中央OAネットワーク(統幕事務局)システム電子計算機借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 183,069,180 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8736 | 富士通(株) | コンピュータ・システム共通運用基盤(COE)維持管理用器材の借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 92,824,200 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8737 | 富士通(株) | 汎用電子計算機借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 516,600,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8738 | 富士通(株) | 基地内基幹伝送路の設計 | 1OT | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.05 | 115,500,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8739 | 富士通(株) | 埋設地雷散乱特性評価用ソフトウェア | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.01 | 3,045,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8740 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(西部方面隊)(その2増設分) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.14 | 571,725 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8741 | 富士通(株) | 計測器(ルビジウム原子発振器) | 2個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.22 | 2,205,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8742 | 富士通(株) | 陸幕システム(統合運用系)構成借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.28 | 101,950,800 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8743 | 富士通(株) | 中央指揮システム 中央システム IDP機器の借上(換装) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.30 | 552,297,237 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8744 | 富士通(株) | 防衛情報通信基盤(クローズ系)通信電子機器借上(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.03 | 24,865,050 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 8745 | 富士通(株) | 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上(その4) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.04 | 66,245,550 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8746 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(東部方面隊)(その2増設分) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 147,315 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8747 | 富士通(株) | 陸幕システム構成借上(その2増設分) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 262,103,100 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8748 | 富士通(株) | 陸幕システム構成借上(その2増設分) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 11,124,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8749 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(北部方面隊)(その2増設分) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 3,307,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8750 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(東北方面隊)(その2増設分) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 7,188,300 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8751 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(東部方面隊)(その2増設分) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 61,131,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8752 | 富士通(株) | 防衛情報通信基盤(DII)の詳細設計 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 117,600,000 | 平成16年度契約「防衛情報通信基盤の全体設計」の継続事業であり、本件の履行に当たっては、平成16年度契約の成果を熟知するとともに、現DIIの設計・運用から得られた成果を次期DIIIに反映させる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8753 | 富士通(株) | 防衛情報通信基盤(クローズ系)収容設計(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 72,975,000 | 平成16年度契約「防衛情報通信基盤の全体設計」の継続事業であり、本件の履行に当たっては、現DII及び平成16年度契約の成果を熟知している必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8754 | 富士通(株) | 陸自指揮システム構成借上(中部方面隊)(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.13 | 270,532,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8755 | 富士通(株) | 構内電子交換装置GSB-D3-()構成用品 | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.14 | 927,150 | 本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8756 | 富士通(株) | 電子式電話装置GCT-206構成用品 | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.31 | 291,900 | 本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8757 | 富士通(株) | 電子式電話装置 GCT-216-1 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.31 | 11,182,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8758 | 富士通(株) | デジタル多重化装置LCC-35 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 48,562,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8759 | 富士通(株) | デジタル多重化装置増設用品 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 9,009,000 | 本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 8760 | 富士通(株) | 海幕経理システム用入出力装置(借上) | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.30 | 7,759,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8761 | 富士通(株) | 多重化装置GCT-209-1構成用品 | 4組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.02 | 3,748,500 | 本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8762 | 富士通(株) | システム運用者教育用教材借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 4,609,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8763 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(岐阜) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.13 | 8,620,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8764 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(美保) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.13 | 8,473,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8765 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給用分散処理装置(防府北) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.14 | 7,822,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8766 | 富士通(株) | 航空補給システム用電子計算機(借上)空補処用 | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.15 | 31,122,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8767 | 富士通(株) | 航空補給システム用電子計算機(借上)整備隊等用 | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.15 | 131,397,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8768 | 富士通(株) | 電子計算機借上 基地補給端末装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.16 | 9,120,300 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8769 | 富士通(株) | AECシステム改1 | 20T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.20 | 44,625,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8770 | 富士通(株) | 電子計算機借上 航空医学実験隊技術計算用電子計算機 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.27 | 26,113,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 8771 | 富士通(株) | 2波長赤外線センサ(その1)の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 903,525,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っているものが1社である。(本件は、目標物体及びその背景(雲、海、地面等)が発する波長の違う2種類の赤外線の一つのセンサで受信検知し、得られた2種類の赤外線画像信号を信号処理することにより、不要な背景を低減し、目標物体の抽出能力の向上を図り、かつ従来の赤外線センサと比較し、高感度、高温動作での運用を可能とする赤外線センサに関する技術資料を得るものである。本研究試作(その1)は、長波長域における単波長QDIPを用いた赤外線センサを試作するものである。本研究試作(その1)に当たっては、従来の赤外線センサと比較し、高感度かつ高温動作可能なセンサ技術を実現するために、QDIPを製造する技術を有する必要がある。QDIPは、QWIPの発展型であり、ガリウム砒素化合物の結晶である量子ドットを成長させ、波長に適したドットサイズ制御及び積層成長構造の技術である。富士通㈱はQWIP技術を基に製造した平成12年度契約「赤外線暗視装置OAX-2」及び「赤外線暗視装置LAX-2」の実績を有しており、ガリウム砒素化合物を積層させ、赤外線素子として機能させるための豊富な技術ノウハウを有し、かつ、本研究試作に必要な特許「3次元量子閉じ込めを利用した半導体装置」についての特許権を保有している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8772 | 富士通(株) | 音声制御装置 JAIQ-N1 | 12台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 8,782,200 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8773 | 富士通(株) | 音声制御装置 JAIQ-N1 | 5台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 3,659,250 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8774 | 富士通(株) | 音声制御装置 JAIQ-N1 | 6台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 4,391,100 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8775 | 富士通(株) | 防衛庁中央OAネットワーク(統幕事務局)システム電子計算機借上(増設) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.20 | 7,700,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8776 | 富士通(株) | 中央指揮システム 中央システム IDP機器の借上(増設) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.20 | 16,067,335 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8777 | 富士通(株) | 近距離暗視装置 JGVS-V7-B | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 16,800,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8778 | 富士通(株) | 近距離暗視装置 JGVS-V7-B | 10台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 168,000,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8779 | 富士通(株) | 一斉指令装置 J/FTC-28A | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 22,575,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8780 | 富士通(株) | 指揮管理電子交換装置用プログラムの機能付加 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 99,750,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8781 | 富士通(株) | 充電器 GPP-94 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.02 | 2,940,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8782 | 富士通(株) | 艦船造修整備システム用電子計算機(借上)(その2) | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 7,657,650 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8783 | 富士通(株) | 一斉指令装置 J/FTC-28A | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.21 | 42,000,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|-----------------------------------|----|
| 8784 | 富士通(株) | 制御処理器 N-CP-178/HSA | 14SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 378,084,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8785 | 富士通(株) | 制御処理器 N-CP-178/HSA | 20T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 53,550,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8786 | 富士通(株) | N-T-63C-1ラジオブイ | 6SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 9,103,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8787 | 富士通(株) | 電子式電話装置GCT-205構成用品 | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 291,900 | 本品は、通信所等に設置し、音声・画像信号を交換する電子式電話装置GCT-205(以下本体という)の構成用品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは本体の製造会社である株式会社富士通のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8788 | 富士通(株) | 電子式電話装置 GCT-215-2 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 28,014,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8789 | 富士通(株) | 機上無線機 JARC-F210 | 3台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 24,255,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8790 | 富士通(株) | 機上無線機 JARC-F210 | 3台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 23,782,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8791 | 富士通(株) | 機上無線機 JARC-F210 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 16,170,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8792 | 富士通(株) | 機上無線機 JARC-F210 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 16,170,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8793 | 富士通(株) | 機上無線機 JARC-F210 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 8,085,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8794 | 富士通(株) | 機上無線機 JARC-F210 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 8,085,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8795 | 富士通(株) | IPボタン電話装置(OH多重通信装置用) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 7,707,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8796 | 富士通(株) | 携帯無線機2号 | 212式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 201,453,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8797 | 富士通(株) | 携帯無線機2号 | 2式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 1,900,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8798 | 富士通(株) | 携帯無線機2号 | 2式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 1,900,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8799 | 富士通(株) | 機動訓練評価装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 812,700,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8800 | 富士通(株) | 市街地訓練場用備品 | 4式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 207,900,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 8801 | 富士通(株) | 通信状況把握装置(別途取扱説明書を含む) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 33,495,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8802 | 富士通(株) | デジタル多重化装置増設用品 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 14,070,000 | 本品は、通信データの多重化及びアナログ・デジタル交換等の機能を有したデジタル多重化装置(LCC-35(以下本体という))の増設用品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは本体の製造会社である富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8803 | 富士通(株) | 携帯無線機2号 | 10式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 9,502,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8804 | 富士通(株) | 射出型ECM装置 J/ALQ-9() | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 64,050,000 | 本品の製造に当たっては、開発試作を通じて得られた飛しょう安定化技術等が必要であり、現在、この要件を満たしているのは、当該試作の契約相手方である富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8805 | 富士通(株) | デジタル伝送端局装置GCT-DN5構成用品 | 11組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 25,095,000 | 本品は、陸自骨幹回線の構成に使用するデジタル伝送端局装置GCT-DN5(以下本体という)の構成品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは本体の製造会社である富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8806 | 富士通(株) | デジタル伝送端局装置 GCT-DN5用構成用品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 49,781,550 | 本品は、防衛デジタル回線及び高速デジタル専用回線を用いて、陸自骨幹回線の構成に使用するデジタル伝送端局装置GCT-DN5(以下本体という)の構成品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要があり、この要件を満たすのは、富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8807 | 富士通(株) | 機上無線機試験器 JTS-Q130-B | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 13,916,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8808 | 富士通(株) | デジタル多重化装置LCC-35 | 4SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 82,320,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8809 | 富士通(株) | 機上無線機試験器 JTS-Q167 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 16,821,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8810 | 富士通(株) | 機上無線機試験器 JTS-Q130-B | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 13,916,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8811 | 富士通(株) | 司令部連絡系交換装置 | 15式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 216,930,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8812 | 富士通(株) | デジタル伝送端局装置 GCT-DN5 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 24,538,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8813 | 富士通(株) | デジタル伝送端局装置GCT-DN5構成用品 | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 8,011,500 | 本品は、防衛デジタル回線及び高速デジタル専用回線を用いて、陸自骨幹回線の構成に使用するデジタル伝送端局装置GCT-DN5(以下本体という)の構成品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要があり、この要件を満たすのは、富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8814 | 富士通(株) | 陸自用専用交換装置構成用品 | 3組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 4,725,000 | 本品は、新中央指揮システム専用通信で使用する陸自用専用交換装置の構成用品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本体の製造会社である富士通株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8815 | 富士通(株) | 赤外線探知装置 AN/AAS-44-N1 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 350,910,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、富士通(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---------------------------------------|----|
| 8816 | 富士通(株) | 赤外線探知装置AN/AAS-44-N1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 5,092,500 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、富士通(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8817 | 富士通(株) | 地上レーダ装置2号JPPS-P24整備実習用教材 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 27,405,000 | 本品は、地上レーダ装置2号に実装することにより当該部位が所与の故障行為で、他の部位に影響を及ぼさないこと、及び外觀上は実装されているユニットと同形状で見分けがつかないことが必要であることから、本品の製造に当たっては、地上レーダ装置2号の機能・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、地上レーダ装置2号の契約相手方である富士通株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8818 | 富士通(株) | 回線接続装置 JGCC-DN2 | 2式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 13,860,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8819 | 富士通(株) | 小容量多重化装置 GCT-DN6 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 8,704,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8820 | 富士通(株) | 赤外線暗視装置テストセット J/USM-163 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 84,619,500 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのが、富士通株のみであるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8821 | 富士通(株) | 多重変換装置LCC-36 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 55,786,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8822 | 富士通(株) | 光伝送器 JGVC-V3 | 4台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 15,059,100 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8823 | 富士通(株) | 携帯無線機2号(Ⅱ型) JPRC-F85(別途取扱説明書を含む) | 95式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 230,790,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8824 | 富士通(株) | 基地内基幹伝送路の設計(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 150,990,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8825 | 富士通(株) | デジタル回線切替装置 J/FTC-32(切替装置)用構成品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 8,116,500 | 本品は、自動警戒管制組織本器の通信回線統制装置に組み込み、通信回線の監視及び制御等を実施する装置のうち切替装置の構成品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要があり、その要件を満たすのは富士通株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8826 | 富士通(株) | 光伝送装置 J/FTC-31()用構成品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 3,717,000 | 本品は、無線装置及びデジタル伝送端局装置等と接続し、音声信号及び各種データ信号をデジタル方式によって、光信号変換して伝送する装置の構成品である。本品の製造に当たっては、本体(光電送装置J/FTC-31())の構造・性能等熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要があり、この要件を満たすのは富士通株のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8827 | 富士通(株) | 光伝送装置 J/FTC-31()用構成品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 3,150,000 | 本品は、無線装置及びデジタル伝送端局装置等と接続し、音声信号及び各種データ信号をデジタル方式によって、光信号変換して伝送する装置の構成品である。本品の製造に当たっては、本体(光電送装置J/FTC-31())の構造・性能等熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要があり、この要件を満たすのは富士通株のみである。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8828 | 富士通(株) | F-15近代化機用連接アダプタ(RF/デジタル) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 227,325,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------|-----------------------------|-------|-------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 8829 | 富士通(株) | F-15近代化試改修の実用試験のためのEWES機能付加 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 323,400,000 | 本品は、航空自衛隊における既存の電子戦能力評価システム(以下、「EWES」という。)に対して、F-15近代化試改修機に搭載するFCSレーダのECCM能力を評価するための機能付加を行うものである。本件の履行に当たっては、EWES機能・性能を熟知している必要があるが、現在、この要件を満たしているのは、EWESの設計・製造を担当した富士通株のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8830 | 富士通(株) | MH-53E用地上支援装置 YSA-3C | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 20,790,000 | 本品は、海上自衛隊のMH-53E型航空機の掃海作業における立案、解析及び評価を支援するものである。本品の製造に当たっては、英国Racal社との技術導入契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、富士通株のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8831 | 富士通(株) | 赤外線探知装置用テストセット HRM-178-1 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 69,510,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのが、富士通株のみであるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8832 | 富士通(株) | 赤外線探知装置用テストセット HRM-178B | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 38,071,950 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのが、富士通株のみであるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8833 | 富士通(株) | 赤外線探知装置用テストセット HRM-178-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 34,713,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオンシステムズ社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのが、富士通株のみであるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8834 | 富士通(株) | 地上レーダ装置2号 JPPS-P24 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 657,310,500 | 本品の製造に当たっては、平成13年度試作「新地上レーダ装置(その1)」において開発した新地上レーダ装置2号の製造に係る技術及び生産設備が必要であり、現在、この要件を満たすのは、上記試作において新地上レーダ装置2号の製造を担当した富士通株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8835 | 富士通(株) | 光波装置HAQ-2 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 331,590,000 | 本品の製造に当たっては、「赤外線検知器とその製造方法」(特許出願中)を用いた高光電変換を実現する技術が必要である。現在、この要件を満たしているのは当該特許を出願し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している富士通株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8836 | 富士通(株) | 光伝送装置 JGVC-V1 | 8台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 166,950,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8837 | 富士通(株) | 光伝送装置 J/FTC-31() | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 108,150,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8838 | 富士通(株) | 手動交換機 JSB-T5 | 41台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 107,625,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8839 | 富士通(株) | 光伝送装置 JGVC-V1 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,625,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8840 | 富士通(株) | 光伝送装置 J/FTC-31() | 10式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 427,875,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8841 | 富士通(株) | デジタル伝送端局装置 GCT-DN5 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 19,267,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8842 | 富士電機ITソリューション㈱ | プロセスカートリッジLB311B | 371EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.03 | 10,120,509 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8843 | 富士電機ITソリューション㈱ | ディスプレイ外43品目 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 78,488,980 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-------------------------|-------------------------------|------|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|---|----|
| 8844 | 富士電機ITソリューション株式会社 | CALIBRATION CONTROLLER | 13EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.13 | 4,736,550 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8845 | 富士電機ITソリューション株式会社 | CALIBRATION CONTROLLER外2品目 | 11EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 3,375,611 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8846 | 富士電機ITソリューション株式会社 | DISPLAY外2品目 | 11EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 2,478,825 | 本品の製造販売しているのは当該会社1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8847 | 富士電機ITソリューション(株) | 通信電子機器備上 インターネット環境分析装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 5,040,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 8848 | 富士電機ITソリューション(株) | インターネット管理装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.20 | 5,592,300 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8849 | 富士電機システムズ(株) | 庁舎C棟自家発電設備点検保守役務 | 1 | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.25 | 9,586,500 | 本点検役務の対象である自家発電設備は、富士電機システムズ(株)製品である。庁舎C棟に設置の自家発電設備は、庁舎C棟等の配電部分(電源のおおもと)に組み込まれており、保安施設の負荷が接続されている交流無停電電源装置に給電する。自家発電設備は発電部、駆動部、制御部からなる複合設備であり、各部の機構及び制御回路等は富士電機システムズ(株)の規格品である。自家発電設備の品質を保持するためには、システム構成、発電部出力特性、駆動部動力特性等メーカー独自の技術及び機器特性等を熟知した会社において点検保守を行う事が望ましい。また、自家発電設備のオーバーホール等に資する細部の設計書は、富士電機システムズ(株)が所有しており他社及び官側に提供が困難なところ。(細部設計書については、会社独自の技術等が記載されているため、社外秘となっているため。)以上のことから富士電機システムズ(株)と随意契約を行った。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8850 | 富士電機システムズ(株) | 検知部・電池部間ケーブルほか13品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.15 | 2,225,790 | CR警報器(装備品)の専用部品において、その部品の品質保証能力のあるのは、CR警報器の製造会社である富士電機システムズ(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8851 | 富士電機システムズ(株) | 電子機器等至急現地限定修理(発動発電機GGN-400-X) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.26 | 1,897,350 | 本契約は故障した至急整備を目的としたものである。器材の開発・設計・製造は本メーカーが担当し、本器材の構造・性能に熟知している。重要な器材であり、極めて速度の速い修理対応が要求され、技術員の有無、修理のための特殊な器材等、この体制を確立できるのは本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8852 | 富士電機システムズ(株)交通・特機営業統括部 | 電力設備・監視装置等点検保守 | | 陸上自衛隊 東部方面会計隊本部 業務科長 黒木 重夫 | 東京都練馬区大泉学園町 | 17.06.02 | 45,150,000 | 朝霞駐屯地内に設置されている電力設備(特別高圧受電設備、高圧変電設備)とユーティリティ監視装置の中央監視装置等LAN等に接続された設備の点検保守であり、専門知識を有するため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8853 | 富士電機システムズ(株) | リモートステーション | | 陸上自衛隊 東部方面会計隊本部 業務科長 黒木 重夫 | 東京都練馬区大泉学園町 | 18.01.18 | 9,555,000 | 中央監視装置の一部として使用する盤であり、装置とのリンクが不可欠である。また、設置後、中央監視制御ができ、施設の保全が必要であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8854 | 富士電機システムズ(株)九州支社 | 平成17年度中央処理監視システム等点検整備 | | 陸上自衛隊 西部方面会計隊本部 業務科長 富松 宏充 | 熊本県熊本市東町1-1-1 | 17.11.21 | 3,706,500 | 中央処理監視システムにおいては、賃貸借も富士電機システムズ(株)と契約を結んでいるほか、システムについても当該業者が構築したこともあり、動作確認や保安性も鑑み、当該業者でなければ必要としているものが得られないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8855 | 富士電機システムズ(株) (代協同電気(株)) | 「おやしお」中修 インバータ盤 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 春志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.02 | 1,102,500 | 本機器の製造会社であり、設備、技術的にみてに適切な業者がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------------|--|------|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8856 | 富士電機システムズ㈱(代協同電気㈱) | 深海救難艇用交流通信インバータ他1件検査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.01.26 | 3,622,500 | 当該機器の製造会社及び修理専門業者であり、技術、専用試験器材を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8857 | 富士電機システムズ㈱(代東京富士㈱) | 潜水艦用制御機器部品 外 RESISTOR, VARIABLE, NONWIRE WOUND 外 | 11件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.08.10 | 2,887,500 | 当該会社は潜水艦で使用されている制御機器の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8858 | 富士電機システムズ㈱(代東京富士㈱) | 潜水艦用制御機器部品 FAN, CIRCULATING 外 | 7件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.20 | 49,350,000 | 当該会社は潜水艦で使用されている制御機器の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8859 | 富士電機システムズ㈱(代東京富士㈱) | 潜水艦用制御機器部品 POWER SUPPLY | 14EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.20 | 14,288,400 | 当該会社は潜水艦で使用されている制御機器の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8860 | 富士電機システムズ㈱(代東京富士㈱) | 深海救難艇(ちはや搭載)用艇内配電盤外3件修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.24 | 15,466,500 | 潜水艦救難艇「ちはや」の深海救難艇機の電装品の修理について製造会社であり品質を保証できる技術を有している唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8861 | 富士電機システムズ㈱(代東京富士㈱) | 潜水艦用制御機器部品 外 DETECTOR, FUSE 外 | 28件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.11 | 70,350,000 | 当該会社は潜水艦で使用されている制御機器の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8862 | 富士電機システムズ㈱(代東京富士㈱) | 深海救難艇(ちはや搭載)用主推進電動機制御装置外1件修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.03 | 11,371,500 | 潜水艦救難艇「ちはや」の深海救難艇機の電装品の修理について製造会社であり品質を保証できる技術を有している唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8863 | 富士電機システムズ㈱ | 電源装置等の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.06.20 | 3,066,000 | 品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8864 | 富士電機システムズ㈱ | 電源装置等の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.10.31 | 3,150,000 | 品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8865 | 富士電機システムズ㈱ | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 八戸航空基地隊 経理隊長 高島 忠則 | 八戸市大字河原木字高館 | 17.04.14 | 2,677,500 | 当該品は八戸航空地球局設備に使用する機器であり、同品の品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8866 | 富士電機システムズ㈱ | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 八戸航空基地隊 経理隊長 高島 忠則 | 八戸市大字河原木字高館 | 17.09.28 | 2,257,500 | 当該品は八戸航空地球局設備に使用する機器であり、同品の保守および整備に関して専門的技術を持つ唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8867 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.07.20 | 1,144,500 | ASWOCテストサイト、SH/MHテストサイト及びGSCCを構成する電源装置を設計・製造した者からの部品、修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8868 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.07.29 | 1,963,500 | ASWOCテストサイト、SH/MHテストサイト及びGSCCを構成する電源装置を設計・製造した者からの部品、修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8869 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 18.01.16 | 1,092,000 | ASWOCテストサイト、SH/MHテストサイト及びGSCCを構成する電源装置を設計・製造した者からの部品、修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------|---------------------------------------|-----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8870 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置の定期保守役務(後期) | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 18.01.17 | 1,732,500 | ASWOCテストサイト、SH/MHテストサイト及びGSCCを構成する電源装置を設計・製造した者からの部品、修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8871 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置バッテリー換装の役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 18.01.23 | 2,310,000 | ASWOCテストサイト、SH/MHテストサイト及びGSCCを構成する電源装置を設計・製造した者からの部品、修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8872 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 那覇航空基地隊 経理隊長 山内 幸男 | 那覇市宇当間252 | 17.04.14 | 4,567,500 | 当該装置はASOWCで使用している電源装置である。当社は電源装置の製造元である富士電機(株)から技術移管を受けており、装置全般の保守整備及び修理業務について専門的技術を有する会社がないため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8873 | 富士電機システムズ(株) | 非常用発電装置のラジエター換装役務 | 1式 | 海上自衛隊 那覇航空基地隊 経理隊長 田中 良典 | 那覇市宇当間252 | 17.12.16 | 4,882,500 | 当該機器はASOWCで使用している電源装置の構成部品である。当社は電源装置の定期保守役務契約会社であり、専門的技術を有する会社がない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8874 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.04.13 | 2,100,000 | 当該機器は、指揮管制支援システムの電源装置であり、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8875 | 富士電機システムズ(株) | 電源装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 桑田 昌範 | 岩国市三角町2 | 17.09.28 | 2,205,000 | 当該機器は、指揮管制支援システムの電源装置であり、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8876 | 富士電機システムズ(株)中国支社 | 制御盤補修工事 | 1式 | 海上自衛隊 小月航空基地隊 経理隊長 北村 操 | 下関市松屋本町3-2-1 | 18.02.01 | 5,250,000 | 飛行場灯火非常用発電装置の制御盤は、充電装置等に不具合があり、早急に修理の必要がある。対応できる業者は、製造業者であり修理に必要な知識、技能を有している当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8877 | 富士電機システムズ(株) | DETECTOR外8品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 1,945,650 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8878 | 富士電機システムズ(株) | PUMP、ELECTROMAGNETIC外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 1,648,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8879 | 富士電機システムズ(株) | LATCH外12品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.14 | 2,215,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8880 | 富士電機システムズ(株) | AUTOMATIC STARTER PANEL | 2EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 7,192,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8881 | 富士電機システムズ(株) | INSPECTION EQUIPMENT、X RAY外1品目の現地整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.02 | 26,338,200 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8882 | 富士電機システムズ(株) | 高電界電磁パルス実験装置(研究試作)の組立及び調整等 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 12,253,500 | 本役務を実施するためには、高電界電磁パルス実験装置(研究試作)の機能、性能及び構造について把握している必要がある。富士電機システムズ(株)は、高電界電磁パルス実験装置(研究試作)の契約相手方として設計、製造を担当し技術的細部を理解しており、本役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8883 | 富士電機システムズ(株) | 高速水補曳引車並びに電源装置(その1)本体等のうち地上安全装置の点検・整備 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.11.01 | 1,470,000 | 富士電機システムズ(株)は本装置の製造会社でありその性能構造等細部にわたり熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8884 | 富士電機システムズ(株) | 高電界電磁パルス実験装置(研究試作)の点検 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.19 | 2,950,500 | 富士電機システムズ(株)は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------|---------------------|-----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8885 | 富士電機システムズ(株) | 特高受電所の点検整備 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理課 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.31 | 3,675,000 | 富士電機システムズ(株)は本装置の設計・製造等を担当した会社であり、その機能・性能等を十分に熟知しており、本件に対応できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 8886 | 富士電機システムズ(株) | 航空対潜戦指揮システム用非常用電源装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.26 | 96,075,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8887 | 富士電機システムズ(株) | 発動発電機(45kW 400Hz) | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.27 | 28,350,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8888 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形(地域用) | 1個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.13 | 2,055,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8889 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計 | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.13 | 2,279,970 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8890 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 20台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.28 | 66,948,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8891 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形 | 7SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 7,893,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8892 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 2台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 6,694,800 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8893 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 2SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 6,667,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8894 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形 | 4SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 4,510,800 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8895 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形(地域用) | 2個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 4,197,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8896 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 3,333,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8897 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形(糧食用) | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 2,300,550 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8898 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形(糧食用) | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 2,300,550 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8899 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 1,127,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8900 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 1,127,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8901 | 富士電機システムズ(株) | 線量率計3形 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 1,127,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------|---|-----|--------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 8902 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 10台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.24 | 33,474,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8903 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 2台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.24 | 5,684,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8904 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 1台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.24 | 2,623,950 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8905 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 4SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.27 | 13,335,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8906 | 富士電機システムズ(株) | CR警報器 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.27 | 3,333,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8907 | 富士電機システムズ(株) | 放射線検知装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 69,825,000 | 本品の製造に当たっては、独国ターレス社(THALES)との技術援助契約を必要とし、供給が可能な会社は富士電機システムズ株である。よって、富士電機システムズ株と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8908 | 富士電機システムズ(株) | 放射線検知装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 37,972,200 | 本品の製造に当たっては、独国ターレス社(THALES)との技術援助契約を必要とし、供給が可能な会社は富士電機システムズ株である。よって、富士電機システムズ株と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 8909 | 古野電気株 | 電子・武器等用品(専用品)HEADPHONE CIRCUIT CARD 他8件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.02 | 6,615,000 | 当該品の親機器である音響測深機OQN-6Cを設計・製造した者からの部品の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8910 | 古野電気株 | 電子・武器等用品(専用品)PROCESSOR 他7件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 6,594,000 | 当該品の親機器である音響測深機OQN-6Fを設計・製造した者からの部品の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8911 | 古野電気株 | 電子・武器等用品(専用品)CONTROL PANEL 他4件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 3,937,500 | 当該品の親機器である指示装置OKQ-4を設計・製造した者からの部品の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8912 | 古野電気株 | 航法表示装置指示器N-ID-173/HR A-6用モジュール修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.06 | 3,570,000 | 当該会社はEP-3型航空機用の搭載機器(航法表示装置指示器N-ID-173/HR A-6用モジュール)の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8913 | 古野電気株 | 「US-1A」航法表示装置 HRA-6-3 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.09 | 8,127,000 | 当該会社はUS-1A型航空機用の搭載機器(航法表示装置 HRA-6-3)であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8914 | 古野電気株 | GPS航法装置 受信計算機N-CP-164/HRN-115 ほか1件 修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.02 | 2,567,250 | 当該会社は、EP-3型航空機用の搭載機器(GPS航法装置 受信計算機N-CP-164/HRN-115ほか)であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8915 | 古野電気株 | COMPUTERオーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.16 | 2,113,650 | 当該会社は、US-1A型航空機用の修理機器(COMPUTER)の製造会社であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8916 | 古野電気(株) | ターミナルレーダー訓練装置の定期点検役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.22 | 1,785,000 | ターミナルレーダー訓練装置を設計・製造した者からの部品、修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------------|------|----------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8917 | 古野電気株式会社 | 全自動ロラン航法装置 J/ARN-67()構成品修理 3EA | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 4,305,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8918 | 古野電気株式会社 | ラプコン・シミュレータ 現地修理 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.11.01 | 29,505,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8919 | 古野電気株式会社 | 全自動ロラン航法装置 J/ARN-67()構成品修理 外2件 | 11EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 19,761,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8920 | 古野電気株式会社 | 全自動ロラン航法装置 J/ARN-67()構成品修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 5,523,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8921 | 古野電気株式会社 | ラプコン・シミュレータ J/FPQ-T2構成品修理 外1件 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 14,815,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 8922 | 古野電気株 | 知能化弾システムの性能確認試験のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.11.28 | 1,928,850 | 古野電気株は知能化弾システム(その2)の研究試作のうち専用試験器材のGPS受信機を設計製造した会社でありこのシステムに関する細部に精通している会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8923 | 古野電気株 | 新アスロックの性能確認試験(第4次発射試験)のための役務作業(その6) | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-1-3-1 | 17.07.15 | 2,551,500 | 古野電気株は、試験で使用する器材のGPS記録装置の設計製造した会社であり、細部の技術的事項に熟知し、作業等を豊富な経験と高度な技術で円滑に行える技術者を擁する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8924 | 古野電気株 | 地勢図 | 1式 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 18.02.02 | 2,289,000 | 本品は、試験計測用航空機の表示装置の地勢図データの更新を実施するためのものであり、古野電気株の製品である。本品を日本国内で製造・販売しているのは古野電気株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8925 | 古野電気株 | OXH-6E模写受信機 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.27 | 2,310,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8926 | 古野電気株 | OXH-6E模写受信機 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.19 | 2,310,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8927 | 古野電気株 | OXH-6E模写受信機 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.19 | 1,155,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8928 | 古野電気株 | OXH-6E模写受信機 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.19 | 1,155,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8929 | 古野電気株 | OXH-6E模写受信機 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.19 | 1,155,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8930 | 古野電気株 | 模写受信機OXH-5F | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.23 | 2,562,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8931 | 古野電気株 | RRC-19無線機 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 514,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8932 | 古野電気株 | RRC-19無線機 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 257,250 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|-----------------------------------|----|
| 8933 | 古野電気株 | RRC-19無線機 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 257,250 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8934 | 古野電気株 | RRC-19無線機 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 257,250 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8935 | 古野電気株 | RRC-19無線機 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 514,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8936 | 古野電気(株) | 船舶自動識別装置ZPX-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.27 | 2,520,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8937 | 古野電気株 | 船舶自動識別装置OPX-1B | 31SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 93,744,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8938 | 古野電気株 | 衛星航法装置(GPS)OPN-14 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 1,016,400 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8939 | 古野電気株 | 衛星航法装置(GPS)OPN-14 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 912,450 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8940 | 古野電気株 | 衛星航法装置(GPS)OPN-14 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 912,450 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8941 | 古野電気株 | 衛星航法装置(GPS)OPN-14 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 912,450 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8942 | 古野電気株 | 衛星航法表示器YPN-1B | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 10,342,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8943 | 古野電気株 | 衛星航法表示器YPN-3 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 16,800,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8944 | 古野電気株 | 衛星航法表示器YPN-2B | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 30,450,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8945 | 古野電気株 | 衛星航法装置(GPS)OPN-14 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 1,824,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8946 | 古野電気株 | 航空機戦術指揮装置用周辺器材 | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 178,500,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8947 | 古野電気株 | GPS航法装置HRN-115-8 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 38,850,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8948 | 古野電気株 | GPS航法装置 HRN-115-7 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 31,762,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8949 | 古野電気株 | 衛星航法表示器YPN-2 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 30,555,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8950 | 古野電気株 | 音響測深儀OQN-7B | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 5,040,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-----------------------|-------|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 8951 | 古野電気株 | 航法表示装置 HRA-6-4 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 72,870,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8952 | 古野電気株 | 航法表示装置HRA-6D | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 45,255,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8953 | 古野電気株 | 船舶自動識別装置OPX-1B | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 5,124,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8954 | 古野電気株 | 無線機ORC-12G | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,856,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8955 | 古野電気株 | 無線機ORC-12G | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,016,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8956 | 細谷火工株 | 催涙球2-1型 | 1,500 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.17 | 2,756,250 | 火薬類取締法に基づく技術および設備を有し、品質保証能力を満たす製造会社が1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8957 | 細谷火工株 | 信号用えい煙地上式(赤)ほか8品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.07 | 3,283,402 | 火薬類取締法に基づく技術および設備を有し、品質保証能力を満たす製造会社が1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8958 | 細谷火工株 | 催涙筒ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.11 | 17,047,695 | 火薬類取締法に基づく技術および設備を有し、品質保証能力を満たす製造会社が1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 8959 | 細谷火工株 | 受台付海水センサー付8型スクイブ外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 2,860,830 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8960 | 細谷火工株 | REPLACING KIT外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 29,925,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8961 | 細谷火工株 | 自動膨張装置(救命胴衣用)EIU-3/P型 | 148EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.08 | 10,573,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8962 | 細谷火工株 | 自動膨張装置(救命胴衣用)EIU-4/P型 | 400EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 26,890,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8963 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒、海上投下用、2形 | | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.14 | 4,841,550 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8964 | 細谷火工(株) | スノーマーカー1型 | 90EA | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.21 | 773,850 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8965 | 細谷火工(株) | 発煙筒2形 | 369EA | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.05 | 290,587 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8966 | 細谷火工(株) | 信号炎管 | 852EA | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.05 | 1,136,142 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 8967 | 細谷火工(株) | カートリッジ MK-17 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.29 | 1,778,700 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工株のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。火薬類取締法許可：4開産総公第2141号(4.12.2)。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|------------------------------------|----|
| 8968 | 細谷火工(株) | カートリッジ M55 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.29 | 987,840 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有するのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。火薬類取締法許可：4開産総公第2141号(4.12.2) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8969 | 細谷火工(株) | カートリッジ JARD863-1 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.29 | 124,950 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有するのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。火薬類取締法許可：平成09・01・28立第3号(9.2.21) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8970 | 細谷火工(株) | MAD用カートリッジ | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.03 | 889,665 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有するのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。火薬類取締法許可：元立第1270号(元.8.1) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8971 | 細谷火工(株) | 信号発煙照明筒, マリンマーカ | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.08 | 7,357,350 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8972 | 細谷火工(株) | 信号筒, 救難用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 9,788,404 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8973 | 細谷火工(株) | 信号筒, 救難用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 37,619,400 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8974 | 細谷火工(株) | 信号照明弾, 救難用, 17mm | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 16,838,850 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8975 | 細谷火工(株) | 照明筒, 1形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 6,427,890 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8976 | 細谷火工(株) | 信号筒, 海上救難投下用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 24,528,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8977 | 細谷火工(株) | 照明筒, 発射式 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 1,701,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8978 | 細谷火工(株) | 照明筒, 1形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 1,167,547 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8979 | 細谷火工(株) | 催涙線香 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 446,250 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8980 | 細谷火工(株) | 擬爆筒, 地上破裂 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 6,100,500 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、国際化工機からは、火薬類取締法に基づく許可を有しているが受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8981 | 細谷火工(株) | 擬爆筒, 地上破裂 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 6,357,750 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、国際化工機からは、火薬類取締法に基づく許可を有しているが受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8982 | 細谷火工(株) | 擬爆筒, 地上破裂 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 3,087,315 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工棟のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、国際化工機からは、火薬類取締法に基づく許可を有しているが受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|------------------------------------|----|
| 8983 | 細谷火工(株) | 信号発煙照明筒, マリンマーカ | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 857,220 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8984 | 細谷火工(株) | 信号筒, 救難用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.06 | 25,692,282 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8985 | 細谷火工(株) | 信号照明筒, 地上用ちよう光 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.14 | 1,496,092 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法による製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8986 | 細谷火工(株) | 警備銃弾P型 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.14 | 1,806,756 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法による製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8987 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒, 対空用(白) | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.15 | 7,882,560 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8988 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒, 対空用(赤) | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.15 | 3,270,750 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8989 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒, 対空用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.15 | 479,997 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法による製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8990 | 細谷火工(株) | 点火筒, 放射機用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.20 | 10,035,900 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8991 | 細谷火工(株) | 警備銃弾S型 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.20 | 2,597,364 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8992 | 細谷火工(株) | 信号筒, 海上救難投下用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.20 | 6,780,900 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8993 | 細谷火工(株) | 警備銃弾用発射薬包 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.20 | 1,274,490 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法による製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8994 | 細谷火工(株) | インパルス・カートリッジ | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.21 | 18,286,800 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。火薬類取締法許可:平成09・01・28立第3号(9. 2. 21)、平成15・12・10関東第30号(15. 12. 25)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8995 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒, ちよう煙 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.22 | 10,045,035 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、国際化工機からは、火薬類取締法に基づく許可を有しているが受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8996 | 細谷火工(株) | 発煙筒, 信管付 | 3850個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 36,139,950 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8997 | 細谷火工(株) | 焼い筒, 信管付 | 5000個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 43,575,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8998 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒, 信管付 | 2230個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 21,775,950 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 8999 | 細谷火工(株) | 信号発煙照明筒, マリンマーカ | 11438EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 186,153,450 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|--|--------|-------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 9000 | 細谷火工(株) | インパルス・カートリッジ | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.17 | 28,875,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。火薬類取締法許可:平成09・01・28立第3号(9. 2. 21)、平成15・12・10関東第30号(15. 12. 25) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9001 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒、対空用(白) | 2100個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.18 | 8,114,400 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9002 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒、対空用(赤) | 810個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.18 | 3,776,220 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9003 | 細谷火工(株) | 信号セット救難用改 | 2189SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.18 | 20,387,251 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9004 | 細谷火工(株) | 擬砲煙筒(赤) | 9350個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 14,137,200 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9005 | 細谷火工(株) | 信号発煙筒、エアクラフフロントシグナル | 318EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 23,206,050 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9006 | 細谷火工(株) | 信号照明筒、地上用ちょう光 | 370個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 1,604,505 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、火薬類取締法による製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9007 | 細谷火工(株) | 信号発煙照明筒エアクラフフロントライト2形 | 2620EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.09 | 121,594,200 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9008 | 細谷火工(株) | 擬爆筒、地上破裂 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.09 | 73,117,800 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、国際化工機からは、火薬類取締法に基づく許可を有しているが受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9009 | 細谷火工(株) | エジェクターラック・カートリッジ(JARD863-1)(国産) | 240EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.13 | 966,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく製造及び販売の許可を有している。火薬類取締法許可:平成09・01・28立第3号(9. 2. 21) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9010 | 細谷火工(株) | 発煙筒、信管付 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.27 | 8,382,150 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9011 | 細谷火工(株) | 焼い筒、信管付 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.27 | 6,913,200 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9012 | 細谷火工(株) | 信号筒、海上救難投下用 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 110,916,750 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9013 | 細谷火工(株) | 信号発煙照明筒、マリンマーカ | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 29,295,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、細谷火工のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9014 | 堀口エンジニアリング(株) | TRAILER, LIFT, AIRCRAFT ENGINE 外2品目の整備 | - | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.05.24 | 7,035,000 | 該社は本修理品の修理を実施するために必要な設備及び経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9015 | 堀口エンジニアリング(株) | TRAILER, LIFT, AIRCRAFT ENGINE の整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.07 | 5,460,000 | 該社は本修理品の修理を実施するために必要な設備及び経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|---------------------------------------|-----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9016 | 堀口エンジニアリング㈱ | TURBO CHARGER外6品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.07 | 2,940,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9017 | 堀口エンジニアリング㈱ | CYLINDER HEAD, DIESEL ENGIN E外2品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.15 | 4,956,000 | 該社は本修理品の修理を実施するために必要な設備及び経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9018 | 堀口エンジニアリング㈱ | MAINTENANCE PLATFORMの整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.31 | 1,722,000 | 該社は本修理品の修理を実施するために必要な設備及び経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9019 | 堀口エンジニアリング㈱ | TRAILER, LIFT, AIRCRAFT ENGINE外1品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 4,777,500 | 該社は本修理品の修理を実施するために必要な設備及び経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9020 | 堀口エンジニアリング㈱ | TRAILER, AIRCRAFT ENGINE外5品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.28 | 4,882,500 | 該社は本修理品の修理を実施するために必要な設備及び経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9021 | 堀口エンジニアリング㈱ | TRAILER, LIFT, AIRCRAFT ENGINEの整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.02 | 4,861,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9022 | 堀口エンジニアリング㈱ | エンジンコンテナ・トラック外2品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.10 | 3,667,650 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9023 | 堀口エンジニアリング㈱ | GAS TURBINE CASE ASSEMBLYの整備 | 5EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.01 | 10,185,000 | 該社は本修理品の修理を実施するために必要な設備及び経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9024 | 堀口エンジニアリング㈱ | エンジンコンテナ・トラック外2品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 6,113,100 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9025 | 堀口エンジニアリング㈱ | トレーラーロータイプ(2TON)外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 2,940,000 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9026 | 堀口エンジニアリング(株) | APUジャッキ | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.16 | 11,865,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9027 | 堀口エンジニアリング(株) | トレーラーロータイプ(リフター付) | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.17 | 2,177,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9028 | 丸紅エアロスペース㈱ | SUPPORTほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.25 | 22,976,100 | UH-47(CHELTOH社)の部品等であり、国内(輸入品)の販売権を有するものが丸紅エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9029 | 丸紅エアロスペース㈱ | GEARほか171品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.08 | 610,367,100 | UH-1(ハネウエル社)の部品等であり、国内(輸入品)の販売権を有するものが丸紅エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9030 | 丸紅エアロスペース㈱ | RECEIVER/TRANSMITTERほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.08 | 57,107,400 | 機上気象レーダ装置JAPN-M10(ハネウエル社製)の部品であり、ハネウエル社の国内販売権(輸入品)を有しているのが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|---------------------------------|-----|-------------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9031 | 丸紅エアロスペース㈱ | MCH-101(仮称)性能試験要員の部外委託教育 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区区市谷本町5-1 | 17.07.20 | 125,247,000 | 本件は、海上自衛隊において航空部隊で使用、MCH-101(仮称)性能試験要員の教育に伴う支援に対する役務契約である。当該装備品は英国アグスタ・ウエストランド・インターナショナルリミテッド社製のものであり、製造会社でしか、MCH-101(仮称)の教育を実施しておらず、国内における輸入代理店は、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9032 | 丸紅エアロスペース㈱ | US-2(US-1A改)型航空機用APU | 1個 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.25 | 52,926,300 | 当該品は、US-2(US-1A改)型航空機用APU(輸入品)であり、当該会社が日本における独占販売権を有しているものであるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9033 | 丸紅エアロスペース㈱ | MCH-101型航空機用部品(輸入)その7 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.28 | 16,054,500 | 当該品は、MCH-101型航空機の機体部品であり、当該会社が英国アグスタ社の日本国内独占販売権を有しているものであるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9034 | 丸紅エアロスペース㈱ | US-2(US-1A改)航空機部品(輸入)その10 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 32,655,000 | 当該品はUS-2(US-1A改)型航空機に搭載されるBLC(補助揚力発生装置)の輸入部品であり、当該会社がBLCの製造元である米ライトヘリコプター社の日本における独占販売権を有しているものであるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9035 | 丸紅エアロスペース㈱ | US-2(US-1A改)航空機部品(輸入)その11 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.01.12 | 85,575,000 | 当該品はUS-2(US-1A改)型航空機部品(輸入品)であり、当該会社が当該品の製造元米国ライトヘリコプター社の、日本における独占販売権を有しているものであるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9036 | 丸紅エアロスペース㈱ | US-2(US-1A改)航空機部品(輸入)その12 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.01.30 | 64,601,250 | 当該品はUS-2(US-1A改)型航空機部品(輸入品)であり、当該会社が当該品の製造元米国ライトヘリコプター社の、日本における独占販売権を有しているものであるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9037 | 丸紅エアロスペース㈱ | 航空機部品(官給用) PANEL 1品目 | 38個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.15 | 19,246,500 | 当該品はSH-60J型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9038 | 丸紅エアロスペース㈱ | 航空機部品(官給用) PANEL 1品目 | 19個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.05 | 9,245,250 | 当該品はSH-60J型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9039 | 丸紅エアロスペース㈱ | 航空武器等用品(官給用) MIXER ほか5品目 | 11個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.10 | 6,417,600 | 当該品は親機AN APN-227の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9040 | 丸紅エアロスペース㈱ | 航空機部品(部隊整備用) MAST, ANTE NNA 2品目 | 19個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 2,988,300 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9041 | 丸紅エアロスペース㈱ | 航空武器等用品(官給用) TRANSFORME ほか1品目 | 13個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 19,834,500 | 当該品は親機P-700の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9042 | 丸紅エアロスペース㈱ | REFRIGERATOR | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.01 | 2,845,500 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 9043 | 丸紅エアロスペース株式会社 | RING外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.06.17 | 1,638,000 | 本契約は、海外製造会社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(GULF、HONEYWELL) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9044 | 丸紅エアロスペース株式会社 | U-4型航空機の国外運航に係る現地整備等 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.06.29 | 26,040,000 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。GULF (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|----------------------|----|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9045 | 丸紅エアロスペース株式会社 | CABLE ASSY外16品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.07.11 | 8,610,000 | 本契約は、米国GULF社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9046 | 丸紅エアロスペース株式会社 | WING FLAP外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.07.28 | 24,675,000 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。GULF(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9047 | 丸紅エアロスペース株式会社 | WING FLAP外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.05 | 36,277,500 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。GULF(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9048 | 丸紅エアロスペース株式会社 | UPPER COWL | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.13 | 14,175,000 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。GULF社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9049 | 丸紅エアロスペース株式会社 | SEAL外87品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.21 | 121,275,000 | 本契約は、海外製造会社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9050 | 丸紅エアロスペース株式会社 | BOLT外14品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.26 | 1,869,000 | 本契約は、英国ROLLS社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9051 | 丸紅エアロスペース株式会社 | RESTRAIN ASSY外7品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.28 | 4,641,000 | 本契約は、海外製造会社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。GOODRICH CORP社、GULF社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9052 | 丸紅エアロスペース株式会社 | WHEEL | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.28 | 12,463,500 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。GULF社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9053 | 丸紅エアロスペース株式会社 | HSG MOTOR外9品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.30 | 11,865,000 | 本契約は、海外製造会社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(HONEYWELL社、CHELTON社)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9054 | 丸紅エアロスペース株式会社 | TRANSDUCER | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.10.13 | 3,150,000 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。GULF社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9055 | 丸紅エアロスペース株式会社 | U-4エクステンジ方式 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.01 | 160,650,000 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。(GULF社)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9056 | 丸紅エアロスペース株式会社 | RETAINER RING外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.05 | 2,047,500 | 本契約は、海外製造会社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(GULF社、ROLLS社、HARDWARE PRODUCT社、GOODRICH CORP社)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9057 | 丸紅エアロスペース株式会社 | BOBBIN外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.05 | 2,467,500 | 本契約は、米国CHELTON社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9058 | 丸紅エアロスペース株式会社 | U-4型航空機の国外運航に係る現地整備等 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.05 | 36,015,000 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。(GULF社)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|------------------------------|-------|-------------------------|---------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9059 | 丸紅エアロスペース株式会社 | RADOME外27品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.20 | 66,360,000 | 本契約は、米国GULF社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9060 | 丸紅エアロスペース株式会社 | TUBE外5品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 18.02.01 | 9,765,000 | 本契約は、米国GULF社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9061 | 丸紅エアロスペース(株) | HSG MOTOR | 3 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 18.03.15 | 3,034,500 | 本契約は、米国Honeywell社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9062 | 丸紅エアロスペース株式会社 | MODULE ASSEMBLY, BATTERY外2品目 | 22EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.08.04 | 5,019,000 | 本品は、米国HONEYWELL INTERNATIONAL INC.COMMERCIAL ELECTRONIC社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9063 | 丸紅エアロスペース株式会社 | HOMING INDICATOR外2品目 | 15EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.08.08 | 11,203,500 | 本品は、英国CHELTON(ELECTROSTATICS)LIMITED社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9064 | 丸紅エアロスペース株式会社 | SWITCH, FLAP FOLLOW | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.09.15 | 2,247,000 | 本品は、米国GULFSTREAM AEROSPACE CORP社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9065 | 丸紅エアロスペース株式会社 | SWITCH, FLAP FOLLOW | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.10.18 | 3,160,500 | 本品は、米国GULFSTREAM AEROSPACE CORP社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9066 | 丸紅エアロスペース株式会社 | MOUNTING ADAPTER ASSY外1品目 | 8EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.10.24 | 6,877,500 | 本品は、米国BAE SYSTEMS RECONNAISSANCE&SURVEILLANCE SYSTEMS社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9067 | 丸紅エアロスペース株式会社 | SWITCH, FLAP FOLLOW | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.10.24 | 2,289,000 | 本品は、米国GULFSTREAM AEROSPACE CORP社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9068 | 丸紅エアロスペース株式会社 | SWITCH, FLAP FOLLOW | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.11.09 | 2,289,000 | 本品は、米国GULFSTREAM AEROSPACE CORP社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9069 | 丸紅エアロスペース株式会社 | 衛星通信装置 MCS-3000 構成品修理(国外修理) | 5EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.11.16 | 15,151,500 | 本品は、米国HONEYWELL INTERNATIONAL INC.COMMERCIAL ELECTRONIC社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9070 | 丸紅エアロスペース株式会社 | COVER外2品目 | 9EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.12.12 | 5,260,500 | 本品は、米国BAE SYSTEMS RECONNAISSANCE AND SURVEILLANCE SYSTEMS社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9071 | 丸紅エアロスペース株式会社 | MODULE ASSEMBLY, BATTERY | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.12.20 | 2,709,000 | 本品は、米国HONEYWELL INTERNATIONAL INC.COMMERCIAL ELECTRONIC社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9072 | 丸紅エアロスペース株式会社 | GASKET外9品目 | 463EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 18.01.26 | 44,331,000 | 本品は、米国BAE SYSTEMS RECONNAISSANCE&SURVEILLANCE SYSTEMS社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|-----------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9073 | 丸紅エアロスペース株式会社 | RECEIVER TRANSMITTER, RADA R外15品目 | 72EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.26 | 171,780,000 | 本品は、米国HONEYWELL INTERNATIONAL INC.COMMERCIAL ELECTRONIC社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9074 | 丸紅エアロスペース株式会社 | 表示器 EDZ-884 構成品修理(国外修理) 5EA | 5EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.02 | 46,546,500 | 本品は、米国HONEYWELL INTERNATIONAL INC.COMMERCIAL ELECTRONIC社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9075 | 丸紅エアロスペース株式会社 | MAST, HF ANTENNA外6品目 | 60EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.13 | 13,324,500 | 本品は、英国CHELTON(ELECTROSTATICS)LIMITED社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9076 | 丸紅エアロスペース株式会社 | HEAD, MAGNETIC外5品目 | 13EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.07 | 8,557,500 | 本品は、米国L-3 COMMUNICATIONS社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9077 | 丸紅エアロスペース株式会社 | E-767用 NAV DATABASE | 13SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.27 | 5,145,000 | 本品は、米国HONEYWELL INTERNATIONAL INC.COMMERCIAL ELECTRONIC社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9078 | 丸紅エアロスペース株式会社 | NAVIGATION DATA BASE外1品目 | 26SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.27 | 8,788,500 | 本品は、米国HONEYWELL INTERNATIONAL INC.COMMERCIAL ELECTRONIC社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは丸紅エアロスペース株式会社のみである。よって、丸紅エアロスペース株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9079 | 丸紅エアロスペース株式会社 | 試験計測用航空機補用品(その14) | 1式 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 17.11.25 | 1,648,546 | 本品は、試験計測用航空機のエンジンの補用品であり、米国アライディングナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9080 | 丸紅エアロスペース株式会社 | 試験計測用航空機補用品(その23) | 1式 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 18.03.22 | 2,126,880 | 本品は、試験計測用航空機のエンジンの補用品であり、米国アライディングナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9081 | 丸紅エアロスペース(株) | 電子管 4503A-05 | 15EA | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.04 | 8,736,000 | 本品は、航空自衛隊で使用する赤外線暗視装置AN/AAQ-15に使用する電子管であり、米国パール インダストリーズ社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9082 | 丸紅エアロスペース(株) | 電子管 4651 | 122EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.13 | 67,767,000 | 本品は、海上自衛隊で使用するHF無線機(AN/ARC-161)に使用する電子管であり、米国パール インダストリーズ社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9083 | 丸紅エアロスペース(株) | 電子管4503A-05 | 19EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.14 | 11,056,500 | 本品は、航空自衛隊で使用する赤外線暗視装置AN/AAQ-15に使用する電子管であり、米国パール インダストリーズ社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9084 | 丸紅エアロスペース(株) | 131-9J APU | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 41,661,900 | 本品は、次期固定翼哨戒機(P-X)用補助動力装置(APU)であり、米国ハネウェル・インターナショナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9085 | 丸紅エアロスペース(株) | UHF/VHF自動方位測定機 DF935-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.24 | 12,894,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機において使用するUHF/VHF自動方位測定機であり、英国CHELTON社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9086 | 丸紅エアロスペース(株) | 選択識別装置応答機 AN/APX-100 Model 1717 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.05 | 52,605,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機において使用する選択識別装置応答機AN/APX-100Model 1717であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル・リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------|--------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|-----------------------------------|----|
| 9087 | 丸紅エアロスペース(株) | ドブラ航法装置 ANV353 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 26,407,500 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載されるドブラ航法装置であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル・リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9088 | 丸紅エアロスペース(株) | 航空機用維持部品(輸入)(その12) | 17EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.16 | 2,373,000 | 本品は、航空自衛隊で使用する多用途支援機U-4用部品(メインタイヤ)である。当該製品は、米国ガルフストリーム エアロスペース社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9089 | 丸紅エアロスペース(株) | 電波高度計 4644986A | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 29,767,500 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載される電波高度計であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル・リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9090 | 丸紅エアロスペース(株) | 航法気象レーダ P-700-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 15,986,250 | 本品は、海上自衛隊の多用機U-36Aに搭載する航法気象レーダP-700-1であり、米国ハネウェル インターナショナル社・コマルシャル エレクトロニクス システムズの製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9091 | 丸紅エアロスペース(株) | UHF/VHF自動方位測定機 DF935-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 12,894,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機において使用するUHF/VHF自動方位測定機であり、英国CHELTON社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9092 | 丸紅エアロスペース(株) | 選択識別装置応答機 AN/APX-100 Model1717 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 51,397,500 | 本品は、海上自衛隊の航空機において使用する選択識別装置応答機AN/APX-100Model 1717であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル・リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9093 | 丸紅エアロスペース(株) | 電波高度計 4644986A | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 29,767,500 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載される電波高度計であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル・リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9094 | 丸紅エアロスペース(株) | ドブラ航法装置 ANV353 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 26,386,500 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載されるドブラ航法装置であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル・リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9095 | 丸紅エアロスペース(株) | T-7用整備器材(その6) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 1,302,000 | 本品は、航空自衛隊のT-7初等練習機整備器材(プロペラ・ダイナミック・バランス・キット)であり、米国ハネウェル社の製品である。当該製品の、国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9096 | 丸紅エアロスペース(株) | SH-60K型航空機機体部品(輸入)(その4) | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.10 | 9,418,500 | 本品は、海上自衛隊で使用する哨戒機SH-60K型航空機機体部品(マスト・グランドッド等3品目)である。当該製品は、英国チエルトン(エレクトロスタティクス)社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9097 | 丸紅エアロスペース(株) | 音声記録装置 FA2100 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 2,270,000 | 本品は、航空自衛隊の救難捜索機U-125Aに搭載する音声記録装置であり、米国L3コミュニケーションズ、アビエーション・レコーダーズ・ディビジョン社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9098 | 丸紅エアロスペース(株) | F-2用機体初度部品(輸入)(その10) | 6EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 3,710,700 | 本品は、航空自衛隊で使用する支援戦闘機F-2用機体初度部品(モーショナル トランスデューサー)である。当該製品は、米国コリンズ・テクノロジーズ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9099 | 丸紅エアロスペース(株) | LINE TEST SET | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 15,928,500 | 本品は、航空自衛隊のUH-60J救難ヘリコプターの整備に使用する器材(ラインテストセット)であり、加国シーエムシー エレクトロニクス社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------|----------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--------------------------------------|----|
| 9100 | 丸紅エアロスペース(株) | U-125A用FDR整備関連器材 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 3,242,400 | 本品は、航空自衛隊の救難捜索機U-125Aに搭載する飛行記録装置の整備器材であり、米国L3コミュニケーションズ、アビエーション・レコーダーズ・デビジョン社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9101 | 丸紅エアロスペース(株) | UH-60J用搭載機器 初度部品(輸入) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 15,828,750 | 本品は、航空自衛隊のUH-60Jヘリコプター用搭載通電機器(レシーバー・トランスミッター等4品目)であり、米国ハネウェルインターナショナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9102 | 丸紅エアロスペース(株) | 機上無線機試験器 JTS-Q173 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 8,379,000 | 本品は、陸上自衛隊の特別輸送ヘリコプターEC225LPに搭載する機上無線機の機能・性能検査に使用する器材であり、英国チェルトン(エレクトロスタティクス)社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9103 | 丸紅エアロスペース(株) | 位置標定装置 JARN-B1 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 3,018,750 | 本品は、陸上自衛隊の特別輸送ヘリコプターに搭載する位置標定装置であり、カナダ国CMC エレクトロニクス社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9104 | 丸紅エアロスペース(株) | 機上気象レーダ JAPN-M10-B | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 29,783,250 | 本品は、陸上自衛隊の輸送ヘリコプターCH-47JAに搭載し、気象情報を把握するために使用する装置であり、米国ハネウェル インターナショナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9105 | 丸紅エアロスペース(株) | 機上気象レーダ JAPN-M10 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 21,530,250 | 本品は、陸上自衛隊の多用途ヘリコプターUH-60JAに搭載し気象情報を把握するために使用する装置であり、米国ハネウェル インターナショナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9106 | 丸紅エアロスペース(株) | FDR用整備関連器材 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 3,344,250 | 本品は、航空自衛隊のU-4多用途支援機に搭載する飛行記録装置の整備器材であり、米国L3コミュニケーションズ、アビエーション・レコーダーズ・デビジョン社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9107 | 丸紅エアロスペース(株) | CH-101機体整備用特殊器材 | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 426,825,000 | 本品は、海上自衛隊のCH-101型航空機の機体整備用特殊器材(JACKINGBEAM他238品目)であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル・リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9108 | 丸紅エアロスペース(株) | MCH-101機体整備用特殊器材 | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 272,580,000 | 本品は、海上自衛隊のMCH-101型航空機の機体整備に必要な特殊器材であり、英国アグスタ ウエストランド インターナショナル リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9109 | 丸紅エアロスペース(株) | 南極輸送支援ヘリコプター用航空機用部品(輸入)その2 | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 23,310,000 | 本品は、海上自衛隊に新規導入される南極輸送支援ヘリコプター(CH-101)に使用される部品であり、英国アグスタウエストランド・インターナショナル リミテッド社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9110 | 丸紅エアロスペース(株) | 南極輸送支援ヘリコプター用航空機用部品(輸入)その3 | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 181,230,000 | 本品は、海上自衛隊が使用する南極輸送支援ヘリコプター用航空機用部品(フルード、フィルター、エレメント等316品目)である。当該製品は、英国アグスタウエストランド・インターナショナル社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9111 | 丸紅エアロスペース(株) | 機上無線機 JARC-A27 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 4,923,450 | 本品は、陸上自衛隊で使用する特別輸送ヘリコプターEC225LPの機上無線機 JARC-A27である。当該製品は、英国チェルトン(エレクトロスタティクス)社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは丸紅エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|---------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9112 | 丸紅エアロスペース(株) | RE220SJ型APU | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 55,482,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に使用するRE220SJ型APUの器材であり、米国ハネウェル インターナショナル エンジニアリングシステムズ社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、丸紅エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9113 | 三井造船㈱ | 平成17年度 援護情報ネットワークシステム用ソフトウェアの改修 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.24 | 16,153,200 | 本ソフトウェア改修に適するのは、援護情報ネットワークシステム用ソフトウェアの開発を契約並びに製造及び納入し、性能を熟知かつ、改修に必要な技術を有している三井造船株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9114 | 三井造船㈱艦船・特機営業部 | シリンダふたオーバーホールキット 以下 | 32 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.21 | 13,314,000 | 当該部品における純正部品であり、品質を保証できる、技術を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9115 | 三井造船㈱艦船・特機営業部 | DプレートガスケットA、潤滑油冷却器 以下 | 23 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.01.11 | 31,269,000 | 本品は、補給艦「とくわ」及び掃海母艦「うらが」に搭載されている主機関及び減速装置を構成している部品である。当該部品における純正部品であり、品質保証、技術を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9116 | 三井造船㈱艦船・特機営業部 | 温水供給装置用加熱器 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 7,400,400 | 本品は潜水艦救難母艦「ちよだ」人員移送カプセル用部品であり、当該部品の製造及び品質保証に関する高い専門技術を有しているため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9117 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 「エアクッション艇1号」年次検査(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.05.18 | 54,180,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9118 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 「エアクッション艇1号」年次検査(専門業者工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.05.19 | 12,180,000 | 当該艦艇修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9119 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 音響測定艦「はりま」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.01 | 12,285,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9120 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 音響測定艦「はりま」中間修理(発電機盤等)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.01 | 2,698,500 | 発電機盤等の整備に必要な技術及び知識を有し品質を保証できるのは製造業者である当該業者以外にない (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9121 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 輸送艦「しもきた」中間修理ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.14 | 1,963,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9122 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 護衛艦「せとゆき」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.04 | 1,533,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9123 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 音響測定艦「ひびき」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.09.08 | 15,067,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9124 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 音響測定艦「ひびき」中間修理(発電機盤等)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.09.08 | 2,698,500 | 発電機盤等の整備に必要な技術及び知識を有し品質を保証できるのは製造業者である当該業者以外にない (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9125 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 「エアクッション艇6号」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.09.27 | 1,596,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9126 | 三井造船㈱中国支社呉営業所 | 「ちはや」臨時修理(探信儀OQS-8-1ほか2件) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.10.26 | 5,155,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------|---------------------------------|----|-------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9127 | 三井造船株式会社呉営業所 | 潜水艦救難艦「ちはや」臨時修理(PTC昇降ウインチ) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.07 | 1,597,050 | PTC昇降ウインチの製造業者であり、整備に必要な技術及び知識を有し品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9128 | 三井造船株式会社呉営業所 | 輸送艦「おおすみ」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.14 | 1,690,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9129 | 三井造船株式会社呉営業所 | 護衛艦「いなづま」中間修理ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.14 | 18,690,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9130 | 三井造船株式会社呉営業所 | 「エアクッション艇1号」中間修理ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.14 | 4,777,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9131 | 三井造船株式会社呉営業所 | テレビアンテナ装置の更新(その2) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.22 | 2,184,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9132 | 三井造船株式会社呉営業所 | 護衛艦「やまゆき」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.22 | 23,205,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9133 | 三井造船株式会社呉営業所 | 潜水艦救難艦「ちはや」中間修理(造船所工事) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.12 | 1,030,050 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9134 | 三井造船株式会社呉営業所 | 掃海母艦「ぶんご」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.27 | 1,638,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9135 | 三井造船株式会社呉営業所 | 護衛艦「せとゆき」年次検査(造船所工事)その2 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.06 | 3,643,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、工程管理上等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9136 | 三井造船株式会社呉営業所 | 防振管継手 外4件 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.20 | 10,909,500 | 潜水艦救難艦の深海潜水装置の部品であり、契約会社は当該装置の製造会社であることから、製品の品質を保証できる技術及び知識を有している唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9137 | 三井造船株式会社呉営業所 | 「エアクッション艇2号」臨時修理(1番燃料タンク前部側隔壁等) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.25 | 3,286,500 | 訓練中に1番燃料タンク前部側隔壁等を損傷し修理するものであり、特殊な検査修理技術を有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9138 | 三井造船株式会社呉営業所 | 「エアクッション艇3号」年次検査(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.30 | 51,345,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9139 | 三井造船株式会社呉営業所 | 「エアクッション艇3号」年次検査(専門業者工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.31 | 10,500,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9140 | 三井造船株式会社呉営業所 | 「いなづま」ネットワーク通信装置OYQ-32 仮装備ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.02 | 13,125,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9141 | 三井造船株式会社呉営業所 | 練習艦「やまぎり」中間修理ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.20 | 11,025,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9142 | 三井造船株式会社野島船工場 | 護衛艦「いなづま」臨時修理(艦首部フレームの補強) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.23 | 1,491,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------|--|-----|--------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9143 | 三井造船(株)中国支社呉営業所 | 「いなづま」臨時修理(N-AS-283空中線用電線) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.27 | 1,144,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予算令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9144 | 三井造船(株)中国支社呉営業所 | 「エアクッション艇5号」年次検査(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.27 | 49,035,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9145 | 三井造船(株)中国支社呉営業所 | 「エアクッション艇5号」年次検査(専門業者工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.28 | 10,500,000 | 当該艦艇修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9146 | 三井造船(株)中国支社呉営業所 | デッキクレーンオーバーホールキット | 1KT | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.28 | 13,839,000 | 三井造船製のデッキクレーンの部品を調達するものであり、当該製品の品質を保證できる製造技術及び設備を有している唯一の製造業者であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9147 | 三井造船(株)代理(株)ホーセイ | 海底調査装置OXX-1B 修理 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.01.25 | 2,856,000 | 海底調査装置OXX-1Bの修理に必要な修理用部品、治工具等を保有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9148 | 三井造船(株)艦船・特機営業部 | 制御機器部品 外 CONTROL, ALARM 外 | 21件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.08.30 | 15,978,900 | 当該会社は護衛艦等で使用されている制御機器の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9149 | 三井造船(株)艦船・特機営業部 | 8L42M型機関部品パーツキット 外 PARTSKIT, COOLER INDUSTRIAL 外 | 3件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.09.15 | 37,730,700 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9150 | 三井造船(株)艦船・特機営業部 | 16V42M-A, 12V42M, 8L42M型機関部品 GEAR, SPUR | 2EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.31 | 5,579,700 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9151 | 三井造船(株)艦船・特機営業部 | 16V42M-A, 12V42M, 8L42M型機関部品 BEARING ASSY, TURBOSUPER | 56件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.16 | 9,594,900 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9152 | 三井造船(株)艦船・特機営業部 | 16V42M-A, 12V42M, 8L42M型機関部品 GEAR, SPUR 外 | 6件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.06 | 6,615,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9153 | 三井造船(株)艦船・特機営業部 | 16V42M-A, 12V42M, 8L42M型機関部品 COUPLING, SHAFT, FLEXIBLE | 1AY | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.01 | 3,701,250 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9154 | 三井造船(株)艦船・特機営業部 | 各種冷却器部品 外 PACKING, PREFORMED 外 | 12件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.07 | 3,232,950 | 当該会社は護衛艦等で使用されている各種冷却器の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9155 | 三井造船(株) | 将来UVV技術のシステムスタディのための調査書(その3) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.06 | 3,950,100 | 本調査書作成には、水中を無人で行動するため、UVVシステム技術、UVVの性能・評価技術及びUVV製造技術に関し抽出・検討能力及びコスト管理能力が要求されるが、三井造船は、深海探査、海洋生物調査及び海底ケーブル調査用の民生用各種UVV製造実績を有しており、本調査書作成可能業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9156 | 三井造船(株) | フローノイズシミュレータ用キャパシタシオン感度計 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.21 | 47,722,500 | 本装置を製作するためには、試作したフローノイズシミュレータにおける気泡核分布計測を適切に行う配管設計と水質制御技術(本体管路から試験水を計測部に適切に導く技術)について理解している必要がある。三井造船は、当該シミュレータの協力会社として、気泡核分布計測法に関するシステム設計を担当し技術的にノウハウを有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------|---------------------|-----|----------------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 9157 | 三井造船株 | キャビテーション感度計の取り外し作業 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 18.02.24 | 2,205,000 | 三井造船株はフローノイズシミュレータ用キャビテーション感度計の設計製造設置会社であり、本役務について技術的詳細について熟知している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9158 | 三井造船(株) | ディーゼル発電装置(砕水艦用) | 10T | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.19 | 4,000,500,000 | 本品の製造に当たっては、船舶用のディーゼル機関の製造に必要な技術及び設備を必要とするが、調達要求元においてこの要件を満たす機関メーカー6社に対し、提案要求を行い審査した結果、三井造船株の提案が採用されたものである。仕様書においても該社の型式仕様書が引用され、性能・寸法・質量等については、これによることと規定されている。 これらことを踏まえて検討の結果、仕様書の要求を満たし、かつ本品を製造する技術及び生産設備を有し、受注態勢が整っているのは、三井造船株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9159 | 三井物産エアロスペース株 | LANYARDほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.12 | 5,527,200 | UH-1(ベルヘリコプター社)他の部品等であり、国内の販売権(輸入品)を有するものが三井物産エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9160 | 三井物産エアロスペース株 | POWERMODULEほか304品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.28 | 1,105,338,150 | AH-1S(ベルヘリコプター社)他の部品等であり、国内(輸入品)の販売権を有するものが三井物産エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9161 | 三井物産エアロスペース株 | BEARINGほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.20 | 104,521,200 | 航空機の部品を、国内で販売権(輸入品)を有するものが1社のため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9162 | 三井物産エアロスペース株 | HOUSINGほか97品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.17 | 72,377,550 | UH-1の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三井物産エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9163 | 三井物産エアロスペース株 | BOOTASSYほか66品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.17 | 57,858,150 | AH-1Sの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三井物産エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9164 | 三井物産エアロスペース株 | PADほか298品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.17 | 553,921,200 | AH-1Sの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三井物産エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9165 | 三井物産エアロスペース株 | VALVE | 14 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 36,353,100 | UH-1の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三井物産エアロスペース(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9166 | 三井物産エアロスペース株 | ターゲットシーカーの調査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.16 | 75,180,000 | 本機器の製造会社であり、修理技術を有する米国のボーイング社の国内総代理店であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9167 | 三井物産エアロスペース株 | 携帯型監視装置 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.23 | 2,646,000 | 他に同等品がなく、本製品の販売元であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9168 | 三井物産エアロスペース株 | MODULE PROCESSOR PM | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.28 | 12,799,500 | 本品は、親機器である自走式水上標的システムにおいて使用されている専用部品であり、当該機器の唯一の輸入代理店であり、他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9169 | 三井物産エアロスペース株 | ハーブーンミサイル(MGU)の修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.28 | 135,975,000 | 当該機器の米国製造会社の国内総代理店であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------|---|------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9170 | 三井物産エアロスペース㈱ | SH-60K型航空機用部品(輸入)その3 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.10.28 | 18,417,000 | 当該品は、SH-60K型航空機に搭載するT700-401C2型エンジン用部品(輸入品)であり、当該会社がT700-401C2の製造元である米GE社の日本国内独占販売権を有しているものであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9171 | 三井物産エアロスペース㈱ | MH-53E型航空機用部品(輸入)その7 ほか4件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.22 | 351,603,000 | 当該品は、MH-53E型航空機に搭載するT64-416型エンジン用部品(輸入品)であり、当該会社がT64-416の製造元である米GE社の日本国内独占販売権を有しているものであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9172 | 三井物産エアロスペース㈱ | MH-53E型航空機用部品(輸入)その5 ほか3件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.12.02 | 365,400,000 | 当該品は、MH-53E型航空機に搭載するT64-416型エンジン用部品(輸入品)であり、当該会社がT64-416の製造元である米GE社の日本国内独占販売権を有しているものであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9173 | 三井物産エアロスペース㈱ | 電子・武器等用部品(輸入品)SWITCH MAN OVERBOARD他36件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.01.31 | 25,945,500 | 当該品は自走式水上標的システムの部品(輸入品)であり、当該会社が日本における独占販売権を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9174 | 三井物産エアロスペース㈱ | 電子・武器等用部品(輸入品)HUB, ETE RNET, 10BASE T 他23件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.20 | 39,291,000 | 当該品は、ミサイル発射装置に使用するものであり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9175 | 三井物産エアロスペース㈱ | 電子・武器等用部品(輸入品)SWITCH MAN OVERBOARD 他28件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.20 | 25,095,000 | 当該品は自走式水上標的システムの部品(輸入品)であり、当該会社が日本における独占販売権を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9176 | 三井物産エアロスペース㈱ | 艦船用電気部品(輸入品) CIRCUIT B REAKER ASSY 外 | 20件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.20 | 81,375,000 | 当該品は輸入品であり、当該会社が日本における独占販売権を有しているものであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9177 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(改修用)KIT, MID-SUMP 1品目 | 39個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.16 | 15,865,500 | 当該品はMH-53E型航空機の改修に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9178 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(官給用)KIT ほか19品目 | 405個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.11 | 89,040,000 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9179 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(官給用)KIT ほか19品目 | 159個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.11 | 22,795,500 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9180 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空武器等用部品(部隊整備用)READO UT ASSY 2品目 | 7個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.02 | 9,581,250 | 当該品はP-3C型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9181 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)C HAMBER 1品目 | 37個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.08 | 358,522,500 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9182 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(部隊整備用)ELEMENT ほか 5品目 | 326個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.24 | 3,309,600 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9183 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(部隊整備用)RUNNER ほか 1品目 | 61個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.10 | 7,000,350 | 当該品はUS-1A型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------|---------------------------------------|-------|------------------------------|---------------------|----------|-------------|---|-------------|--|------|
| 9184 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)S HAFT ASSY 1品目 | 20個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 80,692,500 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9185 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(官給用)IMPELLER 1品目 | 20個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.27 | 16,464,000 | P-3C用部品(COMPRESSOR, CENTRIFUGAL)の修理に不足する官給部品を確保する必要があり、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9186 | 三井物産エアロスペース㈱ | 航空機部品(官給用)IMPELLER 1品目 | 90個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.29 | 74,088,000 | P-3C用部品(IMPELLER)の修理に不足する官給部品を確保する必要があり、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9187 | 三井物産エアロスペース㈱ | 国外運航飛行計画作成支援器材の運用に伴うデータ提供等の役務 | | 航空幕僚監部 総務部長 橋本 誠一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 9,003,391 | 販売権を有するものが一社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |
| 9188 | 三井物産エアロスペース株式会社 | LINER | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.14 | 19,813,500 | 本契約は、GE社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9189 | 三井物産エアロスペース株式会社 | PACKING外23品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.30 | 22,698,900 | 本契約は、海外製造会社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。(GE社、BAE社)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9190 | 三井物産エアロスペース株式会社 | CONTACT, ELECTRICAL | 140EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.08.01 | 2,026,500 | 本品は、米国LOCKHEED MARTIN MARITIME SYSTEMS&SENSORS-SYRACUSE社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは三井物産エアロスペース株式会社のみである。よって、三井物産エアロスペース株式会社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9191 | 三井物産エアロスペース株式会社 | 捜索レーダー装置 AN/AP-138 構成部品修理(国外修理) | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 104,811,000 | 本品は、米国LOCKHEED MARTIN MARITIME SYSTEMS&SENSORS-SYRACUSE社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは三井物産エアロスペース株式会社のみである。よって、三井物産エアロスペース株式会社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9192 | 三井物産エアロスペース株式会社 | CAPACITOR, FIXED, CERAMIC DIE LEC外3品目 | 70EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.18 | 4,893,000 | 本品は、米国LOCKHEED MARTIN MARITIME SYSTEMS&SENSORS-SYRACUSE社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは三井物産エアロスペース株式会社のみである。よって、三井物産エアロスペース株式会社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9193 | 三井物産エアロスペース株式会社 | TRANSFORMER, POWER, STEP-DOWN | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.11.28 | 4,326,000 | 本品は、米国BAE SYSTEMS CONTROLS INC.社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは三井物産エアロスペース株式会社のみである。よって、三井物産エアロスペース株式会社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9194 | 三井物産エアロスペース株式会社 | AMPLIFIER, RADIO FREQUENCY | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.05 | 393,855,000 | 三井物産エアロスペース株式会社は納入可能な唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9195 | 三井物産エアロスペース㈱ | BEARING, BALL, ANNULAR外82品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.21 | 105,840,000 | 本品は、米国ゼネラルダイナミクス社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9196 | 三井物産エアロスペース㈱ | GUIDE, FRONT ROUND外59品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.15 | 31,395,000 | 本品は、米国ゼネラルダイナミクス社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9197 | 三井物産エアロスペース㈱ | FILTER外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.07 | 1,623,300 | 本品は、米国ロッキードマーチン社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------|----------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9198 | 三井物産エアロスペース㈱ | CABLE ASSY. SPECIAL PURPOSE. ELE | 5 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.17 | 6,510,000 | 本品は、米国ゼネラルダイナミクス社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9199 | 三井物産エアロスペース(株) | 振動周波数解析器(輸入) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.09 | 55,492,500 | 本品は、陸上自衛隊で保有する航空機の機体振動調整、ロータ・トラッキングなどに使用する振動周波数解析装置であり、米国スミスエアロスペース社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9200 | 三井物産エアロスペース(株) | 14.5mm表示弾 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.24 | 4,457,250 | 本品は、陸上自衛隊の野戦特科射撃訓練において使用する14.5mm表示弾であり、独国ルアグアモータック社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9201 | 三井物産エアロスペース(株) | ハーブーンミサイル・シーカー部 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.14 | 368,970,000 | 本品は、対艦誘導弾ハーブーンミサイルに使用するシーカー部であり、米国ボーイング社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9202 | 三井物産エアロスペース(株) | 振動解析器 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 12,652,500 | 本品は、海上自衛隊のMCH-101型航空機及びCH-101型航空機の整備用器材として使用する振動解析器であり、米国スミスエアロスペース社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9203 | 三井物産エアロスペース(株) | UH-60J用整備器材(その11) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 17,745,000 | 本品は、航空自衛隊のUH-60J救難ヘリコプターの整備に使用する器材(RADS-ATベージングキット等12品目)であり、米国スミスエアロスペース社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9204 | 三井物産エアロスペース(株) | AH-1S用レーダ警戒装置 AN/APR-39(V)1 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.09 | 49,528,500 | 本品は、陸上自衛隊の輸送ヘリコプターCH-47JAに搭載するレーダ警戒装置AN/APR-39(V)1であり、米国レイセオン社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9205 | 三井物産エアロスペース(株) | AH-64D(機体)用初度部品(輸入)(その5) | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 267,750 | 本品は、陸上自衛隊で使用使用する戦闘ヘリコプターAH-64D(機体)用初度部品(ジャックパッドディフレクター)である。当該製品は、米国フリートールエアロスペース社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三井物産エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9206 | 三井物産エアロスペース(株) | UH-1J(機体)用初度部品(輸入)(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.21 | 9,901,500 | 本品は、陸上自衛隊で使用使用する多用途ヘリコプターUH-1J(機体)用初度部品(ストラップ等5品目)である。当該製品は、米国ベルヘリコプターテキストロン社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三井物産エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9207 | 三井物産エアロスペース(株) | SH-60K型航空機発動機部品(輸入)(その12) | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 12,206,250 | 本品は、海上自衛隊で使用使用する哨戒機SH-60K型航空機発動機部品(コンプレッションライター等7品目)である。当該製品は、米国GEミラタリーシステムズ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三井物産エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9208 | 三井物産エアロスペース(株) | AH-64D(エンジン)用初度部品(輸入)(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 9,672,600 | 本品は、陸上自衛隊で使用使用する戦闘ヘリコプターAH-64D(エンジン)用初度部品(パッキン等3品目)である。当該製品は、米国GEミラタリーシステムズ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三井物産エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9209 | 三井物産エアロスペース(株) | UH-60J用エンジン初度部品(輸入)(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 83,527,500 | 本品は、航空自衛隊で使用使用する救難ヘリコプターUH-60J用エンジン初度部品(シール等12品目)である。当該品目は、米国GEミラタリーシステムズ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三井物産エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9210 | 三井物産エアロスペース(株) | UH-60JA(エンジン)用初度部品(輸入) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 71,641,500 | 本品は、陸上自衛隊で使用使用する戦闘ヘリコプターAH-64D(エンジン)用初度部品(パッキン等3品目)である。当該製品は、米国GEミラタリーシステムズ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三井物産エアロスペース(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9211 | 三井物産エアロスペース(株) | UH-60J用整備器材(その24) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 1,491,000 | 本品は、航空自衛隊のUH-60J救難ヘリコプターの整備に使用する器材(RADS-AT関連器材4品目)であり、米国スミスエアロスペース社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------|----------------------------|------|---------------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 9212 | 三井物産エアロスペース(株) | 対艦ミサイル艦上装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 443,520,000 | 本品は、海上自衛隊の平成17年度潜水艦に搭載し、対艦ミサイルの発射管制を行う装置であり、米国ボーイングの100%子会社のマクドネル ダグラス社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9213 | 三井物産エアロスペース(株) | 30mm徹甲弾 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 37,275,000 | 本品は、防衛庁技術研究本部の新戦車の性能確認試験において耐弾性を確認するために使用する30mm徹甲弾であり、スイス国RWM Schweiz社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9214 | 三井物産エアロスペース(株) | 自走式水上標的システム | 2OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 320,250,000 | 本品は、海上自衛隊の多用途支援艦に搭載し、艦艇が実施する水上射撃の技量向上を図るシステムであり、加国メギット デフェンシステムズ社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9215 | 三井物産エアロスペース(株) | 9mm低貫通弾 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 18,637,500 | 本品は、陸上自衛隊が使用する9mm低貫通弾であり、独国ルアグ アモレーテック社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三井物産エアロスペース(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9216 | 三菱自動車工業(株) | 技術資料補給カタログ1/2トラックエンジンほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.16 | 5,689,950 | 本体製造メーカーの部品等を陸上自衛隊用のカタログを作成するため、三菱自動車(株)のみしか契約出来ない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9217 | 三菱自動車工業(株) | フロントガラス取付具ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.08 | 3,927,000 | 調達物品については、イラク仕様車両に使用するものである。よって、特別に、防弾用の処置がなされていると共に製造についても制約があり、製造するのは当該契約者のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9218 | 三菱自動車工業(株) | 付加材1/2トラック(平成8年度以降納入車)用 | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.17 | 30,836,400 | 調達物品については、イラク仕様車両に使用するものである。よって、特別に、防弾用の処置がなされていると共に製造についても制約があり、製造するのは当該契約者のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9219 | 三菱自動車工業(株) | 1/2トラック | 362両 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.23 | 1,241,406,600 | 当該車両を製造できるのは、研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株式会社のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9220 | 三菱自動車工業(株) | 1/2トラック | 2両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.11 | 6,762,000 | 当該車両を製造できるのは、研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株式会社のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9221 | 三菱自動車工業(株) | 業務車1号 | 6両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 7,478,100 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9222 | 三菱自動車工業(株) | 業務車1号 | 23両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 28,497,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9223 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック(警務用) | 12両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 42,814,800 | 当該車両は1/2tトラックを基本に製造する車両である。従って、当該車両を製造できるのは、1/2tトラックの研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9224 | 三菱自動車工業(株) | 1/2t溶接車 | 12両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 41,164,200 | 当該車両は1/2tトラックを基本に製造する車両である。従って、当該車両を製造できるのは、1/2tトラックの研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9225 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック、SSM-1(中継装置用) | 6両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 38,184,300 | 当該車両は1/2tトラックを基本に製造する車両である。従って、当該車両を製造できるのは、1/2tトラックの研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9226 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック(87式対戦車誘導弾積載専用) | 10両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 36,960,000 | 当該車両は1/2tトラックを基本に製造する車両である。従って、当該車両を製造できるのは、1/2tトラックの研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9227 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック(79式対艦艇対戦車誘導弾発射装置積載専用)B車 | 9両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 32,725,350 | 当該車両は1/2tトラックを基本に製造する車両である。従って、当該車両を製造できるのは、1/2tトラックの研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9228 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック(79式対舟艇対戦車誘導弾発射装置積載専用)A車 | 9両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 31,421,250 | 当該車両は1/2tトラックを基本に製造する車両である。従って、当該車両を製造できるのは、1/2tトラックの研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9229 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック、SSM-1(標定装置用) | 3両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 19,394,550 | 当該車両は1/2tトラックを基本に製造する車両である。従って、当該車両を製造できるのは、1/2tトラックの研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9230 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック | 2両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 6,732,600 | 当該車両を製造できるのは、研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9231 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック | 5両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 14,332,500 | 当該車両を製造できるのは、研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9232 | 三菱自動車工業(株) | 1/2tトラック | 4両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 13,650,000 | 当該車両を製造できるのは、研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、研究開発相手方となった三菱自動車工業株のみである。同社は昭和48年から仮制式採用となった当該車両の製造を行っており、その後長年に渡り品質保証された当該車両を安定的に納入した実績を有している会社である。また、他社に当該車両について製造の可能性を業態調査しているが、各社とも、当該車両を製造するにはまず試作車の設計、製作、試験評価、再設計、改修、再試験評価等の過程を得て量産する必要があることから開発には膨大な経費とともに少なくとも3年以上の日程を要することから毎年の要求に対して納期的にも製造困難との回答を得ているところである。以上の理由より、随意契約を行っている。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9233 | 三菱重工(株) | 74TK(G)暗視装置操作盤Assy(診断)ほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.21 | 4,685,100 | 器材整備の診断等であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9234 | 三菱重工業㈱ | 90式戦車射撃統制計算機“改造”ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.27 | 3,553,200 | 器材の改造であり、本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9235 | 三菱重工業㈱ | 90式戦車砲手用サイドパネル“改造” | 3 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.27 | 2,416,050 | 器材の改造であり、本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9236 | 三菱重工業㈱ | CONTROLDISPLAYUNIT | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.11 | 70,350 | 本部品は三菱重工社が設計、製造した独自国産品である。製造図面、設備等を有しているのは三菱重工業社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9237 | 三菱重工業㈱ | ENGINECONTROLUNITほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.22 | 18,795,000 | 本部品は三菱重工業が設計、製造した独自国産品である。製造図面、設備等を有しているのは三菱重工業社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9238 | 三菱重工業㈱ | 付加材11/2t救急車患者室用ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.22 | 3,454,500 | 国内の販売権(輸入品)を有するものが1社のため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9239 | 三菱重工業㈱ | シリンダAssy“修理”(4ZF用) | 24 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.29 | 9,390,381 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9240 | 三菱重工業㈱ | STARTERENGINE | 5 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.01 | 1,160,250 | 本契約は、米国のハミルトン・サンドストランド・コーポレーション社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9241 | 三菱重工業㈱ | 整備診断作業(90TKコントローラ診断後修理)ほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.02 | 9,135,000 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9242 | 三菱重工業㈱ | 普通科部隊戦闘射撃訓練シミュレータ(診断・診断後)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.04 | 7,247,100 | 器材診断及び整備であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9243 | 三菱重工業㈱ | 110mm個人携帯対戦車弾型模擬火器(修理) | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.04 | 1,633,800 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9244 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾(B)の発射試験役務 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.18 | 19,797,100 | 本役務、整備を担当できるのは、本品の研究開発を行い、構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び設備を有している三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9245 | 三菱重工業㈱ | UH-60JA操縦動力整備修理実習用教材 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.25 | 1,273,650 | 本教材は三菱重工業(株)が設計・製造したものであり、修理に必要な知識・技術を有しているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9246 | 三菱重工業㈱ | ステアリングポンプモータAssy“修理”(90式戦車)ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.25 | 104,762,700 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9247 | 三菱重工業㈱ | ステアリングポンプモータAssy“修理”(89式装甲戦闘車)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.25 | 20,248,200 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9248 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾の部隊実射訓練役務 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.26 | 14,114,400 | 本役務、整備を担当できるのは、本品の研究開発を行い、構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び設備を有している三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9249 | 三菱重工業㈱ | 技術役務 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.13 | 35,578,200 | 本契約は、LR-1の機体に関する技術役務契約である。三菱重工業(株)はLR-1の機体の製造会社と修理等に関する契約を締結している。本機体の技術役務に関する知識・技術を有しているのは、三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9250 | 三菱重工業㈱ | APU | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.13 | 2,503,200 | 本契約は、米国のハミルトン・サンドストラッド・コーポレーション社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9251 | 三菱重工業㈱ | 技術役務 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.14 | 11,835,600 | 本契約は、米国のハネウェル社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9252 | 三菱重工業㈱ | 技術役務 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.14 | 32,193,000 | 本契約は、カナダ国のプラットアンドホイットニーカナダ社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9253 | 三菱重工業㈱ | 4E90TK砲塔用特工モジュールチェッカ(診断)ほか1品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.21 | 4,841,550 | 器材整備の診断等であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9254 | 三菱重工業㈱ | ワイヤハーネスほか5品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 3,899,196 | 本部品は、中継装置JMRC-R5の専用部品であり、三菱重工業㈱が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9255 | 三菱重工業㈱ | スタータ保護機能(試作) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.26 | 4,552,800 | 器材確認試験のための技術援助役務であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。(再始動制御による損傷防止保護機能確認試験) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9256 | 三菱重工業㈱ | エンジン試運転装置(CT63-M-5A/C20B) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.07 | 19,527,900 | 本試運転装置は三菱重工業(株)が設計・製造したものであり、定期点検整備に必要な知識・技術を有しているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9257 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾発射機の定期整備ほか15品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.21 | 723,232,000 | 本役務、整備を担当できるのは、本品の研究開発を行い、構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び設備を有している三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9258 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾捜索標定レーダ装置の定期整備ほか11品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.21 | 880,225,500 | 本器材は、三菱重工業が開発・設計・製造した。本器材の定期整備は整備施設、完成試験場、整備技術のノウハウ、品質保証等、このメーカーに限定される。特に精密な電子部品の多い本器材の整備は他社では実施できない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9259 | 三菱重工業㈱ | 航空エンジン試運転装置(TS-1用) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.31 | 2,971,500 | 本試運転装置は三菱重工業(株)が設計・製造したものであり、修理に必要な知識・技術を有しているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9260 | 三菱重工業㈱ | APUほか2品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.10 | 7,993,650 | 本契約は、米国のハミルトン・サンドストラッド・コーポレーション社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9261 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾発射筒外注整備 | 7 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.14 | 76,132,035 | 武器等製造法に基づき技術及び生産設備を有し許認可等を有するものが1社のため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9262 | 三菱重工業㈱ | ステアリングポンプモータAssy“修理”(90式戦車)ほか2品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.21 | 91,459,200 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9263 | 三菱重工(株) | ステアリングポンプモータAssy“修理”(89式装甲戦闘車) | 5 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.21 | 24,816,750 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9264 | 三菱重工(株) | 74TK(G)レーザ検知制御器(診断)ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.29 | 1,062,600 | 器材整備の診断等であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9265 | 三菱重工(株) | 航空機等の技術調査 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.30 | 4,945,500 | 本契約は、米国のロールスロイス社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9266 | 三菱重工(株) | UH-60JA操縦訓練シミュレータ及び整備修理実習用教材の定 | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.05 | 8,933,400 | 本シミュレータ及び実習用教材は三菱重工(株)が製造したものであり、当該シミュレータ等の定期整備に必要な知識・技能を有しているのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9267 | 三菱重工(株) | 88式地对艦誘導弾経年変化試験 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.06 | 54,778,500 | 武器等製造法に基づき技術及び生産設備を有し許認可等を有するものが1社のため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9268 | 三菱重工(株) | 誘導弾着脱工具 | 30 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.12 | 3,058,650 | 88式地对艦誘導弾を開発及び設計し、製造請負業者で専門技術を有する三菱重工(株)のみが本契約履行可能であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9269 | 三菱重工(株) | ワイヤハーネス(W14)ほか17品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.20 | 15,953,910 | 88式地对艦誘導弾の生産において、発動発電機及びその構成品の専門技術を有し製造の実績がある三菱重工(株)のみが本契約履行可能であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9270 | 三菱重工(株) | 90式戦車砲手用照準潜望鏡“修理”ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.20 | 88,099,200 | 器材整備であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9271 | 三菱重工(株) | 材質別重量区分表(各種) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.22 | 3,708,600 | 本契約は技術資料の取得であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。(74APC・87AW・90TKR) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9272 | 三菱重工(株) | ハンマ450gほか27品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.16 | 6,819,099 | 本部品は、野整備機材2号JGEM-W5の専用部品であり、三菱重工(株)が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9273 | 三菱重工(株) | AFCS | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.19 | 1,027,950 | 本品はUH-60実習用教材の構成品である。本品は三菱重工(株)が独自国産したものであり、修理は三菱重工(株)でしか出来ない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9274 | 三菱重工(株) | HMU | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.19 | 1,633,380 | 本部品は三菱重工(株)が設計・製造した独自国産品である。製造図面、設備等を有しているのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9275 | 三菱重工(株) | 航空エンジン試運転装置(TS-1用) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.20 | 3,762,150 | 本試運転装置は三菱重工(株)が設計・製造したものであり、修理に必要な知識・技術を有しているのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9276 | 三菱重工(株) | CSEALほか35品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 15,493,800 | 当該製品は、三菱重工(株)がOH-1用に独自設計・製造している部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9277 | 三菱重工(株) | 88式地对艦誘導弾経年変化試験 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.26 | 53,893,350 | 武器等製造法に基づき技術及び生産設備を有し許認可等を有するものが1社のため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9278 | 三菱重工(株) | プレートほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.31 | 3,311,931 | 本部品は、搜索・標定レーダ装置JTPS-P15の専用部品であり、三菱重工(株)が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9279 | 三菱重工(株) | 運転席後部ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.06 | 3,571,050 | 調達物品については、イラク仕様車両に使用するものである。よって、特別に、防弾用の処置がなされていると共に製造についても制約があり、製造するのは当該契約者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9280 | 三菱重工(株) | 90式戦車自動装填装置“改善”ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.08 | 416,598,000 | 器材の改善であり、本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9281 | 三菱重工(株) | ENGINE | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.13 | 2,166,150 | 本契約は、米国のギャレット社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9282 | 三菱重工(株) | ENGINE | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.13 | 5,446,350 | LR-1の部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは三菱重工(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9283 | 三菱重工(株) | FUELSOLENOIDVALVEほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.14 | 3,885,000 | LR-1の部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは三菱重工(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9284 | 三菱重工(株) | 指令受信装置用電池EA | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.15 | 2,730,000 | 88式地对艦誘導弾の指令受信部に使用している電池であり、当該製品を製造・販売を行っているのが三菱重工(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9285 | 三菱重工(株) | ワイパー部ほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.16 | 20,105,190 | 調達物品については、イラク仕様車両に使用するものである。よって、特別に、防弾用の処置がなされていると共に製造についても制約があり、製造するのは当該契約者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9286 | 三菱重工(株) | ENGINECONTROLUNITほか14品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.20 | 36,083,250 | OH-1のエンジン部品であり、エンジンを製造・販売しているのは三菱重工(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9287 | 三菱重工(株) | ENGINE | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.20 | 3,139,500 | LR-1のエンジンは、三菱重工(株)が製造・販売している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9288 | 三菱重工(株) | 91式戦車橋メインジブ支持部の改造ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 11,201,400 | 91式戦車橋は、三菱重工(株)が製造した装備品であり、その構造・性能を熟知し改造等に必要な技術・設備を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9289 | 三菱重工(株) | ENGINEほか13品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 37,964,850 | OH-6Dの部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは三菱重工(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9290 | 三菱重工(株) | APUほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 2,633,400 | 本契約は、米国のハミルトン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9291 | 三菱重工(株) | HMUほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 1,633,380 | OH-1の部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは三菱重工(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9292 | 三菱重工業㈱ | PYLONFOLDSTRUTEA | 3 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 2,713,200 | UH-60の部品であり、機体・部品等を製造・販売しているのは三菱重工業㈱1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9293 | 三菱重工業㈱ | APUほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.06 | 12,545,400 | 本契約は、米国のシロスキー社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9294 | 三菱重工業㈱ | 90TK砲手用照準望遠鏡(診断後) | 4 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.07 | 29,772,750 | OH-6Dの部品等であり、当該機種の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9295 | 三菱重工業㈱ | シリンダAssy“修理”(4ZF用)ほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.08 | 100,706,760 | 74式戦車の部品等であり、当該機種の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9296 | 三菱重工業㈱ | ターボチャージャーAssy“修理”(10ZF用右)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.08 | 7,198,516 | 74式戦車の部品等であり、当該機種の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9297 | 三菱重工業㈱ | ターボチャージャーAssy“修理”(10ZF用右)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.08 | 3,103,978 | 74式戦車の部品等であり、当該機種の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9298 | 三菱重工業㈱ | STARTERENGINEほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.09 | 13,666,800 | CH-47/JAの部品等であり、当該機種の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9299 | 三菱重工業㈱ | ENGINECONTROLUNITほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.09 | 12,600,000 | OH-1の部品等であり、当該機種の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9300 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾、誘導弾及び誘導弾構成部位外注整備ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.14 | 11,377,800 | 武器製造法に基づき、製造・販売等の許可を得ているものが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9301 | 三菱重工業㈱ | 3E90TK砲塔用特工砲手用サイドパネル チェッカ(診断)ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.15 | 6,013,350 | 当該製品を製造したのが三菱重工業(株)であり、当該製品の販売等も行っているのが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9302 | 三菱重工業㈱ | 90TK車長用照準望遠鏡(診断後) | 4 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.15 | 15,668,100 | 当該製品を製造したのが三菱重工業(株)であり、当該製品の販売等も行っているのが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9303 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾(B)のプログラム改修(その2) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.20 | 25,200,000 | 当該プログラムを開発・製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9304 | 三菱重工業㈱ | 89式小銃型模擬火器 | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.23 | 3,213,000 | 当該機種の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9305 | 三菱重工業㈱ | 74TK(G)レチクル制御器(診断後)ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.23 | 2,501,100 | 当該機種の修理等であり、当該機種の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9306 | 三菱重工業㈱ | 88式地对艦誘導弾、誘導弾及び誘導弾構成部位外注整備ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.24 | 14,990,850 | 武器製造法に基づき、技術及び生産設備を有しかつ許認可等を有する社が1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9307 | 三菱重工業㈱ | TOWINGKITほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 8,721,300 | UH-60JAの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9308 | 三菱重工業㈱ | FUELPUMPIほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 60,490,395 | OH-6Dの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9309 | 三菱重工業㈱ | MODULEASSY, FLIGHTCONTHYDほか25品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 8,335,950 | 本契約は、米国のシヨルスキー社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9310 | 三菱重工業㈱ | G/BMAINMODULE | 8 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 97,633,200 | 本契約は、米国のシヨルスキー社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9311 | 三菱重工業㈱ | PUMPMODULEASSYほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 5,434,800 | 本契約は、米国のパーカーハネフィン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9312 | 三菱重工業㈱ | BLADEASSY, TAILほか21品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 21,864,150 | 本契約は、米国のシヨルスキー社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9313 | 三菱重工業㈱ | CONTROLDISPLAYUNITほか14品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 48,700,911 | UH-60JAの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9314 | 三菱重工業㈱ | ELASTOMERICBEARINGASSYほか20品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 23,113,650 | 本契約は、米国のシヨルスキー社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9315 | 三菱重工業㈱ | CONTROLDISPLAYUNITほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 2,447,980 | UH-60JAの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9316 | 三菱重工業㈱ | CHAINASSYほか162品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 30,307,200 | LR-1の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9317 | 三菱重工業㈱ | SPOOLほか8品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 2,938,950 | CH-47の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9318 | 三菱重工業㈱ | SPACERほか28品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 27,742,050 | UH-60の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9319 | 三菱重工業㈱ | ワイヤハーネス(W1)ほか28品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 19,877,340 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9320 | 三菱重工業㈱ | ジャッキシリンダ(リヤ)ほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 20,064,450 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9321 | 三菱重工業㈱ | 吊り下げ金具C本体ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 2,521,050 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9322 | 三菱重工業㈱ | 特殊ナットほか9品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 7,934,083 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9323 | 三菱重工業㈱ | ワイヤハーネス(14DS83025-103)ほか35品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 92,474,130 | 捜索標定レーザ装置JTPS-P15の部品等であり、当該製品の製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9324 | 三菱重工業㈱ | 90TK照準制御器(診断)ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 4,756,500 | 90式戦車の修理等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9325 | 三菱重工業㈱ | 89FV電力増幅器ASSY(診断後)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 27,028,050 | 89式装甲戦闘車の修理等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9326 | 三菱重工業㈱ | 90TK照準制御器(診断)ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 7,761,600 | 90式戦車の修理等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9327 | 三菱重工業㈱ | WASHERほか151品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 20,805,750 | UH-60の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9328 | 三菱重工業㈱ | ワイヤハーネス(W5)ほか34品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 18,806,551 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9329 | 三菱重工業㈱ | シューティングプラグほか32品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 9,870,420 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9330 | 三菱重工業㈱ | Vバンドほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 6,448,234 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9331 | 三菱重工業㈱ | ワイヤハーネス(W4)ほか19品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 15,254,400 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9332 | 三菱重工業㈱ | 燃料汲上ポンプ(497818-1)ほか16品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 26,343,450 | 指揮統制装置の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9333 | 三菱重工業㈱ | 付加材31/2トラック(17年度以降納入車)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 56,145,600 | 3/2トラックの付属品であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9334 | 三菱重工業㈱ | 誘導弾の限定修理ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 12,555,900 | 武器製造法に基づき、技術及び生産設備を有しかつ許認可等を有する社が1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9335 | 三菱重工業㈱ | LGモジュールほか23品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 41,102,032 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9336 | 三菱重工業㈱ | COVERほか63品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 92,546,521 | UH-60の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工業(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------------|--------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9337 | 三菱重工(株) | 荷台組立ほか22品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 25,807,002 | 88式地对艦誘導弾の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱重工(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9338 | 三菱重工(株)汎用機・特車事業本部特殊車両 | 87AW用ゼネレータAssy「診断」 | 1 | 陸上自衛隊 関東補給処 調達会計部長 山本 節雄 | 茨城県土浦市右初町2410 | 17.11.24 | 1,118,250 | 当該整備品の製造会社であり、整備のために必要な技術、設備、品質保証能力を有しているため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9339 | 三菱重工(株)汎用機・特車事業本部特殊車両 | 機関台上運転装置90TK・90TKR試験用器材 診断後の整備 | 1 | 陸上自衛隊 関東補給処 調達会計部長 山本 節雄 | 茨城県土浦市右初町2410 | 18.01.26 | 4,794,300 | 当該整備品の製造会社であり、整備のために必要な技術、設備、品質保証能力を有しているため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9340 | 三菱重工(株)汎用機・特車事業本部特殊車両 | 90TKR用車体制御器Assy「診断後の整備」 | 1 | 陸上自衛隊 関東補給処 調達会計部長 山本 節雄 | 茨城県土浦市右初町2410 | 18.02.17 | 1,108,800 | 当該整備品の製造会社であり、整備のために必要な技術、設備、品質保証能力を有しているため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9341 | 三菱重工(株)汎用機・特車事業本部特殊車両 | 96式装輪装甲車変速機運転制御装置「診断」 | 1 | 陸上自衛隊 関東補給処 調達会計部長 山本 節雄 | 茨城県土浦市右初町2410 | 18.03.08 | 1,054,620 | 当該整備品の製造会社であり、整備のために必要な技術、設備、品質保証能力を有しているため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9342 | 三菱重工(株)汎用機・特車事業本部特殊車両 | 90TKR用ジャンクションボックスAssy「診断後の整備」 | 1 | 陸上自衛隊 関東補給処 調達会計部長 山本 節雄 | 茨城県土浦市右初町2410 | 18.03.29 | 2,174,550 | 当該整備品の製造会社であり、整備のために必要な技術、設備、品質保証能力を有しているため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9343 | 三菱重工(株)横浜製作所(代)横須賀営業所 | 「さざなみ」臨修(外板等) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.04.05 | 4,683,000 | 就役訓練中に発生した修理であり、緊急に修理して訓練を再開する必要があることから、業態調査の結果、工期内に施行可能な唯一の造船所(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9344 | 三菱重工(株)横浜製作所(代)横須賀営業所 | 「水中処分母船3号」臨修(外板等) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.06.01 | 3,307,500 | 荒天により外板に損傷を受けたものであり、造船所に入渠し修理する必要がある。業態調査の結果、ドックの確保も含め、工期内に施行可能な唯一の造船所(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9345 | 三菱重工(株)長崎造船所(代)横須賀営業所 | テストセットMK620定期検査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.06.24 | 1,060,500 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9346 | 三菱重工(株)神戸造船所(代)横須賀営業所 | 「わかしお」臨修(潜舵異音調査) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.07.11 | 1,522,500 | 当該艦の建造造船所であり、本装置における知識技術を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9347 | 三菱重工(株)横浜製作所(代)横須賀営業所 | 「しらゆき」中修(ガスタービン主機ほか) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.07.28 | 3,759,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9348 | 三菱重工(株)神戸造船所(代)横須賀営業所 | 「わかしお」中修(潜舵動舵装置) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.07.29 | 2,121,000 | 本艦の建造造船所であり、潜舵装置に関し、専門的かつ具体的な知識・技術を有している業者が他にない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9349 | 三菱重工(株)横浜製作所(代)横須賀営業所 | 「はるさめ」年検 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.02 | 133,875,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9350 | 三菱重工(株)航空宇宙事業本部 誘導機器部 | 発射筒修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.03 | 49,560,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-------------------------------|--------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9351 | 三菱重工機材長崎造船所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | 「はるさめ」年検 吊下揚収部 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.05 | 2,656,500 | 本機器の製造、修理専門業者であり、設備、技術的にみて他に適当な業者がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9352 | 三菱重工機材横浜製作所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | 「はるさめ」年検(専門業者工事) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.05 | 40,236,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9353 | 三菱重工機材横浜製作所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | 「くりはま」中修(1号主発ガスタービン補機) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.23 | 2,373,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9354 | 三菱重工機材汎用機・特車事業本部(代)株ヨネイ横須賀営業所 | PACKING, PREFORM 以下 | 34 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.29 | 2,137,800 | 本品は、ディーゼル機関4DQ(内火艇用)の部品であり、当該会社の純正部品を扱う唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9355 | 三菱重工機材長崎造船所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | SATT制御装置修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.09.01 | 4,683,000 | 対潜戦術訓練装置の制御装置の修理であり、当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9356 | 三菱重工機材 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | 90式艦対艦誘導弾用推進薬の性能劣化調査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.09.21 | 7,644,000 | 本件の対象機器である90式誘導弾の製造元であり、本調査に必要なデータ、経験を保有 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9357 | 三菱重工機材長崎造船所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤディスプレイサ巻替 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.13 | 5,355,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9358 | 三菱重工機材神戸造船所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | 「わかしお」臨修(1、2号主機排気タービン過給機調査工事等) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.17 | 11,445,000 | 当該艦の建造造船所であり、当機器に関する高い専門技術、知識を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9359 | 三菱重工機材 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | 発射筒の調査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.20 | 4,410,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9360 | 三菱重工機材長崎造船所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | MK46魚雷用訓練頭部定期検査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.25 | 2,404,500 | 当会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷用訓練頭部の検査を履行できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9361 | 三菱重工機材長崎造船所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | システムテストセットMK540定期検査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.11 | 4,924,500 | 当会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、システムテストセットの検査を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9362 | 三菱重工機材長崎造船所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤディスプレイサ巻替 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.25 | 2,887,500 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9363 | 三菱重工機材汎用機・特車事業本部(代)株ヨネイ横須賀営業所 | シリンダライナ | 24 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.25 | 2,730,000 | 本品は、掃海艇「やえやま」型用主機関を構成している部品である。当該部品における純正部品であり、品質保証、技術的に他に適当な業者がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9364 | 三菱重工機材 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | SSM-1Bサステナ部修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.02 | 15,960,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9365 | 三菱重工機材横浜製作所(代)株 ヨネイ横須賀営業所 | 「さわゆき」臨修(1号主発原動機搭載替え) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.20 | 3,517,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-------------------------------|----------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9366 | 三菱重工㈱汎用機・特車事業本部 (代)㈱ヨネイ横須賀営業所 | 燃料一次フィルタ(完)以下 | 4 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.22 | 3,801,000 | 本品は、護衛艦に搭載されている内火艇主機関を構成している部品である。当該部品における純正部品であり、品質保証、技術的に他に適当な業者がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9367 | 三菱重工㈱ 航空宇宙事業本部 防衛航空機部 | SH-60K(航空機システム)の運用試験計測等支援 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.01.13 | 5,344,500 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9368 | 三菱重工㈱ 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | SSM-1B誘導部の調査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.01.13 | 4,200,000 | SSM-1B誘導部の製造会社であり、不具合調査及び修理に必要な技術を有しているため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9369 | 三菱重工㈱長崎造船所 (代)㈱ヨネイ横須賀営業所 | MK46魚雷構成品等修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.01.18 | 10,185,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9370 | 三菱重工㈱長崎造船所 (代)㈱ヨネイ横須賀営業所 | ラビリンス(組)、マスカ-空気圧縮機 以下 | 6 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.01.24 | 9,502,500 | 本品は、護衛艦「しらね」に搭載されている主機、主発電機及び主要タービン補機等を構成している部品である。当該部品における純正部品であり、品質保証、技術を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9371 | 三菱重工㈱長崎造船所 (代)㈱ヨネイ横須賀営業所 | 89式魚雷整備用器材定期検査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.01 | 13,545,000 | 当該機器の国内唯一の製造会社であり、技術、設備的に他の会社では実施できない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9372 | 三菱重工㈱長崎造船所 (代)㈱ヨネイ横須賀営業所 | 「たかなみ」年検 えい航式パンプローパー 吊下揚収部 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.08 | 2,604,000 | 本機器の製造及び修理専門業者であり、技術、設備的に他に業者がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9373 | 三菱重工㈱ 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | 発射筒修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.22 | 31,290,000 | 当該機器の製造業者であり、調査及び修理に必要な専門的技術を保有 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9374 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 「のとじま」年検 機雷処分具 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.01 | 1,050,000 | 本機器の製造会社と技術援助契約を締結している国内唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9375 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 点検キット、漏洩蒸気復水器 以下 | 15 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.01 | 7,035,000 | 本品は、護衛艦「しらね」に搭載されている主機、主発電機及び主要タービン補機等を構成している部品である。当該会社の純正部品であり、品質保証及び技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9376 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 89式魚雷構成品修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.09 | 26,512,500 | 89式魚雷及び整備用器材の国内唯一の製造元であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9377 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱ヨネイ横須賀営業所 | レセプタクル 以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.10 | 2,215,500 | 本品は、親機器であるアスロクランチャーにおいて使用されている専用部品であり、当該部品を製造している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9378 | 三菱重工㈱汎用機・特車事業本部 代理 ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 清水ポンプ 以下 | 4 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.10 | 2,772,000 | 本品は、護衛艦「しらね」に搭載されている主機、主発電機及び主要タービン補機等を構成している部品である。当該会社の純正部品であり、品質保証及び技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9379 | 三菱重工㈱横浜製作所 代理 ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 「くりはま」臨修(船底外板) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.14 | 2,331,000 | 破口により漏水が発生したことによる修理であり、業態調査の結果、工期内に入渠可能なドックを有する唯一の造船所 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------------------|-----------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9380 | 三菱重工㈱神戸造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | LIGHT 以下 | 44 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.16 | 6,972,000 | 本品は、親機器である無人潜水装置(ケーブル埋設用)において使用されている専用品である。本製品の親機器の製造販売会社であり、設備技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9381 | 三菱重工㈱ 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | 発射筒修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.17 | 34,965,000 | 当該発射筒の製造会社であり、修理に必要な技術を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9382 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | 89式魚雷用訓練頭部状態(3)の改修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 12,075,000 | 89式魚雷及び整備用機材の国内唯一の製造元であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9383 | 三菱重工㈱ 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | COVER ASSY 以下 | 19 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 13,335,000 | 本品は、艦対艦誘導弾(SSM-1B)の整備に使用する部品である。当該部品の製造会社であり、整備に必要な部品を供給できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9384 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | キット、O/H、ハンドホールふた 以下 | 10 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 65,625,000 | 本品は、護衛艦「たちかぜ」型用主ボイラーを構成している部品である。当該会社の純正部品であり、品質保証及び技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9385 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | ブランジャ、油圧舵取機 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 4,725,000 | 本品は、護衛艦「しらね」に搭載されている舵取機を構成している部品である。当該会社の純正部品であり、品質保証及び技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9386 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | 点検キット、主送風機以下 | 7 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 9,607,500 | 本品は、護衛艦「たちかぜ」型用主送風機を構成している部品である。当該会社の純正部品であり、品質保証及び技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9387 | 三菱重工㈱高砂製作所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | 主軸(完)以下 | 6 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 8,421,000 | 本品は、護衛艦「しらね」に搭載されている補機ポンプを構成している部品である。当該会社の純正部品であり、品質保証及び技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9388 | 三菱重工㈱神戸造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | 遠隔操作注水流量調整弁弁棒 以下 | 3 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 6,405,000 | 当該部品の製造及び品質保証に関する高い専門技術を有しているため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9389 | 三菱重工㈱神戸造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | バラスト・ドレンポンプ共通軸 以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.24 | 9,660,000 | 「おやしお」型潜水艦用部品であり、当該部品の製造及び品質保証に関する高い専門技術を有しているため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9390 | 三菱重工㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ横須賀営業所 | 89式魚雷燃料制御弁洗浄作動試験装置改修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.27 | 12,022,500 | 89式魚雷及び整備用機材の国内唯一の製造元であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9391 | 三菱重工㈱ 航空宇宙事業本部 誘導機器部 | SSM-1B誘導部の修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.29 | 11,760,000 | 本機器の製造会社であり、修理に必要な経験および技術を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9392 | 三菱重工㈱神戸造船所(代)㈱コネイ呉営業所 | 潜水艦用航海術科訓練装置維持整備 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.04.08 | 33,075,000 | 当該訓練装置を設計・製造した業者であり、本装置の維持整備に必要な技術及び知識を有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9393 | 三菱重工㈱下関造船所(代)㈱コネイ呉営業所 | 敷設艦「むろと」年次検査(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.04.12 | 97,839,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------------|--------------------------|-----|-------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9394 | 三菱重工㈱神戸造船所(株)ダイ呉営業所 | 「むろと」年次検査(無人潜水装置2型) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.04.13 | 18,795,000 | 無人潜水装置2型の整備に必要な技術及び設備を有するのは製造業者である当該業者以外にない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9395 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤーディスペンサーの巻替 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.06.06 | 1,348,200 | 当該装備品の製造業者であり、整備に必要な技術を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9396 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤーディスペンサーの巻替 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.06.30 | 1,348,200 | 当該装備品の製造業者であり、整備に必要な技術を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9397 | 三菱重工㈱ 神戸造船所(株)ダイ呉営業所 | 潜水艦たかしお装備認定試験等技術役務その1 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.06.30 | 2,341,500 | 本件の対象機器である発射管装置及び魚雷換装装置の製造業者であり、本役務に必要な技術、知識を保有(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9398 | 三菱重工㈱神戸造船所(株)ダイ呉営業所 | 練習潜水艦「あさしお」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.14 | 2,362,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9399 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 「やまぎり」年次検査(OQR-1吊下揚収部) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.25 | 2,803,500 | OQR-1吊下揚収部の整備に必要な技術及び設備を有するのは製造業者である当該業者以外にない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9400 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤーディスペンサーの巻替 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.09 | 2,362,500 | 当該装備品の製造業者であり、整備に必要な技術を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9401 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 89式魚雷用管制盤の修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.10.18 | 2,205,000 | 89式魚雷の構成品の修理であり、契約会社は89式魚雷の製造業者であることから、整備に必要な技術及び設備を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9402 | 三菱重工㈱横浜製作所(株)ダイ呉営業所 | 海洋生物付着防止装置 電解槽 | 1EA | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.02 | 2,572,500 | 海洋生物付着防止装置の製造業者であり、当該装置の構成品である電解槽の品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9403 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤーディスペンサーの巻替 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.15 | 1,315,650 | 当該装備品の製造業者であり、整備に必要な技術を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9404 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 「いずしま」年次検査(機雷処分具PAP-104) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.01 | 4,777,500 | 機雷処分具の修理であり、当該会社は製造会社である仏国ECA社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9405 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | MK46魚雷用送受波器ほか2件の修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.05 | 7,318,500 | 魚雷の構成品の修理であり、当該会社は製造会社である米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9406 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | テストセットMK620MOD0-Nの定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.20 | 1,092,000 | 当該機器の製造業者であり、本機器の検査、修理に必要な設備及び技術を有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9407 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ダイ呉営業所 | 「みやじま」年次検査(機雷処分具PAP-104) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.22 | 4,767,000 | 機雷処分具の修理であり、当該会社は製造会社である仏国ECA社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9408 | 三菱重工㈱神戸造船所(株)ダイ呉営業所 | 「むろと」中間修理(無人潜水装置2型) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.27 | 1,386,000 | 無人潜水装置2型の整備に必要な技術及び設備を有するのは製造業者である当該業者以外にない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------------|--------------------------------------|-------|-------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9409 | 三菱重工㈱下関造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 敷設艦「むろと」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.27 | 3,066,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9410 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | システムテストセットMK540の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.12 | 4,462,500 | 当該機器の製造業者であり、本機器の検査、修理に必要な設備及び技術を有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9411 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤーディスペンサーの巻替 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.20 | 1,302,000 | 当該装備品の製造業者であり、整備に必要な技術を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9412 | 三菱重工㈱神戸造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 「あさしお」魚雷防衛システム(潜水艦用)の供試器材 仮装備 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.25 | 187,180,000 | 本件は練習潜水艦への器材の仮装備であり、契約会社は練習潜水艦あさしおの製造業者であることから、技術及び品質保証能力上、履行可能な唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9413 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 89式魚雷艦側ワイヤーディスペンサーの巻替 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.27 | 1,134,000 | 当該装備品の製造業者であり、整備に必要な技術を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9414 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 89式魚雷整備用器材の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.02 | 15,645,000 | 89式魚雷整備用器材の整備に必要な技術及び設備を有するのは製造業者である当該業者以外にない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9415 | 三菱重工㈱神戸造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 潜水艦「はやしお」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.13 | 1,344,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9416 | 三菱重工㈱ 神戸造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 潜水艦用航海術科訓練装置定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.16 | 4,966,500 | 当該訓練装置を設計・製造した業者であり、本装置の検査、修理に必要な技術及び知識を有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9417 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 船務術科訓練装置維持整備 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.21 | 3,136,350 | 当該訓練装置を開発、製造した業者であり、本装置の維持整備に必要な技術及び知識を有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9418 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 「あけぼの」年次検査(えい航式パッシブソナーOQR-2C-1吊下揚収部) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.21 | 3,559,500 | えい航式パッシブソナーOQR-2C-1の整備に必要な技術及び設備を有し品質を保証できるのは製造業者である当該業者以外にない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9419 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 「あいしま」年次検査(機雷処分具PAP-104) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.23 | 4,767,000 | 機雷処分具の修理であり、当該会社は製造会社である仏国ECA社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9420 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 「さざなみ」年次検査(えい航式パッシブソナーOQR-2D吊下揚収部) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.28 | 2,772,000 | えい航式パッシブソナーOQR-2Dの整備に必要な技術及び設備を有し品質を保証できるのは製造業者である当該業者以外にない(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9421 | 三菱重工㈱ 神戸造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 潜水艦用航海術科訓練装置維持整備 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.28 | 5,302,500 | 当該訓練装置を設計・製造した業者であり、本装置の維持整備に必要な技術及び知識を有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9422 | 三菱重工㈱長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 「あさぎり」年次検査(OQR-1吊下揚収部) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.02 | 4,095,000 | OQR-1吊下揚収部の検査修理に必要な技術及び設備を有している唯一の製造業者であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9423 | 三菱重工㈱下関造船所(株)ヨネイ呉営業所 | シアピン | 120EA | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.07 | 4,233,600 | 敷設艦のケーブル巻揚げ機用の部品であり、当該機器の製造会社であることから、製品の品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------------------|-------------------------------------|----|--------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9424 | 三菱重工工業(株)下関造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 敷設艦「むろと」臨時修理(1号消火海水ポンプ用電動機) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.08 | 1,050,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9425 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 護衛艦「あまぎ」臨時修理(フィン式スタビライザ装置) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.16 | 2,709,000 | フィン式スタビライザ装置の整備に必要な技術及び知識を有し品質を保證できる唯一の製造業者であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9426 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 89式魚雷用管制盤の修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.29 | 2,194,500 | 89式魚雷の構成品の修理であり、契約会社は89式魚雷の製造業者であることから、整備に必要な技術及び設備を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9427 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 89式魚雷用燃料管制組立ほか2件の修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.30 | 2,688,000 | 89式魚雷の構成品の修理であり、契約会社は89式魚雷の製造業者であることから、整備に必要な技術及び設備を有する唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9428 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「まきなみ」UHF通信交話装置AN/WSC-3 仮装備 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.04.14 | 2,856,000 | 指名競争契約であったが、他社がドッグの使用状況等により入札前に辞退したため、受注可能な唯一の会社となったため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9429 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の整備(1) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.04.26 | 2,047,500 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の製造会社であり、点検及び修理可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9430 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「いそゆき」年次検査 86式えい航バッシブソーナーOQR-1吊下揚収部 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.04.28 | 3,496,500 | 86式えい航バッシブソーナーOQR-1の修理に必要な修理用部品、治工具等を保有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9431 | 三菱重工工業(株)下関造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「ひこしま」年次検査 船体・機関及び電気ほか | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.05.10 | 26,460,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9432 | 三菱重工工業(株)下関造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「ひこしま」年次検査(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.05.10 | 10,048,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9433 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「きりさめ」年次検査 船体・機関及び電気ほか | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.01 | 98,542,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9434 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「きりさめ」年次検査 えい航式バッシブソーナーOQR-2C吊下揚収部 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.02 | 2,971,500 | えい航式バッシブソーナーOQR-2Cの修理に必要な修理用部品、治工具等を保有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9435 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「きりさめ」年次検査(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.02 | 40,320,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9436 | 三菱重工工業(株)下関造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「まきしま」中間修理 船体・機関及び電気ほか | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.06 | 11,728,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9437 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「こんごう」対米衛星通信装置AN/USC-42A(V)装備工事等 追加 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.15 | 1,386,000 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9438 | 三菱重工工業(株)長崎造船所(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「くらま」印刷電信処理装置OGQ-4等装備 準備工事 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.24 | 3,307,500 | 「くらま」年次検査時に年次検査受注造船所が印刷電信処理装置を装備するための準備工事であり、「くらま」年次検査を受注できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------------------|------------------------------------|----|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9439 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「きりさめ」改造工事(船体の部)専門業者工事「内火艇タビットの改修」 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.07.04 | 4,872,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9440 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「さわかせ」NOLQ-1-3電波探知妨害装置用導波管 修理 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.07.26 | 1,354,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9441 | 三菱重工(株)下関造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「くまたか」中間修理 船体・機関及び電気 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.07.27 | 4,231,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックが保有し、艦艇の修理役務の施行可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9442 | 三菱重工(株)下関造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「くまたか」中間修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.08.01 | 2,982,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9443 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の整備(2) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.08.03 | 7,875,000 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の製造会社であり、点検及び修理可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9444 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | テストセットMK620ほか1件定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.09.01 | 1,386,000 | テストセットMK620の製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9445 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「くらま」中間修理(機関の部)補機等 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.09.08 | 2,089,500 | ディーゼルトービン用補機の製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9446 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「きりさめ」臨時修理マスト装置ほか | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.09.08 | 15,225,000 | マストが折れ曲がったため、修理が必要であり、業態調査の結果、定期的にマスト及び付属機器関連の修理ができる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9447 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「ゆうだち」臨時修理(電気の部)2号主発電機 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.09.15 | 2,719,500 | 軸受の潤滑油圧力低下により軸受を焼損したため、修理が必要であり、業態調査の結果、工期的に当該修理が可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9448 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「きりさめ」臨時修理(船体の部)外板フレーム | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.09.16 | 11,130,000 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9449 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「こんごう」中間修理(機関の部)ガスタービン主機等 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.09.28 | 1,038,450 | 推進システムに関する工事であり、佐世保警備区において技術を保有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9450 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | MK46魚雷Dレベル定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.09.30 | 144,795,000 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷Dレベル定期検査を履行できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9451 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「こんごう」中間修理 54口径127mm速射砲 その2 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.10.11 | 1,249,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9452 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「あけほ」臨時修理 船底外板等ほか | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.10.13 | 4,830,000 | 船底外板等の修理であるため、定期検査レベルの工事技術が必要であり、工期内に施行可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9453 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「まきなみ」短SAMシステム改造事前調査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.10.25 | 2,278,500 | 「まきなみ」年次検査時に年次検査受注造船所が短SAMシステムを改造するための事前調査であり、「まきなみ」年次検査を受注できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------------------|-------------------------------------|----|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9454 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | MK46魚雷(改修対象分)Dレベル定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.10.28 | 265,545,000 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷Dレベル定期検査を履行できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9455 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の整備(3) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.11.01 | 2,047,500 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の製造会社であり、点検及び修理可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9456 | 三菱重工(株)下関造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「まえじま」中間修理 船体・機関及び電気ほか | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.11.18 | 6,205,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9457 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「あおしま」年次検査 機雷処分具PAP-104MARK5 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.11.28 | 4,420,500 | 当該会社は仏国ECA社と技術援助契約を締結しており、機雷処分具PAP-104MARK5の検査を履行できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9458 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「ありあけ」年次検査 船体・機関及び電気ほか | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.09 | 120,750,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9459 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の整備(4) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.13 | 16,065,000 | 対潜戦術訓練装置(SATT-2)の製造会社であり、点検及び修理可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9460 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | テストセットMK620Iほか1件定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.13 | 1,386,000 | テストセットMK620の修理に必要な修理用部品、治工具等を保有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9461 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | MK46魚雷用構成品修理 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.13 | 3,034,500 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷用構成品の修理を履行できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9462 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | MK46魚雷Dレベル定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.13 | 120,225,000 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷Dレベル定期検査を履行できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9463 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「ありあけ」年次検査 えい航式バッシブゾナーOQR-2C-1吊下揚収部 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.14 | 2,982,000 | えい航式バッシブゾナーOQR-2C-1の修理に必要な修理用部品、治工具等を保有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9464 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「ありあけ」年次検査(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.14 | 56,490,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9465 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「ありあけ」年次検査(船体の部)マスト装置関係 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.14 | 4,515,000 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9466 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 蒸気タービン艦機関連修データの整理・分析 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.16 | 8,715,000 | 佐世保警備区において蒸気タービン機関の検査及び分析技術を有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9467 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | システムテストセットMK540定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.01.20 | 4,147,500 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、システムテストセットMK540の検査を履行できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9468 | 三菱重工(株)下関造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「しらたか」中間修理 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.01.25 | 3,801,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドック保有する唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9469 | 三菱重工(株)下関造船所代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 「しらたか」中間修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.01.31 | 2,656,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-----------------------------|---------------------------------------|---------|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9470 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 89式魚雷Dレベル定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.14 | 413,122,500 | 89式魚雷を設計・製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9471 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「はまな」航海用レーダOPS-20の装備 関係(船体の部) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.17 | 2,614,500 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9472 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「あさかぜ」中間修理(電気の部)その1 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.17 | 3,549,000 | 指名競争契約であったが、他社がドッグの使用状況等により入札前に辞退したため、受注可能な唯一の会社となったため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9473 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「はまな」OPS-20レーダ 装備 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.17 | 5,880,000 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9474 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「はまな」洋上補給装置関係ほか(船体・電気 の部) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.17 | 60,165,000 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9475 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 97式魚雷整備用器材の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.20 | 24,738,000 | 97式魚雷整備用器材を設計・製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9476 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 89式魚雷本体オーバーホール | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.27 | 18,270,000 | 89式魚雷を設計・製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9477 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「おおたか」年次検査(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.06 | 13,965,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9478 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「ちょうかい」中間修理(機関の部)ガスター ビン主機等(造船所工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.08 | 1,039,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、工程管理上等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9479 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「ありあげ」用舵取機O/Hキット ほか | 4件 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.08 | 2,436,000 | 本品は「あめ型」、「こんごう型」、「あぶくま型」及び「はたかぜ型」護衛艦に搭載されている舵取機用部品であり、契約会社は製造会社であることから、信頼性及び品質管理上、履行可能な唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9480 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | MK46魚雷用構成部品修理 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.09 | 7,665,000 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷用構成部品の修理を履行できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9481 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 89式魚雷発射試験用標的 整備 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.09 | 8,148,000 | 89式魚雷発射試験用標的を設計・製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9482 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | タービンローター組立品 | 1アッセンブリ | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.17 | 11,739,000 | 護衛艦「くらま」主給水ポンプ用部品であり、本機器の製造業者であることから信頼性及び品質管理上、履行可能な唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9483 | 三菱重工工業株式会社 代理 株コネイ佐世保営業所 | 「くらま」甲板敷物関係(船体の部) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.27 | 15,225,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、工程管理上等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|---------------------------------|---------------------------|------|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9484 | 三菱重工工業㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ佐世保営業所 | ミサイルトランスファードリーの整備 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.27 | 1,291,500 | ミサイルトランスファードリーの修理に必要な修理用部品、治工具等を保有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9485 | 三菱重工工業㈱高砂製作所 代理 ㈱コネイ佐世保営業所 | 主軸(完) ほか | 2件 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.27 | 7,549,500 | 艦船の主軸の製造業者であり、品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9486 | 三菱重工工業㈱汎用機・特車事業本部 代理 ㈱コネイ佐世保営業所 | 清水ポンプ(完) ほか | 12件 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.27 | 10,489,500 | 艦船に装備されている、清水ポンプ(完)の製造業者であり、品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9487 | 三菱重工工業㈱横浜製作所 代理 ㈱コネイ佐世保営業所 | CPPオーバーホールキット ほか | 22件 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.29 | 15,729,000 | 当該会社は独国VAテックエンジニア社と技術援助契約を締結しており、CPPオーバーホールキットの調達を履行できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9488 | 三菱重工工業㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ | 「はまゆき」中間修理(船体)その5 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.06.23 | 1,548,750 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9489 | 三菱重工工業㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ | 「あまぎり」年次検査(水中武器)その8 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.07.20 | 3,643,500 | 艦船搭載水中武器の製造業者であり、検査修理に必要な技術等を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9490 | 三菱重工工業㈱相模原製作所 代理内外商事㈱ | 防振ゴム外1件 | 2KN | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.08.23 | 2,739,450 | 本機器(ディーゼル主機)の製造会社であり、本機器の部品の品質を保証できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9491 | 三菱重工工業㈱長崎造船所 代理 ㈱コネイ | 防振ゴム外2件 | 3KN | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.12 | 5,512,500 | 本機器(乾取機)の製造会社であり、本機器の部品の品質を保証できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9492 | 三菱重工工業㈱相模原製作所 代理内外商事㈱ | エレメント(完)、ゴム | 2SE | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.11.17 | 8,085,000 | 本機器(ディーゼル主機)の製造会社であり、本機器の部品の品質を保証できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9493 | 三菱重工工業㈱長崎造船所代理 ㈱コネイ代理 ㈱木村鉄工所 | 37.5cm対潜ロケット弾の性能劣化調査 | 1式 | 海上自衛隊 大湊地方総監部 経理部長 藤田 秀利 | むつ市大湊町4番1号 | 17.08.11 | 3,872,400 | 本機器は「いしかり」型搭載用の機器であり、当該会社は本機器の製造会社であり、信頼性及び品質管理上から修理能力を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9494 | 三菱重工工業㈱長崎造船所代理 ㈱コネイ代理 ㈱木村鉄工所 | テストセットMK620 MODO-N外1件定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 大湊地方総監部 経理部長 藤田 秀利 | むつ市大湊町4番1号 | 17.12.19 | 1,552,950 | 本機器はアスロックミサイルの整備時に使用する機器であり、当該会社は本機器の製造会社であり、信頼性及び品質管理上から修理能力を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9495 | 三菱重工工業㈱横浜製作所代理 ㈱コネイ代理 ㈱木村鉄工所 | 防振ゴム | 10EA | 海上自衛隊 大湊地方総監部 経理部長 藤田 秀利 | むつ市大湊町4番1号 | 18.03.23 | 11,025,000 | 本品は護衛艦に装備されているディーゼル主機用部品であり、契約会社は当該装置の製造会社であることから、信頼性及び品質管理上、履行可能な唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 9496 | 三菱重工工業㈱汎用機・特車事業本部 | 掃海艇の高速化に関する技術資料の作成 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.02 | 1,003,800 | 本件は、海上自衛隊の掃海艦艇に装備する非磁性機関(6NMU型)からなる、推進装置の調査及び検討を行うための役務契約である。三菱重工工業㈱は、非磁性機関に関して、唯一の製造会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9497 | 三菱重工工業㈱長崎造船所(代) ㈱コネイ呉営業所 | 船務術科訓練装置維持整備 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田市江田島町無番地 | 17.04.13 | 15,750,000 | 艦隊運動を模擬して戦術訓練を実施する装置である。本装置は製造元である三菱重工工業㈱が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------------|--|-----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9498 | 三菱重工(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 船務術科訓練装置定期検査(6か月) | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田島市江田島町無番地 | 17.06.16 | 1,680,000 | 艦隊運動を模擬して戦術訓練を実施する装置である。本装置は製造元である三菱重工(株)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9499 | 三菱重工(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 射撃術科訓練装置定期検査(6か月) | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田島市江田島町無番地 | 17.06.16 | 3,675,000 | 射撃の戦闘訓練を模擬する装置である。本装置は製造元である三菱重工(株)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9500 | 三菱重工(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 船務術科訓練装置定期検査(12か月) | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田島市江田島町無番地 | 17.10.25 | 2,173,500 | 艦隊運動を模擬して戦術訓練を実施する装置である。本装置は製造元である三菱重工(株)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9501 | 三菱重工(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | 射撃術科訓練装置定期検査(12か月) | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田島市江田島町無番地 | 17.10.25 | 8,116,500 | 射撃の戦闘訓練を実機を用いて模擬する装置である。本装置は製造元である三菱重工(株)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9502 | 三菱重工(株)長崎造船所(株)ヨネイ呉営業所 | GFCS疑似信号発生装置(射撃術科訓練装置)修理 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田島市江田島町無番地 | 18.02.17 | 1,092,000 | 射撃術科訓練装置の構成品である。本装置は製造元である三菱重工(株)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9503 | 三菱重工(株) | S-61A型航空機システムの維持管理に関する技術役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.06.01 | 47,250,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9504 | 三菱重工(株) | MH-53E型航空機システムの維持管理に関する技術役務 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.07.28 | 40,845,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9505 | 三菱重工(株) 代理 (株)ヨネイ | MK46魚雷用部品MAINTENANCE KIT他10件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.09.05 | 90,762,000 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約及び製造ライセンス契約を締結しており、MK46魚雷用部品の調達を履行できる唯一の会社である (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9506 | 三菱重工(株) 代理 (株)ヨネイ | 魚雷投射ロケット用部品CONTAINER, AMMUNITION 他2件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.04 | 9,529,800 | 当該品は魚雷投射ロケットの部品及びコンテナであり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9507 | 三菱重工(株) 代理 (株)ヨネイ | 89式魚雷用部品SW SCOOP DUST COVER HI ASSY | 22組 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.28 | 31,825,500 | 当該品は89式魚雷の海水導入口防塵カバーであり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9508 | 三菱重工(株) 代理 (株)ヨネイ | MK46魚雷用部品BEARING, SLEEVE 他2件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.01.11 | 5,192,250 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約及び製造ライセンス契約を締結しており、MK46魚雷用部品の調達を履行できる唯一の会社である (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9509 | 三菱重工(株) 代理 (株)ヨネイ | 89式魚雷用部品CABLE ASSY, SPECIAL PURPOSE, ELECTRICAL 他13件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.02.10 | 207,900,000 | 当該品は89式魚雷用部品であり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9510 | 三菱重工(株) 代理 (株)ヨネイ | 97式魚雷用部品COVER 他5件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.02.10 | 38,871,000 | 当該品は97式魚雷用部品であり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9511 | 三菱重工(株) 代理 (株)ヨネイ | 89式魚雷用部品CABLE ASSY, SPECIAL PURPOSE, ELECTRICAL 他14件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.02.10 | 227,850,000 | 当該品は89式魚雷用部品であり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9512 | 三菱重工(株) | PAR方式の継続技術検討(SH-60J型航空機) | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.07 | 39,373,950 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、当該調達を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9513 | 三菱重工(株) | MH-53E及びSH-60J型航空機技術刊行物の基本版下作成 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.10 | 33,862,500 | 当該会社は、当該役務(SH型及びMH型航空機に関する米海軍図書の翻訳や、技術刊行物改定指示書の見直し等)を実施するに当たり、不可欠となる技術、設備、品質保証能力等を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------------------|--|------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9514 | 三菱重工㈱ 代理 ㈱ヨネイ | MK46雷用部品MAINTENANCE KIT 他16件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 421,816,500 | 当該会社は米国レイセオン社と技術援助契約及び製造ライセンス契約を締結しており、MK46雷用部品の調達を履行できる唯一の会社である (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9515 | 三菱重工㈱ | 整備計画分析及び整備計画書のデータの整備(SH-60J型航空機) | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.23 | 32,865,000 | 技術、生産設備を有し、受注体制有り (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9516 | 三菱重工㈱ 代理 ㈱ヨネイ | 弾薬等部品CABLE ASSY 5W12 他9件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.28 | 72,038,788 | 当該品は97式魚雷の部品であり、技術、生産設備を有し、受注体制が整っているのが1社のため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9517 | 三菱重工㈱長崎造船所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 武器等部品(専用品)「GUIDEROPPE RELEASE ASSY」外 | 12件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.06.01 | 384,195,000 | 当該品は機雷処分具PAP-104のガイドロープで、製造業者から販売権を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 9518 | 三菱重工㈱長崎造船所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 武器等部品(専用品)「FIBRE OPTIC ALBOBBIN」 | 46EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.09.08 | 33,390,000 | 当該品は機雷処分具PAP-104の光ファイバーケーブルで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9519 | 三菱重工㈱(代)三菱重工エンジン発電システム㈱ | 機関電装品 外 SWITCH, LOCK, IGNITION 外 | 12件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.09.14 | 6,720,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9520 | 三菱重工㈱長崎造船所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | ボイラ電気部品 外 IGNITER, PLUG 外 | 4件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.18 | 3,339,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されている補助ボイラの製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9521 | 三菱重工㈱(代)三菱重工エンジン発電システム㈱ | ZC型機関部品パーツキット 外 PARTS KIT, DIESEL ENGINE 外 | 25件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.09 | 55,603,800 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9522 | 三菱重工㈱横浜製作所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 6DRV, 12DRV型機関部品 TAPPET, ENGINE POPPET VALVE 外 | 14件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.22 | 3,213,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9523 | 三菱重工㈱長崎造船所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 武器等部品(専用品)「GUIDE PANEL」 | 5EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.25 | 153,300,000 | 当該品はアスロックランチャーのガイドパネルで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9524 | 三菱重工㈱神戸造船所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 武器等部品(専用品)「CABLE, POWER, ELECTRICAL」 | 1EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.28 | 24,937,500 | 当該品は海底ケーブル埋設用無人潜水装置の電源ケーブルで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9525 | 三菱重工㈱(代)東京三菱ふそう自動車販売㈱ | 4DQ型機関部品 DISK, CLUTCH 外 | 48件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.28 | 5,670,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9526 | 三菱重工㈱長崎造船所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | アスロックランチャ本体 オーバーホール | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.15 | 199,500,000 | アスロックランチャの製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9527 | 三菱重工㈱長崎造船所(代) ㈱ヨネイ横須賀営業所 | アスロックランチャガイド オーバーホール | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.15 | 40,950,000 | アスロックランチャの製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------------------|--|-----|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9528 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | アスロクランチャ本体 オーバーホール | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.15 | 101,955,000 | アスロクランチャの製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9529 | 三菱重工株式会社(株)神戸造船所(株)コネイ横須賀営業所 | 武器等用品(専用品)「潜望鏡昇降装置用オーバーホールキット」 | 1SE | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.21 | 2,835,000 | 当該品は潜望鏡昇降装置のオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9530 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | フィンスタビライザ装置用油圧サーボ弁修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.11 | 2,100,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているフィンスタビライザ装置の製造業者であり、当該機器の修理を適切に実行可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9531 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | マスキング装置部品 外 ANODE, CORROSION PREVENTIVE 外 | 30件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.24 | 35,962,500 | 当該会社は護衛艦等で使用されているマスキング装置の製造業者であり、当該機器の修理を適切に実行可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9532 | 三菱重工株式会社(株)高砂製作所(株)コネイ横須賀営業所 | うず巻ポンプ部品 RETAINER, PACKING 外 | 3件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.24 | 3,696,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されている各種ポンプの製造業者であり、当該機器の修理を適切に実行可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9533 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | フィンスタビライザ電気部品 VALVE, SOLENOID 外 | 7件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.24 | 4,746,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているフィンスタビライザ装置の製造業者であり、当該機器の修理を適切に実行可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9534 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | 武器等用品(専用品)「魚雷調停管制装置用オーバーホールキット」外 | 10件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.30 | 102,060,000 | 当該品は魚雷調停管制装置のオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9535 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | 武器等用品(専用品)「RING」外 | 6件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.30 | 17,535,000 | 当該品はアスロクランチャのリングで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9536 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | 武器等用品(専用品)「魚雷調停管制装置用オーバーホールキット」外 | 10件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.30 | 108,150,000 | 当該品は魚雷調停管制装置のオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9537 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | 各種冷却器部品 外 ANODE, CORROSION PREVENTIVE 外 | 20件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.30 | 13,807,500 | 当該会社は護衛艦等で使用されている各種冷却器の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9538 | 三菱重工株式会社(株)三菱重工エンジン発電システム(株) | ZC型機関部品 外 GASKET 外 | 95件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.31 | 42,210,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9539 | 三菱重工株式会社(株)長崎造船所(株)コネイ横須賀営業所 | 艦船計画整備システムの改修 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.03 | 17,535,000 | 当該業者は、海上自衛隊の艦船に搭載する艦船計画整備システムの開発及び改修の実績を有し、本改修を確実に実施できる唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9540 | 三菱重工株式会社(株)三菱重工エンジン発電システム(株) | 6NMU型機関部品 外 COUPLING, SHAFT, FLEXIBLE 外 | 7件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.27 | 54,600,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9541 | 三菱重工株式会社(株)三菱重工エンジン発電システム(株) | 6NMU型機関部品 外 SHAFT, DRIVE, PLANETARY GEAR 外 | 4件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.01 | 22,050,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-------------------------------|---|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9542 | 三菱重工株式会社長崎造船所(代) 株式会社横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「FILTER」外 | 3件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.13 | 3,307,500 | 当該品はアスロクランチャーのフィルターで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9543 | 三菱重工株式会社長崎造船所(代) 株式会社横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「GUIDE PANEL」 | 5EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.13 | 153,300,000 | 当該品はアスロクランチャーのガイドパネルで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9544 | 三菱重工株式会社(代)三菱重工エンジン発電システム株式会社 | 8DV30MP型機関部品 外 PULLEY, GROOVE 外 | 31件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.14 | 19,005,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9545 | 三菱重工株式会社(代)三菱重工エンジン発電システム株式会社 | 6NMMU型機関部品 BOLT 外 | 27件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.17 | 44,272,200 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9546 | 三菱重工株式会社(代)三菱重工エンジン発電システム株式会社 | 6NMMU型機関部品 BOLT 外 | 23件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.23 | 11,937,450 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9547 | 三菱重工株式会社長崎造船所(代) 株式会社横須賀営業所 | 機雷処分具PAP-104 MARK5航走体修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.24 | 7,665,000 | 当該会社は仏国ECA社と技術援助契約を締結しており、機雷処分具PAP-104 MARK5の修理ができる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9548 | 三菱重工株式会社長崎造船所(代) 株式会社横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「機雷処分具PAP-104MARK5用オーバーホールキット」外 | 6件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.24 | 212,625,000 | 当該品は機雷処分具PAP-104のオーバーホールキットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9549 | 三菱重工株式会社(代)三菱重工エンジン発電システム株式会社 | 6NMMU型機関部品 外 CYLINDER HEAD, DIESEL ENGINE 外 | 3件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.27 | 2,474,850 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9550 | 三菱重工株式会社長崎造船所(代) 株式会社横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CABLE DOCK INGBULLIT」外 | 8件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 8,746,500 | 当該品は魚雷昇降装置のケーブルで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9551 | 三菱重工株式会社長崎造船所(代) 株式会社横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「MID WATER WEIGHT」外 | 8件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 6,037,500 | 当該品は機雷処分具PAP-104のハラストで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9552 | 三菱重工株式会社神戸造船所(代) 株式会社横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「潜望鏡昇降装置用オーバーホールキット」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 14,343,000 | 当該品は潜望鏡昇降装置のオーバーホールキットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9553 | 三菱重工株式会社 航空宇宙事業本部 防衛航空機部 | 武器等用部品(専用品)「STRAGE UNIT, MONITOR DEVICE」外 | 6件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 43,228,500 | 当該品は着艦誘導センサーTG-10の記憶装置で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9554 | 三菱重工株式会社 航空宇宙事業本部 防衛航空機部 | 武器等用部品(専用品)「SENSOR, ATTITUDE」 | 1EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 4,042,500 | 当該品は着艦誘導支援装置OJN-3の高度センサーで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9555 | 三菱重工株式会社(代)三菱重工エンジン発電システム株式会社 | 6NMMU型機関部品 外 CRANKSHAFT, ENGINE 外 | 3件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 31,500,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-------------------------|--|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9556 | 三菱重工機機横濱製作所(株)コナイ横須賀営業所 | 6DRV, 12DRV型機関部品 GEAR ASSY, PUMP | 3SE | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 2,856,000 | 当該会社は護衛艦等で使用されているディーゼル機関の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9557 | 三菱重工機機長崎造船所(株)コナイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「FIBRE OPTIC ALBOBBIN」 | 160EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 95,508,000 | 当該品は機雷処分具PAP-104の光ファイバーケーブルで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9558 | 三菱重工機機神戸造船所(株)コナイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CABLE, POWER, ELECTRICAL」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 49,140,000 | 当該品は無人潜水装置(海底ケーブル埋設用)の電源ケーブルで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9559 | 三菱重工機機長崎造船所(株)コナイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「FIBRE OPTIC ALBOBBIN」 | 92EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 74,655,000 | 当該品は機雷処分具PAP-104の光ファイバーケーブルで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9560 | 三菱重工機機長崎造船所(株)コナイ横須賀営業所 | 機雷処分具PAP-104 MARK5航走体修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 27,195,000 | 当該会社は仏国ECA社と技術援助契約を締結しており、機雷処分具PAP-104 MARK5の修理ができる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9561 | 三菱重工機機長崎造船所(株)コナイ横須賀営業所 | 機雷処分具PAP-104 MARK5組部品オーバーホール | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 67,935,000 | 当該会社は仏国ECA社と技術援助契約を締結しており、機雷処分具PAP-104 MARK5の修理ができる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9562 | 三菱重工機機長崎造船所(株)コナイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「機雷処分具PAP-104MARK5用オーバーホールキット」外 | 7件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 120,330,000 | 当該品は機雷処分具PAP-104のオーバーホールキットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9563 | 三菱重工機機長崎造船所(株)コナイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「FIBRE OPTIC ALBOBBIN」 | 98EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 85,000,000 | 当該品は機雷処分具PAP-104の光ファイバーケーブルで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9564 | 三菱重工機機 | SIU ASSY小修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.05.26 | 8,912,400 | 当該会社は、SH-60K型航空機用の修理機器(SIU ASSY)の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ当該機器の外注修理を含めた全体的な性能・機能の確認ができるのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9565 | 三菱重工機機 | 航空機部品(部隊整備用)WINDSHIELD ASSY 1品目 | 1個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.05.27 | 1,675,800 | SH-60J用WINDSHIELDの不具合発生に伴い、部隊整備用部品の在庫がなくなったため、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9566 | 三菱重工機機 | 航空機部品(臨時修理用)BRACKET ほか6品目 | 7個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.06.20 | 17,057,250 | 当該会社は、SH-60J型航空機の臨時修理に必要な部品(BRACKETほか)の製造会社であり、他社では製造していない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9567 | 三菱重工機機 | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)PANEL, MONITOR ほか4品目 | 7個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.06.24 | 73,311,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(PANEL, MONITORほか)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9568 | 三菱重工機機 | SWASHPLATE ASSEMBLY部分組立作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.05 | 1,444,800 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の修理機器(SWASHPLATE ASSEMBLY)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9569 | 三菱重工機機 | APU等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.07 | 3,488,100 | 当該会社は米国HUMILTON SUNDSTRAND社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(APU等)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9570 | 三菱重工機機 | BEARING ASSYオーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.07 | 1,483,650 | 当該会社は、UH-60J型航空機用の修理機器(BEARING ASSY)の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理施設を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保障体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9571 | 三菱重工機機 | FUEL CONTROL UNIT等オーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.12 | 21,695,100 | 当該会社は、米国HONEYWELL社と技術援助契約を締結しており、U-36A型航空機用の修理機器(FUEL CONTROL UNIT等)の修理に関する技術及び修理施設を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9572 | 三菱重工業㈱ | FUEL CONTROL UNIT等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.12 | 33,075,000 | 当該会社は、米国ブラット・アンド・ホイットニー社等と技術援助契約を締結しており、TC-90型航空機用の修理機器(FUEL CONTROL UNIT等)の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9573 | 三菱重工業㈱ | VALVE ASSY等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.12 | 62,291,250 | 当該会社は、YS-11型航空機用の修理機器(VALUE ASSY等)の製造及び修理会社であり、製造及び修理に関する技術を他社に移転させていないことから、当該機器等の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9574 | 三菱重工業㈱ | APU等オーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.12 | 118,410,600 | 当該会社は米国HUMILTON SUNDSTRAND社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(APU等)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9575 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)SHIM ほか1品目 | 1468個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.13 | 5,417,160 | 当該会社は、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(SHIMほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9576 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)STABILATOR 1品目 | 3個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.15 | 13,293,000 | 当該会社は米国ソルスキ社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(STABILATOR)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9577 | 三菱重工業㈱ | CASE ASSY, COMPRESSOR等オーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.01 | 16,128,000 | 当該会社は、T-5型航空機用の修理機器(CASE ASSY, COMPRESSOR等)の修理会社であり、修理に関する技術を他社に移転させていないことから、当該機器等の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9578 | 三菱重工業㈱ | エンジン(250-C20B)部分修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.03 | 5,005,350 | 三菱重工業㈱名古屋誘導推進システム製作所は、航空機等製造事業法(昭和27年法律第237号)第14条第1項の規定に基づき、当該エンジンである250-C20Bエンジンの修理方法認定を受けている唯一の会社である。また該当エンジンの外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9579 | 三菱重工業㈱ | エンジン(PT6A-21)部分修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.03 | 3,223,500 | 三菱重工業㈱名古屋誘導推進システム製作所は、航空機等製造事業法(昭和27年法律第237号)第14条第1項の規定に基づき、当該エンジンであるPT6A-21エンジンの修理方法認定を受けている唯一の会社である。また該当エンジンの外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9580 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)SWITCH BOX 1品目 | 3個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.03 | 2,504,250 | 当該会社は、UH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(SWITCH BOXほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9581 | 三菱重工業㈱ | HWG-2 ミサイル管制装置用付加機 M CU 修理(2/2) | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.08 | 3,391,500 | 別契約で実施した故障探求の結果特定された故障箇所を、技術的に修理可能な唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9582 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(定期修理用)DE ICING 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.11 | 2,755,200 | 当該会社は、YS-11T型航空機の定期修理に必要な部品(DE ICING)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9583 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)BEARING 1品目 | 1個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.11 | 4,222,050 | SH-60K用BEARINGの不具合発生に伴い、部隊整備用部品の在庫がなくなったため、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達(AOCP) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 9584 | 三菱重工業㈱ | エンジン(DART-10)部分修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.22 | 1,275,750 | 三菱重工業㈱名古屋誘導推進システム製作所は、航空機等製造事業法(昭和27年法律第237号)第14条第1項の規定に基づき、当該エンジンであるDART-10エンジンの修理方法認定を受けている唯一の会社である。また該当エンジンの外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------------|------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9585 | 三菱重工(株) | エンジン(TFE731-2-2B)部分修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.22 | 8,279,250 | 三菱重工(株)名古屋誘導推進システム製作所は、航空機等製造事業法(昭和27年法律第237号)第14条第1項の規定に基づき、当該エンジンであるTFE731-2-2Bエンジンの修理方法認定を受けている唯一の会社である。また当該エンジンの外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9586 | 三菱重工(株) | PYLON ASSY, TAIL ROTOR小修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.22 | 1,606,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(PYLON ASSY, TAIL ROTOR)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9587 | 三菱重工(株) | STABILATOR ASSY等検査修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.22 | 49,423,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(STABILATOR ASSY等)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9588 | 三菱重工(株) | GEAR BOX ASSY, MAIN部分組立作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.24 | 13,660,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の修理機器(GEAR BOX ASSY, MAIN)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9589 | 三菱重工(株) | RELAY ASSY等オーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.24 | 90,615,000 | 当該会社は、UH-60J型航空機用の修理機器(RELAY ASSY等)の製造及び修理会社であり、修理に関する技術を他社に移転させていないことから、当該機器等の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9590 | 三菱重工(株) | MODULE ASSY, PIL等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.30 | 771,645,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、P-3C型航空機用の修理機器(MODULE ASSY, PIL等)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9591 | 三菱重工(株) | HWG-2 ミサイル管制装置用付加機 M CU 修理(2/2) | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.13 | 2,088,450 | 別契約で実施した故障探求の結果特定された故障箇所を、技術的に修理可能な唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9592 | 三菱重工(株) | CABIN BLOWER部分組立作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.16 | 3,408,300 | 当該会社は、YS-11型航空機用の修理機器(CABIN BLOWER)の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理施設を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9593 | 三菱重工(株) | 駐在役務 SH-60K型航空機(館山航空基地) | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.16 | 5,113,500 | 当該会社は、SH-60K型航空機の製造、修理等を担当する国内唯一の会社であり、当該機器の整備要領、取扱法について巡回役務を実施するための必要な知識及び技術力を持ち合わせた会社は他にない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9594 | 三菱重工(株) | GEAR BOX ASSY, MAIN修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.22 | 19,971,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の修理機器(GEAR BOX ASSY, MAIN)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9595 | 三菱重工(株) | 航空機部品(定期修理用)SEAL ほか42品目 | 94個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.12 | 1,625,400 | 空修隊において実施中のSH-60J定期修理に必要な部品の在庫がないため、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9596 | 三菱重工(株) | 航空機部品(官給用)GASKET ほか61品目 | 158個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.13 | 6,681,150 | 当該会社は、T-5型航空機の修理に必要な部品(GASKETほか)の製造会社であり、他社では製造していない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9597 | 三菱重工(株) | GEAR BOX ASSY, MAIN等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.13 | 41,853,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、S-61A型航空機用の修理機器(GEAR BOX ASSY, MAIN等)を修理できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9598 | 三菱重工(株) | 航空機部品(部隊整備用)SEAL 1品目 | 214個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.14 | 6,291,600 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(SEAL)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9599 | 三菱重工(株) | CASE ASSY, COMPRESSORオーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.31 | 2,793,000 | 当該会社は、YS-11型航空機用の修理機器(CASE ASSY, COM PRESSOR)の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理施設を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9600 | 三菱重工(株) | 航空機部品(部隊整備用)DIMMER ほか1品目 | 12個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.02 | 18,207,000 | 当該会社は、UH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(DIMMERほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9601 | 三菱重工(株) | BLADE ASSY, MAIN等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.02 | 203,227,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(BLADE ASSY, MAIN等)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9602 | 三菱重工(株) | 航空機部品(官給用)PLATE ほか9品目 | 24個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.04 | 4,683,000 | 当該品は、S-61A型航空機の修理に必要な部品(PLATEほか)であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9603 | 三菱重工(株) | 航空機部品(定期修理用)SUPPORT ASSY 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.10 | 2,555,700 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(SUPPORT ASSY)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9604 | 三菱重工(株) | メイン・ローター・ダンパーの技術検討 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.10 | 5,250,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、USH-60K型航空機用の修理機器(メイン・ローター・ダンパー)の修理をできる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9605 | 三菱重工(株) | エンジン(DART-10)部分修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.15 | 8,090,250 | 三菱重工(株)名古屋誘導推進システム製作所は、航空機等製造事業法(昭和27年法律第237号)第14条第1項の規定に基づき、当該エンジンであるDART-10エンジンの修理方法認定を受けている唯一の会社である。また該当エンジンの外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9606 | 三菱重工(株) | 航空機部品(改修用)KIT-CMD IN 3品目 | 21キット | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.15 | 2,682,750 | 当該会社は、SH-60J型航空機の改修に必要な部品(KIT-CMD IN)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9607 | 三菱重工(株) | 航空機部品(部隊整備用)ROD END 1品目 | 53個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.15 | 11,769,975 | 当該品は、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(ROD END)であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9608 | 三菱重工(株) | 航空機部品(部隊整備用)ROD END 1品目 | 152個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.18 | 33,755,400 | 当該品は、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(ROD END)であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9609 | 三菱重工(株) | POWER UNIT, GASTURBIN分解検査作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.24 | 1,596,000 | 当該会社は米国HAMILTON SUNDSTRAND社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の修理機器(POWER UNIT, GASTURBIN)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9610 | 三菱重工(株) | 航空武器等用品(部隊整備用)FUEL SHUT ほか19品目 | 20個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.24 | 4,480,350 | 当該会社は、MH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(FUEL SHUTほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9611 | 三菱重工(株) | ADJUSTER ASSY, RH修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.02 | 3,604,650 | 当該会社は、SH-60JUH-60J型航空機の修理機器(ADJUSTER ASSY, RH)の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9612 | 三菱重工(株) | 航空機部品(官給用)PISTON A ほか4品目 | 17個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.05 | 4,685,100 | 当該品は、UH-60J型航空機の修理に必要な部品(PISTON Aほか)であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9613 | 三菱重工(株) | 航空機部品(部隊整備用)TIPCAP ASSY 1品目 | 15個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.05 | 16,464,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、UH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(TIPCAP ASSY)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9614 | 三菱重工(株) | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)TANK, FUEL 1品目 | 1個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.05 | 4,043,550 | 当該会社は、YS-11T型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(TANK,FUEL)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9615 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(官給用)BODY 1品目 | 5個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.05 | 11,355,750 | 当該会社は、YS-11M型航空機の修理に必要な部品(BODY)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9616 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(官給用)COLLAR 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.05 | 5,000,100 | 当該会社は、YS-11T型航空機の修理に必要な部品(COLLAR)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9617 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)TANK, FUEL 3品目 | 7個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.05 | 28,304,850 | 当該会社は、YS-11T型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(TANK,FUEL)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9618 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(官給用)PLUG ほか158品目 | 827個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.10 | 89,058,900 | 当該会社は、YS-11T型航空機の修理に必要な部品(PLUGほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9619 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(官給用)SPRING ほか49品目 | 5218個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.10 | 122,052,000 | 当該品は、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(SPRINGほか)であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9620 | 三菱重工㈱ | PYLON ASSY, TAIL ROTOR小修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.10 | 2,839,200 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(PYLON ASSY, TAIL ROTOR)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9621 | 三菱重工㈱ | MODULE PUMP等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.16 | 487,410,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(MODULE PUMP等)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9622 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(官給用)ARM ほか37品目 | 265個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.17 | 23,501,100 | 当該会社は、YS-11T型航空機の修理に必要な部品(ARMほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9623 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(定期修理用)CYLINDER 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.23 | 3,257,100 | 当該会社は、YS-11M型航空機の定期修理に必要な部品(CYLINDER)の製造であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9624 | 三菱重工㈱ | PYLON ASSY, TAIL ROTOR小修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.02 | 1,216,950 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の修理機器(PYLON ASSY, TAIL ROTOR)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9625 | 三菱重工㈱ | MAIN GEARBOX ASSEMBL小修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.03 | 7,625,100 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の修理機器(MAIN GEARBOX ASSEMBL)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9626 | 三菱重工㈱ | DAMPER ASSY等分解検査作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.03 | 1,785,000 | 当該会社は、SH-61A型航空機用の修理機器(DAMPER ASSY等)の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理施設を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9627 | 三菱重工㈱ | GEAR BOX ASSY, MAIN等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.03 | 20,496,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の修理機器(GEAR BOX ASSY, MAIN等)を修理できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9628 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(部隊定期修理用)CLIP RETAINING ほか10品目 | 30個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.14 | 2,084,250 | 部隊において実施中のSH-60J定期修理に必要な部品がないため、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9629 | 三菱重工㈱ | 航空機部品(定期修理用)GIMBAL ほか1品目 | 84個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.03 | 2,520,000 | 当該会社は、SH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(GIMBALほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--------------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9630 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)SEAL ほか11品目 | 43個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.10 | 5,754,000 | 契約中のS-61A用メインギアボックス等の修理に必要な官給用部品の在庫がないため、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9631 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)E FIS SWITCH ほか4品目 | 7個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.10 | 25,746,000 | UH-60J及び同機用交話機の専用部品は、製造・製作に長期を要し、18年度に部品の枯渇が見込まれることから、部隊整備用又は定期修理用として部品を確保するため、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9632 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)NUT ほか68品目 | 235個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.16 | 53,277,000 | P-3C用部品及びエンジン用部品等の修理に不足する官給用部品を確保する必要があるため、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9633 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)SPRING ほか16品目 | 162個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 3,003,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、UH-60J型航空機の修理に必要な部品(SPRINGほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9634 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)SHEATH ASSY ほか1品目 | 5個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 3,383,100 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、UH-60J型航空機の修理に必要な部品(SHEATH ASSYほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9635 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)SWITCH ほか70品目 | 762個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 361,725,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(SWITCHほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9636 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)CYLINDER ほか9品目 | 415個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 87,549,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(CYLINDERほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9637 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)SWITCH ほか38品目 | 3788個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 83,685,000 | 当該会社は、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(SWITCHほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9638 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)LINK ASSY ほか12品目 | 220個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 2,829,750 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、UH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(STUDほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9639 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)MOUNT 1品目 | 8個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 3,032,400 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、UH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(MOUNT)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9640 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)TANK, FUEL ほか2品目 | 13個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 62,580,000 | 当該会社は、UH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(TANK,FUELほか)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9641 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)CYLINDER ほか9品目 | 463個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 19,587,750 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(CYLINDERほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9642 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)MANIFOLD ほか11品目 | 122個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 156,975,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(MANIFOLDほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9643 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)SHOCK ABSO ほか5品目 | 24個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 65,189,250 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、UH-60J型航空機の部隊整備および定期修理に必要な部品(SHOCK ABSOほか)を製造できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9644 | 三菱重工業㈱ | APP等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 20,643,000 | 当該会社は、米国HAMILTON SUDSTRAND社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の修理機器(APP等)の修理に関する技術及び修理施設を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質管理体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9645 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(改修用)KIT-COUPLING 2品目 | 17個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 177,660,000 | 当該会社は、SH-60J型航空機の改修に必要な部品(KIT-COUPLING)の製造会社であり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9646 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)STABILATOR 1品目 | 12個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 63,556,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(STABILATOR)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9647 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)MODULE ASSY 1品目 | 5個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 10,206,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(MODULE ASSY)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9648 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)STABILATOR 1品目 | 12個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 54,054,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(STABILATOR)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9649 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(定期修理用)CHIP 1品目 | 30個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 7,182,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(CHIP)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9650 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)BEARING 2品目 | 75個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 213,360,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(BEARING)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9651 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)HOSE ASSY ほか12品目 | 153個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 8,410,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(HOSE ASSYほか)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9652 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備用)FLANGE ほか6品目 | 121個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 11,579,400 | 当該会社は、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(FLANGEほか)の製造会社であり、他社では製造していない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9653 | 三菱重工業㈱ | CYLINDER ASSY等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 84,735,000 | 当該会社は、米国シロスキー社と技術援助契約を締結しており、YS-11T型航空機用の修理機器(CYLINDER ASSY等)の修理に関する技術及び修理施設を有し、かつ当該機器の外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9654 | 三菱重工業㈱ | エンジン(PT6A-21)部分修理 | 1式 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 4,588,500 | 三菱重工業㈱名古屋誘導推進システム製作所は、航空機等製造事業法(昭和27年法律第237号)第14条第1項に基づき、当該エンジンであるPT6A-21エンジンの修理方法認定を受けている唯一の会社である。また、当該エンジンの外注修理部分を含めた品質保証体制が整っているのは、当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9655 | 三菱重工業㈱ | エンジン(DART-10)部分修理 | 1式 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 7,077,000 | 三菱重工業㈱名古屋誘導推進システム製作所は、航空機等製造事業法(昭和27年法律第237号)第14条第1項の規定に基づき、当該エンジンであるDART-10のエンジンの修理方法認定を受けている唯一の会社である。また当該エンジンの外注修理部分を含めた品質保証体制がととのっているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9656 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)INTERFACE ほか19品目 | 1920個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 11,203,500 | 当該会社は、SH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(INTERFACEほか)の製造会社であり、他社では製造していない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9657 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(定期修理用)DFU, FDR 1品目 | 2個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.28 | 28,035,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(DFU, FDR)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9658 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)BUSHING ほか108品目 | 6256個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 44,205,000 | 部隊において実施中のSH-60J定期修理に必要な部品及び18年度の定期修理に必要な官給部品並びにMH-53, SH-60J等の部隊整備に必要な部品の在庫がいかに不足するため、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9659 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(官給用)CARRIER ASSY ほか4品目 | 47個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 110,659,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(CARRIER ASSYほか)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9660 | 三菱重工業㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)PANEL ほか1品目 | 22個 | 海上自衛隊航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 3,267,600 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60K型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(PANELほか)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|--------------------------------|--------------------------------|-----|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9661 | 三菱重工(株) | 航空機部品(定期修理用)IFU, FDR ほか2品目 | 10個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 264,915,000 | 当該会社は、UH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(IFU,FDRほか)の製造会社であり、他社では製造していない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9662 | 三菱重工(株) | 航空機部品(部隊整備用)LINK ASSY ほか5品目 | 98個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 44,877,000 | 当該会社は、UH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(LINK ASSYほかほか)の製造会社であり、他社では製造していない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9663 | 三菱重工(株) | 航空機部品(官給用)GUIDE ASSY ほか4品目 | 58個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 42,630,000 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(GUIDE ASSYほか)を製造できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9664 | 三菱重工(株)名古屋航空宇宙システム製作所 | サポート・アッシー・プッシング交換 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.05.30 | 309,750 | 当該機器の製造会社から修理等に関して業務移管された唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9665 | 三菱重工(株)名古屋誘導推進システム製作所 | ソノブイランチャの組立 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.07.15 | 2,887,500 | 当該会社は米国Honeywell社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機のソノブイランチャの組立を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9666 | 三菱重工(株)名古屋誘導推進システム製作所 | ソノブイランチャ検査 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.07.15 | 2,509,500 | 当該会社は米国Honeywell社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機のソノブイランチャの検査を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9667 | 三菱重工(株)名古屋誘導推進システム製作所 | エンジン・アウトプット・シャフトのカップリング交換外1件整備 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.08.01 | 997,500 | 当該会社は米国ソルスキー社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機のエンジン・アウトプット・シャフトのカップリング交換を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9668 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)コネイ佐世保営業所 | システムテストセットMK540の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.11.10 | 5,113,500 | 当該試験機の製造会社であり、定期検査に関する専門の知識・技術を有している唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9669 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)コネイ佐世保営業所 | 97式魚雷の腐食対策調査 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.11.10 | 35,700,000 | 97式魚雷の製造会社であり、腐食対策調査に関する専門の知識・技術を有している唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9670 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)コネイ佐世保営業所 | 97式魚雷ボイラ・主機組立及び浮上装置の修理 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 18.02.15 | 3,780,000 | 97式魚雷の製造会社であり、その構成部品である当該装置の修理に関する専門の知識・技術を有している唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9671 | 三菱重工(株)長崎造船所代理(株)コネイ | MK46魚雷システムテストセットMK540の定期検査及び校正 | 1式 | 海上自衛隊 八戸航空基地隊 経理隊長 高島 忠則 | 八戸市大字河原木字高館 | 17.09.27 | 6,195,000 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷システムテストセットの検査及び校正を履行できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9672 | 三菱重工(株) | U-36A用IRMSS性能試験の技術支援 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.06.20 | 6,510,000 | U-36A用IRMSSの設計、製造会社であり収集データの分析・評価に関する技術を有しているため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9673 | 三菱重工(株)長崎造船所(株)コネイ | MK46魚雷整備用器材MK540の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.12.05 | 4,620,000 | 当該会社は米国レイセン社と技術援助契約を締結しており、MK46魚雷整備用器材の検査を履行できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9674 | 三菱重工(株) | SH-60K訓練装置導入に係る技術役務 | 1式 | 海上自衛隊 館山航空基地隊 経理隊長 松島 雄司 | 館山市宮城無番地 | 17.07.26 | 48,405,000 | 本件は、SH-60K総合戦術訓練装置、SH-60K操縦士個別訓練装置及びSH-60K航空士個別訓練装置の導入にあたり、整備を担当する隊員に対する技術指導及び当該機器の整備に関する役務である。三菱重工(株)は当該製品の製造元であり、保守・整備等の知識・技能・信頼性を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9675 | 三菱重工(株)代理三菱重工(株)名古屋航空宇宙システム製作所 | LEVER以下 | 8件 | 海上自衛隊 館山航空基地隊 経理隊長 松島 雄司 | 館山市宮城無番地 | 18.02.17 | 1,768,200 | 本品は、SH60J型航空機の部品であり、当該装備品等を設計・製造した者からの調達である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|----------------------|-------------------------------------|-----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9676 | 三菱重工㈱ 名古屋航空宇宙システム製作所 | サブシステム・インターフェース・ユニット修理 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.08.12 | 4,859,400 | サブシステム・インターフェース・ユニットは三菱重工㈱が製造したものであり、修理に必要な技能、設備を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9677 | 三菱重工㈱ 名古屋航空宇宙システム製作所 | SH-60J航空機系統実習装置修理 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.12.06 | 1,932,000 | SH-60J航空機系統実習装置は三菱重工㈱が製造したものであり、修理業務における技能、設備を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9678 | 三菱重工㈱ | SH-60K用搭載装備品系統実習装置定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.12.27 | 6,720,000 | SH-60K用搭載装備品系統実習装置は三菱重工㈱が製造したものであり、保守役務に必要な知識及び技能を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9679 | 三菱重工㈱ 名古屋誘導推進システム製作所 | 空間識失調訓練装置 委託整備役務 | 1式 | 海上自衛隊 徳島航空基地隊 経理隊長 矢上 ひとみ | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38 | 17.04.13 | 60,795,000 | 当該装置の設計、製造会社であり、役務に関して必要な機器及び技術を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9680 | 三菱重工㈱ | TRAINER ASSY. COCKPIT FUNCTIONの現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.07 | 4,725,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9681 | 三菱重工㈱ | ENGINE, GAS TURBINE外1品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.30 | 6,930,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9682 | 三菱重工㈱ | TEST SET, AIRCRAFT ENGINEの整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.12 | 3,307,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9683 | 三菱重工㈱ | 射出座席訓練装置の現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.20 | 7,381,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9684 | 三菱重工㈱ | TEST STATION, NONDESTRUCTIVEの現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.09 | 1,522,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9685 | 三菱重工㈱ | ロック/シュート・ライト・ランプ外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.24 | 10,738,350 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9686 | 三菱重工㈱ | SCREEN, AIRCRAFT GROUND SERVICEの整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 1,785,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9687 | 三菱重工㈱ | TEST STAND, AIRCRAFT ENGINEの現地整備 | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.13 | 102,900,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9688 | 三菱重工㈱ | ENGINE, GAS TURBINE外3品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.14 | 12,810,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9689 | 三菱重工㈱ | WIRE HARNESS外10品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.26 | 50,400,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9690 | 三菱重工㈱ | PIN, QUICK外14品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 9,292,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------------|-----|------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|---|----|
| 9691 | 三菱重工(株) | SENSOR ASSEMBLY, ANTI SURG E外9品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.29 | 31,080,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9692 | 三菱重工(株) | ENGINE, GAS TURBINE外6品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 31,552,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9693 | 三菱重工(株) | ENGINE, GAS TURBINE外5品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.30 | 26,985,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9694 | 三菱重工(株) | 面圧ピン外16品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.21 | 2,943,150 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9695 | 三菱重工(株) | STREAMER外2品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.17 | 2,520,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9696 | 三菱重工(株) | STREAMER外7品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.05 | 6,499,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9697 | 三菱重工(株) | ENGINE, GAS TURBINE外1品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.05 | 6,436,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9698 | 三菱重工(株) | TRAINER ASSY, COCKPIT FUNCTIONの現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.14 | 2,966,250 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9699 | 三菱重工(株) | 燃料ポンプ外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 23,835,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9700 | 三菱重工(株) | GEAR外5品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 6,720,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9701 | 三菱重工(株) | ENGINE, GAS TURBINE外2品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.19 | 9,660,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9702 | 三菱重工(株) | ロック ピン外8品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.22 | 6,646,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9703 | 三菱重工(株) | LOCK SHOOT LIGHT LAMP外10品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.22 | 11,235,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9704 | 三菱重工(株) | STRUT COVER, TUR外52品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.26 | 72,975,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9705 | 三菱重工(株) | PIN, QUICK RELEASE外14品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.20 | 3,528,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9706 | 三菱重工(株) | ENGINE, GAS TURBINEの整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 4,504,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|-------|---|
| 9707 | 三菱重工機 | 草案(J. T. O. 33D7-44-353-2)外1品目 | — | 航空自衛隊第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.07 | 79,637,250 | 本契約の履行に当たっては、米国ハネウェル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 9708 | 三菱重工機 | ENGINE, GAS TURBINE外5品目の整備 | — | 航空自衛隊第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.09 | 19,372,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 9709 | 三菱重工機 | TEST STATION, NONDESTRUCTIVEの現地整備 | — | 航空自衛隊第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 17,587,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 9710 | 三菱重工機 | ADAPTER, GROUND HANDLING EQUIPMENT外8品目 | — | 航空自衛隊第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 6,657,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) |
| 9711 | 三菱重工機 | HOLDING FIXTURE外3品目 | — | 航空自衛隊第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 3,706,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) |
| 9712 | 三菱重工機 | CLIP外12品目 | — | 航空自衛隊第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 11,707,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) |
| 9713 | 三菱重工機 | TEST KIT外3品目 | — | 航空自衛隊第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 6,667,500 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) |
| 9714 | 三菱重工機株式会社 | 航空機等の修理等に関する現地補給処整備 | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.04.01 | 33,075,000 | 本契約の履行に当たっては、F-4及びF-15に関する技術援助契約をボーイング社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 9715 | 三菱重工機株式会社 | 航空機等整備技術利用(派遣技術員)役務 | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.04.01 | 18,585,000 | 本契約の履行に当たっては、F-4及びF-15に関する技術援助契約をボーイング社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 9716 | 三菱重工機株式会社 | 航空機等整備技術利用(駐在技術員)役務(F-2A用機体) | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.04.01 | 6,720,000 | 本契約の履行に当たっては、F-2に関する技術援助契約をロッキード社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 9717 | 三菱重工機株式会社 | 航空機等整備技術利用(派遣技術員)役務 | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.04.01 | 1,313,550 | 本契約の履行に当たっては、MU-2及びU-125エンジンに関する技術援助契約をアライドシグナル社(現在:ハネウェル社)と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 9718 | 三菱重工機株式会社 | DOOR ASSY外3品目 | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.04.01 | 6,258,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 9719 | 三菱重工機株式会社 | F-2の技術的追認用役務(解析支援等) | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.04.15 | 39,732,000 | 本契約の履行に当たっては、F-2に関する技術援助契約をロッキード社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 9720 | 三菱重工機株式会社 | 不具合の調査・検討等役務 | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.05.13 | 3,150,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 9721 | 三菱重工機株式会社 | MU-2(73-3229号機)の回収品の調査(機体) | — | 航空自衛隊第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.05.26 | 56,175,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------|-------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9722 | 三菱重工株式会社 | DOOR ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.05.27 | 3,108,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9723 | 三菱重工株式会社 | BRACKET外1品目 | 6,010 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.03 | 3,353,700 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づきその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9724 | 三菱重工株式会社 | SERVO CYLINDER ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.07 | 39,417,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9725 | 三菱重工株式会社 | MU-2A(73-3229号機)の回収品の調査(機体) | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.08 | 54,075,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9726 | 三菱重工株式会社 | MU-2A(73-3229号機)の回収品の調査(エンジン) | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.09 | 14,122,500 | 本契約の履行に当たっては、MU-2エンジンに関する技術援助契約をアライズシグナル社(現在:ハネウエル社)と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9727 | 三菱重工株式会社 | MOUNT ASSY外6品目 | 12 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.15 | 14,219,100 | 本契約は、YS-11航空機の修理交換用部品を購入するものである。 当該品目は、YS-11航空機の設計時にその一部として日本航空機製造(株)により設計され、その後日本航空機製造(株)の解散にあたり三菱重工(株)に販売権が譲渡されたものであるため、販売可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9728 | 三菱重工株式会社 | WASHER外107品目 | 653 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.17 | 83,037,801 | 本契約は、YS-11航空機の修理交換用部品を購入するものである。 当該品目は、YS-11航空機の設計時にその一部として日本航空機製造(株)により設計され、その後日本航空機製造(株)の解散にあたり三菱重工(株)に販売権が譲渡されたものであるため、販売可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9729 | 三菱重工株式会社 | BODY外8品目 | 118 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.24 | 5,722,500 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9730 | 三菱重工株式会社 | KIT A外17品目 | 139 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.24 | 113,316,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9731 | 三菱重工株式会社 | SERVOCYLINDER外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.28 | 9,786,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9732 | 三菱重工株式会社 | CYLINDER ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.28 | 4,032,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------|---------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 9733 | 三菱重工株式会社 | ACTUATOR ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.28 | 11,025,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9734 | 三菱重工株式会社 | TANK ASSY外372品目 | 103,056 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.28 | 348,957,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9735 | 三菱重工株式会社 | UNION外1品目 | 25 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.28 | 17,217,900 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づきその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9736 | 三菱重工株式会社 | SHEATH ASSY | 13 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.29 | 26,985,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9737 | 三菱重工株式会社 | RADOME | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.30 | 6,342,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9738 | 三菱重工株式会社 | SUPPORT ASSY, LH外8品目 | 55 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.30 | 134,295,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9739 | 三菱重工株式会社 | DIMMER外1品目 | 12 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.06.30 | 3,465,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9740 | 三菱重工株式会社 | BELL CRANK外6品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.01 | 35,385,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9741 | 三菱重工株式会社 | HUB | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.01 | 4,000,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9742 | 三菱重工株式会社 | MODULE ASSY外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.01 | 8,526,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9743 | 三菱重工株式会社 | FUEL CONTROL外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.01 | 2,866,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をAllied Signal社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9744 | 三菱重工株式会社 | AUXILIARY POWER UNIT | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.01 | 5,491,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------|-------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9745 | 三菱重工株式会社 | RECEIVER ASSY外36品目 | 236 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.01 | 31,080,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9746 | 三菱重工株式会社 | EXTENSION ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.04 | 4,179,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft社と締結しており、修理部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9747 | 三菱重工株式会社 | TUBE ASSY外130品目 | 2,972 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.06 | 120,960,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9748 | 三菱重工株式会社 | HINGE外2品目 | 20 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.08 | 6,993,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9749 | 三菱重工株式会社 | SERVO CYLINDER外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.11 | 8,893,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9750 | 三菱重工株式会社 | TANK | 9 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.12 | 99,582,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマドネル・ダグラス社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9751 | 三菱重工株式会社 | 不具合の調査・検討等役務 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.14 | 3,262,350 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知する必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9752 | 三菱重工株式会社 | F-15 航空機用内航パイロンの改修 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.07.21 | 6,531,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知する必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9753 | 三菱重工株式会社 | TANK外4品目 | 63 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.05 | 523,572,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマドネル・ダグラス社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9754 | 三菱重工株式会社 | SERVO CYLINDER ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.11 | 44,835,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9755 | 三菱重工株式会社 | DOOR ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.24 | 22,995,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9756 | 三菱重工株式会社 | COUPLING ASSY外4品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.29 | 4,126,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|---------------------------|--------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9757 | 三菱重工業株式会社 | BELLCRANK ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.29 | 2,616,600 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9758 | 三菱重工業株式会社 | FLAP外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.31 | 7,770,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9759 | 三菱重工業株式会社 | SUPPORT外374品目 | 17,255 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.31 | 484,711,500 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づきその一部として三菱重工業(株)により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9760 | 三菱重工業株式会社 | KIT A外2品目 | 14 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.31 | 88,051,950 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工業(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工業(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9761 | 三菱重工業株式会社 | BOLT外15品目 | 442 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.31 | 11,938,500 | 本契約は、JT8Dエンジンの修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてUNITED TECH社により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9762 | 三菱重工業株式会社 | SHIELD外2品目 | 35 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.31 | 14,490,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてインコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9763 | 三菱重工業株式会社 | STRAINER外5品目 | 163 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.08.31 | 16,978,500 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてインコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9764 | 三菱重工業株式会社 | LEVER, REMOTE CONTROL外2品目 | 131 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.01 | 77,826,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9765 | 三菱重工業株式会社 | SLEEVE外31品目 | 272 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.01 | 203,070,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてインコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9766 | 三菱重工業株式会社 | CYLINDER外5品目 | 185 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.01 | 31,458,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9767 | 三菱重工業株式会社 | RAIN SEAL外1品目 | 14 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.02 | 4,699,800 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づきその一部として三菱重工業(株)により設計されたものである。 三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------|-----|-------------------------|---------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 9768 | 三菱重工株式会社 | SPACER ASSY外2品目 | 148 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.02 | 11,193,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9769 | 三菱重工株式会社 | CANOPY ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 12,705,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をMcDonnell Douglas 社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9770 | 三菱重工株式会社 | DOOR ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 106,575,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9771 | 三菱重工株式会社 | LEADING EDGE ASSY外13品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 12,810,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9772 | 三菱重工株式会社 | ENGINE外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 22,170,750 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft 社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9773 | 三菱重工株式会社 | CYLINDER ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 51,082,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9774 | 三菱重工株式会社 | CYLINDER ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 58,075,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9775 | 三菱重工株式会社 | SERVOCYLINDER外9品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 196,087,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9776 | 三菱重工株式会社 | F-2の技術的追認に係る風洞試験役務 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 40,246,500 | 本契約の履行に当たっては、F-2に関する技術援助契約をロッキード社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9777 | 三菱重工株式会社 | VALVE ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 3,391,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をMoog Inc社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9778 | 三菱重工株式会社 | INTERCONNECTOR外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 9,019,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をBoeing Company社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9779 | 三菱重工株式会社 | SERVOCYLINDER | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 90,058,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9780 | 三菱重工株式会社 | ENGINE | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 62,601,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------|----|-------------------------|---------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 9781 | 三菱重工株式会社 | SERVOVALVE | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 10,216,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9782 | 三菱重工株式会社 | KIT A外3品目 | 41 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.06 | 44,776,200 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9783 | 三菱重工株式会社 | HINGE外3品目 | 24 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.12 | 17,745,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9784 | 三菱重工株式会社 | SPACER ASSY外3品目 | 91 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.12 | 13,839,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9785 | 三菱重工株式会社 | RADOME | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.14 | 18,900,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9786 | 三菱重工株式会社 | LAP ASSY | 10 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.16 | 3,906,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9787 | 三菱重工株式会社 | SERVO VALVE | 5 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.16 | 2,929,500 | 本契約は、UH-60の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9788 | 三菱重工株式会社 | HYDRO AMP | 15 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.16 | 9,975,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9789 | 三菱重工株式会社 | SEAL外3品目 | 90 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.16 | 6,074,250 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてコンルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9790 | 三菱重工株式会社 | SERVOCLINDER ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.20 | 29,851,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9791 | 三菱重工株式会社 | AUXILIARY POWER UNIT | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.21 | 4,315,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携を Turbo Mach社と締結しており、修理予部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9792 | 三菱重工株式会社 | FUEL CONTROL外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.21 | 2,597,700 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携を Turbo Mach社と締結しており、修理予部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 9793 | 三菱重工株式会社 | 不具合の調査・検討等役務 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.22 | 5,901,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9794 | 三菱重工株式会社 | COVER外1品目 | 2 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.27 | 3,804,150 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてロッキード社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9795 | 三菱重工株式会社 | SERVOCYLINDER外4品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 20,097,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9796 | 三菱重工株式会社 | ROLL TRIM外5品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 12,705,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft 社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9797 | 三菱重工株式会社 | SERVO ASSY外3品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 58,044,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft 社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9798 | 三菱重工株式会社 | GEAR BOX ASSY外7品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 26,029,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9799 | 三菱重工株式会社 | SUPPORT外14品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 133,350,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9800 | 三菱重工株式会社 | BLADE ASSY外1品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 25,484,550 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft 社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9801 | 三菱重工株式会社 | BLADE ASSY | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 14,475,300 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft 社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9802 | 三菱重工株式会社 | MODE SELECT ASSY外4品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 169,963,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をMoog Inc社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9803 | 三菱重工株式会社 | U-125維持管理(エンジン)会社技術利用(17国) | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 45,104,850 | 本契約の履行に当たっては、U-125に関する技術援助契約をアラドシグナル社(現在:ハネウエル社)と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9804 | 三菱重工株式会社 | ACTUATOR ASSY外1品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 5,439,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9805 | 三菱重工株式会社 | FUEL CONTROL外4品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 6,616,050 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をAllied Signal社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-----------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 9806 | 三菱重工株式会社 | MU-2維持管理(エンジン)会社技術利用(17国) | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 6,171,900 | 本契約の履行に当たっては、MU-2のエンジンに関する技術援助契約をアライディングナル社(現在:ハネウエル社)と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9807 | 三菱重工株式会社 | T-400維持管理(エンジン)会社技術利用(17国) | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 28,544,250 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本機の主修理担当会社である三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9808 | 三菱重工株式会社 | BLEED VALVE外3品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 13,272,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9809 | 三菱重工株式会社 | 不具合の調査・検討等役務 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 3,597,300 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9810 | 三菱重工株式会社 | SHIM外83品目 | 1,376 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 771,025,500 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9811 | 三菱重工株式会社 | PISTON外3品目 | 31 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 74,077,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9812 | 三菱重工株式会社 | EXHAUST DUCT外2品目 | 19 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 16,173,150 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHAMILTON社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9813 | 三菱重工株式会社 | HOUSING, REDUCTION外3品目 | 9 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 4,617,900 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHAMILTON社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9814 | 三菱重工株式会社 | CAM ASSY外4品目 | 135 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.28 | 20,601,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9815 | 三菱重工株式会社 | F-2システム・データ統合管理業務(機体)の会社技術利用(17国) | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.29 | 154,350,000 | 本契約の履行に当たっては、F-2に関する技術援助契約をロッキード社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9816 | 三菱重工株式会社 | ENGINE外4品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.29 | 225,277,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9817 | 三菱重工株式会社 | PUMP外5品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.29 | 92,904,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9818 | 三菱重工株式会社 | SHAFT ASSY外7品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.29 | 176,862,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------------|---------|-------------------------|---------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 9819 | 三菱重工株式会社 | FUEL CONTROL外5品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 36,282,750 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をAllied Signal社と締結しており、修理部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9820 | 三菱重工株式会社 | UH-60Jの不具合状況の調査及び対策検討役務 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 2,272,200 | 本契約の履行に当たっては、UH-60に関する技術援助契約をシールスキー社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9821 | 三菱重工株式会社 | END ASSY外3品目 | 24 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 4,147,500 | 本契約は、C-1航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9822 | 三菱重工株式会社 | PISTON | 18 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 3,375,750 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9823 | 三菱重工株式会社 | BUSHING外5品目 | 150 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 16,905,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてシールスキー社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9824 | 三菱重工株式会社 | KIT-TCTO A外3品目 | 39 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 52,234,350 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づきその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9825 | 三菱重工株式会社 | DECAL外984品目 | 207,828 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 1,124,025,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9826 | 三菱重工株式会社 | BELLOWS ASSY | 3 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.29 | 2,656,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9827 | 三菱重工株式会社 | MU-2維持管理(機体)会社技術利用(17国) | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 27,825,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9828 | 三菱重工株式会社 | MOTOR PUMP外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 4,210,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をVickers Incorporated社と締結しており、修理部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9829 | 三菱重工株式会社 | VALVE LINEAR外5品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 8,589,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 9830 | 三菱重工株式会社 | PUMP UNIT外6品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 94,531,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9831 | 三菱重工株式会社 | T-400維持管理(機体)会社技術利用(17国) | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 351,225,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本機の主修理担当会社である三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9832 | 三菱重工株式会社 | SERVOCYLINDER外5品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 796,005,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9833 | 三菱重工株式会社 | F-15システム・データ統合管理業務(機体)の会社技術利用(17国) | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 804,300,000 | 本契約の履行にあたっては、F-15に関する技術援助契約をボーイング社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に役務を行える唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9834 | 三菱重工株式会社 | LAP ASSY | 12 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 5,880,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9835 | 三菱重工株式会社 | BODY ASSY外2品目 | 70 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 6,615,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9836 | 三菱重工株式会社 | VALVE ASSY外6品目 | 393 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 360,906,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9837 | 三菱重工株式会社 | ACTUATOR外2品目 | 49 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 19,582,500 | 本契約は、J79エンジンの修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9838 | 三菱重工株式会社 | SEAL外6品目 | 98 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 30,276,750 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHONEYWELL社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9839 | 三菱重工株式会社 | TRANSFORME | 78 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 15,603,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9840 | 三菱重工株式会社 | SPOOL SLEEVE外6品目 | 191 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 8,452,500 | 本契約は、C-1航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9841 | 三菱重工株式会社 | CONNECTOR外2品目 | 333 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 38,986,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9842 | 三菱重工株式会社 | HOUSING ASSY外1品目 | 67 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.30 | 44,593,500 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------|---------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9843 | 三菱重工株式会社 | SLEEVE外3品目 | 75 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 9,156,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9844 | 三菱重工株式会社 | PISTON | 100 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 5,565,000 | 本契約は、T-2/F-1航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9845 | 三菱重工株式会社 | LVDT外15品目 | 44 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 80,850,000 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9846 | 三菱重工株式会社 | BELL CRANK外7品目 | 78 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 6,846,000 | 本契約は、C-1航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9847 | 三菱重工株式会社 | FITTING外1品目 | 57 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 18,742,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9848 | 三菱重工株式会社 | CHIP DETECTOR外11品目 | 812 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 40,530,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてコンルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9849 | 三菱重工株式会社 | BODY | 13 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 2,845,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9850 | 三菱重工株式会社 | POTENTIONMETER | 15 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 5,250,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9851 | 三菱重工株式会社 | SHIM外505品目 | 156,943 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.09.30 | 796,425,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9852 | 三菱重工株式会社 | CANOPY外6品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.05 | 35,280,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9853 | 三菱重工株式会社 | SPOILER MIXER ASSY外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.11 | 13,814,850 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 9854 | 三菱重工株式会社 | PUMP外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.17 | 6,142,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をParker Hannifin社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------------|-----------------------------|-------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9855 | 三菱重工株式会社 | VALVE ASSY外4品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.24 | 505,365,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9856 | 三菱重工株式会社 | FILLER外16品目 | 633 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.24 | 2,877,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9857 | 三菱重工株式会社 | KIT A外5品目 | 10 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.25 | 5,391,750 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9858 | 三菱重工株式会社 | AUXILIARY POWER UNIT | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.26 | 31,132,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9859 | 三菱重工株式会社 | RECEIVER外1品目 | 20 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.26 | 2,646,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9860 | 三菱重工株式会社 | 不具合の調査・検討等役務 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.31 | 9,304,050 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9861 | 三菱重工株式会社 | F-2の技術的追認に係わる事前解析役務(地上振動試験) | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.10.31 | 20,238,750 | 本契約の履行に当たっては、F-2に関する技術援助契約をロック社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9862 | 三菱重工株式会社 | TEE外240品目 | 6,337 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.11.02 | 134,925,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9863 | 三菱重工株式会社 | TANK外3品目 | 188 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.11.14 | 39,007,500 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9864 | 三菱重工株式会社 | EXTENSION SHAFT | 5 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.11.15 | 21,315,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9865 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | SERVOMECHANISM | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.11.16 | 52,888,500 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をMoog Inc社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9866 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | SERVOMECHANISM | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.11.16 | 5,208,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をMoog Inc社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------------|-------------------|--------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 9867 | 三菱重工株式会社 | CYLINDER ASSY外1品目 | 41 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.11.22 | 88,893,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9868 | 三菱重工株式会社 | BELLCRANK ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.11.24 | 4,457,250 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9869 | 三菱重工株式会社 | CYLINDER外1品目 | 22 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.01 | 13,419,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9870 | 三菱重工株式会社 | BEARING外2品目 | 77 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.05 | 9,376,500 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてコンコルスキー社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の販売を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 9871 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | CONTROL外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.06 | 9,094,050 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をHoneywell International Inc社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9872 | 三菱重工株式会社 | BRACKET外43品目 | 1,081 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.06 | 52,395,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9873 | 三菱重工株式会社 | LINE ASSY外213品目 | 2,582 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.08 | 31,972,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9874 | 三菱重工株式会社 | SHIM外275品目 | 11,934 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.14 | 265,860,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9875 | 三菱重工株式会社 | TANK外5品目 | 42 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.14 | 292,561,500 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9876 | 三菱重工株式会社 | GANG CHAN外510品目 | 64,531 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.15 | 203,185,500 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9877 | 三菱重工株式会社名古屋航空宇宙システム製作所 | DOOR ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.20 | 3,202,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9878 | 三菱重工株式会社 | ANGLE外25品目 | 1,923 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.20 | 42,850,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|-------------------------|------------------------------|--------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 9879 | 三菱重工業株式会社 | SKIN外32品目 | 10,816 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.20 | 10,311,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9880 | 三菱重工業株式会社 | F-2A/B ASIP維持のための会社技術利用 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.21 | 208,477,500 | 本契約の履行にあたり、F-2の運用条件下における機体構造を熟知していなければならない。本契約の履行に当たっては、技術援助契約をロッキード社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9881 | 三菱重工業株式会社 | LID外1品目 | 230 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.21 | 18,968,250 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてロッキード社により設計されたものである。三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9882 | 三菱重工業株式会社 | F-15J/DJ ASIP維持のための会社技術利用 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 344,123,850 | 本契約の履行にあたり、F-15の運用条件下における機体構造を熟知していなければならない。該社は、航空機部品の技術援助契約をボーイング社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9883 | 三菱重工業株式会社 | F-4EJ/RF-4E ASIP維持のための会社技術利用 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 89,775,000 | 本契約の履行にあたり、F-4の運用条件下における機体構造を熟知していなければならない。該社は、航空機部品の技術援助契約をボーイング社と締結しており、提携先から提供される技術支援情報を基に本役務を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9884 | 三菱重工業株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | SERVOCYLINDER ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 52,899,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9885 | 三菱重工業株式会社 | TUBE ASSY | 9 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 6,389,250 | 本契約は、JT8Dエンジンの修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてUNITED TECH社により設計されたものである。三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9886 | 三菱重工業株式会社 | VALVE ASSY外2品目 | 85 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 60,165,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9887 | 三菱重工業株式会社 | CONNECTOR外1品目 | 201 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 11,623,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9888 | 三菱重工業株式会社 | FITTING外1品目 | 65 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 15,508,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9889 | 三菱重工業株式会社 | TRANSFOME | 80 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 13,450,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工業(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権は三菱重工業(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9890 | 三菱重工業株式会社 | SUMP ASSY | 6 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 16,359,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてコンルスキー社により設計されたものである。三菱重工業(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------------|----------------|-------|-------------------------|---------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 9891 | 三菱重工株式会社 | HOUSING | 5 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 10,573,500 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として、インコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9892 | 三菱重工株式会社 | CAP外1品目 | 459 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 26,932,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として、ボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9893 | 三菱重工株式会社 | SLEEVE | 55 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 4,420,500 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として、MOOG社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9894 | 三菱重工株式会社 | ANGLE外25品目 | 2,350 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 52,384,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として、ボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9895 | 三菱重工株式会社 | TUBE ASSY外1品目 | 9 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.01.13 | 2,679,600 | 本契約は、JT8Dエンジンの修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として、UNITED TECH社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9896 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | VALVE | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.01.17 | 2,856,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9897 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | SERVO ASSY外6品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.01.17 | 20,055,000 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9898 | 三菱重工株式会社 | RIB | 19 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.01.18 | 5,145,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として、ボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9899 | 三菱重工株式会社 | 不具合の調査・検討等役務 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.06 | 3,412,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9900 | 三菱重工株式会社 | MANIFOLD外11品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.07 | 2,569,350 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として、マドネル・ダグラス社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9901 | 三菱重工株式会社 | HINGE外86品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.07 | 47,611,084 | 本契約は、YS-11航空機の修理交換用部品を購入するものである。 当該品目は、YS-11航空機の設計時にその一部として日本航空機製造(株)により設計され、その後日本航空機製造(株)の解散にあたり三菱重工(株)に販売権が譲渡されたものであるため、販売可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9902 | 三菱重工株式会社 | BLADE ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.15 | 43,255,800 | 本契約の履行に当たっては、航空機部品の技術提携をSikorsky Aircraft社と締結しており、修理子部品の製造及び販売権を有し、かつ提携先から提供される技術支援情報を基に修理を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------------|----------------------------|----|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9903 | 三菱重工株式会社 | COMPUTER | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.16 | 18,480,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9904 | 三菱重工株式会社 | CANOPY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.21 | 4,305,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9905 | 三菱重工株式会社 | PIN外86品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.21 | 43,370,250 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9906 | 三菱重工株式会社 | FITTING, AFT PIVOT BOLT外16 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.21 | 30,352,350 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてロッキード社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9907 | 三菱重工株式会社 | SEAL外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.28 | 2,835,000 | 本契約は、MU-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。 この製造図面の所有権は三菱重工(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのは三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9908 | 三菱重工株式会社 | BOLT外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.28 | 4,515,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてコンコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9909 | 三菱重工株式会社 | CABLE ASSY外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.07 | 25,399,500 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9910 | 三菱重工株式会社 | PUMP外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.08 | 2,509,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 9911 | 三菱重工株式会社 | CONTROLLER | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.15 | 7,071,750 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9912 | 三菱重工株式会社 | PIN外28品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.15 | 5,071,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9913 | 三菱重工株式会社 | SHIM外242品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.15 | 215,250,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9914 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | INTERCONNECTOR | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.22 | 20,002,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------------------|----------------------|----|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 9915 | 三菱重工株式会社 | CRANK外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.23 | 28,365,750 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9916 | 三菱重工株式会社 | HOUSING ASSY外6品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.27 | 35,679,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHONEYWELL社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9917 | 三菱重工株式会社 | PANEL外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.27 | 50,809,500 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてロッキード社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9918 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | SUPERCHARGER外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.28 | 9,345,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9919 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | CONTROL外4品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.28 | 58,327,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9920 | 三菱重工株式会社 | 第2補給処システム管理業務の会社技術利用 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.29 | 7,875,000 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、かつ本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9921 | 三菱重工株式会社 | VALVE | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.29 | 4,473,000 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づきその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9922 | 三菱重工株式会社 | LINK外216品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.29 | 282,660,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9923 | 三菱重工株式会社 | PUMP ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.29 | 4,947,600 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づきその一部として三菱重工(株)により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9924 | 三菱重工株式会社 | TANK FUEL | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.29 | 5,094,600 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9925 | 三菱重工株式会社名古屋誘導推進システム製作所 | ENGINE | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 194,197,500 | 本契約の履行に当たっては飛行安全の確保を図るため、機体構造の知識を有し、本機の機能・性能を熟知するとともに製造図面及び機能検査等の技術資料を有している必要がある。当該要件を満たしているのは、本品の設計・製造を担当した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|-------------------|----|-------------------------|---------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9926 | 三菱重工株式会社 | PIN外9品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 57,865,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9927 | 三菱重工株式会社 | DOOR ASSY外5品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 61,414,500 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9928 | 三菱重工株式会社 | PANEL ASSY外4品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 230,265,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9929 | 三菱重工株式会社 | ARMATURE外2品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 30,355,500 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてMOOG社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9930 | 三菱重工株式会社 | LAP ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 5,061,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてPARKER HANNIFIN社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9931 | 三菱重工株式会社 | DOOR外23品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 5,181,750 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9932 | 三菱重工株式会社 | SKIN外40品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 24,885,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてマクドネル・ダグラス社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9933 | 三菱重工株式会社 | SHAFT ASSY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 2,677,500 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてシコルスキー社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9934 | 三菱重工株式会社 | RADOME ASSY外104品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 132,772,500 | 本契約は、F-2航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてロッキード社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9935 | 三菱重工株式会社 | BOOT ASSY外77品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 59,413,347 | 本契約は、YS-11航空機の修理交換用部品を購入するものである。当該品目は、YS-11航空機の設計時にその一部として日本航空機製造(株)により設計され、その後日本航空機製造(株)の解散にあたり三菱重工(株)に販売権が譲渡されたものであるため、販売可能であるのは三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9936 | 三菱重工株式会社 | NAME PLATE外162品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 140,700,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|----------------------------------|------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 9937 | 三菱重工株式会社 | STRAP外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.30 | 5,874,750 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてボーイング社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9938 | 三菱重工株式会社 | TAPE外17品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.31 | 155,400,000 | 本契約は、UH-60航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてソコルスキー社により設計されたものである。 三菱重工(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9939 | 三菱重工株式会社 | 戦闘機能力評価システム 委託整備 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.04.01 | 54,075,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9940 | 三菱重工株式会社 | F-2 フライト・シミュレータ 委託整備 一式 | 3SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.04.01 | 148,050,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9941 | 三菱重工株式会社 | F-2用ASE 駐在技術員 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.04.01 | 19,635,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9942 | 三菱重工株式会社 | 戦闘機能力評価システムの運用用役務(システム全般) 一式 | SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.04.01 | 55,125,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9943 | 三菱重工株式会社 | F-2用フライト・シミュレータ 現地補給処整備 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.04.11 | 4,620,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9944 | 三菱重工株式会社 | 戦技戦法研究射撃データ解析 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.06.01 | 4,347,000 | 本契約の履行にあたっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9945 | 三菱重工株式会社 | F-2用フライト・シミュレータ 現地補給処整備 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.06.01 | 5,565,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9946 | 三菱重工株式会社 | WARNING MESSAGE CONTROL UNIT外3品目 | 42EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.07.07 | 152,302,500 | 本品は支援戦闘機の構成部品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9947 | 三菱重工株式会社 | AIS システム維持 一式 | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.07.21 | 2,677,500 | 本契約の履行に当たっては、米国ハネウェル社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9948 | 三菱重工株式会社 | F-2MDS プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.07.26 | 21,525,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9949 | 三菱重工株式会社 | AUDIO INTERFACE BOX ASSY, FDR | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.08.30 | 6,090,000 | 本品は飛行記録装置の構成部品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9950 | 三菱重工株式会社 | COAX CABLE ASSY外1品目 | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.09.01 | 5,302,500 | 本品は支援戦闘機(F-2)の構成部品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|------------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 9951 | 三菱重工株式会社 | F-2用フライトシミュレータ プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.12 | 11,182,500 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9952 | 三菱重工株式会社 | AIFF FMA外2品目 | 203EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.15 | 198,555,000 | 本品はF-2のAIFF FMAの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9953 | 三菱重工株式会社 | F-2 ポアサイト器材 定期修理 32EA | 32EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 8,610,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9954 | 三菱重工株式会社 | CONVERTER PROGRAMMER ADAPTER | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 114,082,500 | 本品はプログラマブルアーマメント制御装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9955 | 三菱重工株式会社 | MATRIX ASSY外8品目 | 96EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 211,260,000 | 本品は支援戦闘機の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9956 | 三菱重工株式会社 | F-2 多機能表示器 MFDS 改修 20EA | 20EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.11 | 6,457,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器及びプログラムの技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機及びプログラムの設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9957 | 三菱重工株式会社 | CCA, CPU外14品目 | 28EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.13 | 288,750,000 | 本品はSMS処理装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9958 | 三菱重工株式会社 | 戦闘機能力評価システム プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 30,450,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9959 | 三菱重工株式会社 | F-2MDS プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.19 | 24,675,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9960 | 三菱重工株式会社 | アップ・フロント・コントロール コンピュータ診断(国外修理) 8EA | 8EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.23 | 4,000,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9961 | 三菱重工株式会社 | PIN, SHOULDER, HEADED外14品目 | 772EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.30 | 3,633,000 | 本品はレーザーセット試験装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 9962 | 三菱重工株式会社 | F-15AIS プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.08 | 49,350,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、米国防務省と技術援助契約を締結している当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9963 | 三菱重工株式会社 | F-2及びE-2C間のTDDL接続不良データ収集及び解析 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.28 | 7,717,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9964 | 三菱重工株式会社 | COMPUTER ASSY, FLIGHT CONTROL | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.24 | 182,175,000 | 本品は自動操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能、性能を熟知している必要があるが現在この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------|------------|--|-------|-------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 9965 | 三菱重工株式会社 | F-2 ストア・マネージメント・セット(SMS) 構成品修理(国外診断) 5EA | 5EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.29 | 4,725,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9966 | 三菱重工株式会社 | AIS システム維持 一式 | 1EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.29 | 122,325,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ハネウェル社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9967 | 三菱重工株式会社 | MULTI AIR DATA COMPUTER外6品目 | 21EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 428,725,250 | 本品はF-2の対気諸元計算機の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9968 | 三菱重工株式会社 | CONTROL, INFRARED SET外1品目 | 8EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 75,127,500 | 本品は赤外線暗視装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9969 | 三菱重工株式会社 | POWER SUPPLY SET外1品目 | 2EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 16,012,500 | 本品はRF-4EJのIBCS改の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9970 | 三菱重工株式会社 | COMMUNICATION MATRIX ASSY 外21品目 | 123EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 540,225,000 | 本品は統合入カパネルの構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9971 | 三菱重工株式会社 | AUDIO INTERFACE BOX ASSY, FDR外1品目 | 4EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 9,975,000 | 本品はUH-60Jの飛行記録装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9972 | 三菱重工株式会社 | CABLE ASSY, RADIO FREQUENC Y外34品目 | 55EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 10,395,000 | 本品はアビオニクス統合試験装置 ステーションの構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 9973 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット・システム現地整備 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.04.01 | 8,296,050 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9974 | 三菱重工工業㈱ | 地对空誘導弾ベトリオット(Conf. 2/PD B-4形態)製造のための分解 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.02 | 168,210,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9975 | 三菱重工工業㈱ | SAFETY AND ARMING DEVICE, GUIDE外1品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.06 | 5,439,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9976 | 三菱重工工業㈱ | 地对空誘導弾ベトリオット年次射撃 整備技術利用 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.06 | 58,613,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9977 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット定期修理 (その1) | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.24 | 3,194,520,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9978 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット定期修理 (その1) | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.24 | 187,845,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9979 | 三菱重工工業㈱ | 故障解析装置(TAS)現地改修 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.27 | 1,816,500 | 本品は、ベトリオット整備用故障解析装置の現地改修であり、契約履行にあたっては、当該機器の技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本件の設計、作成を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9980 | 三菱重工工業㈱ | ASM-2Bモニタリング・テスト用役務 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.27 | 7,087,500 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 9981 | 三菱重工工業㈱ | DUMMY FUZE定期修理外2品目 | | 航空自衛隊第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.27 | 12,353,250 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 9982 | 三菱重工業株 | DETECTOR TARGET(INERT) 定期修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.29 | 8,662,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9983 | 三菱重工業株 | TRANSMITTER ASSY, RADIO 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.30 | 13,655,250 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9984 | 三菱重工業株 | DUMMY GUIDANCE SECTION 限定修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.30 | 3,465,000 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 9985 | 三菱重工業株 | MOTOR, DIRECT CURRENT | 15 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.13 | 37,422,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9986 | 三菱重工業株 | SEEKER BHD ASSY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.14 | 16,458,750 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9987 | 三菱重工業株 | INERTIAL DEVICE, ALT 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.14 | 11,004,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9988 | 三菱重工業株 | ベトリオットデータ処理システム(PDPS)プログラム維持 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.20 | 15,330,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9989 | 三菱重工業株 | TRANSMITTER ASSY 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.21 | 6,596,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9990 | 三菱重工業株 | RADIO FREQUENCY DOW 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.21 | 12,290,250 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9991 | 三菱重工業株 | LABEL-WARNING外20品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.26 | 5,412,750 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9992 | 三菱重工業株 | DRAWER ELECTRIC 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.01 | 14,545,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9993 | 三菱重工業株 | POWER SUPPLY 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.01 | 13,912,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9994 | 三菱重工業株 | POWER SUPPLY 修理 | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.01 | 4,861,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9995 | 三菱重工業株 | POWER SUPPLY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.08 | 8,266,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9996 | 三菱重工業株 | CHASSIS ASSY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.08 | 4,672,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9997 | 三菱重工業株 | ACTUATOR, ELECTRO 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.08 | 4,394,250 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9998 | 三菱重工業株 | POWER SUPPLY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.08 | 9,901,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 9999 | 三菱重工業株 | TRANSMITTER ASSY 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.24 | 13,352,850 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10000 | 三菱重工業株 | PATRIOT GUIDED MISSILE 再保証のための分解・診断 | 19 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.25 | 130,193,700 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10001 | 三菱重工業株 | SEEKER BHD ASSY周波数変更のための部品交換外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.25 | 5,372,850 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10002 | 三菱重工業株 | 地对空誘導弾ベトリオット年次射撃 整備支援 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.08 | 39,606,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10003 | 三菱重工業株 | COVER, CONDUIT OUTLET | 49 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.09 | 4,088,217 | 本品は、地对空誘導弾ベトリオットの補用部品であり、契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 10004 | 三菱重工工業㈱ | CABLE ASSY, ELECTRICAL | 142 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.13 | 51,663,150 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10005 | 三菱重工工業㈱ | CABLE ASSY, SPECIAL PURPOSE, ELE | 91 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.13 | 33,155,850 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10006 | 三菱重工工業㈱ | FAN ASSEMBLY外209品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.14 | 737,045,400 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10007 | 三菱重工工業㈱ | COVER, CONDUIT OUTLET | 64 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.15 | 5,302,080 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10008 | 三菱重工工業㈱ | ELECTRONIC COMPONENTS 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.15 | 5,376,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10009 | 三菱重工工業㈱ | CIRCUIT CARD ASSY 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.15 | 6,415,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10010 | 三菱重工工業㈱ | AAM-3誘導制御部修理 | 40 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.15 | 81,493,650 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10011 | 三菱重工工業㈱ | ACCUMULATOR外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.20 | 13,721,400 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10012 | 三菱重工工業㈱ | ISOLATION FRAME 修理 | 36 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.20 | 3,383,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10013 | 三菱重工工業㈱ | SHAFT, STRAIGHT外7品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.21 | 14,093,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10014 | 三菱重工工業㈱ | CABLE ASSY, POWER外25品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.22 | 94,650,150 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10015 | 三菱重工工業㈱ | SUPPORT ARM, WEATHER外146品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.22 | 380,551,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10016 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット・ミサイルの品質確認試験(試験等) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.22 | 39,321,450 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10017 | 三菱重工工業㈱ | SHIM外101品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.26 | 321,405,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10018 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット本器プログラム維持 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.26 | 17,965,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10019 | 三菱重工工業㈱ | ELES外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.27 | 841,583,400 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10020 | 三菱重工工業㈱ | CABLE ASSEMBLY, RF, FL外102品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.28 | 7,222,950,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10021 | 三菱重工工業㈱ | PATRIOT GUIDED MISSILE 再保証のための分解・診断 | 31 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.28 | 244,678,350 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10022 | 三菱重工工業㈱ | 地对空誘導弾ベトリオット・システム維持 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.28 | 1,452,990,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10023 | 三菱重工工業㈱ | AIM-9L GCS修理 | 250 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.28 | 484,837,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10024 | 三菱重工工業㈱ | COVER, ACCESS外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.30 | 7,456,050 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10025 | 三菱重工工業㈱ | STOWAGE BOX外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.30 | 41,874,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10026 | 三菱重工工業㈱ | SUPPORT, ADAPTER外20品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.03 | 29,190,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10027 | 三菱重工工業㈱ | SPRING, HELICAL, TORSION | 1,539 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.05 | 3,618,112 | 本品は、F-15戦闘機用ミサイルランチャーの補用部品であり、契約履行に当たっては、本品の設備・技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10028 | 三菱重工工業㈱ | DOUBLER, LAUNCHER ADAPTER 外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.06 | 15,939,000 | 本品は、F-15戦闘機用ミサイルランチャーの補用部品であり、契約履行に当たっては、本品の設備・技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10029 | 三菱重工工業㈱ | SUPPORT, ADAPTER | 10 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.06 | 2,744,700 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10030 | 三菱重工工業㈱ | RETAINER, CANARD, MISSILE LAUNCH | 1,438 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.06 | 4,469,304 | 本品は、F-15戦闘機用ミサイルランチャーの補用部品であり、契約履行に当たっては、本品の設備・技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10031 | 三菱重工工業㈱ | 故障解析装置(TAS)現地改修 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.06 | 1,764,000 | 本品は、ベトリオット整備用故障解析装置の現地改修であり、契約履行にあたっては、当該機器の技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本件の設計、作成を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10032 | 三菱重工工業㈱ | PROPULSION SECTION修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.14 | 3,843,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10033 | 三菱重工工業㈱ | CONTROL SECTION 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.19 | 3,202,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10034 | 三菱重工工業㈱ | DETECTOR TARGET(INERT)定期修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.24 | 8,452,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10035 | 三菱重工工業㈱ | AAM-3モニタリング・テストに伴う試験支援 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.24 | 2,782,500 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10036 | 三菱重工工業㈱ | ACTUATOR, ELECTRO 修理 | 28 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.07 | 61,093,200 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10037 | 三菱重工工業㈱ | GUIDED MISSILE 修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.07 | 7,957,950 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10038 | 三菱重工工業㈱ | GUIDED MISSILE 修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.07 | 4,761,750 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10039 | 三菱重工工業㈱ | 故障解析装置(TAS)プログラム維持 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.08 | 15,834,000 | 本品は、ベトリオット整備用故障解析装置のプログラム維持であり、契約履行にあたっては、当該機器の技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本件の設計、作成を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10040 | 三菱重工工業㈱ | SHIM外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.10 | 4,315,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10041 | 三菱重工工業㈱ | GUIDE外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.14 | 8,116,500 | 本品は、F-2戦闘機用ミサイルランチャーの補用部品であり、契約履行に当たっては、本品の設備・技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10042 | 三菱重工工業㈱ | ASM-1訓練用飛しよう体 定期修理 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.14 | 15,419,250 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10043 | 三菱重工工業㈱ | SPACER, PLATE外17品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.15 | 11,682,300 | 本品は航空機搭載ミサイルAAM-3の補用部品であり、契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 10044 | 三菱重工工業株 | DEHUMIDIFIER, DESICCANT 修理 | 7 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.24 | 20,587,350 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10045 | 三菱重工工業株 | SOURCE, IR 修理 | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.24 | 5,390,700 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10046 | 三菱重工工業株 | ベトリオット用戦術データ交換システム端末の設置・調整の実施に伴う会社技術利用 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.28 | 2,808,750 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10047 | 三菱重工工業株 | DUMMY FUZE定期修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.06 | 15,546,300 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10048 | 三菱重工工業株 | TPTシナリオの作成(PDB-4用) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.07 | 45,700,200 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10049 | 三菱重工工業株 | PIVOT, COMPRESSION外24品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.09 | 36,345,750 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10050 | 三菱重工工業株 | PLATE外36品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.09 | 23,289,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10051 | 三菱重工工業株 | CHASSIS ASSY 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.09 | 3,680,250 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10052 | 三菱重工工業株 | SEEKER BHD ASSY周波数変更のための部品交換外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.09 | 3,622,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10053 | 三菱重工工業株 | HOMING DEVICE 修理 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.09 | 26,930,400 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10054 | 三菱重工工業株 | ASM-2訓練用飛しょう体 定期修理(診断後) | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.09 | 3,664,500 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10055 | 三菱重工工業株 | 誘導弾の調査等 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.09 | 51,702,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10056 | 三菱重工工業株 | TCTO KIT A外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.14 | 3,420,900 | 本品の契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10057 | 三菱重工工業株 | CABLE ASSY, SPECIAL外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.14 | 5,023,200 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10058 | 三菱重工工業株 | POWER SUPPLY 修理 | 5 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.15 | 7,213,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10059 | 三菱重工工業株 | CIRCUIT CARD ASSY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.15 | 2,944,200 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10060 | 三菱重工工業株 | POWER SUPPLY 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.15 | 12,739,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10061 | 三菱重工工業株 | BOLT, INTERNALLY RELIEVED B OD外33品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.16 | 17,010,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10062 | 三菱重工工業株 | 地对空誘導弾ベトリオット(Config. 3/P DB-5形態)製造のための分解 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.19 | 117,106,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10063 | 三菱重工工業株 | ベトリオットデータ処理システム(PDPS)プログラム維持 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.19 | 209,895,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|-------|--|
| 10064 | 三菱重工工業㈱ | TPTシナリオの作成(PDB-4用) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.19 | 51,506,700 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10065 | 三菱重工工業㈱ | CIRCUIT CARD ASSY外5品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.21 | 20,911,800 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10066 | 三菱重工工業㈱ | PATRIOT SEEKER BHD ASSY 故障探求のための分解・診断 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.21 | 2,954,700 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10067 | 三菱重工工業㈱ | JADGE RENSETSU KIT | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 863,835,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10068 | 三菱重工工業㈱ | COMPUTER UNIT外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 56,490,000 | 本品は航空機搭載ミサイルASM-2の補用部品であり、契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 10069 | 三菱重工工業㈱ | CCA. ANALOG INPUT OUTPUT外5品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 108,570,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10070 | 三菱重工工業㈱ | PAC-3 CARD CAGE外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 691,373,550 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10071 | 三菱重工工業㈱ | ELECTRONIC COMPONENTS ASSY 故障探求のための分解・診断 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 2,260,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10072 | 三菱重工工業㈱ | ELECTRONIC COMPONENTS ASSY 故障探求のための分解・診断 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 1,720,950 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10073 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット本器プログラムの複製(PDB-4用) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 7,823,550 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10074 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット定期修理 (その1-A) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 767,142,600 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10075 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット運用ソフトウェア評価装置(PTOS)プログラム維持 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 247,380,000 | 本契約の履行に当たっては、米国SAIC社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10076 | 三菱重工工業㈱ | CANISTER修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 4,221,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10077 | 三菱重工工業㈱ | 故障解析装置(TAS)現地改修 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 2,305,800 | 本品は、ベトリオット整備用故障解析装置の現地改修であり、契約履行にあたっては、当該機器の技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本件设计、作成を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 10078 | 三菱重工工業㈱ | AIM-9L誘導弾経年変化特性調査 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 15,204,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10079 | 三菱重工工業㈱ | TEST SET 近接信管チェック 修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 19,294,800 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 10080 | 三菱重工工業㈱ | GUIDANCE SECTION, D1 修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 18,501,000 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 10081 | 三菱重工工業㈱ | CONTROL SECTION, D1 修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 7,738,500 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 10082 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオットの技術的追認(TDS)用役務(その1) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.05 | 6,885,900 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 10083 | 三菱重工工業㈱ | SCREW, SHOULDER外10品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.24 | 14,316,750 | 本品は航空機搭載ミサイルASM-2の補用部品であり、契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10084 | 三菱重工業株 | CABLE ASSY, POWER, ELECTRIC AL外8品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.25 | 9,996,000 | 本品は航空機搭載ミサイルASM-1整備用器材の補用部品であり、契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10085 | 三菱重工業株 | TRANSMITTER ASSY 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.26 | 6,641,250 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10086 | 三菱重工業株 | GUIDANCE SECTION 修理 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.01 | 5,334,000 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10087 | 三菱重工業株 | ASM-1誘導弾用電池の経年変化特性調査 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.01 | 4,208,400 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10088 | 三菱重工業株 | TESTER 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.14 | 6,630,750 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10089 | 三菱重工業株 | 地对空誘導弾ペトリオット(Config. 2/PDB-4形態)製造のための分解 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.17 | 39,024,300 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10090 | 三菱重工業株 | PATRIOT ELECTRONIC COMPONENTS ASSY 分解 | 13 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.28 | 7,468,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10091 | 三菱重工業株 | PATRIOT ELECTRONIC COMPONENTS ASSY 分解 | 13 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.28 | 8,413,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10092 | 三菱重工業株 | PATRIOT SEEKER BHD ASSY 分解外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.28 | 13,075,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10093 | 三菱重工業株 | CIRCUIT CARD ASSY 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.02.28 | 6,375,600 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10094 | 三菱重工業株 | ELECTRONIC COMPONENTS 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.07 | 4,414,200 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10095 | 三菱重工業株 | 戦術訓練シミュレータ(OTT)の維持態勢整備 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.09 | 44,835,000 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10096 | 三菱重工業株 | ペトリオット運用ソフトウェア評価装置(PTOS)の維持態勢整備 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.09 | 84,000,000 | 本契約の履行に当たっては、米国SAIC社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10097 | 三菱重工業株 | SHIM外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.13 | 3,633,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ザ・ボーイング・カンパニーとの技術提携が必要であり、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10098 | 三菱重工業株 | ASM-1訓練用飛しよう体 定期修理(診断後) | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.13 | 5,565,000 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10099 | 三菱重工業株 | FRAME外28品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.14 | 43,785,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ロッキード・マーチン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10100 | 三菱重工業株 | SEAL RELIEF VALVE外19品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.14 | 13,182,750 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10101 | 三菱重工業株 | TPTシナリオの作成(PDB-4用) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.15 | 54,847,800 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10102 | 三菱重工業株 | COVERASSY外6品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.17 | 9,292,500 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 10103 | 三菱重工工業㈱ | ADAPTER外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.17 | 3,234,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10104 | 三菱重工工業㈱ | PIN, BELLCRANK, FORWARDPIVOT, MI外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.17 | 7,948,500 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10105 | 三菱重工工業㈱ | CABLEW2外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 3,307,500 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10106 | 三菱重工工業㈱ | RADIOFREQUENCYDOW修理外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 20,605,200 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10107 | 三菱重工工業㈱ | CANISTER修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 5,817,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10108 | 三菱重工工業㈱ | SERVOSECTIONASSY修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 17,413,200 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10109 | 三菱重工工業㈱ | BUNDLEASSY外7品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 12,390,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10110 | 三菱重工工業㈱ | SHOOTINGCOVER | 50 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 3,276,000 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10111 | 三菱重工工業㈱ | CABLEASSY, ELECTRICAL外38品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 26,145,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10112 | 三菱重工工業㈱ | SPACER外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 6,478,500 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10113 | 三菱重工工業㈱ | BATTERY, EXPLOSIVEACTUATED, GUI外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 17,317,650 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10114 | 三菱重工工業㈱ | BEAMPOWERSUPPLY外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 109,058,250 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10115 | 三菱重工工業㈱ | CIRCUITCARDASSY外32品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.28 | 239,535,450 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10116 | 三菱重工工業㈱ | ベトリオット・ミサイルの不具合調査等 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.28 | 17,411,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10117 | 三菱重工工業㈱ | WIRINGHARNES, BRANCHED外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.29 | 13,831,650 | 本契約の履行に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10118 | 三菱重工工業㈱ | BEAMPOWERSUPPLY外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.29 | 108,580,287 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10119 | 三菱重工工業㈱ | DIGITALSIGNALPROCESSOR外10品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.30 | 104,180,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10120 | 三菱重工工業㈱ | ILLUMINATOR, INFRARED外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.30 | 48,490,037 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10121 | 三菱重工業(株) | 試験用航走体整備作業(その1) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.19 | 13,650,000 | 本役務を実施するためには、役務対象物品である魚雷用画像認識識別装置(その1)の研究試作のうちの試験用航走体及び89式魚雷の機能、性能、構造等について把握している必要がある。三菱重工業株は、当該役務対象物品の設計・製造会社であるとともに、当該役務作業において取り扱う試験用頭部電池及び整備用交換部品の設計・製造会社であり、試験用頭部電池の充放電作業において必要不可欠な当該物品の設計製造段階においてのみ得られる関連物品の細部構造に関する知識を有する唯一の会社であり、また、燃料部及び尾部の整備作業に供する整備用交換部品の取扱において必要な、当該部品の設計製造段階においてのみ得られる関連物品の細部構造に関する知識を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10122 | 三菱重工業(株) | ノーズコーン1型調査作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.20 | 9,817,500 | 本役務を実施するためには、ノーズコーン1型の構造及び分離機能の細部について理解している必要がある。三菱重工業株は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その3)の研究試作の設計・製造を担当し、ノーズコーン1型の構造及び分離機能について技術的細部を把握しており本役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10123 | 三菱重工業(株) | 高張力鋼板 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.09 | 8,820,000 | 本件は、「新戦車の性能確認試験」において、耐弾性の評価を行うために静燃試験に供するものである。新戦車(その1)は軽量化を達成しつつ耐弾性を確保した設計を行っており、関連試験供試品および試作品と厳密な比較が必要となる。したがって、関連試験供試品および試作品と同等の化学成分、熱処理、機械的性質を保有することが必要であり、また、それらの品に要求される性能を理解した上で新戦車に適用する際に必要とされる形状・寸法、材料強度設計を行う技術も有する。三菱重工業株は、本高張力鋼板の性質について把握している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10124 | 三菱重工業(株) | 群電池模擬試験準備及び撤去作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.13 | 45,465,000 | 本作業を実施するためには、潜水艦用新型主蓄電池の研究試作(その1)及び潜水艦の構造及び艦内環境について把握している必要がある。三菱重工業株は潜水艦用主蓄電池の研究試作(その1)の主契約会社であるとともに、潜水艦建造会社でもあり、本作業を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10125 | 三菱重工業(株) | 新アスロックの性能確認試験(発射システム総合試験)における技術支援作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.27 | 235,200,000 | 三菱重工業株は、新アスロックに関する発射装置である垂直発射装置VLS MK41の設計会社である米国のロッキードマーティン社と、「新アスロックと垂直発射装置VLS MK41とのインテグレーションに必要な垂直発射装置VLS MK41に係わるインターフェースの技術」に関する技術導入契約を締結している国内唯一の会社である。当該役務は、通信データ(新対潜情報処理装置～垂直発射装置～新アスロックの間)の記録(電気的なインターフェース技術を必要とする)、新アスロックを垂直発射装置に搭載及び陸揚げの際の支援(機械的なインターフェース技術を必要とする)及びデータ解析等を行うものであり、当該技術導入契約における上記インターフェース技術を活用しなければ、当該役務を遂行することは不可能である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10126 | 三菱重工業(株) | 新アスロックの性能確認試験(発射システム総合試験)のための器材借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.27 | 82,950,000 | 三菱重工業株は、新アスロックに関する発射装置である垂直発射装置VLS MK41の設計会社である米国のロッキードマーティン社と、「新アスロックと垂直発射装置VLS MK41とのインテグレーションに必要な垂直発射装置VLS MK41に係わるインターフェースの技術」に関する技術導入契約を締結している国内唯一の会社であり、本件にて要求している発射装置模擬装置等を貸付するためには、当該技術導入契約を締結している必要がある。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10127 | 三菱重工業(株) | 砲塔部補用品 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.02 | 13,608,000 | 本件は、新戦車の性能確認試験において使用する砲塔部の補用品を製造するものである。補用品は、新戦車(その2)に使用されている部品と同一品であることが必要であり、砲塔部に組み込んだ時に電氣的・機械的に正確にインターフェイスする必要がある。そのためには新戦車(その2)の設計情報を熟知し、製造できると共に砲塔部に組み込んだ時の性能を検証できる技術が必要である。三菱重工業株は、部品の詳細な構造・機能・規格を理解し、製造が可能であるとともに製品に対する保証が可能な唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10128 | 三菱重工業(株) | 将来UVV技術のシステムスタディのための調査書(その4) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.06 | 3,981,600 | 本調査書作成には、水中を無人で行動するため、UVVシステム技術、UVVの性能・評価技術及びUVV製造技術に関し抽出・検討能力及びコスト管理能力が要求されるが、三菱重工業株は、潜水艦建造会社として耐圧状態における水中航走体に関する技術を有し、また水中航走式機雷掃討具の製造技術も有しており、本調査書作成可能業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10129 | 三菱重工業(株) | 航空機性能評価システムのプログラムの改修等 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.06 | 25,200,000 | 本件は16年度に準備したハードウェアに適合するよう上記システムのプログラムを改修し、同ハードウェアにインストールする。さらにこれを官の指定する場所に設置し、技術研究本部コンピュータシステムの大規模計算サーバに接続し調整するとともに機能確認を行うものである。三菱重工業株は過去に実施された「将来航空機主要構成要素の研究試作」において、本システムを製作した会社であるため、本ソフトウェアを理解している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10130 | 三菱重工業(株) | 画像処理カード | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.06 | 8,295,000 | 本件は、新戦車の性能確認試験において新戦車(その2)砲塔部(その2)の車長用視察照準装置に表示される映像について試作品の映像評価のため、走行外乱等の映像ブレを補正し、操作表示部に表示するための画像処理カードを製造するものである。画像処理カードは、試験時に映像処理部内に挿入して使用するものであり、製造にはそれに接続する信号処理部、車長用視察照準装置及び操作表示部の接続制御、映像処理に関する電気的インターフェイス、画像処理アルゴリズムに関する技術情報及び製造技術が必要である。三菱重工業株は、映像処理部およびその中に搭載されている製品の詳細な構造・機能・規格を理解し、製造が可能であるとともに製品に対する保証が可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10131 | 三菱重工業(株) | 新アスロックの性能確認試験(第4次発射試験)用供試体航走調定諸元表作成作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.09 | 4,410,000 | 本役務を実施するためには、97式魚雷頭部を試験用に変更した供試体の運動性能及び調定諸元と航走の関係について理解している必要がある。三菱重工業株は、97式魚雷の契約相手方として機能及び性能を理解しており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10132 | 三菱重工業(株) | ノーズコーン1型低圧展開確認作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.10 | 9,450,000 | 本役務を実施するためには、ノーズコーン1型について構造及び分離機能を理解している必要がある。三菱重工業株は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その3)の研究試作の契約相手方として機能・性能及び構造を理解しており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10133 | 三菱重工業(株) | 新アスロックの性能確認試験(第4次発射試験)における技術支援作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.27 | 135,450,000 | 三菱重工業株は、新アスロックに関する発射装置である垂直発射装置VLS MK41の設計会社である米国のロッキードマーティン社と、「新アスロックと垂直発射装置VLS MK41とのインテグレーションに必要な垂直発射装置VLS MK41に係わるインターフェースの技術」に関する技術導入契約を締結している国内唯一の会社である。当該役務は、通信データ(新対潜情報処理装置～垂直発射装置～新アスロックの間)の記録(電気的インターフェース技術を必要とする)、新アスロックを垂直発射装置に搭載及び陸揚げする際の支援(機械的なインターフェース技術を必要とする)及びデータ解析等を行うものであり、当該技術導入契約における上記インターフェース技術を活用しなければ、当該役務を遂行することは不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10134 | 三菱重工業(株) | 新アスロックの性能確認試験(第4次発射試験)のための器材借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.27 | 140,490,000 | 三菱重工業株は、新アスロックに関する発射装置である垂直発射装置VLS MK41の設計会社である米国のロッキードマーティン社と、「新アスロックと垂直発射装置VLS MK41とのインテグレーションに必要な垂直発射装置VLS MK41に係わるインターフェースの技術」に関する技術導入契約を締結している国内唯一の会社であり、本件にて要求している発射装置模擬装置等を貸付するためには、当該技術導入契約を締結している必要がある。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10135 | 三菱重工業(株) | 車両振動試験装置の点検・整備(その1) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.30 | 2,625,000 | 本役務を実施するためには、車両振動試験装置の機能・性能及び構造を把握している必要がある。三菱重工業株は、車両振動試験装置の契約相手方として設計・製造を担当した会社であり本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10136 | 三菱重工業(株) | フィジカルシミュレーション試験準備役務 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.07 | 4,410,000 | 本役務は、新アスロックの性能確認試験のうちフィジカルシミュレーション試験を実施するためのフィジカルシミュレーション試験準備作業役務である。本役務を実施するにあたり、供試品及び試験器材の設置、機器配線及びその配線確認並びに配線した機器の事前接続確認があり、その役務にあたっては、既に確立した技術を使用するが、供試品及び使用する試験器材に係わる構造・形状・機能・性能を把握している必要がある。また、事前接続確認を実施する際のシミュレーションプログラム(改)を使用した供試品(推力制御装置)の動作があるため、安全等を十分留意して役務を実施する必要がある。三菱重工業㈱は、新アスロック(その4)の試作の契約相手方としてシミュレーションプログラム(改)を含めた供試品等の設計・製造等を実施した会社であり、本役務に関する技術を持っている。また、供試品及び試験器材に関する構造・形状・機能・性能等の技術情報を把握している。更に供試品に係る各種試験を実施していることから安全に関する技術的配慮事項を理解している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10137 | 三菱重工業(株) | 飛しょう体電線組立配線替え作業等 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.07 | 3,885,000 | 本役務を実施するためには、新アスロックの飛しょう体C型及びD型の両者について、発射試験時の接続形態、内部配線、内部の機器配置等、総合的な機能、性能、構造について把握している必要がある。三菱重工業㈱は、新アスロックの試作において、飛しょう体C型及びD型の設計、製作を担当し、両者の総合的な機能等について把握している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10138 | 三菱重工業(株) | ダミーペイロードB型の整備作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.08 | 9,975,000 | 本作業を実施するためには、新アスロックのダミーペイロードB型について精通している必要がある。三菱重工業㈱は、新アスロックの試作において、ダミーペイロードB型の設計、製作を担当し本作業を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10139 | 三菱重工業(株) | 潜水艦用新魚雷のシステムスタディ | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.14 | 9,870,000 | 本役務を実施するためには、潜水艦用魚雷のシステムに関して設計、製造能力及び各種構成要素の機能検討の技術力が必要である。三菱重工業㈱は、97式魚雷等の海上自衛隊が装備している全ての魚雷について、研究、開発、製造を行うとともに武器等製造法に基づく魚雷の製造事業許可を得ている唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10140 | 三菱重工業(株) | 電動アクチュエータ構成要素供試体 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.15 | 68,460,000 | 本契約は、航空機の全電機化に向け重要なポイントとなる操縦舵面駆動用アクチュエータの電動化を目標とし、その実現に必要な技術であるEMA(Electro Mechanical Actuator:電動機械アクチュエータ)及びEHA(Electro Hydrostatic Actuator:電動油圧アクチュエータ)に関する基礎データを取得するため、電動アクチュエータ構成要素供試体(以下、「供試体」という。)を製作し、試験評価を行うものである。本供試体は、EMAの主要部位であるEMA減速機構/サーボコントローラ供試体及びEHAの主要部位であるEHAポンプ供試体から構成され、各々の供試体の駆動部等には平成16年度に製作した電動モータ/ドライバ供試体を改修し、新規製作部分に組み付けて使用する。供試体の設計・製作に当たっては、航空機の操縦舵面駆動用アクチュエータの電動化を対象とすることから、航空機の操縦系統の設計・製作実績を有すると共に、電動アクチュエータについての設計実績があり、当該技術に関する豊富な知識と経験を有している必要がある。また、平成16年度に作成した電動モータ/ドライバ供試体の一部を改修し、新規製作部と組み合わせ、供試体を構成する必要があることから、電動モータ/ドライバ供試体の技術的細部についても熟知している必要がある。三菱重工業株式会社は、F-1、F-2等の開発に伴い、当該操縦系統の設計・製作を行っており、また、QF-104の開発においては、操縦舵面駆動用電動アクチュエータ(信号アクチュエータ)の設計も行っており、当該機器を十分に熟知していると共に、当該技術に関する豊富な知識と経験を有している。また平成16年度の電動モータ/ドライバ供試体の契約会社であり、当該供試体の設計・製作を行っており、その技術的細部について把握している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10141 | 三菱重工業(株) | ターボシャフトエンジン制御計測装置の定期点検 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.26 | 3,223,500 | ターボシャフトエンジン制御計測装置は、観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップの性能確認試験等において、エンジン運転、制御、データ計測及び性能解析を行う装置(以下本装置という。)であり、常に正常な作動が要求される。正確な計測・解析を行うためには、エンジンデータの入力から出力に至る信頼性を確保することが重要である。このため、本装置の定期点検を実施するためには、本装置とエンジン本体についての技術を把握し、高度な整備技術が要求されるものである。三菱重工業株は、本装置の設計・製作並びに「観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップ(その1)のエンジンの設計・製作を担当会社であり、本作業を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10142 | 三菱重工業(株) | 模擬魚雷頭部吊下装置のうちのFAJ音響部吊下装置の改修 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.26 | 9,030,000 | 本役務を実施するには、改修する模擬魚雷頭部吊下装置に関する構造、機能及び性能について把握している必要がある。三菱重工業株は、模擬魚雷頭部吊下装置の設計・製作を担当し細部の技術的事項を把握しており、本装置を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10143 | 三菱重工業(株) | 台上用車体模擬器材 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.26 | 6,142,500 | 本器材を製作するためには、新戦車についての機能、性能及び構造について把握している必要がある。三菱重工業株は、新戦車(その1)～(その3)の研究試作の設計・製作を担当し機能・性能及び構造を理解しており、本装置を製作できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10144 | 三菱重工業(株) | 移動目標装置データベース追加作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.26 | 5,082,000 | 本件は、新戦車(その1)専用試験装置(その1)の移動目標装置(その1)に対し、野外試験において取得した演習場地形及び目標車両の画像データを反映したデータベースを作成し、目標データベースに登録するものである。目標データベースは、表示する地形及び目標等のデータを保持し、画像発生装置に出力するものであり、本役務には、移動目標装置(その1)の接続制御、画像処理に関する電氣的インターフェイス、内部ソフトウェアに関する設計情報、製造技術が必要である。三菱重工業株はデータベースの詳細な構造を理解し、製造が可能であるとともに製品に対する保証が可能な唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10145 | 三菱重工業(株) | 風洞模型用前縁フラップ部品 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.04 | 6,195,000 | 本品を製作するためには、製作した前縁フラップを取り付ける、F-2模型の構造・機能を熟知している必要がある。三菱重工業株は、F-2の6%全機圧力模型の設計・製作を担当した会社であり本品を製作できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10146 | 三菱重工業(株) | 操作計測装置及び運転試験タンク整備作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.04 | 19,950,000 | 本整備作業を実施するには、操作計測装置及び運転試験タンクの全体システム、各装置の構造、形状、寸法、機能、性能を十分把握している必要があり、運転操作ができ、使用環境及び安全基準を理解していなければならない。三菱重工業株は、前述の装置の設計・製造を担当しており、本役務に必要な知識・技術を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10147 | 三菱重工業(株) | 次回回転翼哨戒機(2)戦術情報・信号処理システムに関するシステムスタディのための調査書(その2) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.08 | 3,958,500 | 本調査書作成には、固定翼哨戒機の戦術情報、信号処理システムに関する設計能力と多機関統合処理のためのアビオニクスインテグレーション技術に関する検討能力が必要である。三菱重工業株は、哨戒ヘリコプター(艦載型)SH-60Kの開発において搭載しているAHCDS(戦術判断支援装置)の協力会社としてハードウェア開発及びオペレーションプログラム開発を担当しており、本調査書作成可能業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10148 | 三菱重工業(株) | 将来自律型誘導システムの研究のための調査書(その3) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.09 | 3,948,000 | 本調査書作成には、ミサイルシステム提案能力、自動目標搜索と識別技術、戦果確認技術及び目標変換技術に対する技術課題の抽出・検討能力が必要である。三菱重工業株は、対艦ミサイル、BMD要素の研究試作でミサイルシステム提案能力と目標変換技術を、2波長赤外線シーカー技術で目標識別技術を、航空機・宇宙監視システムで戦況情報確認技術を有しており、本調査書作成可能業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10149 | 三菱重工業(株) | ノーズコーン1型用シール | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.17 | 2,677,500 | 本器材を製作するためには、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の研究試作(その3)のノーズコーン1型について把握している必要がある。三菱重工業株は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の研究試作(その3)の試作においてノーズコーン1型の設計・製造を担当し技術に把握している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10150 | 三菱重工業(株) | 機動戦闘車の研究のための調査書(その3) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.25 | 3,990,000 | 本調査書を作成するには、機動戦闘車としてのシステム提案能力、搭載火砲の軽量化・最適化技術及び車体安定化技術に対する抽出・検討能力、コスト管理能力が必要である。三菱重工業は、89式装甲戦闘車、90式戦車等の戦闘車両及び重装輸回收車において火器搭載を含む車両システム構築技術を有しており、本調査書作成可能業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10151 | 三菱重工業(株) | 群電池模擬試験役務作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.25 | 39,900,000 | 本役務を実施するためには、潜水艦電池室と同様の環境において新型主蓄電池の性能確認試験を行うもので、電池室の環境及び試作した潜水艦用新型主蓄電池の性能、構造、電池管理に関する知識について把握している必要がある。三菱重工業は、潜水艦建造会社であるとともに、潜水艦用新型主蓄電池の研究試作の契約相手方として設計、製造を行っており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10152 | 三菱重工業(株) | ノーズコーン発射試験準備支援作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.29 | 78,067,500 | 本役務を実施するためには、弾道ミサイル防衛用誘導弾の研究試作で試作したノーズコーンについて細部にわたり把握している必要がある。三菱重工業は、ノーズコーンの設計、製作を担当し構造及び分離機能に関して技術的細部を理解している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10153 | 三菱重工業(株) | 観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップ(1)運用コスト低減化エンジンミッドフレーム及び排気フレームの改修 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.02 | 10,867,500 | 三菱重工業は、TS1-M-10型ターボシャフト発動機に関する、通産省の認可を受けた会社である。当該エンジンは上記発動機の改良型エンジンであり、その設計・製造(改修)に際し、他社は類似の発動機を製造(改修)することはできない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10154 | 三菱重工業(株) | 車両振動試験装置の点検・整備(その2) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.09 | 23,625,000 | 本役務を実施するためには、車両振動試験装置の機能・性能及び構造に把握している必要がある。三菱重工業は、車両振動試験装置の契約相手方として設計・製造を担当した会社であり本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10155 | 三菱重工業(株) | 新除染セットの研究のための調査書(その2) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.16 | 3,937,500 | 本調査書を作成するには、除染システム提案能力、除染方式及び除染関連技術に関する抽出・検討能力、コスト管理能力が必要である。三菱重工業は、原子力・バイオ・化学関連技術について民生技術を活用できる要素技術を有し、また装軌車の製造実績を有しており、本調査書作成可能業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10156 | 三菱重工業(株) | OH-1フォローアップエンジンの品質確認試験(2)の実施及び分解・検査 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.16 | 29,610,000 | 本件は、平成17年度に実施される観測ヘリコプター(OH-1)フォローアップエンジンの所内試験の品質確認試験(82)の試験実施、試験に供したOH-1フォローアップエンジンの分解・検査を実施するものである。本役務の実施には、当該エンジン本体、試験用器材等に関する詳細な技術的知識と経験が必要とする。三菱重工業は、観測ヘリコプター(OH-1)フォローアップエンジンの設計・製作の担当会社であり、当該試作品に関する詳細な知識と経験を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10157 | 三菱重工業(株) | 水圧環境試験装置の分解、点検、修理、組立(その1) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.22 | 15,592,500 | 本役務作業を実施するためには、水圧環境試験装置の全体システム、各装置の構造、形状、寸法、機能、性能を十分把握している必要がある。また、運転操作ができ、使用環境及び安全基準を理解していなければならない。三菱重工業は、前述の装置の設計・製造を担当しており、本役務に必要な知識・技術を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10158 | 三菱重工業(株) | OH-1フォローアップエンジンPTコンテナメント試験用器材 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.22 | 17,955,000 | 本件は、観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップエンジンの性能確認試験(1)運用コスト低減化エンジンのうちコンテナメント試験で使用する試験器材の製造をおこなうものである。本件の実施には、供試体を始めとして関連試験機材についても技術的に把握し、各種試験に関する豊富な知識と経験が必要である。三菱重工業は、「観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップ(その1)の研究試作(1)運用コスト低減化エンジン」の契約相手方として設計及び製造を実施し、試作したターボシャフトエンジンに関する技術的特徴(製造方法、材料特性等)を理解している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10159 | 三菱重工(株) | 滞空型無人機要素技術(その1)の性能確認試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.28 | 5,407,500 | 本件は、滞空型無人機要素技術(その1)の研究試作において試作した空弾風洞試験機型を使用して、突風荷重を低減するために用いる構造連成飛行制御則及びその有効性を検証することを目的に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構総合技術研究本部2m×2m低速風洞にて実施する性能確認試験の準備として、風洞試験機型本体の組立・設置、模型本体と構造連成飛行制御装置及びデータ計測・処理装置との接続・作動確認などの作業を実施するものである。従って、契約相手方には、当該供試品の機能、構造、特性及び模型セットアップノウハウなどを含めた風洞技術を理解していることが要求される。三菱重工(株)は滞空型無人機要素技術(その1)の研究試作の契約相手方であり当該供試品に関する十分な知識を有しており、かつ既に試作関連試験の風洞試験において当該風洞を使用して十分な実績を有しており本契約の円滑な実施が可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10160 | 三菱重工(株) | 車両(74式戦車(試験研究用))の点検 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.29 | 7,686,000 | 本役務を実施するためには、74式戦車の機能・性能及び構造に理解している必要がある。三菱重工(株)は、74式戦車の契約相手方として設計・製造を担当した会社であり本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10161 | 三菱重工(株) | OH-1フォローアップエンジンPTコンテナメント試験に係る準備作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.03 | 15,225,000 | 本件は、観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップエンジンの性能確認試験(1)運用コスト低減化エンジンのうちコンテナメント試験に必要な準備作業である。本件の実施には、供試体を始めとして関連試験機材についても技術的に把握し、各種試験に関する豊富な知識と経験が必要である。三菱重工(株)は、「観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップ(その1)の研究試作(1)運用コスト低減化エンジン」の契約相手方としてエンジンの設計及び製造を実施し、それらに関する技術的特性(製造方法、材料特性等)を理解している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10162 | 三菱重工(株) | 消音装置の吸音パネル等の製作等 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.06 | 59,850,000 | 本件は、燃焼風洞装置の構成品である消音装置の吸音パネル等の制作等を実施するものである。 消音装置は燃焼風洞装置で実施するエンジン燃焼試験の騒音を除去する装置である。 消音装置の設計製造は、三菱重工(株)が担当しておりその維持管理においても代理店、契約会社等は設置せず自社において対応しているものであり、消音装置のノウハウをもった会社は三菱重工(株)において他にないため、本件を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10163 | 三菱重工(株) | 燃焼風洞装置の点検整備 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 260,704,500 | 本件は、燃焼風洞装置の構成品のうち計測装置・制御装置等のシステム校正点検及び機器解放検査・分解点検作業を実施するものである。 燃焼風洞装置は、ミサイルの燃焼性能に関する試験評価を実施する装置である。よって、燃焼風洞装置の校正点検作業及び機器解放検査・分解点検作業は、同装置のシステムを熟知していることが必要である。また、燃焼風洞装置は、装置内でミサイルの燃焼試験を実施する国内唯一の装置であることからその安全性には最大限の注意をもって維持管理する必要があり、燃焼風洞装置のノウハウを持った会社は三菱重工(株)において他にないため、本件を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10164 | 三菱重工(株) | ノーズコーン1型再整備及び点検作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.14 | 6,099,450 | 本役務を実施するためには、弾道ミサイル防衛用誘導弾の研究試作で試作したノーズコーン1型の機能、構造及び性能について把握している必要がある。三菱重工(株)は、弾道ミサイル防衛用誘導弾の研究試作の契約相手方としてノーズコーン1型の設計、製造を担当しており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10165 | 三菱重工(株) | シミュレータインターフェースの機能付加 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.24 | 11,760,000 | 本役務を実施するためには、シミュレータインターフェースの機能、性能及び信号通信方式を理解しているとともに接続される魚雷防衛システム(その4)(2)の構成品であるシステム評価用航走体(潜水艦用)の機能、性能及び信号通信方式を理解している必要がある。三菱重工(株)は、シミュレータインターフェース及びシステム評価用航走体(潜水艦用)の設計、製作を担当し同装置の機能、性能及び信号通信方式を理解し技術的細部事項を把握しており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10166 | 三菱重工業(株) | 動力装置分解・点検・整備 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.24 | 4,578,000 | 本役務を実施するためには、新戦車の動力装置について機能、性能及び構造について把握している必要がある。三菱重工業は、新戦車の研究試作の契約相手方として動力装置の設計、製造を行っており関連試験においても分解・組立を行っており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10167 | 三菱重工業(株) | 戦闘車両用電気駆動システム(その2)の性能確認試験のための冷却特性試験用配管作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.28 | 8,820,000 | 本作業を実施するためには、供試体の戦闘車両用電気駆動システムの特性を考慮した冷却水流量及び温度を設定する必要がある。三菱重工業は、戦闘車両用電気駆動システム(その2)の研究試作の契約相手方として設計、製造を行い本試作の機能、性能及び構造を理解しており本作業を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10168 | 三菱重工業(株) | 整備用交換部品 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.28 | 19,530,000 | 本部品は、魚雷防御システム(その4)(2)の構成部品であるシステム評価用航走体(潜水艦用)を航走させるための交換用消耗品であり、魚雷防御システム(その4)(2)で納入されたものと同一品でなければならず、本部品を製作するためには、システム評価用航走体(潜水艦用)の機能、性能及び構造を理解している必要がある。三菱重工業は、システム評価用航走体(潜水艦用)の設計、製作を担当した会社であり本部品を製造できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10169 | 三菱重工業(株) | 戦闘車両用電気駆動システム(その2)の研究試作の据付・調整 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.02 | 6,678,000 | 本役務を実施するためには、戦闘車両用電気駆動システム(その2)で試作した供試品について機能、性能及び構造について理解している必要があるとともに、試験設備である動力試験装置についても把握している必要がある。三菱重工業は、試作品及び試験設備ともに設計、製作を担当しており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10170 | 三菱重工業(株) | OH-1フォロアアップエンジンの品質確認試験(2)の技術資料作成 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.09 | 5,617,500 | 本件は、平成17年度に実施される観測ヘリコプター(OH-1)フォロアアップエンジンの所内試験の品質確認試験(2)において得られたデータの整理、処理等を実施するものである。本役務においては、整理、処理すべきデータの妥当性を確認しながら実施する必要があり、当該試作品の性能、構造に関する詳細な技術的知識と経験が必要である。三菱重工業は、観測ヘリコプター(OH-1)フォロアアップエンジンの設計・製作の担当会社であり、当該試作品に関する詳細な知識と経験を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10171 | 三菱重工業(株) | 試験用航走体整備作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.14 | 10,132,500 | 本役務を実施するためには、役務対象物品である魚雷用画像認識識別装置(その1)の研究試作のうちの試験用航走体及び89式魚雷の機能、性能、構造等について把握している必要がある。三菱重工業は、当該役務対象物品の設計・製造会社であるとともに、当該役務作業において取り扱う試験用頭部電池及び整備用交換部品の設計・製造会社であり、試験用頭部電池の充放電作業において必要不可欠な当該物品の設計製造段階においてのみ得られる関連物品の細部構造に関する知識を有する唯一の会社であり、また、燃料部及び尾部の整備作業に供する整備用交換部品の取扱において必要な、当該部品の設計製造段階においてのみ得られる関連物品の細部構造に関する知識を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10172 | 三菱重工業(株) | フィジカルシミュレーション試験用器材 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.14 | 42,000,000 | 本件は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その4)の研究試作の納入品である2波長赤外線シカ構成3型に係る性能確認試験8赤外線シミュレーション試験)において使用する試験用器材である。本器材は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の構成部品である2波長赤外線シカ構成3型を供試体とするフィジカルシミュレーション試験を実施する際に、試験評価装置である高速画像誘導シミュレータと供試体との電気的・機械的なインターフェースの役目をするものであり、その設計・製造にあたっては2波長赤外線シカ構成3型に係る構造・計上・機能・性能に加え、シミュレータ装置である高速画像誘導シミュレータに係る構造・計上・機能・性能を把握している必要がある。またシミュレーション解析プログラムを仕様して供試体を運動させるため、安全等を十分留意して設計されることが必要である。三菱重工業は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その4)の研究試作、高速画像誘導シミュレータの主契約会社として供試体等の設計・製造を実施しているメーカーであり、それらの構造・計上・機能・性能等の技術情報を把握しているとともに、2波長赤外線シカ構成3型に係る各種試験を実施していることとシミュレーション解析プログラムの設計・作成をしていることから安全に関する技術的配慮事項を熟知している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10173 | 三菱重工業(株) | 技術審査支援業務の電子化(CALS/E C)の改修 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.18 | 3,570,000 | 三菱重工業株は、本プログラムの製造を担当した会社であり、本システムの製造担当会社である(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10174 | 三菱重工業(株) | 車両(74式戦車(試験研究用))の分解調査 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.28 | 3,307,500 | 本役務を実施するためには、74式戦車の機能・性能及び構造に熟知している必要がある。三菱重工業株は、74式戦車の契約相手方として設計・製造を担当した会社であり本役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10175 | 三菱重工業(株) | 供試体および試験装置の据付調整作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.15 | 18,480,000 | 本作業を実施するためには、供試体である車体部(その1)及び動力性能試験装置について、機能、性能及び構造について把握している必要がある。三菱重工業株は、新戦車(その1)から(その3)の試作の契約相手方として機能、性能及び構造について把握しており本作業を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10176 | 三菱重工業(株) | 連接装置(砲塔旋回揺動装置用)の機能追加 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.19 | 30,870,000 | 本件は、車両コンセプトシミュレータと砲塔旋回揺動装置を接続するため17年度に製作した「連接装置(砲塔旋回揺動装置用)」に対し、車両コンセプトシミュレータと動力装置を接続する機能を追加するものである。新戦車の性能確認試験で実施するハードウェアインザループシミュレーション試験においては、車両コンセプトシミュレータと動力装置が連接装置を介して高速通信を行うため双方のハードウェア及びシミュレーションモデルを含む処理ソフトウェアを理解していることが必要であり、三菱重工業株は、本役務が可能で唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10177 | 三菱重工業(株) | 第2段ロケットモータ2型安全性試験のための日米調整支援作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.20 | 9,660,000 | 三菱重工業株は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の研究試作の契約相手方であり、細部にわたり理解しており、今までの日米技術供与契約もあり、他の企業と契約することは不可能である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10178 | 三菱重工業(株) | TCM発射計測装置 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.10 | 61,950,000 | 本装置は、魚雷防御システム(その4)(2)の構成品である潜水艦用自走式デコイ及びNAEが潜水艦から射出される一瞬の映像を高速度撮影するものであり、潜水艦に搭載するものである。本装置を製造するためには、射出される一瞬のタイミングをのささないために潜水艦用自走式デコイ等の発射に関するシーケンス及び信号通信方式を熟知しているとともに搭載母艦である練習潜水艦「あさお」の構造を理解している必要がある。三菱重工業株は魚雷防御システム(その4)(2)において潜水艦用自走式デコイ等の発射シーケンス及び信号通信方式を確立した会社であるとともに練習潜水艦「あさお」の建造会社であり、本装置を製造できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10179 | 三菱重工業(株) | 移動目標装置(その1)の画像発生装置の点検・整備 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 4,147,500 | 本役務を実施するためには、新戦車の照準装置システム及び移動目標装置(その1)の画像発生装置について理解している必要がある。三菱重工業株は、新戦車の試作及び移動目標装置の設計、製造会社であり照準装置システム及び移動目標装置(その1)について機能、性能及び構造を理解しており本役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10180 | 三菱重工業(株) | 耐振動試験準備・支援及び撤去役務作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 20,370,000 | 本役務を実施するためには、新型主蓄電池の機能、構造及び性能について理解しているとともに、新型主蓄電池は固定治具を含め約7トンの重量を有し大型の振動試験装置による試験を行うことから、振動試験に関する知識も必要である。三菱重工業株は、潜水艦用新型主蓄電池の研究試作の主契約会社として機能、構造及び性能を理解し、振動試験の実施可能な大型振動試験装置を保有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10181 | 三菱重工業(株) | 観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップエンジンの耐久試験(3)の技術資料作成 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 3,780,000 | 本件は、平成17年度に実施される観測ヘリコプター(OH-1)フォローアップエンジンの所内試験の耐久試験(3)において得られたデータの整理、処理等を実施するものである。本役務においては、整理、処理すべきデータの妥当性を確認しながら実施する必要があり、当該試作品の性能、構造に関する詳細な技術的知識と経験が必要である。三菱重工業株は、観測ヘリコプター(OH-1)フォローアップエンジンの設計、製作の担当会社であり、当該試作品に関する詳細な知識と経験を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10182 | 三菱重工業(株) | 低速空気力学実験装置のうちの送風機、スティング式支持装置及びCTS装置の点検整備 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 8,820,000 | 低速空気力学実験装置は平成4年度に卓越した空力特性評価技術を有し、本装置の製作に必要な特許技術を所有する三菱重工業によって設計、製作され、第3研究所に納入された試験装置である。本装置の点検整備については、大型送風機駆動技術、CTS装置及びスティング式支持装置の多関節ロボット機構技術等の各種技術を把握している必要がある。三菱重工業はこれらの技術に精通した会社であり、本装置を理解し、信頼性の高い点検整備を実施することができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10183 | 三菱重工業(株) | 観測ヘリコプター(OH-1)フォロアアップエンジンの耐久試験(3)後の分解・検査等 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 6,352,500 | 本件は、平成17年度に実施される観測ヘリコプター(OH-1)フォロアアップエンジンの所内試験の耐久試験(3)後、試験に供したOH-1フォロアアップエンジンの分解・検査等を実施するものである。本役務においては、当該エンジン本体、試験用器材等に関する詳細な技術的知識と経験が必要とする。三菱重工業は、観測ヘリコプター(OH-1)フォロアアップエンジンの設計・製作の担当会社であり、当該試作品に関する詳細な知識と経験を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10184 | 三菱重工業(株) | テレメータ中継ボットの母機適合性検討作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 15,330,000 | 三菱重工業は、テレメータ中継ボットの搭載母機であるF-15の製造会社である米国のボーイング社と、F-15生産に関するライセンス契約を締結している国内唯一の会社であり、当該ライセンス契約上のF-15製造図面等を使用しなければ、当該役務を履行することは不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10185 | 三菱重工業(株) | 新アスロクの調査確認作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.01 | 51,450,000 | 本作業を実施するためには、新アスロクの飛しょう体内部各部品及び全体としての機能、構造及び性能、さらには内部配線の固定方法及び取り直し寸法について把握している必要がある。三菱重工業は新アスロクの開発試作の主契約会社として飛しょう体の設計、製造を担当しており、また発射試験の際には官の指示のもとで飛しょう体組立、分解も実施しており、本作業を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10186 | 三菱重工業(株) | ダミーIRR整備 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 16,485,000 | 三菱重工業は、超音速空対艦誘導弾用推進装置(その1)の研究試作の契約相手方であり、細部にわたり理解しており、他の企業と契約をすることは不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10187 | 三菱重工業(株) | 水圧環境試験装置の分解、点検、修理、組立(その2) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.10 | 24,864,000 | 本役務作業を実施するには、水圧環境試験装置の全体システム、各装置の構造、形状、寸法、機能、性能を十分把握している必要があり、また、運転操作ができ、使用環境及び安全基準を理解していなければならない。三菱重工業は、前述の装置の設計・製造を担当しており、本役務に必要な知識・技術を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10188 | 三菱重工(株) | 厚肉統合燃焼試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.14 | 29,085,000 | 本件は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その4)の性能確認試験(厚肉統合燃焼試験等)に使用する器材の据付工事である。本工事で据え付ける試験器材とは、厚肉統合燃焼試験等において、DACS構成品の燃焼試験とその事前確認のために実施するコールドガス試験を行うための器材、及び姿勢制御特性確認試験に必要な高圧ガス(圧縮空気)を製造するために使用する器材であり、本工事を実施するに当たり以下の知識を要する。(1)DACS構成品テストスタンドは、従来の供試体を横に設置し、一定範囲の推力を計測するスタンドと異なり、供試体を縦に設置し、供試体が発生する広範囲の推力を精度よく計測する国内でも他に助のないスタンドである。よって推力を高精度で計測するためには、スタンド設置の際に要求される水平だしや、設置後の校正を適切に行う知識を要する。(2)エアベアリング試験装置ガス供給部は、一般的な高圧ガス製造設備(流量一定で所定の圧力になるように減圧弁を一定値に調整する。と異なり、供試体のバルブ開閉により、時々刻々と変化するガス流量に対して常に所定の圧力を維持できるように減圧弁に圧力フィードバック制御を行っている。この制御系の制御定数は設置する配管の径、長さ、曲げ半径、曲げ数等により影響を受ける圧力、流量、応答性等の双方を勘案し適切に設定する必要があるため、それらの知識を要する。(3)本装置は研究試作(その4)試作工事において構成設計データ取得のため、大分県で運用しており、同設備を茨城県へ移設するための申請手続きの際、移設前の運用状況等の資料の提示を求められる。よって、移設前の運用状況等資料履歴に関する知識を要する。(4)据え付した試験器材は、当該工事内にてシステム確認試験を実施するため、各試験器材の機能・性能及びその確認方法、運用方法についての知識を要する。これら(1)~(4)に関する知識については、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その4)の研究試作を主契約者として契約し、各試験器材を設計・製造・運用している三菱重工(株)のみが有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10189 | 三菱重工(株) | 88式地对艦誘導弾システム(改)の診断点検 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 8,904,000 | 本役務を実施するためには、88式地对艦誘導弾システム(改)の機能、構造及び性能について理解していなければならない。三菱重工(株)は、88式地对艦誘導弾システム(改)の試作の主契約相手方として各種構成品の機能、構造及び性能について理解しており本役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10190 | 三菱重工(株) | ロケット総合性能試験装置の修理 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 12,862,500 | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験を実施するためにあたって、推進装置(ロケットモータ)を使用している。三菱重工(株)は推進装置を構成品とした誘導弾システムの設計・製造している唯一の会社であり、誘導弾システムを把握している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10191 | 三菱重工(株) | 新アスロック(その3)のうち音響計測装置の整備作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 14,595,000 | 本役務は、海中及び海面で使用した本装置を次年度以降に実施する発射試験で再び使用するための整備を実施するものであり、整備後の作動確認において本装置の総合的な性能及び機能を理解していることが必要である。三菱重工(株)は、新アスロック開発試作の主契約社であり、本装置のシステムとしての仕様、機能、性能を理解している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10192 | 三菱重工(株) | 新アスロックの対策確認試験 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 64,785,000 | 本役務を実施するには、不具合が発生した、新アスロック供試体の機能、構造及び性能について把握し、発生原因についても十分に認識していなければならない。三菱重工(株)は、新アスロックの試作の主契約相手方として設計、製造を担当し供試体の機能、構造及び性能について把握しており本役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10193 | 三菱重工(株) | 狙い点計測装置 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 54,810,000 | 本装置を製作するためには、新戦車及び搭載火砲のシステムとしての機能、性能及び構造と射撃における計測・評価要領についても理解している必要がある。三菱重工(株)は、新戦車の主契約相手方として設計、製造を担当しシステム及び運用を考慮した射撃における計測・評価のための本装置を製造できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10194 | 三菱重工(株) | 弾道ミサイル防衛システムに関する技術の調査研究(その3) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 29,998,500 | 本役務を実施するためには、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その1)から(その5)の研究試作に際し実施した各種の検討手法及び技術検討の結果を反映させる必要がある。三菱重工(株)は、当該研究試作の主契約相手方としてシステム設計から参画し本役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10195 | 三菱重工業(株) | 回路保護機能確認試験準備・支援及び撤去作業 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 31,920,000 | 本件は、潜水艦用新型主蓄電池の性能確認試験(回路保護機能試験)において、潜水艦用新型主蓄電池(その2)の研究試作で試作した超限流ヒューズの遮断性能を確認するための大容量電力短絡試験設備における試験準備、支援及び撤去作業(以下「本作業」)を実施するものである。三菱重工業㈱は、上記試作の製造元であり、本作業を実施出来る唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10196 | 三菱重工業(株) | 飛しょう体運搬保管台車 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 14,385,000 | 本品を製作するためには、運搬するダミー飛しょう体及び推進性能確認用飛しょう体の構造、形状、寸法及び質量について理解している必要がある。三菱重工業㈱は、超音速空対艦誘導弾用推進装置の研究試作の契約相手方として設計、製造を担当し細部に把握し、本品を製作できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10197 | 三菱重工業(株) | 新戦車補用品 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 71,767,500 | 本品を製作するためには、新戦車の細部について理解し、構成部品に関する機能、性能及び構造について把握している必要がある。補用品は、試験を円滑に実施するため新戦車と同等の部品でなければならず。三菱重工業㈱は、新戦車(その1)から(その3)の試作の契約相手方として構成部品に関しても細部にわたり知見を有しており本品を製作できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10198 | 三菱重工業(株) | 航走体のオーバーホール | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.10 | 25,042,500 | 本役務を実施するためには、航走体である89式魚雷の構造、機能及び性能について把握している必要がある。三菱重工業㈱は、89式魚雷の納入会社として設計、製造を担当しており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10199 | 三菱重工業(株) | 解体撤去処分作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 1,039,500 | 解体、撤去及び処分を行う魚雷自動装換装置の新情報処理装置他は潜水艦搭載機械器材であるため保全の観点から、立ち入り制限区域に保管されている。当該保管場所は保全上、安全管理上も不特定な業者の立ち入りは認めないため、三菱重工業㈱のみ本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10200 | 三菱重工業(株) | 動力装置補用品 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 88,410,000 | 本補用品を製造するためには、新戦車の動力装置の機能、構造及び性能について把握している必要がある。三菱重工業㈱は新戦車の試作の契約相手方として動力装置の設計、製造を担当しており本補用品を製造できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10201 | 三菱重工業(株) | 試験用架台 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 21,000,000 | 本品を製作するためには、試験目的である、モジュール型装甲の着脱性、被弾衝撃による変形等のデータを取得するための構造を有している必要がある。三菱重工業㈱は、新戦車(その3)の試作の主契約相手方として設計、製造を担当し技術的細部を理解しており本品を製作できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10202 | 三菱重工業(株) | 試験用連接装置 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 82,950,000 | 本装置及び本部品を製作するためには、連接を行う各試験装置について機能、構造及び性能について把握している必要がある。三菱重工業㈱は、供試体である新戦車砲塔のほか、車両コンセプトシミュレータ、車両振動試験装置及び動力装置全てに関し、設計、製造を担当し詳細な技術情報等について把握しており本装置を製作できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10203 | 三菱重工業㈱ | フローノイズシミュレータ用角度調整機構付分力計 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 87,150,000 | 本装置を製作するためには、フローノイズシミュレータの水槽について理解しているほか、流体力計測時の異常時における運転システム等の運転停止等の制御システムについても把握している必要がある。三菱重工業㈱は、フローノイズシミュレータの研究試作の主契約会社として、運転制御システムを担当し姿勢制御と安全システムとの整合性を図り製作を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10204 | 三菱重工業(株) | 環境試験用治具(超音速空対艦誘導弾用) | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 74,445,000 | 本品を製作するためには、特異な形状のインテグラルロケットブースターの構造、形状及び性能について把握するとともに、振動試験をはじめとする環境試験についても理解していなければならない。三菱重工業㈱は、超音速空対艦誘導弾用推進装置(その2)の研究試作の契約相手方としてインテグラルロケットブースターの細部について理解している。また、環境試験においても把握しインターフェースを考慮して本品を製作できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10205 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.04.28 | 2,992,500 | 三菱重工業(株)は本試験に用いる120mm架砲台Ⅱ型、徹甲弾Ⅱ型の試作品基本設計システム設計製造を行った会社でありその専門知識を持っている会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|----------------------------------|----|----------------------------------|-------------------|----------|-----------|---|-------------|--|----|
| 10206 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.04.28 | 1,820,700 | 三菱重工業(株)は供試品である機関銃給弾装置システムおよび基本設計を実施しておりその動作特性に精通している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10207 | 三菱重工業㈱ | フローノイズシミュレータの性能確認試験のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.05.25 | 3,446,100 | 三菱重工業(株)はフローノイズシミュレータの全体の設計および製作のとりまとめを担当しており、本試験の技術的詳細を熟知している。 | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10208 | 三菱重工業㈱ | 艦艇システムシミュレータの性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.01 | 1,034,250 | 三菱重工業(株)は本試作品のIRシミュレーション機能を担当した会社であり当該システムに関する知識を有し操作に精通している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10209 | 三菱重工業㈱ | 艦艇システムシミュレータIRシミュレーション用モデル作成作業 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.06 | 2,992,500 | 三菱重工業(株)は本試作品のIRシミュレーション機能を担当した会社であり当該システムに関する知識を有し艦艇の構造や装備品等について精通している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10210 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その23) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.06 | 1,247,400 | 三菱重工業㈱は供試品である機関銃給弾装置のシステムおよび基本設計を実施しておりその動作特性に精通している唯一の会社であり揺動装置の製造業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10211 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その20) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.06 | 7,194,600 | 三菱重工業(株)は本試験に用いる120mm架砲大II型、徹甲弾II型平頭弾II型の試作品基本設計システム設計製造を行った会社でありその専門知識を持っている会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10212 | 三菱重工業㈱ | フローノイズシミュレータの性能確認試験のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.13 | 1,062,600 | 三菱重工業(株)はフローノイズシミュレータの全体の設計および製作のとりまとめを担当しており、本試験の技術的詳細を熟知している。 | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10213 | 三菱重工業㈱ | 乱れ度計測の支援作業 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.15 | 5,250,000 | 三菱重工業(株)はフローノイズシミュレータの全体の設計および製作のとりまとめを担当しており、本試験の技術的詳細を熟知している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10214 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その25) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.23 | 2,516,850 | 三菱重工業(株)は砲塔シルの設計製造を行った会社であり、その仕様等について熟知した唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10215 | 三菱重工業㈱ | フローノイズシミュレータの性能確認試験のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.23 | 1,162,350 | 三菱重工業(株)はフローノイズシミュレータの全体の設計および製作のとりまとめを担当しており、本試験の技術的詳細を熟知している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10216 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その35) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.07.14 | 2,846,550 | 三菱重工業(株)は本試験に用いる120mm架砲大II型、徹甲弾II型の試作品基本設計システム設計製造を行った会社でありその専門知識を持っている会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10217 | 三菱重工業㈱ | 艦艇システムシミュレータIRシミュレーション計算作業 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.07.26 | 2,420,250 | 三菱重工業(株)は本試作品のIRシミュレーション機能を担当した会社であり当該システムに関する知識を有し操作に精通している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10218 | 三菱重工業㈱ | 艦艇システムシミュレータの性能確認試験のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.08.05 | 3,050,250 | 三菱重工業(株)は潜水艦推進性能シミュレーション機能を担当した会社であり当該システムに精通している会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10219 | 三菱重工業㈱ | 艦艇システムシミュレータの性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.08.25 | 1,494,150 | 三菱重工業(株)は本試作品のIRシミュレーション機能を担当した会社であり当該システムに関する知識を有し操作に精通している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|----------------------------------|-------------------|----------|-----------|--|-------------|--|----|
| 10220 | 三菱重工業㈱ | 艦艇システムシミュレータの性能確認試験のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.08.29 | 1,120,350 | 三菱重工業(株)は本試作品のIRシミュレーション部のうち電波干渉シミュレーション機能を担当した会社であり当該システムに関する知識を有し操作に精通している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10221 | 三菱重工業㈱ | 試験用標的処理作業 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.10.04 | 2,781,450 | 三菱重工業(株)は複合装甲の製造会社であり、複合装甲の解体についても専門技術を有しており保全の上からも最適である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10222 | 三菱重工業㈱ | 脆弱性解析シミュレータ(その3)の性能確認試験のための労務借上(その17) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.10.24 | 5,927,250 | 三菱重工業(株)は本試験の実装部品射撃試験において標的とする74式戦車の製造メーカーでありこの構造機能等の専門知識を持っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10223 | 三菱重工業㈱ | 車両(74式戦車(試験研究用))の改修 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.10.25 | 1,491,000 | 三菱重工業(株)は陸上自衛隊の戦車を一貫して設計製造してきた会社であり、本件車両の構造に精通している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10224 | 三菱重工業㈱ | 脆弱性解析シミュレータ(その3)の性能確認試験のための労務借上(その14) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.10.31 | 1,606,500 | 三菱重工業(株)は供試品であるT-2練習機の製造元でありその専門知識を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10225 | 三菱重工業㈱ | 実機標的の被害調査解析作業 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.11.04 | 2,205,000 | 三菱重工業(株)はF-2戦闘機を一貫して製造してきた唯一の会社でありその構造性能について専門知識を有する会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10226 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その36) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 18.01.27 | 1,075,200 | ㈱三菱重工業(株)は本試験に用いる120mm架砲台Ⅱ型、徹甲弾Ⅱ型の試作品基本設計システム設計製造を行った会社でありその専門知識を持っている唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10227 | 三菱重工業㈱ | プロペラ試験用専用工具および標準プロペラ模型 | 1式 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 18.03.01 | 4,557,000 | 三菱重工業(株)はフローノイズシミュレータ(その4)の契約相手方であり、潜水艦の建造を担当しておりフローノイズシミュレータの研究試作と潜水艦用プロペラ双方の技術的詳細について熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10228 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための試験準備及び撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.04.22 | 3,738,000 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10229 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.04.22 | 2,163,000 | 三菱重工業㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10230 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のうちの指揮統制試験(1)に係る目標情報融合機能試験のデータ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.05.17 | 2,814,000 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10231 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その11) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.10 | 3,213,000 | 三菱重工業㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10232 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための試験準備及び撤収作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.20 | 2,835,000 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10233 | 三菱重工業㈱ | 将来アビオニクスシステム(その1)の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.23 | 2,730,000 | 三菱重工業㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10234 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のうちの指揮統制試験(2)に係る目標情報融合機能試験のデータ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.28 | 2,698,500 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10235 | 三菱重工業㈱ | 砲塔部試験準備撤収および取外し、取付け作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.01 | 2,509,500 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10236 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.08 | 8,085,000 | 三菱重工業㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10237 | 三菱重工業㈱ | 目標情報融合機能に関するデータ取得 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.20 | 2,677,500 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10238 | 三菱重工業㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その8) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.27 | 4,179,000 | 三菱重工業㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10239 | 三菱重工業㈱ | 将来アビオニクスシステム(その1)の性能確認試験のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.10.26 | 13,041,000 | 三菱重工業㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10240 | 三菱重工業㈱ | 揺動装置の塗装・整備作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.12.15 | 1,856,400 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10241 | 三菱重工業㈱ | アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素の性能確認試験のための労務借上(その8) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.01.23 | 1,627,500 | 三菱重工業㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10242 | 三菱重工業㈱ | 先進技術推進センター新設に伴う将来アビオニクスシステムの分解・移送・組立・調整作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.03.07 | 2,520,000 | 三菱重工業㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10243 | 三菱重工業㈱ | 救難飛行艇(US-1A改)の性能確認試験(全機疲労強度試験)のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.04.01 | 5,265,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品のうち外翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10244 | 三菱重工業㈱ | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.04.01 | 10,731,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10245 | 三菱重工業㈱ | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.04.05 | 9,702,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10246 | 三菱重工業㈱ | 輸送前機能確認等作業 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.04.08 | 2,520,000 | 輸送前作業においては、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(その3)のうち2波長赤外線ソーラ部構成部品2型及び機能試験装置を用いて機能確認を行うものである。 三菱重工業㈱は、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の研究試作(その3)の設計・製造会社であり、その構造、機能及び性能に熟知するとともに、役務場所の訪問申請の認可が下りている会社でもあり、本件を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10247 | 三菱重工業㈱ | 高速画像誘導シミュレータ(その2)の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.05.09 | 41,874,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の契約会社であり、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10248 | 三菱重工業㈱ | 大型機用エンジンの性能確認試験のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.05.11 | 2,555,700 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品のうち操作・計測装置の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10249 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(赤外線シーカ要素(その3)の航空機搭載・母機適合性試験)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.05.26 | 9,970,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10250 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.05.31 | 19,970,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10251 | 三菱重工業㈱ | 高運動飛行制御システムの性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.08 | 3,163,650 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10252 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素(赤外線シーカー要素(その4)の基本性能確認試験)のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.13 | 7,623,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10253 | 三菱重工業㈱ | ミサイルシステム・シミュレータ(その3)のうちシステム統制装置のうち表示監視部(1)の修理 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.16 | 1,002,750 | 本件は、ミサイルシステム・シミュレータを構成している表示監視部(1)が故障したために、修理を実施するものである。本装置の修理にあたっては、適切かつ確実に実施するため、本装置に関する詳細な技術的知識が必要である。三菱重工業㈱は、本装置を設計・製作しており、詳細な技術的知識を有しているため、本装置の修理を適切かつ確実に実施することのできる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10254 | 三菱重工業㈱ | 救難飛行艇(US-1A改)の性能確認試験(全機疲労強度試験)のための労務借上(その8) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.20 | 5,370,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品のうち外翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10255 | 三菱重工業㈱ | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.20 | 10,326,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10256 | 三菱重工業㈱ | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.06.20 | 13,728,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10257 | 三菱重工業㈱ | 高運動飛行制御システムの性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.08.05 | 12,894,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10258 | 三菱重工機 | 一体型MDCシステム技術の研究のための技術調査書(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.08.25 | 1,999,200 | 一体型MDC(MDC:主要動力機構)システム技術の研究は、将来のヘリコプターを構成する中核技術の1つである経済性及び全天候性に優れた一体型MDC技術について研究を行い、実用化に必要な技術資料を得るものである。本件は、将来の試作事業内容の参考とするため、一体型MDCシステムを構想し、機能性能及び試作規模を考慮した概算経費の検討を行い、その結果を技術調査書としてまとめるものである。本件の実施にあたっては、MDCシステムの提案能力、設計能力及び製造能力、並びに、MDCシステム構成要素であるロータ・ハブ、ロータ・コントロール・システム、トランスミッション及びマスト等の技術を有していることが必要である。三菱重工機は、「遠隔操縦観測システム」の主契約会社であると共に、防衛庁納入のヘリコプターのライセンス生産を行い、また平成15年度の「複合材製大口徑マスト供試体」の受注会社であり、MDCシステムを十分に熟知していると共に、その構成要素技術に関する豊富な知識と経験を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10259 | 三菱重工機 | 空力弾性評価技術の研究(風洞試験)のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.09.13 | 5,439,000 | F-2模型を用いて選音速風洞試験を行うため、本器の空力特性に精通している必要がある。三菱重工機は本器の設計・製造会社であり、本条件を満たす会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10260 | 三菱重工機 | 救難飛行艇(US-1A改)の性能確認試験(全機疲労強度試験)のための労務借上(その12) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.09.27 | 5,255,250 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工機は供試品のうち外翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10261 | 三菱重工機 | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その8) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.09.27 | 15,104,250 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工機は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10262 | 三菱重工機 | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その8) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.09.27 | 12,663,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工機は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10263 | 三菱重工機 | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(第2段ロケットモータ2型の感度試験)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.09.28 | 3,220,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工機は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10264 | 三菱重工機 | 空力弾性評価技術の研究(CFD解析)のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.10.11 | 1,669,500 | 本役務の実施にはF-2の空力特性及び本解析計算に用いるツールに精通している必要がある。三菱重工機はF-2及びツールの契約相手方であり、その内容を熟知している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10265 | 三菱重工機 | 実証エンジンの性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.10.14 | 1,044,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工機は供試品のうち操作・計測装置の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10266 | 三菱重工機 | 滑空型無人機要素技術(その1)の性能確認試験のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.10.24 | 7,602,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工機は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10267 | 三菱重工機 | ノズコーン1型整備作業 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.10.27 | 2,976,750 | 三菱重工機は役務対象品の設計・製造会社であり、本作業を遂行できる会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10268 | 三菱重工機 | ノズコーン振動試験装置取付治具 | 1式 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.02 | 2,982,000 | 当該要求品目は点検器の機能確認を行うために使用するため、セーフ/アーム機構(S/A)付点火装置のうちセーフ/アーム(S/A)の機構と同様の機能を有している必要がある。三菱重工機は本品の製造元であり、当該要求品を製造できる国内唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10269 | 三菱重工機 | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.02 | 3,340,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工機は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10270 | 三菱重工工業株 | ノーズコーン1型リーク計測作業 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.10 | 1,333,500 | 三菱重工工業株は本装置の設計・製造等を担当した会社であり、その機能・性能等を十分に熟知しており、本件に対応できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10271 | 三菱重工工業株 | ダミーノーズコーンB型等点検作業 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.10 | 2,100,000 | 三菱重工工業株は本装置の設計・製造等を担当した会社であり、その機能・性能等を十分に熟知しており、本件に対応できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10272 | 三菱重工工業株 | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.10 | 9,135,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10273 | 三菱重工工業株 | 燃焼試験装置運転支援作業 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.18 | 4,998,000 | 三菱重工工業株は本装置の設計・製造等を担当した会社であり、その機能・性能等を十分に熟知しており、本件に対応できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10274 | 三菱重工工業株 | 滞空型無人機要素技術(その1)の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.24 | 7,875,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10275 | 三菱重工工業株 | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(第2段ロケットモータ2型の感度試験)のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.24 | 1,800,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10276 | 三菱重工工業株 | 次期輸送機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その11) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.19 | 13,366,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10277 | 三菱重工工業株 | 次期固定翼哨戒機の性能確認試験(全機静強度試験)のための労務借上(その11) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.20 | 16,422,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品のうち中胴及び後胴等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10278 | 三菱重工工業株 | 救難飛行艇(US-1A改)の性能確認試験(全機疲労強度試験)のための労務借上(その18) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.21 | 5,344,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品のうち外翼等の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10279 | 三菱重工工業株 | OH-1フォアアップエンジンの耐久試験(3)のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.05 | 12,883,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10280 | 三菱重工工業株 | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(第2段ロケットモータ2型の感度試験)のための労務借上(その7) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.06 | 2,300,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10281 | 三菱重工工業株 | OH-1フォアアップエンジンの性能確認試験(部品試験)のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.11 | 5,090,400 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10282 | 三菱重工工業株 | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.13 | 3,325,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工工業株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10283 | 三菱重工工業株 | ロータ汎用天秤装置の点検整備 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.17 | 2,990,400 | 三菱重工工業株は本装置の設計・製造等を担当した会社であり、その機能・性能等を十分に熟知しており、本件に対応できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------|--|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10284 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(赤外線シーカ要素(その4)の基本性能確認試験)のための労務借上(その7) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.01.19 | 3,375,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10285 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験(赤外線シーカ要素(その4)の赤外画像シミュレーション試験)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.02.02 | 13,812,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10286 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾構成要素の性能確認試験(第2段ロケットモータ2型の感度試験)のための労務借上(その10) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.02.16 | 2,290,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10287 | 三菱重工業㈱ | 低速風洞のうちの昇降装置の点検整備 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.02.22 | 1,974,000 | 三菱重工業㈱は本装置の設計・製造等を担当した会社であり、その機能・性能等を十分に熟知しており、本件に対応できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10288 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その7) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.03.01 | 5,280,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10289 | 三菱重工業㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その8) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 18.03.02 | 2,367,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱重工業㈱は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10290 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 指揮統制試験(1)に係る車両振動試験装置への砲塔部等の搭載作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.04.22 | 2,108,400 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)のうちの砲塔部(その2)、新戦車(その1)のうちの砲塔旋回揺動装置及び電磁懸架試験装置の取り扱い技術が必要である。この技術を有し、本役務を実施できるのは、唯一三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10291 | 三菱重工業㈱ | 砲塔部台上試験(2)に係る試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.05.23 | 2,989,350 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)の砲塔装置及び新戦車(その1)の砲安定計測装置の取り扱い技術が必要である。この技術を有し本役務を実施できるのは、三菱重工業㈱である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10292 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 試験用車体の点検整備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.05.23 | 2,945,250 | 試験用車体の点検整備作業には、図面に現れない製造メーカー独自のノウハウが必要である。これを有し本作業を実施できるのは三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10293 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 砲塔部台上試験(2)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.05.27 | 2,508,450 | 三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部砲塔部は、台上試験において使用する新戦車の試作の契約相手方であり、構造・機能・性能、取扱方法等に熟知しており、新戦車の構造・機能・性能、取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10294 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 砲塔部点検整備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.06.06 | 2,431,800 | 試験用車体の点検整備作業には、図面に現れない製造メーカー独自のノウハウが必要である。これを有し本作業を実施できるのは三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10295 | 三菱重工業㈱ | 試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.06.06 | 2,529,450 | 砲塔部の車体への取り付け、計測機材の取り付け及び信号ノイズの少なくなる配線の引き出し方法は、製造メーカーである三菱重工業㈱の、設計・製造の経験が必要とする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10296 | 三菱重工業㈱ | 砲塔部台上試験(2)に係る射撃統制誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.06.13 | 2,916,900 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)の方向位置座標及び視察照準装置の光軸中心座標の算出技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは唯一三菱重工業㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10297 | 三菱重工業㈱ | 砲塔部台上試験(2)に係る運動・照準誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.06.14 | 2,727,900 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)の砲口指向角度と追尾指令値との差及び照準点と目標中心との差の時系列データ算出技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは三菱重工業㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|-----------|---|-------------|--|----|
| 10298 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.06.16 | 2,896,950 | 三菱重工業汎用機・特車事業本部は、新戦車の試作の契約相手方であり、構造・機能・性能・取扱方法等に熟知しており、新戦車の構造・機能・性能・取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10299 | 三菱重工業㈱ | ロータリーダンパ点検・整備(その2)及び電磁懸架試験装置の改修 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.06.17 | 2,874,900 | 三菱重工業㈱は、電磁懸架試験装置及びロータリーダンパの設計・製造会社であり、ロータリーダンパの技術であるロータリーハイドロリックダンパについて熟知し本装置を点検整備できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10300 | 三菱重工業㈱ | 試験撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.06.21 | 1,278,900 | 計測機材の撤去に関して、供試品にダメージを与えずに、撤去するには、供試品の構造・機能・取り扱い方法を熟知し、経験豊富な製造メーカーの三菱重工業㈱の人員を必要とする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10301 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 電磁懸架特性試験(その1)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.07.15 | 2,570,400 | 三菱重工業汎用機・特車事業本部は電磁懸架試験装置の設計・製作を行い、装置の構造・機能・性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10302 | 三菱重工業㈱ 機械事業本部 | 電磁懸架特性試験(その1)のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.07.15 | 1,236,900 | 三菱重工業(株)機械事業本部は、電磁懸架試験装置の試験において使用する車両振動試験装置の設計・製造を行い、装置の構造・機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10303 | 三菱重工業㈱ | データ整理作業(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.07.27 | 1,909,950 | 三菱重工業㈱は、新戦車の試験に労務借り上げ者として参加しており、RTKGPSデータの取得経緯を熟知しているため、データ整理が効率的に行える。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10304 | 三菱重工業㈱ | データ整理作業(その3) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.05 | 2,517,900 | 三菱重工業㈱は、新戦車の試験に労務借り上げ者として参加しており、データの取得経緯を熟知しているため、射撃統制誤差の算出が効率的に行える。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10305 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 砲塔部台上試験(3)に係る車両振動試験装置への砲塔装置等の搭載作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.19 | 1,898,400 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)の砲塔装置(その2)及び新戦車(その1)の砲塔旋回補助装置の取り扱い技術が必要である。この技術を有し、本役務を実施できるのは唯一三菱重工業(株)汎用機・特車事業本部のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10306 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 砲塔部台上試験(3)に係る試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.19 | 2,034,900 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)の砲塔装置(その2)及び新戦車(その1)の砲安定計測装置の取り扱い技術が必要である。この技術を有し、本役務を実施できるのは唯一三菱重工業(株)汎用機・特車事業本部のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10307 | 三菱重工業㈱ 機械事業本部 | 砲塔部台上試験(3)のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.19 | 1,000,650 | 三菱重工業(株)機械事業本部は、砲塔部台上試験において使用する車両振動試験装置の設計・製造を行い、装置の構造・機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10308 | 三菱重工業㈱ | 砲塔部台上試験(3)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.19 | 3,095,400 | 三菱重工業㈱は、砲塔部台上試験(3)において使用する新戦車の試作の契約相手方であり、構造・機能・性能・取扱方法等に熟知しており、新架橋の構造・機能・性能・取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10309 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 砲塔部台上試験(3)に係る撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.09.09 | 1,530,900 | 本役務を実施するには、新戦車(その1)の試験用車体及び新戦車(その2)の砲塔装置(その2)の取り扱い技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは唯一三菱重工業(株)汎用機・特車事業本部のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10310 | 三菱重工業㈱ | 車体特性基礎試験(振動特性)に係る車両振動試験装置の加振機位置調整作業(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.09.13 | 1,289,400 | 本役務を実施するには、車両振動試験装置の取り扱い技術、車両振動試験装置のバランスリジダ圧力調整技術、及び車両振動試験装置の性能評価技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは唯一三菱重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10311 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 動力装置台上試験(1)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.09.27 | 5,951,400 | 三菱重工業(株)汎用機・特車事業本部は、動力装置台上試験(1)で使用する新戦車の試作の契約相手方であり、新戦車の構造・機能・性能・取扱方法等に熟知しており、その構造・機能・性能・取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------|--|----|-------------------------------|-------------------|----------|-----------|--|-------------|--|----|
| 10312 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 砲塔部台上試験(3)に係る射撃統制誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.09.27 | 2,538,900 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)の砲塔装置(その2)の見越し角真値及び弾着予想点座標の算出技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは、唯一三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10313 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 砲塔部台上試験(3)に係る運動・照準・見越し角設定誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.09.27 | 2,760,450 | 本役務を実施するには、新戦車(その2)の砲塔装置(その2)の照準点及び弾着予想点の座標の算出技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは、唯一三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10314 | 三菱重工業㈱ 機械事業本部 | 車体特性基礎試験(振動特性)に係る車両振動試験装置の加振機位置調整作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.10.14 | 1,688,400 | 本役務を実施するには、車両振動試験装置の取り扱い技術及び車両振動試験装置の性能評価技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは、唯一三菱重工業㈱機械事業本部のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10315 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 動力装置台上試験(1)に係る撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.10.14 | 2,835,000 | 撤収作業に当たっては、試作品の取扱要領を遵守しつつ、センサー、配線類、配管類等を取り外す必要があり、三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部は、安全かつ的確に作業を行うため試作品全体の構造・機能・性能について熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10316 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 電磁懸架特性試験(その2)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.11.02 | 1,247,400 | 三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部は、電磁懸架試験装置の設計・製作を行い、装置の構造、機能、性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10317 | 三菱重工業㈱ 機械事業本部 | 電磁懸架特性試験(その2)のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.11.02 | 1,205,400 | 三菱重工業㈱機械事業本部は、電磁懸架試験装置の試験において使用する車両振動試験装置の設計、製造を行い、装置の構造、機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10318 | 三菱重工業㈱ | 電磁懸架試験装置のうちセミアクティブコントロールの改修 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.11.11 | 2,152,500 | 本役務を実施するには、電磁懸架試験装置の製造技術及び電磁懸架試験装置のうちのロータリーダンパのセミアクティブ制御化技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは、唯一三菱重工業㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10319 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 戦闘車両用電気駆動システム(その2)の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.11.17 | 6,308,400 | 三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部は、戦闘車両用電気駆動システム(その2)の研究試作の契約相手方であり、構造・機能・性能、取扱方法等に熟知しており、戦闘車両用電気駆動システム(その2)の構造、機能・性能、取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10320 | 三菱重工業㈱ | 電磁懸架試験装置のうち単脚試験装置の改修 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.11.28 | 2,887,500 | 本役務を実施するには、電磁懸架試験装置の製造技術及び電磁懸架試験装置のうちのロータリーダンパ取り扱い技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは唯一三菱重工業㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10321 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 電磁懸架特性試験(その3)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.12.07 | 1,068,900 | 三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部は、電磁懸架試験装置の設計・製作を行い、装置の構造、機能、性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10322 | 三菱重工業㈱ 機械事業本部 | 電磁懸架特性試験(その3)のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.12.07 | 1,041,600 | 三菱重工業㈱機械事業本部は、電磁懸架試験装置の試験において使用する車両振動試験装置の設計、製造を行い、装置の構造、機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10323 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 戦闘車両用電気駆動システム(その2)の研究試作の撤収・分解・点検 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.12.08 | 2,782,500 | 三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部は、戦闘車両用電気駆動システム(その2)の研究試作の契約相手方であり、構造・機能・性能、取扱方法等に熟知しており、戦闘車両用電気駆動システム(その2)の構造、機能・性能、取扱方法等に関する知識を有し、当該研究試作構成装置の撤収、分解、点検を行える唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10324 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 車両コンセプトシミュレータ(その3)の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.12.22 | 1,310,400 | 三菱重工業㈱汎用機・特車事業本部は、車両コンセプトシミュレータの試作の契約相手方であり、構造・機能・性能、取扱方法等に熟知しており、車両コンセプトシミュレータの構造、機能・性能、取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|---------------------|--|----|-------------------------------|-----------------------|----------|-----------|---|-------------|--|----|
| 10325 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 電磁懸架特性試験(その1)、(その2)及び(その3)に係るデータ整理 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.10 | 1,760,850 | 本役務を実施するには、パンプ型電磁懸架試験装置、セミアクティブ型電磁懸架装置及び電磁懸架試験装置のうちのローターダンプのデータ解析技術が必要である。この技術を有し本役務を実施できるのは、唯一三菱重工汎用機・特車事業本部のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10326 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 動力装置台上試験(2)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.10 | 3,441,900 | 三菱重工汎用機・特車事業本部は、動力装置台上試験(2)で使用する新戦車の試作の契約相手方であり、新戦車の構造・機能・性能、取扱方法等に熟知しており、その構造、機能・性能、取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10327 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る車両振動試験装置への砲塔装置等の搭載作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.11 | 1,680,000 | 本役務作業は、新戦車の試作品を車両振動試験装置に搭載し、加振の確認までを行うものである。従って、当該試作品及び車両振動試験装置の取り扱いに関する知識が必要である。三菱重工汎用機・特車事業本部は新戦車及び車両振動試験装置の製造会社であり、当該試作品の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは敵に損まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10328 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る車両コンセプトシミュレータの準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.13 | 2,184,000 | 本役務作業は、車両コンセプトシミュレータに新戦車のシミュレーションモデルを組み込む等の試験準備を行うものである。従って、新戦車のシミュレーションモデル及び車両コンセプトシミュレータに関する知識が必要である。三菱重工汎用機・特車事業本部は新戦車及び車両コンセプトシミュレータの製造会社であり、これら試作品の知識を有する。また、新戦車は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは敵に損まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10329 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.18 | 2,252,250 | 三菱重工汎用機・特車事業本部は、機動シミュレーション試験(1)に使用する新戦車(その2)の試作の設計、製造を実施し、その構造、機能、性能等に熟知しており新戦車(その2)の砲塔装置及び弾道計算装置等の正常動作確認に必要な技術を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10330 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.18 | 5,814,900 | 三菱重工汎用機・特車事業本部は、機動シミュレーション試験(1)に使用する新戦車、車両コンセプトシミュレータの設計、製造を実施し、その構造、機能、性能等に熟知し計測及びデータ整理の実施可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10331 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 車両シミュレーション試験(2)のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.20 | 5,184,900 | 三菱重工汎用機・特車事業本部は、車両シミュレーション試験(2)で使用する新戦車及び車両コンセプトシミュレータの試作の契約相手方であり、構造・機能・性能、取扱方法等に熟知しており、新戦車及び車両コンセプトシミュレータの構造、機能・性能、取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10332 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る射撃統計誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.31 | 2,488,500 | 本役務作業は、新戦車の技術試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品の評価対象部位に関する知識が必要である。三菱重工汎用機・特車事業本部は新戦車の試作品の製造会社であり、評価対象部位の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは敵に損まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10333 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る運動・照準誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.31 | 2,472,750 | 本役務作業は、新戦車の技術試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品の評価対象部位に関する知識が必要である。三菱重工汎用機・特車事業本部は新戦車の試作品の製造会社であり、評価対象部位の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは敵に損まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10334 | 三菱重工㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る車体外乱データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2 -9-54 | 18.01.31 | 2,488,500 | 本役務作業は、新戦車の技術試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品の評価対象部位に関する知識が必要である。三菱重工汎用機・特車事業本部は新戦車の試作品の製造会社であり、評価対象部位の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは敵に損まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------|---|----|-------------------------------|-------------------|----------|-----------|---|-------------|--|----|
| 10335 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る機動性能データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.01.31 | 2,488,500 | 本役務作業は、新戦車の技術試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品の評価対象部位に関する知識が必要である。三菱重工業汎用機・特車事業本部は新戦車の試作品の製造会社であり、評価対象部位の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10336 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 機動シミュレーション試験(1)に係る撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.01.31 | 1,827,000 | 本役務作業は、新戦車の試作品に取り付けた計測器、配線等の取り外し作業等の撤収作業を行うものである。従って、当該試作品の計測装置に関する知識が必要である。三菱重工業汎用機・特車事業本部は新戦車の製造会社であり、当該試作品の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10337 | 三菱重工業(株) | 照準制御器用端子座 | 1式 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.01 | 2,592,450 | 所内試験で支援を受ける90式戦車の照準制御器に取り付け、内部信号を取り出す装置を製造するものであり、製造には90式戦車の照準制御器の電気的インターフェースに関する知識が必要である。従って90式戦車の製造会社である三菱重工業(株)が契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10338 | 三菱重工業(株) | サイドパネル用端子座 | 1式 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.01 | 2,538,900 | 所内試験で支援を受ける90式戦車のサイドパネルに取り付け、内部信号を取り出す装置を製造するものであり、製造には90式戦車のサイドパネルの電気的インターフェースに関する知識が必要である。従って90式戦車の製造会社である三菱重工業(株)が契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10339 | 三菱重工業(株) | 車両コンセプトシミュレータ(その3)の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.03 | 1,215,900 | 三菱重工業(株)は、車両コンセプトシミュレータの試作の契約相手方であり、構造・機能・性能、取扱方法等に熟知しており、車両コンセプトシミュレータの構造、機能・性能、取扱方法等に関する知識を有し、計測及びデータ整理に熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10340 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 熱源目標装置 | 1式 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.03 | 2,988,300 | 三菱重工業汎用機・特車事業本部は、90式戦車の設計・製造メーカーであり、90式戦車の構造、形状、寸法並びに視察照準装置の機能・性能について熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10341 | 三菱重工業(株) | 動力装置モデル | 1式 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.03 | 2,835,000 | 90式戦車の動力装置を数学モデル化し、車両コンセプトシミュレータの接続機能部に入れ込めるようにプログラム化する作業であり、作業には90式戦車の動力装置及び車両コンセプトシミュレータの接続機能部に関する知識が必要である。従って90式戦車及び車両コンセプトシミュレータの製造会社である三菱重工業(株)が契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10342 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.06 | 1,918,350 | 本役務作業は、新戦車の試作品の計測器の取り付け、配線作業等の試験準備作業を行うものである。従って、当該試作品の計測装置に関する知識が必要である。三菱重工業(株)は新戦車の製造会社であり、当該試作品の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10343 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る車両コンセプトシミュレータの準備・撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.06 | 1,961,400 | 本役務作業は、車両コンセプトシミュレータに新戦車のシミュレーションモデルを組み込む等の試験準備及び撤収作業を行うものである。従って、新戦車のシミュレーションモデル及び車両コンセプトシミュレータに関する知識が必要である。三菱重工業(株)は新戦車及び車両コンセプトシミュレータの製造会社であり、これら試作品の知識を有する。また、新戦車は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10344 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る加振装置位置調整作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.08 | 1,562,400 | 本役務を実施するには、車両振動試験装置の取り扱い技術及び車両振動試験装置の性能評価技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------|--------------------------------------|----|-------------------------------|-------------------|----------|-----------|--|-------------|--|----|
| 10345 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る機動性能データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.09 | 2,488,500 | 本役務作業は、新戦車の技術試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品の評価対象部位に関する知識が必要である。三菱重工業(株)は新戦車の試作品の製造会社であり、評価対象部位の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10346 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る射撃統計誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.09 | 2,488,500 | 本役務作業は、新戦車の技術試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品の評価対象部位に関する知識が必要である。三菱重工業(株)は新戦車の試作品の製造会社であり、評価対象部位の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10347 | 三菱重工業㈱ 汎用機・特車事業本部 | 車両シミュレーション試験(2)に係る車体外乱データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.09 | 2,488,500 | 三菱重工業汎用機・特車事業本部は、車両シミュレーション試験(2)で使用する新戦車及び車両コンセプトシミュレータの試作の契約相手方であり、構造・機能・性能・取扱方法等に熟知しており、新戦車及び車両コンセプトシミュレータの構造・機能・性能・取扱方法等に関する知識を有し、砲塔装置や砲口位置計測用板等の位置関係や動力装置の設定条件に熟知して外乱要因が試験装置へ及ぼす影響を確認できるデータの作成可能な唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10348 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る連動・照準誤差データ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.09 | 2,472,750 | 本役務作業は、新戦車の技術試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品の評価対象部位に関する知識が必要である。三菱重工業(株)は新戦車の試作品の製造会社であり、評価対象部位の知識を有する。また、当該試作品は将来の装備品であり、その機能性能を試作に従事した会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10349 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る車両振動試験装置への車両搭載作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.10 | 2,337,300 | 本役務を実施するには、新戦車(その1)の試験用車体及び新戦車(その2)の砲塔装置(その2)の取り扱い技術が必要である。この技術を有し本役務を実施できるのは三菱重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10350 | 三菱重工業(株) | 基本シミュレーション試験に係わるデータ整理作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.10 | 1,837,500 | 本役務作業は、車両コンセプトシミュレータ(その3)の性能確認試験で取得した計測データを扱うものである。従って、当該試作品に関する知識が必要である。三菱重工業(株)は車両コンセプトシミュレータ(その3)の研究試作の製造会社であり、当該試作品に関する知識を有する。また、当該試作品には90式戦車等の装備品の詳細な数学モデルが組み込まれており、そのデータは装備品のデータと同等であり、そのデータを製造会社以外の者に知らせることは厳に慎まなくてはならない。従って、契約可能な唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10351 | 三菱重工業(株) | 車両シミュレーション試験(2)に係る車両卸下作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.28 | 2,021,250 | 本役務を実施するには、新戦車(その1)の試験用車体及び新戦車(その2)の砲塔装置(その2)の取り扱い技術が必要である。この技術を有し、本役務を実施できるのは唯一三菱重工業(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10352 | 三菱重工業(株) | 模擬供試体接続試験に係わるデータ整理役務 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.03.01 | 1,318,800 | 本件は、車両コンセプトシミュレータ(その3)の性能確認試験(模擬供試体接続試験)において取得するデータの整理を行うものである。本試験は、車体装置に関するHILSについて、車体装置及び車両振動試験装置を模擬した接続模擬部を使用して接続状況を確認するものである。接続状況の確認は、装置間の通信遅れなどを調べて判断するため、取得するデータについてシミュレータ側、模擬供試体側双方を合わせて整理する必要がある。そのためには本研究試作に関する知識が必要である。三菱重工業(株)は車両コンセプトシミュレータ(その1)(その2)(その3)の設計・製造を行っており、その構造・機能について熟知していることから本役務を実施するのに十分な知識を有している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10353 | 三菱重工業㈱ | 新アスロックの性能確認試験(第4次発射試験)のための労務借上(その10) | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-13-1 | 17.06.02 | 6,840,750 | 三菱重工業㈱は、新アスロックのうち飛しょう体D型の安定翼等を設計製造した会社であり、細部の技術的事項に熟知し、作業等を豊富な経験と高度な技術で円滑に行える技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|-------------------------------|----------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10354 | 三菱重工㈱ | MOD音響試験(その2)支援作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-1 3-1 | 17.11.28 | 2,362,500 | 三菱重工㈱は、水圧環境試験装置を設計・製作した会社であり、本装置の構造・特性を把握し、本装置の内容を熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10355 | 三菱重工㈱北海道支社 | 燃焼風洞装置のうちの計測装置のA/Dボード及び電源装置交換作業 | 1件 | 技術研究本部 札幌試験場 業務班長 山内 秀光 | 北海道千歳市駒里1032番地 | 17.08.12 | 1,596,000 | 本作業を実施するには、計測装置に関わる各機器が随所に設置されており密接な関係にあるため、装置全体に係る高度な総合的知識と十分な経験が必要である。三菱重工㈱は、「燃焼風洞装置の研究試作」の設計・製作・据付・調整等を担当しており、燃焼風洞装置全体の総合的知識及び十分な経験を有している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10356 | 三菱重工㈱北海道支社 | エレメント他 | | 技術研究本部 札幌試験場 業務班長 山内 秀光 | 北海道千歳市駒里1032番地 | 17.10.14 | 2,367,792 | 当該製品を日本国内で製造・販売しているのは三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10357 | 三菱重工㈱北海道支社 | エレメント他 | | 技術研究本部 札幌試験場 業務班長 山内 秀光 | 北海道千歳市駒里1032番地 | 17.12.20 | 2,367,792 | 当該製品を日本国内で製造・販売しているのは三菱重工㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10358 | 三菱重工㈱ | 点火装置 | 2個 | 技術研究本部 札幌試験場 業務班長 山内 秀光 | 北海道千歳市駒里1032番地 | 18.01.12 | 2,992,500 | 本器材は、超音速空対艦誘導弾用推進装置(その1)の研究試作においての納入品及び関連試験で使用されたものと同等品である。三菱重工㈱は超音速空対艦誘導弾用推進装置(その1)の研究試作の製造メーカーであり、本器材を製作できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10359 | 三菱重工㈱ | 超音速空対艦誘導弾用推進装置の性能確認試験のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 札幌試験場 業務班長 山内 秀光 | 北海道千歳市駒里1032番地 | 18.02.13 | 34,860,000 | 本作業にあたっては、燃焼風洞装置を用いて液体燃料(JP-10)を使用したラムジェット燃焼試験を安全かつ効率的に行うために、本供試体の燃焼器、燃料供給機器等の構造、取扱等に関して精通している必要がある。三菱重工㈱は、本供試体及び燃焼風洞装置の設計及び製造を担当し、その構造、機能及び性能を熟知した技術者を有しており、本試験に必要な技術を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10360 | 三菱重工㈱ | 超音速空対艦誘導弾用推進装置の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 札幌試験場 業務班長 山内 秀光 | 北海道千歳市駒里1032番地 | 18.03.15 | 12,810,000 | 本作業にあたっては、燃焼風洞装置を用いて液体燃料(JP-10)を使用したラムジェット燃焼試験を安全かつ効率的に行うために、本供試体の燃焼器、燃料供給機器等の構造、取扱等に関して精通している必要がある。三菱重工㈱は、本供試体及び燃焼風洞装置の設計及び製造を担当し、その構造、機能及び性能を熟知した技術者を有しており、本試験に必要な技術を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10361 | 三菱重工㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 土浦試験場 業務班長 立野 哲也 | 茨城県稲敷郡阿見町掛馬1970 | 17.07.15 | 1,176,000 | 本作業を実施するためには、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験について精通している必要がある。三菱重工㈱は弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験推進装置を設置・製造した会社であり、誘導弾及び推進装置の構造・性能について熟知した専門的技術者を有している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10362 | 三菱重工㈱ | 弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 土浦試験場 業務班長 立野 哲也 | 茨城県稲敷郡阿見町掛馬1970 | 17.11.21 | 2,457,000 | 本作業を実施するためには、弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験について精通している必要がある。三菱重工㈱は弾道ミサイル防衛用誘導弾主要構成要素の性能確認試験推進装置を設置・製造した会社であり、誘導弾及び推進装置の構造・性能について熟知した専門的技術者を有している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|----------------|---|-------------|-----------------------------------|----|
| 10363 | 三菱重工業株 | 新対潜用短魚雷(G-RX5)(その1) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.09 | 2,371,950,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社である。(本件は、水上艦及び航空機に装備し、浅海域から深海域までの海域を行動する高性能潜水雷を攻撃するために使用する新対潜用短魚雷(G-RX5)を開発するものである。本試作(その1)では、97式魚雷の設計技術を活用し、平成10年度から平成13年度に契約した浅海域対潜用短魚雷構成要素の研究試作(その1~その4)(以下、「研究試作」という。)の成果を反映したシステム設計を行うとともに、誘導制御部及び試験装置を試作するものである。本試作(その1)に当たっては、現有の魚雷を有効に活用するため、97式魚雷の設計製造技術が必要であり、また、研究試作で得られた浅海域での目標の探知、識別、追尾及び撃破へのホーミング技術及び運動性能等の魚雷全般システムに関する十分な知識、技術を有している必要がある。97式魚雷の製造会社及び研究試作の契約相手方である三菱重工業(株)は、各種魚雷の開発、製造を行っており、特に魚雷運用シナリオから魚雷システム性能を導出し魚雷構成部品へ機能・性能を配分する技術及び誘導制御部等の製作のために、魚雷用ソーナー技術等を統合するシステムインテグレーション技術のノウハウを有し、本試作に必要な上記の技術等を有する唯一の会社である。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10364 | 三菱重工業株 | 新戦車(その4) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.07 | 10,034,850,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っているものが1社である。(本件は、現有戦車の後継として戦車部隊に装備し、対機甲戦闘及び機動打撃に使用するため、戦闘力の総合化、火力、機動力、防護力の向上、小型・軽量化及びライフサイクルコストの抑制を図った新戦車を開発するものである。14年度試作(その1)においては、システム総合設計(その1)を行うとともに、火砲・弾薬部(その1)、砲塔部(その1)及び専用試験装置(その1)を試作した。15年度試作(その2)においては、システム総合設計(その2)を行うとともに、火砲・弾薬部(その2)、砲塔部(その2)、車体部(その1)及び専用試験装置(その2)を試作している。16年度試作(その3)においては、システム総合設計(その3)を行うとともに、火砲・弾薬部(その3)、砲塔部(その3)、自動装填装置、車体部(その2)及び専用試験装置(その3)を試作している。本試作においては、システム総合設計(その4)を行うとともに、戦車(その1)、弾薬部(その4)、構成要素試験装置及び専用試験装置(その4)を試作する。本試作に当たっては、将来火砲・弾薬(その1)・(その2)の研究試作及び将来車両装置(その1)・(その2)の研究試作の成果を熟知し、新戦車(その1)・(その2)・(その3)の成果を反映させた情報の共有化による戦闘力の総合化技術、火力性能向上のための火砲・弾薬の高威力化技術、機動力向上のための動力装置の高効率高応答化技術、防護力の向上のための総合的防護技術等が必要であるとともに、戦車をシステムとして開発する知識、技術及び能力が必要である。三菱重工業(株)は、上記各研究試作の契約相手方であり、その成果を熟知したうえで、本試作に反映することが可能な知識、技術及び能力を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10365 | 三菱重工業株 | 89式魚雷 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.09 | 1,604,637,300 | 技術及び生産設備を有しかつ法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10366 | 三菱重工業株 | F-4EJ改低高度警報機能の追加改修 | 1機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 263,445,000 | 本機の改修等を実施できるのは、米国ボーイング社との技術援助契約を有している三菱重工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10367 | 三菱重工業株 | 89式魚雷 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.24 | 688,079,700 | 技術及び生産設備を有しかつ法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10368 | 三菱重工業株 | 6NMU-TK(B)Ei型内燃機関(中型掃海艇用) | 10T | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 446,775,000 | 本品は、平成17年度掃海艇に搭載し、推進器を駆動するものである。本品の製造に当たっては、磁気機雷に感応しない非磁性性材料を使用した構造で、かつ、水中放射雑音低減のための低振動及び低雑音が要求される。この製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10369 | 三菱重工業株 | MH-53E PAR | 4機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 1,005,270,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シヨルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|-----|-------------------------|-------------------|----------|----------------|--|-------------|---|----|
| 10370 | 三菱重工機 | 魚雷投射ロケットMK3MoD3-N改 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 1,154,213,550 | 本品の製造に当たっては、米国エルスリー・コミュニケーションズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10371 | 三菱重工機 | SH-60K型航空機 | 7機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 22,543,920,000 | 本航空機の製造には、米国シコルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱重工機のみであり、かつ、該社は航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10372 | 三菱重工機 | F-2試作機等の量産化改修(その5) | 1機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 380,835,000 | 本機の改修等を実施できるのは、米国ロッキード社との技術援助契約を有している三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10373 | 三菱重工機 | アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係る構成要素(その2)の研究試作(1) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 1,053,150,000 | 本件は、支援戦闘機(F-2)にアクティブ・電波・ホーミング・ミサイル(AAM-4)を搭載する場合において、AAM-4の性能を最大限に発揮させるために必要な機体の構成要素を検討し、技術資料を得ることを目的とする。本研究試作は、AAM-4用のMRMランチャの設計・製造を行うとともに、AAM-4を搭載するために必要な機体改修設計を行い、その成果に基づきミッション・コンピュータOPF及びフライト・コントロール・コンピュータOPFの改修を実施するものである。三菱重工機は、F-2の主契約会社であり、現有ミッション・コンピュータOPF及びフライト・コントロール・コンピュータOPFに関する知識を有していること及びF-2に係るMRMランチャの製造技術を有し、また、F-2に関する改善について、米国ロッキード・マーチン社との技術援助契約に基づく実施権を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10374 | 三菱重工機 | F-2A/B支援戦闘機 | 5機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 44,448,075,000 | 本航空機の製造はロッキード・マーチン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱重工機のみであり、かつ、該社は航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10375 | 三菱重工機 | SH-60K型航空機機体部品(国産)(その13) | 10T | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 1,999,200,000 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10376 | 三菱重工機 | SH-60K型航空機機体部品(国産)(その14) | 10T | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 1,315,650,000 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10377 | 三菱重工機 | 93式空対艦誘導弾(B) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 1,906,380,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10378 | 三菱重工機 | UH-60J救難ヘリコプター | 2機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 7,078,260,000 | 本航空機の製造には、米国シコルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱重工機のみであり、かつ、該社は航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10379 | 三菱重工機 | 多用途ヘリコプターUH-60JA | 1機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 3,544,905,000 | 本航空機の製造には、米国シコルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱重工機のみであり、かつ、該社は航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10380 | 三菱重工機 | F-15J/DJ近代化改修(機体) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 5,016,795,000 | 本改修等を実施できるのは、米国ボーイング社との技術援助契約を有している三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10381 | 三菱重工機 | RF-4E偵察機能の改善 | 1機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 790,965,000 | 本改修等を実施できるのは、米国ボーイング社との技術援助契約を有している三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10382 | 三菱重工機 | SH-60K用統合訓練装置(大村) | 1SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 2,328,375,000 | 本品には、実機と同様の訓練が実施できる機能が要求されていることから、実機の構造及び性能等を熟知している必要があり、かつ、製造に当たって、AHCD(戦術情報処理表示装置)のソフトウェアについて実機を基とするソフトウェアで模擬すること及びマンマシンインターフェース機器を除く装備品についてソフトウェアで模擬することが要求されていることから、実機のシステムに精通している必要がある。現在、これらの条件を満たしているのは、実機及び1号機の契約相手方である三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|----------------|---|-------------|--|----|
| 10383 | 三菱重工(株) | 地对空誘導弾ペトリオット | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 54,434,520,000 | 本品の製造に当たっては、従来のPAC-2ミサイル及び新規導入のPAC-3ミサイルシステムに係る米国レイセオン社及びロッキードマーチン社との技術援助契約に基づく製造技術を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工(株)のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10384 | 三菱重工(株) | O4式地对空誘導弾 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 3,128,937,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10385 | 三菱重工(株) | 88式地对空誘導弾(B) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 2,904,195,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10386 | 三菱重工(株) | 艦載型戦闘指揮システム主要構成要素の研究試作 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 2,325,750,000 | 本件は、日米共同研究の一環であり、長射程化、高速化及び多様化する将来の経空脅威に有効に対処するために必要な遠距離における同時多目標対処能力の向上を図るため、オープンアーキテクチャー化による将来艦載の戦闘指揮システム能力向上の構成要素技術に関する技術資料を得るものである。 本研究試作については、各種戦の同時運用の実現に必要な将来のシステム要求に係るシステム設計及びリアルタイム分散処理システムモデル、専用試験装置の試作を行う。 本研究試作に当たっては、オープンアーキテクチャーを用いて、各機能(指揮管制、武器管制、センサ管制、表示制御等)タスクが適正に自動付加配分を可能とするリソース管理技術及び3次元の表示であり、かつ分割画面による戦術状況の把握を考慮した大画面表示技術に関する知識・技術が必要である。 現在、その要件を満たしているのは、各種の戦闘指揮システムを熟知し、かつ上記、知識・技術を有する、(株)東芝、日本電気(株)、(株)日立製作所、富士通(株)、三菱重工(株)及び三菱電機(株)の6社のみであるが、(株)東芝、三菱電機(株)を除く日本電気(株)、(株)日立製作所、富士通(株)及び三菱重工(株)に対し業態調査を行ったところ、日本電気(株)、(株)日立製作所、及び富士通(株)から受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。 よって、三菱重工(株)と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10387 | 三菱重工(株) | 97式魚雷 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 5,884,681,950 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10388 | 三菱重工(株) | F-2用ミッション・データ・ステーション(展開II型)J/UYQ-19 | 2台 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 448,665,000 | 本品の製造に当たっては、米国BAE SYSTEM INFORMATION AND ELECTRONIC SYSTEM INTEGRATION社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10389 | 三菱重工(株) | 地对空誘導弾ペトリオット再保証弾 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 1,685,502,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工(株)のみであるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10390 | 三菱重工(株) | 90式戦車 | 12両 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 7,851,385,500 | 本件契約は、90式戦車の調達であり、契約履行に当たっては特に高度な技術が必要であり、また日本国内で当該技術を保有する企業が契約相手方のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10391 | 三菱重工(株) | 99式自走155mmリゅう弾砲 車体部 | 7両 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,586,938,500 | 本件契約は、99式自走155mmリゅう弾砲車体部の調達であり、契約履行に当たっては特に高度な技術が必要であり、また日本国内で当該技術を保有する企業が契約相手方のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10392 | 三菱重工(株) | 90式戦車回収車 | 1両 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 484,144,500 | 本件契約は、研究開発した装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10393 | 三菱重工(株) | 91式戦車橋 | 1台 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 460,131,000 | 本件契約は、研究開発した装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 10394 | 三菱重工業株 | F-2用機体初度部品(国産)(その9) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 304,069,500 | 本品の製造に当たっては、本仕様書の部品番号に応ずる製造図面及び米国ロッキード・マーティン・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10395 | 三菱重工業株 | 地对空誘導弾ペトリオット用初度部品(国産) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 5,761,665,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン社及びロッキード・マーティン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業株のみであるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10396 | 三菱重工業株 | 90式艦対艦誘導弾(B)(SSM-1B(B)) | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,028,664,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10397 | 三菱重工業株 | 燃焼風洞装置計測装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.29 | 294,000,000 | 今回の調達では、最新規格で設計したソフトウェアにあわせて、データの記録、解析、指示を実施する計測装置の設備を更新するが、既設の検出器はそのまま使用し、従来どおりの機能を維持させなければならない。 この検出器の一部である多点圧力計は、複数センサーを組合わせたり、定められた順番に圧力を計測するなど、技術研究本部の要求を満たすべく当社がシステム設計したものであり、これをコントロールするユニットのデータ転送規格は更新されるが、当該システム設計に基づくコントロール機能に関しては、既存のソフトをそのまま使用する必要がある。 よって、当該ソフトの設計を行った当社以外ではその細部仕様を知らず、インターフェースが取れないのでソフトの更新を行うことができます。かつ、多点圧力計に係る技術情報について、当社は他者に開示していないことから、計測装置を更新し、燃焼風洞装置を運用するためには、現在運用中の装置の専用ソフトウェアに使用されている上記技術を熟知した上でのソフトウェアの更新設計が必要不可欠である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10398 | 三菱重工業株 | セミアクティブコントローラ | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.04 | 6,090,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10399 | 三菱重工業株 | 96式装輪装甲車用特殊工具セット(その2) | 4組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 3,175,200 | 96式装輪装甲車用の特殊工具であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならないとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計が必要であり、技術試験および実用試験の各段階を経て開発した当社のみが特殊工具の製造図面を保有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10400 | 三菱重工業株 | 90式戦車用潜望鏡(MT3型) | 4個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 1,041,600 | 90式戦車用の潜望鏡であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならないとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計が必要であり、製造図面は技術試験および実用試験の各段階を経て開発した当社のみが保有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10401 | 三菱重工業株 | 89式装甲戦車用潜望鏡(MS1型) | 7個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 1,764,000 | 89式装甲戦車用の潜望鏡であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならないとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計が必要であり、技術試験および実用試験の各段階を経て装備品を開発した当社のみが製造図面を保有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10402 | 三菱重工業株 | 航空機用防弾板(その2)の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.21 | 257,355,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っているものが1社である。(本件は、対艦/対地支援戦闘時の対空砲火、空中戦におけるコックピットへの被弾に対して、乗員の生存性向上に寄与する防弾板に関する技術資料を得ることを目的としている。本研究試作(その2)は、小口径徹甲弾及び焼夷榴弾に対して2次破片の発生抑制の効果及び防弾板の着脱容易性を検討できる防弾板を有した機体模擬構造体を試作するものである。本研究試作に当たっては、小口径徹甲弾及び焼夷榴弾に対して2次破片の発生抑制の評価技術、防弾板製造技術、機体模擬構造体製造技術、防弾板固定法評価技術等が必要である。また、15年度契約「航空機用防弾板(その1)の研究試作」で得られた、三種類(セラミック、チタン合金、FRP)の素材を組み合わせて貼り合わせる「積層板製造技術」及び関連試験を実施しその試験結果を正確に評価した「耐弾性評価技術」の反映が必要不可欠である。三菱重工業株は、「航空機用防弾板(その1)の研究試作」の契約相手方であり、上記技術を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10403 | 三菱重工工業株 | 戦闘機搭載用IRST装置(その3)(2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.30 | 749,700,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っているものが1社である。(本件は、電子戦環境下等における火器管制レーダの探知性能等の低下を補完するとともに電波放射を火器管制可能な最小限に止め、要撃戦闘能力の向上を図るため航空機の発する赤外線を探知する戦闘機搭載用IRST装置を開発するものである。本試作は、15年度契約「戦闘機搭載用IRST装置(その1)(2)」及び16年度契約「戦闘機搭載用IRST装置(その2)(2)」に引き続き「戦闘機搭載用IRST装置」の開発試作を実施するため、F-15型航空機に本装置を搭載するために必要な母機改修に係わる設計作業及び機体改修用キット(2)の製造を実施するものである。本試作を実施するためには、米国防務省とのF-15型航空機に係る技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、三菱重工工業(株)のみである。)(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10404 | 三菱重工工業株 | 内火艇用主機(改型) | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 3,087,000 | 本仕様書に適合する製品を製造しているのは、三菱重工工業株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10405 | 三菱重工工業株 | 鉄履帯 74式戦車用 | 2両分 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.26 | 18,060,000 | 74式戦車の鉄履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該戦車は、市販品のフルドザー等と異なり戦場で過酷な条件を考慮し、試作及び実用試験を経て仕様が決まれば備用化されており、試作及び実用試験での各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、鉄履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10406 | 三菱重工工業株 | 90式戦車用潜望鏡(MT2型) | 3個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.26 | 900,900 | 90式戦車用の潜望鏡であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならぬとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計が必要であり、製造図面は技術試験および実用試験の各段階を経て開発した該社のみが保有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10407 | 三菱重工工業株 | MK46魚雷誘導制御部 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.11 | 398,212,500 | 本品の製造に当たっては、米国防務省との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工工業株のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10408 | 三菱重工工業株 | 89式装甲戦闘車車体部用維持用部品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.18 | 3,262,350 | 89式装甲戦闘車の専用部品であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならぬとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。当該専用部品の製造図面は、技術試験および実用試験の各段階を経て整備品を開発した該社のみが保有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10409 | 三菱重工工業株 | 99式自走155mmリゅう弾砲車体用特殊工具セット | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.20 | 6,474,300 | 99式自走155mmリゅう弾砲車体用の特殊工具であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならぬとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計が必要であり、技術試験および実用試験の各段階を経て開発した該社のみが特殊工具の製造図面を保有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10410 | 三菱重工工業株 | ミサイル艇用ウォータージェット推進装置 | 1AY | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.23 | 128,625,000 | 本品は、海上自衛隊で使用する「はやぶさ」型ミサイル艇のウォータージェット推進装置の予備機である。本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、三菱重工工業株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10411 | 三菱重工工業株 | MK46魚雷用訓練頭部 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.23 | 20,055,000 | 本品の製造に当たっては、米国防務省との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工工業株のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10412 | 三菱重工工業株 | 機上カメラ装置 HXQ-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 127,155,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|----------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10413 | 三菱重工業㈱ | 鉄履帯 91式戦車橋用 | 1台分 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 10,160,850 | 91式戦車橋用の鉄履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該装備品は、市販品のブルドーザー等と異なり戦場での過酷な条件を考慮し、試作及び実用試験を経て仕様が決定され装備化されており、試作及び実用試験での各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、鉄履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10414 | 三菱重工業㈱ | ゴム履帯 91式戦車橋用 | 1台分 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 9,583,350 | 91式戦車橋用のゴム履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該戦車橋は、市販品のブルドーザー等と異なり戦場での過酷な条件を考慮し、試作及び実用試験を経て仕様が決定され装備化されており、試作及び実用試験での各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10415 | 三菱重工業㈱ | 鉄履帯 74式戦車用 | 67両分 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 611,271,150 | 74式戦車の鉄履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該戦車は、市販品のブルドーザー等と異なり戦場での過酷な条件を考慮し、試作及び実用試験を経て仕様が決定され装備化されており、試作及び実用試験での各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、鉄履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10416 | 三菱重工業㈱ | 鉄履帯 89式装甲戦闘車用 | 2両分 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 27,772,500 | 89式装甲戦闘車用の鉄履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該装備品は、市販品のブルドーザー等と異なり戦場での過酷な条件を考慮し、試作及び実用試験を経て仕様が決定され装備化されており、試作及び実用試験での各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、鉄履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10417 | 三菱重工業㈱ | 鉄履帯 99式自走155mmりゅう弾砲用 | 1両分 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 17,248,350 | 99式自走155mmりゅう弾砲用の鉄履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該装備品は、市販品のブルドーザー等と異なり戦場での過酷な条件を考慮し、試作及び実用試験を経て仕様が決定され装備化されており、試作及び実用試験での各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、鉄履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10418 | 三菱重工業㈱ | 鉄履帯 90式戦車用 | 8両分 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.10 | 164,505,600 | 90式戦車の鉄履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該戦車は、市販品のブルドーザー等と異なり戦場での過酷な条件を考慮し、試作及び実用試験を経て仕様が決定され装備化されており、試作及び実用試験での各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、鉄履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10419 | 三菱重工業㈱ | 96式装輪装甲車用特殊工具セット(その2) | 3組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.10 | 2,387,700 | 96式装輪装甲車用の特殊工具であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならぬとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計が必要であり、技術試験および実用試験の各段階を経て開発した社のみが特殊工具の製造図面を保有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10420 | 三菱重工業㈱ | 軽機関銃用銃架(UH-60J用) | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.14 | 41,475,000 | 本件契約は、米国のシコルスキー社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱重工業㈱のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10421 | 三菱重工業㈱ | 97式魚雷用訓練頭部 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.14 | 77,494,200 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、97式魚雷の航行中における魚雷管制部等からの音響、航走等データ記録、航走安全制御等を行うため、その製造に当たっては、同魚雷との機械的・電気的適合性を満たす必要がある。現在、この要件を満たしているのは、97式魚雷の契約実績を有し、その機能・性能等を熟知している三菱重工業㈱のみであるため)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10422 | 三菱重工業㈱ | 鉄履帯(新戦車用) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.15 | 16,380,000 | 新戦車用の鉄履帯であり、本体の構造・性能・機能・重量等を細部まで熟知したうえで設計、製造しないと本体に所要の性能を発揮させることができない。当該戦車は、市販品のブルドーザー等と異なり戦場での過酷な条件を考慮し、各種試験結果によって得られたデータ及び最高速度、ブレーキ性能、信地旋回時の回転差、本体重量、路外地の走破性能、対戦車地雷に対する耐久性、射撃時の本体に対する衝撃等を考慮に入れ、鉄履帯の素材、厚さ、強度、重量等が決定されている。したがって、鉄履帯を製造できるのは、本体の製造実績を有している開発企業のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10423 | 三菱重工業㈱ | 空調調和機 GHD-36 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.23 | 871,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10424 | 三菱重工業㈱ | 魚雷調定管制試験器TG-6 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.27 | 36,926,400 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品の製造に当たっては、89式魚雷及び89式B魚雷の構造・性能等を熟知している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、当該魚雷の研究開発を行いその製造を担当した三菱重工業㈱のみであるため)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10425 | 三菱重工業㈱ | 99式自走155mmリゅう弾砲車体用特殊工具セット | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 2,192,400 | 99式自走155mmリゅう弾砲車体用の特殊工具であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならぬとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計が必要であり、技術試験および実用試験の各段階を経て開発した社のみが特殊工具の製造図面を保有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10426 | 三菱重工業㈱ | 89式魚雷整備用器材(米国派遣訓練用) | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 84,710,850 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、米国における発射訓練前後において89式魚雷の点検・整備を行うものであり、その製造に当たっては、同魚雷の機械的・電気的な構造・性能等を熟知している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、89式魚雷の製造実績を有し、その構造・性能等を熟知している三菱重工業㈱のみであるため。)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10427 | 三菱重工業株 | 無人機研究システム(その2)(2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 623,175,000 | 本件は、主として偵察情報を収集する、無人機の効果的な運用方法及び無人機整備に必要な態勢整備等に関する技術資料を得るための無人機システムを開発するものである。 本試作は、無人機を発進母機(F-15型航空機)に搭載するための関連試験及び母機適合性解析の実施及び機体改修部品の設計・製造を実施するものである。三菱重工業(株)は、F-15型航空機のライセンス製造会社であり、当該航空機に関する性能・構造を熟知しているとともに、F-15型航空機に関する改善について、米固ボーイング社との技術援助契約に基づく実施権を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10428 | 三菱重工業株 | 80式空対艦誘導弾 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 197,494,500 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10429 | 三菱重工業株 | 超音速空対艦誘導弾用推進装置(その3)の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 418,215,000 | 本件は、将来の超音速空対艦誘導弾に適用可能なインテグラル・ロケット・ラムジェット(以下「IRR」という。)エンジン技術に関する技術資料を得るものである。 研究試作(その1)においては、システム設計(その1)を実施するとともに、IRRエンジン、燃焼試験器材を試作している。 研究試作(その2)では、システム設計(その2)を実施するとともに、推進性能確認飛行体、ダミー飛行体A1型、ダミー飛行体A2型、インテグラルロケットブースタ等を試作している。 本研究試作では、IRRエンジン、ラムジェット燃料器、ラムジェット燃料器燃焼試験器材を試作する。 本研究試作(その3)に当たっては、研究試作(その1)及び(その2)の成果を反映させたIRR推進技術及び誘導弾システム統合技術が必要である。 現在、この要件を満たしているのは、研究試作(その1)及び(その2)の契約相手方である三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10430 | 三菱重工業株 | 90式戦車回収車用特殊工具セット | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.10 | 32,917,500 | 90式戦車回収車用の特殊工具であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならないとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計の必要があり、技術試験および実用試験の各段階を経て開発した該社のみが特殊工具の製造図面を保有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10431 | 三菱重工業株 | 96式装輪装甲車用機関 | 15個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 82,624,500 | 96式装輪装甲車の機関であり、技術試験および実用試験の各段階を経て開発された専用の機関であることから、その製造図面は開発企業である該社のみが保有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10432 | 三菱重工業株 | 高運動飛行制御システム(その6)の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 899,850,000 | 本件は、将来の超音速小型航空機の能力向上に必須のエンジン・飛行制御統合化技術を適用した高運動飛行制御等について、実現に必要な技術資料を得るものである。 本研究試作は、12年度～16年度契約「高運動飛行制御システム(その1～その5)の研究試作」に引き続き、将来の超音速小型航空機に必須な敵航空機からの低被観測性(ステルス性)について向上を図るため、航空機エンジンの空気取り入れ口からのレーダ反射波を低減させるためのレーダ・ブロッカ模型及び空気取り入れ口ダクト模型等を製作するものである。本研究試作に当たっては、上記研究試作において、想定している機体に対する高運動飛行制御のためのシステム設計を踏まえ、当該機体を考慮した超音速小型航空機のレーダ・ブロッカの設計・製造を実施する必要がある。現在、この要件を満たしているのは、「高運動飛行制御システム(その1～その5)の研究試作」の契約相手方である三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10433 | 三菱重工業株 | 89式魚雷用訓練頭部 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 57,582,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、海上自衛隊における89式魚雷の発射訓練の際に、実用頭部の代わりに装着して使用するものである。本品を製造できるのは、魚雷の構造・性能等を熟知し、かつ本品の製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工業株のみであるため。) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10434 | 三菱重工業株 | 89式魚雷艦上取扱要具 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 7,188,300 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、89式魚雷の誘導電線の接続、ケーブルの着脱、起爆装置の着脱等に使用する工具等である。本品を製造できるのは、89式魚雷の製造を担当して、その構造・性能を熟知し、かつ、本品の製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工業株のみであるため。) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10435 | 三菱重工業(株) | 艦船搭載用魚雷調整要具及び試験器MK46型 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 6,961,500 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、MK46魚雷等の起爆装置の着脱に使用する工具及び調定回路のチェックに使用する器材である。本品を製造できるのは、MK46魚雷等の製造を担当して、その構造・性能を熟知し、かつ本品の製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工業(株)のみであるため。) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10436 | 三菱重工業(株) | 90式戦車用維持用部品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 597,345,000 | 90式戦車の専用部品であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならないとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。当該専用部品の製造図面は、技術試験および実用試験の各段階を経て装備品を開発した該社のみが保有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10437 | 三菱重工業(株) | 90式戦車用直接照準眼鏡 | 6個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 24,538,500 | 90式戦車用の直接照準眼鏡であり、使用目的に合致した形状・強度でなければならないとともに、利便性・安全性を考慮する必要がある。このため装備品専用開発設計する必要があり、製造図面は技術試験および実用試験の各段階を経て開発した該社のみが保有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10438 | 三菱重工業(株) | 99式空対空誘導弾(改)の実用試験用巡航ミサイル型標的 | 2機 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 304,920,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10439 | 三菱重工業(株) | 複合装甲標的 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 194,355,000 | 本品の製造については、防弾鋼板にセラミック板等の各種鋼板を重ね合わせる複合装甲及び鋼板と鋼板の間に火薬を挟み込む反応装甲の製造のための設計、製造技術・ノウハウ、生産設備は、我が国で唯一制式化された特殊装甲(90式戦車)の開発・製造及複合装甲をはじめとした各種装甲構造の試作研究の全てを担当している国内唯一の複合装甲メーカーである三菱重工業のみであり、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10440 | 三菱重工業(株) | 90式戦車用機関 | 2個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 96,957,000 | 本品の製造に当たっては、本体の研究開発を行い本品の構造・機能等を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは本体の契約相手方である三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10441 | 三菱重工業(株) | 90式戦車用機関 | 1個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 48,478,500 | 本品の製造に当たっては、本体の研究開発を行い本品の構造・機能等を熟知している必要があり、この要件を満たしているのは本体の契約相手方である三菱重工業(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10442 | 三菱重工業(株) | 普通科部隊隊闘射撃訓練シミュレータ | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 256,935,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10443 | 三菱重工業(株) | BMDシミュレータ装置用プログラム(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 591,360,000 | 本プログラムは、JADGEの弾道ミサイル対処機能を評価する上で必要なBMD環境シミュレーション機能及びBMDウェポンの要撃性能評価支援機能を有するものであり、本件の履行に当たっては、極めて忠実度の高いBMDモデルの構築能力及びBMDウェポンの要撃性能を定量的に評価するための技術的手法についてのノウハウが必要である。また、本プログラムの設計、製造に当たっては、SAMシステム評価プログラムの機能・性能を活用すること等が求められており、これらについて熟知している必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10444 | 三菱重工業(株) | 車両用発電装置の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 339,780,000 | 本件は、戦闘車両の機動性向上を図るため、エンジンのフライホイールに発電及び電動機能を付加することによるエンジンの小型・高出力、高応答、低燃費化に関する技術資料を得るものである。 本研究試作については、戦闘車両用動力源としてのフライホイール発電・電動装置及び専用試験装置の試作を行う。 本研究試作に当たっては、戦闘車両用である小型・高出力化を求めたディーゼルエンジンとフライホイール発電・電動装置の一体化を実現し、燃料の節減、車両の加速性能向上及び航続距離延伸を可能とする知識・技術が必要である。 現在、その要件を満たしているのは、戦闘車両用エンジンを熟知し、かつ上記、知識・技術を有する、三菱重工業(株)、(株)日立製作所及び(株)小松製作所の3社のみであるが、(株)日立製作所及び(株)小松製作所からは、受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。 よって、三菱重工業(株)と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 10445 | 三菱重工株式会社 | O4式空対空誘導弾(テレメータ弾) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 930,525,750 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10446 | 三菱重工株式会社 | 自走式デコイ(潜水艦用) | 6本 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 226,485,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき (本品は、ランチャーから射出し、魚雷に対し音響的欺まんを実施しつつ、自走することにより魚雷を誘引するものであり、その製造に当たっては、航走制御及び音響特性等について熟知している必要がある。本品を製造できるのは、上記特性等について熟知し、「魚雷防衛システム(その4)(2)」の契約相手方である三菱重工株式会社のみであるため。) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10447 | 三菱重工株式会社 | 自走式デコイ用構成品(潜水艦用) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 60,060,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき (本品は、平成17年度「自走式デコイ(潜水艦用)」の一部構成品と同仕様のものである。本品を製造できるのは、「自走式デコイ(潜水艦用)」の契約予定相手方であり、本品の製造に必要技術及び生産設備を有している三菱重工株式会社のみであるため。) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10448 | 三菱重工株式会社 | 先進SAM要素技術(その1)の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 407,904,000 | 本件は、NBC(核、生物、化学)弾頭を搭載し、超低空や高々度から超高速で飛来するCM(巡航ミサイル)、ASM(空対地ミサイル)等の小型超高速目標を、長～近距離の多層構造で確実に迎撃できるミサイルシステムを実現するためにシステム・コンセプトを明確にし、先進的なSAM(地对空ミサイル)システム構築に必要な技術資料を得るものである。本研究試作については、システム設計及びM&S技術に用いるスパイラル研究用シミュレータ(ソフトウェア及び解析処理コンソール)の試作を行う。本研究試作に当たっては、M&Sによるシミュレーションを、将来における先進SAMミサイルシステムの基本案を策定するためには、ミサイルシステム全体及び個々の構成レベルの構造・性能等の知識及び技術を有することが必要である。本研究試作に必要な技術を有するのは、ミサイルシステムの開発実績のある川崎重工業(株)、(株)東芝、三菱重工(株)及び三菱電機(株)の4社のみであるが、契約を差し控えることとされている(株)東芝、三菱電機(株)を除く川崎重工業(株)及び三菱重工(株)に対し業態調査を行ったところ、川崎重工業(株)から受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。よって、三菱重工(株)と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10449 | 三菱重工株式会社 | 新水中自走標的の研究(その2) | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 281,746,500 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき (本品は、航空機(SH-60J及びSH-60K)及び水上発射管等との適合性を確保するとともに、空中投下から海面着水時の着水角度及び安定的姿勢等を保持し、潜水艦を模擬した水中航走の機能を有することが求められ、平成16年度契約「新水中自走標的の研究(その1)」(以下「研究(その1)」という。)では、そのシステム設計を行った。本品の製造に当たっては、研究(その1)のシステム設計に基づく詳細設計及び製造を行うため、短魚雷の空中、水中航走制御及び音響特性等の技術についてのみならず、研究(その1)の設計内容についても熟知している必要がある。この条件を満たしているのは、研究(その1)の契約相手方であり、魚雷及び魚雷用標的等の研究開発を担当して、当該研究に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工株式会社のみであるため。) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10450 | 三菱重工株式会社 | 着艦誘導支援装置OJN-3B | 8SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 1,209,180,000 | 本品は、海上自衛隊の護衛艦に搭載し、SH-60K型航空機の飛行甲板への誘導、着艦を支援し、パイロットのワークロードを軽減すると共に、着艦オペレーションを安全に遂行するための装置である。本品に求められている着艦誘導支援機能は、本品(艦上システム)とSH-60K型航空機(機上システム)が一体となって実現されるものであることから、その設計、製造に当たっては、艦上システムと機上システムの双方の技術的内容について熟知している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、「着艦誘導支援システムの研究試作」及び「哨戒ヘリコプター(艦載型)」の開発を担当し、SH-60K型航空機の主契約者である三菱重工株式会社のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10451 | 三菱重工株式会社 | 99式自走155mmリゅう弾砲等用機関 | 2個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 36,792,000 | 本品の製造に当たっては、本体の研究開発を行い本品の構造・機能等を熟知している必要がある。この要件を満たしているのは本体の契約相手方である三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 10452 | 三菱重工(株) | 訓練用IRミサイルシーカ・シミュレータHW Q-3-T-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 224,385,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、平成15年度契約「IRミサイルシーカシミュレータ テストベンチ(LSM-14)」による点検及び「地上評価装置(LYQ-12)」による訓練データ解析・評価が出来るための設計が求められており、その製造に当たっては、当該装置の機能・性能等を熟知している必要がある。現在、この条件を満たしているのは、「IRミサイルシーカシミュレータ テストベンチ(LSM-14)」及び「地上評価装置(LYQ-12)」の契約相手方である三菱重工(株)のみであるため。)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10453 | 三菱重工(株) | 90式艦対艦誘導弾用ブースタ | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 18,742,500 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10454 | 三菱重工(株) | 複合装甲標的 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 15,109,500 | 本品は、YMC鋼板及びYMC鋼板に関する化学的組成値及び熱処理についてのノウハウが必要であり、また、複合装甲に関する構造・機能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術、生産設備を有している必要がある。 本品の製造が可能なのは、90式戦車複合装甲の研究開発を行い、平成14年度に契約した新中対戦車誘導弾(XATM-6)(その3)の研究試作(2)において、YMC鋼板及びYMC鋼板を用いた複合装甲標的を製造した契約相手方である三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10455 | 三菱重工(株) | ブラストテストミサイル90式艦対艦誘導弾形 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 129,559,500 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10456 | 三菱重工(株) | シミュレーション部 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 468,300,000 | 本件の履行に当たっては、16SSの自艦運動を模擬するための3次元運動モデルを作成するとともに、16SS武器システムのシステムインテグレーションを行える能力が必要であり、現在、この条件を満たしているのは、16SSの契約相手方であり、次期潜水艦システムの開発試作で「新情報処理装置」を担当した三菱重工(株)のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10457 | 三菱重工(株) | レーダ擬似信号発生装置演算制御部 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 98,910,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10458 | 三菱重工(株) | PLV J/UYQ-21 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 84,000,000 | 本品は、航空自衛隊のF-15近代化機に搭載する各種機器にソフトウェアをインストールするためのものである。本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術導入契約を必要とし、現在、この条件を満たしているのは、三菱重工(株)のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10459 | 三菱重工(株) | 重装輪回収車 | 1両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 149,299,500 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10460 | 三菱重工(株) | 重装輪車両、中SAM(信号処理部用) | 2両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 133,791,000 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10461 | 三菱重工(株) | 水中航走式機雷掃討具(S-10・1型) | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 3,570,000,000 | 本品は、海上自衛隊の艦艇に搭載し、水中航走式、誘導電線、管制装置、投入揚収装置及び水中位置監視装置から構成され、管制装置により有線誘導された水中航走体により機雷を捜索、類別及び識別し掃討する装置である。 本品は、技術研究本部と三菱重工(株)との共同研究により得られた特許「無人海中探査装置」を使用し、新型掃海具の開発を行うものとし、平成5年度に「水中航走式機雷掃討具(S-10)(その1)の研究試作」として、当該特許の共同保有者である三菱重工(株)を契約相手方として開発が開始された。 本品の製造に当たっては、特許「無人海中探査装置」に基づき製造することが求められている。 現在、当該特許権を使用する権利を有し、かつ、本品を製造可能な技術及び製造設備を有しているのは、三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 10462 | 三菱重工工業株 | 重装輸車両、中SAM(空中線部用) | 2両 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 135,555,000 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10463 | 三菱重工工業株 | AAM-5支援器材 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 449,715,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、AAM-5の誘導制御装置等の各構成品に対し、電気的信号等の授受により、誘導弾運用のための書点検を行うことから、その製造に当たっては、AAM-5の電気的インターフェース等について熟知している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、AAM-5の研究開発を行い、その製造を担当している三菱重工工業株のみであるため。) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10464 | 三菱重工工業株 | 基幹信号伝送装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 193,725,000 | 本装置は、平成16年度潜水艦(以下「16SS」という。)に搭載される武器システム(以下「16SS武器システム」という。)に組み込まれるソフトウェアの領収試験及び維持管理を行うことを目的として海上自衛隊艦艇開発隊に設置される16SSテストサイトを構成するサブシステムの1つであり、テストサイトを構成する各器材間のネットワークを司る装置である。上記目的で使用する16SSテストサイトは実艦搭載の16SS武器システムと同等の通信環境を構築する必要があり、ネットワークの骨幹となる本装置の製造に当たっては、16SS武器システムを構成する各装置との接続内容及びシステム全体の特性を熟知している必要がある。上記要件を満たしているのは、16SSの契約相手方であり、「次期潜水艦システム(新情報処理装置)」において本装置の開発試作を担当した三菱重工工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10465 | 三菱重工工業株 | S-61A型航空機 定期特別修理 | 2機 | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.18 | 75,075,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シヨルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10466 | 三菱重工工業株 | UH-60J PAR | 1機 | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.13 | 148,785,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シヨルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10467 | 三菱重工工業株 | F-15J/DJ航空機機体定期修理等 | 38機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.09 | 5,042,520,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国ボーイング社との技術援助契約を有している三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10468 | 三菱重工工業株 | UH-60J 航空機機体定期修理等 | 7機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.06 | 847,770,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シヨルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10469 | 三菱重工工業株 | TFE731エンジン・オーバーホール | 2台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.07 | 31,342,500 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10470 | 三菱重工工業株 | F-2A/B航空機機体定期修理等 | 11機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.11 | 1,568,910,000 | 本機の修理を実施できるのは、現在、米国ロッキード・マーティン社との技術援助契約を有している三菱重工工業株のみであり、かつ該社は航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10471 | 三菱重工工業株 | TS1エンジン・オーバーホール | 1台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.14 | 6,531,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10472 | 三菱重工工業株 | F-4EJ/RF-4E 航空機機体定期修理等 | 26機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.19 | 5,978,070,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国ボーイング社との技術援助契約を有している三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10473 | 三菱重工工業株 | 航空機用エンジン等・オーバーホール(PT6Aエンジン) | 1台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.24 | 15,519,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10474 | 三菱重工工業株 | 航空機用エンジン等・オーバーホール(250-B17Dエンジン) | 1台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.24 | 13,146,000 | 本エンジンの修理を実施できるのは、米国ロールスロイス社との技術援助契約を有している三菱重工工業株のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 10475 | 三菱重工業㈱ | T-400航空機機体定期修理等 | 2機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.25 | 186,795,000 | 本機の修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10476 | 三菱重工業㈱ | LR-1機体IRAN | 1機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.28 | 43,575,000 | 本機の修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10477 | 三菱重工業㈱ | 250-B17Fエンジン・オーバーホール | 1台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.02 | 4,315,500 | 本エンジンの修理を実施できるのは、米国ロールスロイス社との技術援助契約を有している三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10478 | 三菱重工業㈱ | SH-60J PAR | 15機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.08 | 2,829,855,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シコルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10479 | 三菱重工業㈱ | UH-60J PAR | 4機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.22 | 613,620,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シコルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10480 | 三菱重工業㈱ | UH-60JA機体IRAN | 7機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.13 | 851,865,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シコルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10481 | 三菱重工業㈱ | 航空機用エンジン等・オーバーホール(DART-10エンジン) | 4台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.21 | 113,526,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理設備を有し、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有しているのは三菱重工業㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10482 | 三菱重工業㈱ | T542-10 エンジン・オーバーホール | 1台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.22 | 34,282,500 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理設備を有し、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有しているのは三菱重工業㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10483 | 三菱重工業㈱ | UH-60J 航空機機体定期修理等 | 1機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 89,670,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シコルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10484 | 三菱重工業㈱ | OH-1(機体)用初度部品(国産)(その4) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.31 | 7,971,600 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本社様書の部品番号に応ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、三菱重工業㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10485 | 三菱重工業㈱ | TFE731エンジン・オーバーホール | 11台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.06 | 146,727,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10486 | 三菱重工業㈱ | 航空機用エンジン等・オーバーホール(PT6Aエンジン) | 8台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.06 | 93,481,500 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10487 | 三菱重工業㈱ | 航空機用エンジン等・オーバーホール(TFE731エンジン) | 2台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.06 | 32,959,500 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10488 | 三菱重工業㈱ | UH-60J用機体初度部品(国産)(その3) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 50,736,000 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10489 | 三菱重工業㈱ | JT15D-5Fエンジン・オーバーホール | 4台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.10 | 76,188,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工業㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10490 | 三菱重工株式会社 | アダプター、空中給油用 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.14 | 5,691,000 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10491 | 三菱重工株式会社 | 哨戒ヘリコプター用操縦士席防弾板キット | 4SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.14 | 74,592,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に應ずる製造図面、製造に必要な技術を有しているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10492 | 三菱重工株式会社 | 航空機用維持部品(国産)(その10) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.14 | 1,680,000 | 本品の製造に当たっては、米国ザ・ボーイング・カンパニーとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10493 | 三菱重工株式会社 | AIRCRAFT SLING ASSY | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.15 | 18,270,000 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト社との技術援助契約に基づきUH-60J型航空機の技術資料を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10494 | 三菱重工株式会社 | F-2用整備器材(搭載)(基地整備器材) | 6EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.16 | 1,754,550 | 本品の製造に当たっては、米国ロッキード・マーチン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10495 | 三菱重工株式会社 | F-2及びXF-2航空機緊急脱出装置用部品(国産) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.16 | 5,850,600 | 本品の製造は、F-2航空機適用仕様書に基づいて実施する必要があり、本適用仕様書を有しているのは、本体の製造を担当している三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10496 | 三菱重工株式会社 | F-2及びXF-2航空機緊急脱出装置用部品(国産) | 2式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.16 | 2,925,300 | 本品の製造は、F-2航空機適用仕様書に基づいて実施する必要があり、本適用仕様書を有しているのは、本体の製造を担当している三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10497 | 三菱重工株式会社 | F-15用機体通信電子部品(その1) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 11,172,000 | 本品の製造に当たっては、米国ザ・ボーイング・カンパニーとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10498 | 三菱重工株式会社 | F-15による新たな偵察態勢整備に係る調査研究(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.22 | 8,977,500 | 本調査研究に当たっては、F-15の搭載機器及び機体の設計、構造、システム全体を熟知している必要がある。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10499 | 三菱重工株式会社 | CHAMBER ASSY | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 4,890,900 | 本品の製造に当たっては、米国ザ・ボーイング社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10500 | 三菱重工株式会社 | 航空機用維持部品(国産)(その16) | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.28 | 28,234,500 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10501 | 三菱重工株式会社 | ソノブイ投射器着脱用支援器材 | 10T | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 48,657,000 | 本品の製造に当たっては、設計条件として11年度試作契約「哨戒ヘリコプター(艦載用)(その3)」(以下、試作契約という。)により設計された器材を基準にXSH-60K型航空機の技術/実用試験での成果を反映し、作成することが要求されている。現在、これらの要件を満たしているのは、本機の製造会社で、かつ、試作契約において、ソノブイ投射器着脱用支援器材を設計した三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10502 | 三菱重工株式会社 | 航空機用エンジン等・オーバーホール(250-B17Dエンジン) | 7台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 92,316,000 | 本エンジンの修理を実施できるのは、英国ロールスロイス社との技術援助契約を有している三菱重工株式会社のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10503 | 三菱重工株式会社 | CH-47JA(機体)用初度部品(国産)(その2) | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 54,075,000 | 本品の製造に当たっては、米国ハミルトン・サンドストランドとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工株式会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10504 | 三菱重工株式会社 | 250-C20Bエンジン・オーバーホール | 9台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 60,669,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工株式会社のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10505 | 三菱重工株式会社 | S-61A PAR | 1機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 42,840,000 | 本機の修理を実施できるのは、米国シコルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工株式会社のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10506 | 三菱重工機 | 航空機用エンジン等・オーバーホール(250-C20Bエンジン) | 3台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 33,894,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10507 | 三菱重工機 | 250-B17Fエンジン・オーバーホール | 1台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 2,089,500 | 本エンジンの修理を実施できるのは、英国ロールスロイス社との技術援助契約を有している三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10508 | 三菱重工機 | ターボシャフト・エンジンTS1-M-10 | 4台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 628,068,000 | 当該エンジンの製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、三菱重工機のみであり、かつ、該社は航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10509 | 三菱重工機 | 航空機用維持部品(国産)(その5) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 20,643,000 | 本品の製造に当たっては、米国ザ・ボーイング・カンパニーとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10510 | 三菱重工機 | 航空機用維持部品(国産)(その19) | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 73,710,000 | 本品の製造に当たっては、米国ソルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10511 | 三菱重工機 | UH-60J用機体初度部品(国産)(その6) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 7,119,000 | 本品の製造に当たっては、米国ソルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10512 | 三菱重工機 | ソーナー着脱用支援器材(艦上用) | 110T | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 146,800,500 | 本品の製造に当たっては、設計条件として11年度試作契約「哨戒ヘリコプター(艦載用)(その3)」(以下、試作契約という。)により設計された器材を基準にXSH-60K型航空機の技術/実用試験での成果を反映し、作成することが要求されている。現在、これらの要件を満たしているのは、本機の製造会社で、かつ、試作契約において、ソーナー巻上げ機着脱用支援器材及びソーナー送受波器着脱用支援器材を設計した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10513 | 三菱重工機 | ソーナー着脱用支援器材(地上用) | 10T | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 6,594,000 | 本品の製造に当たっては、設計条件として11年度試作契約「哨戒ヘリコプター(艦載用)(その4)」(以下、試作契約という。)により設計された器材を基準にXSH-60K型航空機の技術/実用試験での成果を反映し、作成することが要求されている。現在、これらの要件を満たしているのは、本機の製造会社で、かつ、試作契約において、ソーナー巻上げ機着脱用支援器材及びソーナー送受波器着脱用支援器材を設計した三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10514 | 三菱重工機 | OH-1(エンジン)用初度部品(国産) | 3EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 14,685,300 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に必ず製造図面及び製造に必要な技術を有しているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10515 | 三菱重工機 | F-2用整備器材(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 182,563,500 | 本品の製造に当たっては、米国ロッキード・マーチン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10516 | 三菱重工機 | AFMS試験装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 164,115,000 | 本品の製造に当たっては、AFMSの構造、機能等を熟知する必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本機の契約相手方である三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10517 | 三菱重工機 | AAM-4発射回路点検装置 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 18,322,500 | 本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約に基づくF-15型航空機に関する技術資料を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10518 | 三菱重工機 | SH-60K整備データモニタリング装置 | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 14,815,500 | 本品の製造に当たっては、本機におけるAFMSシステムのインターフェースを熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本機の契約相手方である三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10519 | 三菱重工機 | UH-60JA(機体)用初度部品(国産)(その4) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 24,381,000 | 本品の製造に当たっては、米国ソルスキー・エアクラフト・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10520 | 三菱重工業株 | スタンバイ指示器ペンテスタ | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 19,876,500 | 本品の製造に当たっては、スタンバイ指示器の機能、構造及び本機とのインターフェースを熟知している必要がある。現在、これらの条件を満たしているのは、本機の契約相手方である三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10521 | 三菱重工業株 | SH-60K型航空機機体部品(国産)(その15) | 1OT | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 73,185,000 | 本品の製造に当たっては、米国パーカー ハニフィン コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10522 | 三菱重工業株 | RFTLTS J/USM-226 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.10 | 30,450,000 | 本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約による技術資料に基づき、供試体とのインターフェースを考慮した設計が必要であり、現在、この要件を満たすのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10523 | 三菱重工業株 | F-15近代化機用連接アダプタ(機体インターフェース) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 144,795,000 | 本品の製造に当たっては、本機機内のデータベースについて、米国ボーイング社との技術援助契約による技術資料を必要とし、現在、この要件を満たすのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10524 | 三菱重工業株 | ECS・テスト・セット(F-15用) | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 134,295,000 | 本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約に基づく技術資料を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10525 | 三菱重工業株 | SH-60K用特殊工具 | 1OT | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 19,687,500 | 本品の製造に当たって、構成の番号3から7については米国シコラスキーエアクラフト社との技術援助契約を必要とし、番号1、2及び8については部品番号に応ずる製造図面を必要とする。現在、これらの要件を満たしているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10526 | 三菱重工業株 | テストセット スタア・マネージメント・システム | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 140,994,000 | 本品の製造に当たっては、米国LOCKHEED MARTIN社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10527 | 三菱重工業株 | 75KVAジェネレータ・テスト・スタンド(F-15用) | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 129,465,000 | 本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約に基づく技術資料を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10528 | 三菱重工業株 | テストセット プリロード・アーメント・サーキット | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 97,177,500 | 本品の製造に当たっては、米国LOCKHEED MARTIN社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10529 | 三菱重工業株 | テストセット スタア・リリース・イクイップメント | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 94,811,850 | 本品の製造に当たっては、米国LOCKHEED MARTIN社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10530 | 三菱重工業株 | F-4用整備器材(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 15,015,000 | 本品の製造に当たっては、仕様書の部品番号に応ずる製造図面が必要であり、現在、この要件を満たしているのは、F-4型航空機を製造し、機体構造を熟知することにより、当該図面を作成し、保有している三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10531 | 三菱重工業株 | UH-60J用搭載機器 初度部品(国産) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 77,826,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に応ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10532 | 三菱重工業株 | 投下管制装置 HWG-3 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 15,540,000 | 本品においては、機体の関連装置との接続が要求されているため、本品を製造できるのは関連装置の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10533 | 三菱重工業株 | 投下管制装置 HWG-3 | 6EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 93,240,000 | 本品においては、機体の関連装置との接続が要求されているため、本品を製造できるのは関連装置の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10534 | 三菱重工業株 | F-2用機体初度部品(国産)その1 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 174,426,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に応ずる製造図面及び製造に必要な技術を有しているのは、三菱重工業株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10535 | 三菱重工機 | F-2用機体初度部品(国産)その2 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 634,641,000 | 本品の製造に当たっては、本仕様書の部品番号に於ける製造図面及びCDEEUについては米国ロッキード・マーティン・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10536 | 三菱重工機 | ターボシャフト・エンジン(TS1-M-10)長時間耐久試験 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 57,046,500 | 本試験を実施できるのは、当該エンジンの製造及び修理を担当し、その構造・性能を熟知している三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10537 | 三菱重工機 | MH-53E PAR | 2機 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 135,538,200 | 本機の修理を実施できるのは、米国シコルスキー社との技術援助契約を有している三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10538 | 三菱重工機 | UH-60J用整備器材(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 111,825,000 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10539 | 三菱重工機 | SH-60K型航空機機体部品(国産)(その1) | 10T | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 693,105,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に於ける製造図面及び製造に必要な技術を有しているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10540 | 三菱重工機 | TFE731エンジン・オーバーホール | 3台 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 29,505,000 | 本エンジンの修理に必要な技術及び修理用設備を有しているのは、現在、三菱重工機のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10541 | 三菱重工機 | CFRS J/UYQ-20 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 390,495,000 | 本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約による技術資料に基づき、DTMIに保存されるBITデータ読み取りについてのインターフェースを考慮した設計が必要であり、現在、この要件を満たすのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10542 | 三菱重工機 | 高圧空気充填装置(F-2用) | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 14,335,650 | 本品の製造に当たっては、米国ロッキード・マーティン社との技術援助契約に基づく技術資料を必要とし、現在、この要件を満たすのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10543 | 三菱重工機 | AAM-5発射回路点検装置 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 91,591,500 | 本品の製造に当たっては、米国ボーイング社との技術援助契約に基づくF-15型航空機に関する技術資料を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10544 | 三菱重工機 | F-15近代化改修機用ミッション・サポートシステム(AFMSS) J/UYQ-22 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 103,530,000 | 本品の製造に当たっては、DTMへのデータ入出力に関して、米国ボーイング社との技術援助契約に基づく技術資料を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10545 | 三菱重工機 | RF-4E用機体通信電子部品 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 139,860,000 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に於ける製造図面及び製造に必要な技術を有しているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10546 | 三菱重工機 | 反応装甲 | 468枚 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 41,793,570 | 本品の製造に当たっては、反応装甲に関する構造・機能等を熟知し、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、「反応装甲標的」を受注・製造した三菱重工機のみであり、かつ火薬類取締法に基づく許可を有している。火薬類取締法許可:15環改保火第101号(15.5.16) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 10547 | 三菱重工機 | UH-60JA(機体)用初度部品(国産)(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 263,476,500 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に於ける製造図面及び製造に必要な技術を有しているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10548 | 三菱重工機 | UH-60JA(機体)用初度部品(国産)(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 163,474,500 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10549 | 三菱重工機 | UH-60J用機体初度部品(国産)(その7) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 857,661,000 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------------------|--|------|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10550 | 三菱重工(株) | F-15J/DJ近代化改修用初度部品(国産) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 259,560,000 | 本品の製造に当たっては、本仕様書の部品番号に於ける製造図面及び米国が・ボーイング・カンパニーとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10551 | 三菱重工(株) | UH-60JA(機体)用初度部品(国産)(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 39,007,500 | 本品の製造に当たっては、米国シコルスキー・エアクラフト・コーポレーションとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱重工(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10552 | 三菱商事(株) | SEALほか76品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.05 | 40,702,200 | UH-60JA(ム-グ社)の部品等であり、国内(輸入品)の販売権を有するものが三菱商事(株)社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10553 | 三菱商事(株) | TUBEほか26品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.14 | 40,353,600 | LR-2(PW&S社)の部品等であり、国内(輸入品)の販売権を有するものが三菱商事(株)社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10554 | 三菱商事(株) 代理(株)テスコ | 赤錆還元剤 | 40 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.16 | 3,076,500 | 本製品は、赤錆を安定した三酸化第2鉄に変化させ、廃水処理が容易な還元剤である。部隊整備用として最適な製品であり、他に同等品がないため、本製品の輸入販売元である当該会社と契約(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10555 | 三菱電機(株)関西支社代三菱商事(株)中国支社 | 潜水艦たかしお装備認定試験等技術役務その5 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.06.30 | 2,152,500 | 本件の対象機器である電波探知装置の製造業者であり、本役務に必要な技術、知識を保有(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10556 | 三菱商事(株) 代理 (株)テスコ | テフロンスプレー 70-87 | 629個 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.09.07 | 4,158,000 | 航空機の潤滑剤用で使用している当該品は輸入品であり、当該会社が日本における独占販売権を有しているものであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10557 | 三菱商事(株) | TC-90型航空機用部品(輸入)その1 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.30 | 68,129,250 | 当該品は、TC-90型航空機に搭載するPT6A型エンジン用部品(輸入品)であり、当該会社がPT6Aの製造元である米プラット・ホイットニ社の日本国内独占販売権を有しているものであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10558 | 三菱商事(株) 宇宙航空機本部 | 着艦拘束装置電気部品 LOAD CELL ASSY外 | 11件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.08.11 | 20,068,650 | 当該品は輸入品であり、当該会社が日本における独占販売権を有しているものであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10559 | 三菱商事(株) 宇宙航空機本部 | ヘリコプター着艦拘束装置部品 ROLLER ASSY, ARRESTING BEAM 外 | 26件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.25 | 35,454,300 | 当該品はヘリコプター着艦拘束装置の部品(輸入品)であり独占販売権を有しているのは当該会社のみであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10560 | 三菱商事(株) 宇宙航空機本部 | ヘリコプター着艦拘束装置部品 PUMP, ROTARY 外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.16 | 20,265,000 | 当該品はヘリコプター着艦拘束装置の部品(輸入品)であり独占販売権を有しているのは当該会社のみであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10561 | 三菱商事(株) | MANIFOLD ASSY等分解検査作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.05 | 8,914,500 | 当該品はMH-53E型航空機用の搭載機器(MANIFOLD ASSY等)であり、海外修理会社の国内における代理店は当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10562 | 三菱商事(株) | 航空機部品(定期修理用)WINDSHIELD 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.05 | 2,142,000 | 当該品はMH-53E型航空機の定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10563 | 三菱商事(株) | 航空機部品(部隊整備用)INDICATOR 1品目 | 8個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.05 | 24,780,000 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10564 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)BIM ほか6品目 | 59個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.21 | 2,950,500 | 当該品はUH-60J型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10565 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)INDICATOR ほか9品目 | 61個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.21 | 4,735,500 | 当該品はUH-60J型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10566 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備及び官給用)SPACER ほか6品目 | 1174個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.04 | 3,916,500 | 当該品はTC-90型航空機の部隊整備及び修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10567 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)SEAL ASSY ほか12品目 | 166個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.18 | 13,461,000 | 当該品はSH-60J型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10568 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)BEARING ほか17品目 | 168個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.18 | 19,131,000 | 当該品はSH-60J型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10569 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)PITCH CONTROL 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.02 | 6,461,700 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10570 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)PANEL ASSY ほか1品目 | 6個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.08 | 15,356,250 | 当該品はUH-60J型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10571 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)BUSHING ほか1品目 | 6個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.14 | 1,638,000 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10572 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)TIP CAP ほか191品目 | 1093個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.15 | 121,642,500 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10573 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)SET ASSY ほか1品目 | 10個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.15 | 11,067,000 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10574 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)LATCH ASSY ほか1品目 | 30個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.05 | 6,982,500 | 当該品はP-3C型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10575 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)SHIM ほか3品目 | 142個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.13 | 4,284,000 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10576 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)DRAG BRACE ほか1品目 | 3個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.13 | 46,347,000 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10577 | 三菱商事株 | 航空武器等用部品(部隊整備用)THERMO COUPLE 1品目 | 4個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.03 | 1,764,000 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10578 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(定期修理用)ACCUMULATOR ほか3品目 | 14個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.03 | 9,933,000 | 当該品はUH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10579 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(定期修理用)RING ASSY ほか57品目 | 251個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.10 | 134,799,000 | 当該品はMH-53E型航空機の定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10580 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(官給用)PISTON ASSY ほか11品目 | 102個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.10 | 149,940,000 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10581 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(官給用)GEAR 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.20 | 5,302,500 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10582 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(部隊整備用)SPRING ほか1品目 | 120個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.24 | 2,467,500 | 当該品はTC-90型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10583 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(官給用)DRIVE ASSY ほか20品目 | 604個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.03 | 24,885,000 | 当該品はP-3C型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10584 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)ADJUSTING ほか14品目 | 145個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.03 | 21,903,000 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10585 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(部隊整備用)DOOR ほか6品目 | 41個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.03 | 55,860,000 | 当該品はMH-53E型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10586 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(定期修理用)WINDOW ほか5品目 | 83個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.10 | 21,493,500 | 当該品はSH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10587 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(部隊定期修理用)SEAL ほか8品目 | 186個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.10 | 2,331,000 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10588 | 三菱商事㈱ | GEAR BOX ASSY, MAIN 修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 428,715,000 | 当該品はMH-53E型航空機用の搭載機器(GEAR BOX ASSY,MAIN)であり、海外修理会社の国内における代理店は当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10589 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(官給用)BEARING ほか277品目 | 2459個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 520,894,500 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10590 | 三菱商事㈱ | MANIFOLD ASSY等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 61,456,500 | 当該品はMH-53E型航空機用の搭載機器(MANIFOLD ASSY等)であり、海外修理会社の国内における代理店は当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10591 | 三菱商事㈱ | 航空機部品(部隊整備用)SWITCH ほか8品目 | 266個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 5,916,750 | 当該品はP-3C型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|------|------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10592 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)COUPLING ほか3品目 | 354個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 4,834,200 | 当該品はUH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10593 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)CAMSHAFT 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 6,804,000 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10594 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)SHIM ほか5品目 | 541個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 1,601,250 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10595 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)GEAR 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 5,308,800 | 当該品はMH-53E型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10596 | 三菱商事株 | 航空機部品(官給用)BEARING ほか15品目 | 457個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 22,333,500 | 当該品はP-3C型航空機の修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10597 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)GASKET ほか5品目 | 657個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 45,864,000 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10598 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備用)SLEEVE ほか8品目 | 436個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 25,200,000 | 当該品はSH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10599 | 三菱商事株 | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)L EAF, BUTT 2品目 | 36個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 3,034,500 | 当該品はP-3C型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10600 | 三菱商事株 | PROBE外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 21,241,500 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10601 | 三菱商事株 | ROD外5品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.18 | 3,318,000 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10602 | 三菱商事株 | JAW外9品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.07 | 2,814,000 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10603 | 三菱商事株 | ON-WING TRANSDUCER外3品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.05 | 7,980,000 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10604 | 三菱商事株 | グレートメタルペースト外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.20 | 6,208,650 | 該社は本品の唯一の販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10605 | 三菱商事株 | PROBE外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 19,341,000 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|-----|------------------------------|---------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10606 | 三菱商事㈱ | EDDY CURRENT KIT | 1KT | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.26 | 2,530,500 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10607 | 三菱商事㈱ | PULLER外12品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.30 | 1,811,250 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10608 | 三菱商事㈱ | CALIPER外7品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.15 | 1,627,500 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10609 | 三菱商事㈱ | トーションスプレー外4品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.20 | 27,201,300 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10610 | 三菱商事㈱ | トーションスプレー外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 18,244,462 | 一般競争入札を行った結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10611 | 三菱商事㈱ | SLING, AIRCRAFT MAINTENANCE | 1EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.28 | 2,467,500 | 当該要求品目の販売権保有業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 10612 | 三菱商事株式会社 | C-130Hの海外派遣に係る現地整備等 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.04.01 | 32,340,000 | 本契約は、海外製造工場の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10613 | 三菱商事株式会社 | PARATROOP DOOR AND NEGATOR SPRING INSTAL | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.06.15 | 69,300,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10614 | 三菱商事株式会社 | SWITCH | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.06.29 | 1,407,000 | 本契約は、海外製造工場(Raytheon社)の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10615 | 三菱商事株式会社 | SHOCK STRUT ASSEMBLY | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.06.29 | 9,061,500 | 本契約は、海外製造工場(Raytheon社)の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10616 | 三菱商事株式会社 | PANEL ANNUNCIATOR外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.06.29 | 3,895,500 | 本契約は、米国Raytheon社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10617 | 三菱商事株式会社 | BOLT外19品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.08.26 | 17,571,750 | 本契約は、米国Raytheon社及びPratt & Whitney社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10618 | 三菱商事株式会社 | STANDBY ALTIMETER外6品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.08.31 | 13,387,500 | 本契約は、海外製造工場(Raytheon社)の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10619 | 三菱商事株式会社 | ROD END SPECIAL外3品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.06 | 2,257,500 | 本契約は、米国Raytheon社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10620 | 三菱商事株式会社 | VALVE外39品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.06 | 21,630,000 | 本契約は、米国Pratt & Whitney社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|-------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10621 | 三菱商事株式会社 | FAIRING ASSY外53品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.13 | 58,275,000 | 本契約は、米国Boeing社、Raytheon社、Pratt & Whitney社、United Technologies社及びRaytheon社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10622 | 三菱商事株式会社 | SCREW外68品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.28 | 190,365,000 | 本契約は、米国United Technologies社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10623 | 三菱商事株式会社 | DOUBLER外97品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.09.30 | 135,975,000 | 本契約は、米国Boeing社、Raytheon社、Pratt & Whitney社及びRaytheon社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10624 | 三菱商事株式会社 | PANEL外9品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.10.24 | 84,315,000 | 本契約は、海外製造工場(United Technologies社、Raytheon社)の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10625 | 三菱商事株式会社 | COVER ASSEM GENERATOR TETR | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.11.29 | 2,467,500 | 本契約は、米国Raytheon社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10626 | 三菱商事株式会社 | T-400エクステンジ方式 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.01 | 29,190,000 | 本契約は、海外製造工場(Raytheon社)の役務であり、日本国内における整備等に関する権利を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10627 | 三菱商事株式会社 | CLAMP Y外98品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.20 | 139,650,000 | 本契約は、米国Pratt & Whitney社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10628 | 三菱商事株式会社 | SUPPORT外130品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.22 | 328,125,000 | 本契約は、米国Boeing社、Raytheon社、Pratt & Whitney社、United Technologies社及びRaytheon社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10629 | 三菱商事株式会社 | PARATROOP DOOR AND NEGATOR SPRING INSTAL | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加 官有地無番地 | 17.12.23 | 65,835,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、判決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10630 | 三菱商事株式会社 | ROD ASSEM外39品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.22 | 40,215,000 | 本契約は、米国Raytheon社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10631 | 三菱商事株式会社 | LINER外47品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.22 | 282,450,000 | 本契約は、米国Pratt & Whitney社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10632 | 三菱商事株式会社 | E-767用ミッション・システム構成品修理 (国外修理) | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県秩山市稲荷山二丁目 3番地 | 17.12.20 | 7,024,500 | 本品は、米国LOCKHEED MARTIN SYSTEMS INTEGRATION社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは三菱商事株式会社のみである。よって、三菱商事株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10633 | 三菱商事株式会社 | KEYER外2品目 | 23EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県秩山市稲荷山二丁目 3番地 | 18.01.26 | 2,467,500 | 本品は、米国LOCKHEED MARTIN AERONAUTICS SERVICE INTERNATIONAL社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは三菱商事株式会社のみである。よって、三菱商事株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10634 | 三菱商事株式会社 | STUD, TURNLOCK FASTENER外19品目 | 216EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県秩山市稲荷山二丁目 3番地 | 18.02.16 | 15,603,000 | 本品は、米国LOCKHEED MARTIN SYSTEMS INTEGRATION社の製品である。当該製品の日本における総販売権を有しているのは三菱商事株式会社のみである。よって、三菱商事株式会社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 10635 | 三菱商事(株) | AMPLIFIER, RADIO FR | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.08 | 52,531,500 | 本品は、米国レイシオン社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10636 | 三菱商事(株) | FILTER, LOW PASS | 9 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.26 | 9,376,500 | 本品は、米国レイシオン社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10637 | 三菱商事(株) | REMOVABLE MEDIA DEV | 39 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.14 | 157,657,500 | 本品は、米国レイシオン社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10638 | 三菱商事(株) | DIVIDER POWER | 7 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 9,009,000 | 本品は、米国レイシオン社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10639 | 三菱商事(株) | 垂直発射魚雷投射ロケット | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.24 | 6,993,840,000 | 本品は、海上自衛隊のイージス艦及び護衛艦の垂直発射装置から発射される魚雷投射ロケット(RUM-139A)であり、米国ロッキード・マーティン・マリタイム・システムズ・アンド・センサーズ社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10640 | 三菱商事(株) | AH-64D(機体)用初度部品(輸入)(その12) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 1,059,555,000 | 本品は、陸上自衛隊で使用する戦闘ヘリコプターAH-64D(機体)用初度部品(M-PTUR レンジャー等)11品目である。当該製品は、米国ロッキード・マーティン・ミサイル・ファイア コントローラー・オランダ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10641 | 三菱商事(株) | 磁気掃海具MK-105用エンジン特殊工具 | 10T | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.20 | 1,743,000 | 本品は、海上自衛隊の磁気掃海具MK-105用に搭載されたエンジンを整備するために必要な特殊工具であり、加国PRATT AND WHITNEY CANADA社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10642 | 三菱商事(株) | フライト・ライン試験器材(輸入) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.28 | 329,773,500 | 本品は、陸上自衛隊で使用する戦闘ヘリコプターAH-64Dのサイトサブシステムの構成品の性能試験に使用する試験器材であり、米国ロッキード・マーティン社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10643 | 三菱商事(株) | 酸素マスク クール用(T-400) | 13EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.20 | 7,465,500 | 本品は、航空自衛隊のT-400に装備する搭乗員用の酸素マスクであり、米国レイセオン・エアークラフト社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10644 | 三菱商事(株) | 航空機用維持部品(輸入)(その8) | 9EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.25 | 72,859,500 | 本品は、航空自衛隊で使用する輸送機・救難機等基本操縦練習機T-400用JT15D-5エンジン部品(フェューエル・コントロール)であり、加国プラット&ホイットニー・カナダ社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10645 | 三菱商事(株) | 老朽整備器材(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.27 | 10,447,500 | 本品は、航空自衛隊のF100エンジン(F-15用)用整備器材(ホイスティング・ユニット他)2品目。老朽化に伴う器材更新であり、米国ユナイテッド テクノロジー社プラット&ホイットニーの製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10646 | 三菱商事(株) | MH-53E型航空機用タイヤ(輸入) | 23EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 2,205,000 | 本品は、海上自衛隊で使用する掃海・輸送ヘリコプターMH-53E用タイヤである。当該品目は、米国シヨルスキー・エアークラフト社の製品であり、当該品目の国内における販売権を有しているのは三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10647 | 三菱商事(株) | ヘルファイアミサイルランチャー用整備用器材 | 150T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.24 | 89,439,000 | 本品は、海上自衛隊で使用するSH-60Kに搭載される武装機器、ヘルファイアミサイルランチャーの作動点検等を行うための整備用器材であり、米国ヘルファイア システムズ LLC社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-----------------------------------|---------------------------------------|----|
| 10648 | 三菱商事(株) | UH-60JA(機体)用初度部品(輸入)(その1) | 6EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.20 | 12,232,500 | 本品は、陸上自衛隊で使用する多用ヘリコプターUH-60JA(機体)用初度部品(カゴ ホック)である。当該製品は、米国シコルスキー・エアクラフト社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10649 | 三菱商事(株) | F-2用レイトセンサーユニット | 5EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 43,370,250 | 本品は、航空自衛隊で使用する支援戦闘機F-2用レイトセンサーユニットである。当該製品は、米国ハネウェル・インターナショナル社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10650 | 三菱商事(株) | UH-60J用機体初度部品(輸入)(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 111,888,000 | 本品は、航空自衛隊で使用する救難ヘリコプターUH-60J用機体初度部品(エクスピランディング グリップ ピン等10品目)である。当該製品は、米国シコルスキー・エアクラフト社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10651 | 三菱商事(株) | ヘルファイアミサイルランチャー M299 | 6EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 102,238,500 | 本品は、海上自衛隊のSH-60Kにおいて使用するヘルファイアミサイルランチャーM299であり、米国ヘルファイア・システムズ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10652 | 三菱商事(株) | ヘルファイア・ミサイル・ランチャー(輸入)(AH-64D用) | 4EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 79,549,050 | 本品は、陸上自衛隊のヘリコプターAH-64D用のヘルファイア・ミサイル・ランチャーであり、米国ロングボウ インターナショナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10653 | 三菱商事(株) | 赤外線妨害装置(輸入) | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 44,887,500 | 本品は、陸上自衛隊のヘリコプターに搭載する赤外線妨害装置であり、米国BAEシステムズ インフォメーション アンド エレクトロニクス システムズ インテグレーション社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10654 | 三菱商事(株) | 赤外線妨害装置(輸入) | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 41,076,000 | 本品は、陸上自衛隊のヘリコプターに搭載する赤外線妨害装置であり、米国BAEシステムズ インフォメーション アンド エレクトロニクス システムズ インテグレーション社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10655 | 三菱商事(株) | 赤外線妨害装置(輸入) | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.14 | 22,470,000 | 本品は、陸上自衛隊のヘリコプターに搭載する赤外線妨害装置であり、米国BAEシステムズ インフォメーション アンド エレクトロニクス システムズ インテグレーション社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10656 | 三菱商事(株) | ヘルファイアミサイルランチャー M299 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 17,451,000 | 本品は、海上自衛隊のSH-60Kにおいて使用するヘルファイアミサイルランチャーM299であり、米国ヘルファイア・システムズ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10657 | 三菱商事(株) | 赤外線妨害装置(輸入) | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 41,286,000 | 本品は、陸上自衛隊のヘリコプターに搭載する赤外線妨害装置であり、米国BAEシステムズ インフォメーション アンド エレクトロニクス システムズ インテグレーション社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10658 | 三菱商事(株) | SH-60K型航空機機体部品(輸入)(その1) | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 423,360,000 | 本品は、海上自衛隊で使用する哨戒機SH-60K型航空機機体部品(カバー等86品目)である。当該製品は、米国シコルスキー・エアクラフト社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10659 | 三菱商事(株) | 電波高度計 AN/APN-209(V) | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 8,116,500 | 本品は、陸上自衛隊のヘリコプターAH-64Dに搭載する電波高度計であり、米国ハネウェル インターナショナル社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10660 | 三菱商事(株) | ペトリオット整備用器材(輸入)(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 40,981,500 | 本品は、航空自衛隊の地对空誘導弾ペトリオット用整備器材(PAOPロセッサー等9品目)であり、米国レイセオン社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、三菱商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|------|
| 10661 | 三菱電機(株) | 電子計算機計算等役務(防衛能力に関する研究) | | 管理局会計課 会計管理官 山本 直男 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.01 | 12,006,330 | 本役務は、米国のR&A社が開発したJTLS(防衛用統合指揮シミュレーション)を活用して行うものである。JTLSの日本国内における独占販売権を有している当該社と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | 単価契約 |
| 10662 | 三菱電機株 | 共同/統合作戦分析用シミュレーションモデルの維持整備 | 1 | 統合幕僚会議 事務局第1幕僚室 会計室長 橋川 久雄 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 16,012,500 | 本維持整備を実施するにあたり、本シミュレーションモデルにおいてその中核となる米国R&A社製のJTLSに接続したプログラムを改修する必要があり、三菱電機(株)は日本国内におけるJTLSに関する独占的販売権等を有しているため、本役務を履行できるのは当該会社しかない。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10663 | 三菱電機(株) | 技術援助 | 1 | 陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 佐川 嘉洋 | 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1 | 17.06.02 | 1,260,000 | 本契約の衛星単一通信可搬局装置JMRC-C4は三菱電機が製造請負した器材であり、イラク及び市ヶ谷に設置されている。本器材の取扱操作等の教育能力は、本機器を設計・製造した三菱電機1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10664 | 三菱電機(株) | 技術援助 | 1 | 陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 佐川 嘉洋 | 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1 | 17.07.28 | 1,400,700 | 本契約の衛星単一通信可搬局装置JMRC-C4は三菱電機が製造請負した器材であり、イラク及び市ヶ谷に設置されている。本器材の取扱操作等の教育能力は、本機器を設計・製造した三菱電機1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10665 | 三菱電機(株) | 技術援助 | 1 | 陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 大村 久俊 | 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1 | 17.10.12 | 1,575,000 | 本契約の衛星単一通信可搬局装置JMRC-C4は三菱電機が製造請負した器材であり、イラク及び市ヶ谷に設置されている。本器材の取扱操作等の教育能力は、本機器を設計・製造した三菱電機1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10666 | 三菱電機株 | 情報本部関連器材定期及び臨時巡回整備(その10) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 12,324,900 | 本器材は情報本部の任務遂行のための器材である。本器材を修理できるのは、本器材の開発・設計・製造を担って、その構造・性能を熟知している本メーカーのみである。本器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有する本メーカーに限定される。また常続不断的の情報収集のために重要な役割を果たす本器材の至急整備の体制を整えられるのは本メーカーのみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10667 | 三菱電機株 | 電子機器等至急現地限定修理 | 15 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 3,000,000 | 本契約は、基地通信部隊、ヘリ映伝器材等、陸上自衛隊の極めて重要な任務遂行のため、重要な役割を果たす各種器材の故障修理契約であり、これらの器材の故障発生時には極めて緊急な対応が求められる。これらの器材の開発・設計・製造は三菱電機である。本メーカーは、その構造・性能を熟知して、器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有している。また緊急整備に即応できる体制を準備でき、現地で修理ができるのは、本メーカーに限定される。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | 単価契約 |
| 10668 | 三菱電機株 | 技術援助 | 15 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 3,000,000 | 衛星通信可搬局等であり、緊急のための本体製造メーカーとの単価契約であり、器材等を熟知し、技術及び施設等が必要である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | 単価契約 |
| 10669 | 三菱電機株 | 改良ホーク誘導弾構成品の整備ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.02 | 7,308,000 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10670 | 三菱電機株 | SSLO | 3 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.09 | 16,783,200 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10671 | 三菱電機株 | ホーク改善Ⅲ型地上器材現地調査役務 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.30 | 2,894,850 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10672 | 三菱電機株 | OUTERSHELLほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.07 | 11,827,200 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10673 | 三菱電機株 | 電子機器等至急限定修理(送受信機JRT-F25)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.20 | 1,484,700 | 本契約は故障した至急整備を目的としたものである。器材の開発・設計・製造は本メーカーが担当し、本器材の構造・性能に熟知している。重要な器材であり、極めて速度の速い修理対応が要求され、技術員の有無、修理のための特殊な器材等、この体制を確立できるのは本メーカーに限定される。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 10674 | 三菱電機株 | O3式中距離対空誘導弾地上器材の技術援助役務 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.28 | 4,254,915 | 本役務、整備を担当できるのは、本品の研究開発を行い、構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び設備を有している三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10675 | 三菱電機株 | 改良ホーク誘導弾の年次抽出検査 | 68 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.30 | 101,388,000 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10676 | 三菱電機株 | CONVER | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 18,790,800 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10677 | 三菱電機株 | MODほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.09 | 26,317,200 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10678 | 三菱電機株 | OUTRIGほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.09 | 29,097,600 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10679 | 三菱電機株 | SHAFTほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.09 | 8,798,580 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10680 | 三菱電機株 | OUTRIGほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.12 | 24,971,100 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10681 | 三菱電機株 | OUTRIGほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.12 | 39,892,650 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10682 | 三菱電機株 | 技術資料整備実施規定(補給処整備用)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.14 | 16,234,050 | 本調達要求は、平成15年度に納入された携帯無線機1号及び衛星可搬局装置JMRC-C6の補給整備に必要な整備実施規定制定のための技術資料を調達要求するものである。本装置は、三菱電機(株)が設計・製造したものであり、他社での技術資料作成は不可能なため、該社と随意契約したものである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10683 | 三菱電機株 | SSLO | 9 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.16 | 59,903,550 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10684 | 三菱電機株 | PINSTRほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 10,134,642 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10685 | 三菱電機株 | PRINTEほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.07 | 3,370,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10686 | 三菱電機株 | RELAYほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.07 | 3,286,080 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10687 | 三菱電機株 | PBCP21ほか17品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.13 | 2,069,602,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10688 | 三菱電機株 | サンキャシュウノウフクろほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.21 | 5,983,005 | 当該製品を製造できるのは、技術・設備・品質保証能力等を有するものが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10689 | 三菱電機株 | ELECTRの改造ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.24 | 11,722,200 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10690 | 三菱電機株 | 映像処理器ASSY“修理”(90式戦車) | 3 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.28 | 17,192,700 | 器材修理であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10691 | 三菱電機株 | 技術資料補給カタログ型式通C及び通Dほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.06 | 43,975,050 | 本調達要求は、平成17年2月・3月に納入された電子戦統制装置I・II型JTSQ-S7B・JTSQ-S8及び衛星可搬局装置JMRC-C6の補給整備に必要な補給カタログ制定のための技術資料を調達要求するものである。本装置は、三菱電機(株)が設計・製造したものであり、他社での技術資料作成は不可能なため、該社と随意契約したものである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10692 | 三菱電機株 | SYNTHESIZERユニットほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.09 | 4,802,700 | 本部品は、機上無線機JARC-A500の専用部品であり、三菱電機株が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10693 | 三菱電機株 | 改良ホーク誘導弾用金属製ミサイル容器の整備 | 33 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.13 | 93,243,150 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10694 | 三菱電機株 | OSCILLの整備ほか14品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.14 | 11,138,400 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10695 | 三菱電機株 | ストレージ管理処理ユニット(HDD)ほか17品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.14 | 14,163,660 | 本部品は、超短波遠隔受信装置GFRQ-20の専用部品であり、三菱電機株が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10696 | 三菱電機株 | PLATFOの整備 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.15 | 5,720,400 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10697 | 三菱電機株 | CONTROIほか19品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.16 | 953,172,150 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10698 | 三菱電機株 | SERVER1(HDD)ほか35品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.26 | 25,280,535 | 本部品は、遠隔操作受信装置GFRQ-19の専用部品であり、三菱電機株が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10699 | 三菱電機株 | CONVER | 10 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.12 | 16,579,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10700 | 三菱電機株 | CABLEの整備 | 6 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.12 | 10,665,900 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10701 | 三菱電機株 | WING、ASSY | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.17 | 33,077,100 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10702 | 三菱電機株 | 90TKモニターパネル(診断)ほか9品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.18 | 3,735,900 | 器材整備であり本体製造メーカーの技術及び施設等が必要である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10703 | 三菱電機株 | パネルマザーカードほか12品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.19 | 5,675,250 | 本部品は、新野無線機JRT-F25の専用部品であり、三菱電機株が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10704 | 三菱電機株 | PSU0580C(デンゲン)ほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.20 | 17,285,100 | 本部品は、03式中距離対空誘導弾 中SAM専用部品であり、三菱電機株が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10705 | 三菱電機株 | DISTRIOの改修ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 6,344,100 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10706 | 三菱電機株 | CABINE | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 25,132,800 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10707 | 三菱電機株 | CABINE | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 45,943,800 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10708 | 三菱電機株 | ANTENN | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 56,773,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10709 | 三菱電機株 | ANTENN | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 21,516,600 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10710 | 三菱電機株 | HOUSIN | 6 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 72,979,200 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------|-----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|---|----|
| 10711 | 三菱電機株 | CIRCUI | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 13,891,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10712 | 三菱電機株 | CIRCUI | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 13,891,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10713 | 三菱電機株 | CONTROの整備ほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 12,324,900 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10714 | 三菱電機株 | PREAMPの整備ほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 24,181,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10715 | 三菱電機株 | ELEMENほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 6,093,780 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10716 | 三菱電機株 | CIRCUIの整備ほか18品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 9,333,450 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10717 | 三菱電機株 | 携帯目標標定器JPKQ-W3修理ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 5,512,500 | 本契約は故障した器材の修理を目的としている。本器材を診断・修理できるのは、本器材の開発・設計・製造を担当し、その構造・性能を熟知して、その修理に必要な技術・ノウハウ、修理設備、修理器材を有し、また実績もある本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10718 | 三菱電機株 | 副制御モジュールほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 5,325,600 | 本部品は、移動加入端末装置JVTC-T1の専用部品であり、三菱電機株が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10719 | 三菱電機株 | ファンほか11品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 9,048,165 | 監視制御装置GC-DN705の部品であり、当該製品を製造したのは三菱電機(株)であり、販売を行っているのが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10720 | 三菱電機株 | フレキシブル導波管 | 4 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 3,267,600 | 簡易可搬衛生送信装置GGBY-1の部品であり、当該製品を製造したのは三菱電機(株)であり、販売を行っているのが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10721 | 三菱電機株 | CONNECTORほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 7,582,050 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10722 | 三菱電機株 | SHAFTほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 12,717,705 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10723 | 三菱電機株 | SUPPORほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 16,216,200 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10724 | 三菱電機株 | CONTROの整備ほか8品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 18,205,740 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10725 | 三菱電機株 | COUNTEの整備ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 19,226,550 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10726 | 三菱電機株 | FASTEN | 121 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 4,052,895 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10727 | 三菱電機株 | CIRCUIの整備ほか79品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 31,784,550 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10728 | 三菱電機株 | PROCESの診断ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 16,495,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10729 | 三菱電機株 | SLEEVEほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 22,201,200 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10730 | 三菱電機株 | CIRCUI診断後の整備ほか4品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 4,740,750 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10731 | 三菱電機株 | REMOTE | 2 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 37,348,500 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10732 | 三菱電機株 | PCA, SVIF107ほか15品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 8,948,100 | 本部品は、対人障害システムの専用部品であり、三菱電機株が独自に設計・製造したもので、他メーカーでは代替部品の設計・製造は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10733 | 三菱電機株 | CIRCUI(診断)ほか8品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 6,665,400 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10734 | 三菱電機株 | PUMPの整備 | 18 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 64,959,300 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10735 | 三菱電機株 | CIRCUIの整備ほか10品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 19,483,800 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10736 | 三菱電機株 | INTERRの整備ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 12,299,700 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10737 | 三菱電機株 | CONTROの整備 | 3 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 13,047,300 | 本契約は、米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱電機(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10738 | 三菱電機株 | DISTRの整備ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 85,760,850 | 地对空誘導弾改良ホークの整備(組部品等)あり、当該製品を製造したのは三菱電機(株)で販売・修理等も1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10739 | 三菱電機株 | 方測受信処理器ほか3品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.20 | 40,531,050 | 電子戦システム用組部品である。当該システムを開発・製造したのは三菱電機(株)であり、製品の販売を行っているのが1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10740 | 三菱電機株 | 周波数変換盤1ほか11品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.24 | 91,953,750 | 衛生単一通信可搬局装置JMRC-C4の部品であり、当該製品を製造・販売を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10741 | 三菱電機株 | 指令装置制御器ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 17,651,550 | 対人障害システムの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10742 | 三菱電機株 | 中継器本体ほか5品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 15,083,250 | 対人障害システムの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10743 | 三菱電機株 | ELECTRの改修 | 3 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 8,278,200 | 地对空誘導弾改良ホークの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10744 | 三菱電機株 | FLASHMほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 18,523,050 | 地对空誘導弾改良ホークの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10745 | 三菱電機株 | CONTROほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 13,343,400 | 地对空誘導弾改良ホークの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10746 | 三菱電機株 | VALVE | 10 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 28,581,000 | 地对空誘導弾改良ホークの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10747 | 三菱電機株 | BOOMほか9品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 159,298,650 | 地对空誘導弾改良ホークⅢ型の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 10748 | 三菱電機株 | CIRCUIほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 6,056,400 | 地对空誘導弾改良ホークⅢ型の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10749 | 三菱電機株 | HOSEほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 16,655,520 | 地对空誘導弾改良ホークⅢ型の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10750 | 三菱電機株 | 野戦特科射撃指揮装置のプログラム改修(その3) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 36,330,000 | 当該プログラムを開発・製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10751 | 三菱電機株 | MO-DRIVEほか6品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 5,272,050 | 電子戦システムの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10752 | 三菱電機株 | CIRCUIの改造ほか9品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 14,099,400 | 地对空誘導弾改良ホークの部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10753 | 三菱電機株 | BLOCKほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 65,791,740 | 地对空誘導弾改良ホークⅢ型の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10754 | 三菱電機株 | キャップASSYほか15品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 3,893,683 | 野戦特科射撃指揮装置JGSQ-W2の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10755 | 三菱電機株 | 電源ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 4,808,160 | 衛生可般局装置GMXC-DN1の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10756 | 三菱電機株 | 制御回路ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 5,289,900 | 警報監視装置GCDN710-Cの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10757 | 三菱電機株 | PCA、CPUM1 | 11 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.27 | 36,163,050 | 師団対空情報処理システムの部品等であり、当該製品を開発・製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10758 | 三菱電機株 | 改良ホーク誘導弾信頼性診断 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.28 | 9,130,800 | 当該装備品を製造・販売等を行ったのは、三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10759 | 三菱電機株 | 電子機器等限定修理(空中線共用受信部JRR-S7)ほか1品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.28 | 2,677,500 | V/UHF帯収集装置JTRD-S4の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10760 | 三菱電機株 | 電子機器等限定修理(監視制御盤)ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.28 | 3,318,000 | 電子機器等の修理等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10761 | 三菱電機株 | 射撃諸元算定器プログラム(ソフトウェア)“改修” | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 11,628,750 | 当該製品の開発・製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------------------------|-------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10762 | 三菱電機株 | CONTROほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 177,362,850 | 地对空誘導弾改良ホークⅢ型の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10763 | 三菱電機株 | 電子機器等限定修理(衛星単一通信可搬局装置JMRC-C4) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 36,960,000 | 衛星単一通信統制装置JMRC-C4の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱電機(株)1社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10764 | 三菱電機株 | 化学剤監視装置第1次試験における技術援助役務 | 1 | 陸上自衛隊 第402会計隊長 松田 茂 | さいたま市北区日進町1-40-7 | 17.08.29 | 1,050,000 | この技術援助役務において、特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10765 | 三菱電機株九州支社 | 通信制御装置精密点検保守等 | | 陸上自衛隊 第366会計隊長 中村 博幸 | 福岡県春日市大和町5丁目12番地 | 17.09.26 | 1,552,950 | 三菱電機(株)独自の研究・開発によるシステムであり、特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものは当該業者しかなく、また、自隊の給水設備のため突発的な故障などによる対応が早期に必要なため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10766 | 三菱電機株九州支社 | 駐屯地親局整備 | | 陸上自衛隊 第366会計隊長 中村 博幸 | 福岡県春日市大和町5丁目12番地 | 17.10.05 | 1,351,875 | 三菱電機(株)独自の研究・開発によるシステムであり、特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものは当該業者しかなく、また、自隊の給水設備のため突発的な故障などによる対応が早期に必要なため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10767 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | 「たかなみ」無線装置ORQ-1-Y 調査工事 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.04.25 | 1,144,500 | 当該機器の製造会社であり、設備、技術的に他に適当な業者がない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10768 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | RCS計測装置整備 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.07.29 | 2,320,500 | レーダー反射断面積の測定及び解析を行う装置の整備であり、当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10769 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | ミサイル技術資料の作成 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.09.14 | 2,121,000 | 本件の対象機器であるシーパローの製造元であり、技術資料作成に必要な知識、経験を保有(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10770 | 三菱電機株 神奈川支社 | 長浦隊舎周波数変換装置保守点検整備 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.25 | 1,659,000 | 当該装置は汎用品ではないので、製造メーカー固有の技術及び長年の蓄積データが必要であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10771 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | シーパローミサイル(RIM-7M)誘導制御部の不具合調査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.01 | 59,745,000 | 当該会社は米国ソルスキ-社と技術援助契約を締結しており、シーパローミサイル誘導制御部の調査を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10772 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | LYQ-4Bソフトウェア改修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.11 | 8,925,000 | 電子戦支援関連システムの改修である。当該装置の設計、製造、各種機能試験に携わった会社であり、システムの特長性を考慮した場合、他に実施できる会社はない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10773 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | RIM-7M用訓練頭部の修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.24 | 12,495,000 | 当該会社は米国ソルスキ-社と技術援助契約を締結しており、RIM-7M用訓練頭部の修理を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10774 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | 護衛艦等のRCS計測等支援 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.30 | 6,562,500 | 本役務で使用する計測装置の製造会社であり、整備技術等を保有(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10775 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | ガイダンスコントロールセクションの性能劣化調査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.01 | 5,722,500 | 本件の対象機器であるシーパローのライセンス製造元であり、調査に必要な技術、データを保有(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10776 | 三菱電機株 電子事業部(代)株コ ネイ横須賀営業所 | 射撃指揮装置3型 整備 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.20 | 28,035,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|---------------------------|---------------------------------------|------|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|------|
| 10777 | 三菱電機㈱ 電子事業部 (株)ヨネイ横須賀営業所 | SH-60K(艦側システム)の運用試験計測等支援 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.01.05 | 7,717,500 | 当該業務に使用する画像表示装置の製造会社であり、役務に必要な技術を保有(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10778 | 三菱電機㈱ 電子事業部 (株)ヨネイ横須賀営業所 | 「すずなみ」LINK11/16(CDLMS)管制機能試験 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.08 | 6,384,000 | 透過性システムの製造会社であり、リンク管制機能に関する専門的知識を有する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10779 | 三菱電機㈱ (株)ヨネイ横須賀営業所 | NTDSボードとのインターフェースに関するソフトウェア改修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.08 | 7,927,500 | 当該システムを開発、設計した業者であり、技術的に当該改修を完了できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10780 | 三菱電機㈱ 電子事業部 代理 ㈱ヨネイ横須賀営業所 | 指揮管制支援ターミナルZYQ-31()用ソフトウェアの改修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.30 | 173,250,000 | 当該システムを開発、設計、製造した業者であり、運用手順、保有機能、性能に関する制約事項を詳細にわたって理解している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10781 | 三菱電機㈱ 電子事業部(株)ヨネイ呉営業所 | 「てんりゅう」ミサイル評価装置の改修 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.24 | 5,932,500 | 本装置の製造業者である三菱電機㈱と修理の技術援助契約を締結しており、本機器の改修に必要な技術及び設備を有している唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10782 | 三菱電機(株) 代理 (株)ヨネイ佐世保営業所 | 「まきなみ」スイッチボードWCSB-6A改造事前調査 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.10.26 | 3,654,000 | 「まきなみ」短SAMシステム改造に伴う事前調査であり、スイッチボードWCSB-6Aの製造会社であり、唯一の技術、品質保証能力を有する会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10783 | 三菱電機(株) 代理 (株)ヨネイ佐世保営業所 | スイッチボードWCSB-6A改造キット | 2キット | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.01.16 | 2,341,500 | 短SAMシステム2型-3C改造に伴う調達であり、スイッチボードWCSB-6Aの製造会社であり、唯一の技術、品質保証能力を有する会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10784 | 三菱電機㈱ 電子事業部 | 電子計算機計算等役務(C) | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.25 | 4,171,923 | 本件は、装備品の改修等に伴う役務契約である。三菱電機㈱が開発したプログラムであり、必要な技術等を有しているため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | 単価契約 |
| 10785 | 三菱電機㈱ 電子事業部 | レーダ機能のソフトウェア化に関する基礎資料の作成 | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.02 | 2,625,000 | 本件は、海上自衛隊艦艇に搭載するソフトウェアレーダに対する運用上必要な項目を分析・検討し、海上自衛隊としてのソフトウェアレーダが具備すべき機能・性能を作成する役務契約である。三菱電機㈱は、製造実績はさることながら、艦艇搭載レーダ及び艦艇搭載電波装置の機能、性能及び使用環境条件等に関する専門的知識を有するため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10786 | 三菱電機㈱ 代理 (株)ヨネイ | 電子・武器等用部品(専用品)AMPLIFIER CONVERTER 他3件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.09.06 | 9,353,400 | 当該品は13SSに装備される電波探知装置NZLR-1B用に設計された専用部品であり、当該機器製造会社のみが設計・製造図面を有する唯一の会社であり、他社では製造技術及び設備がなく納入できない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10787 | 三菱電機㈱ 代理 (株)ヨネイ | 変復調機LCQ-2F用部品(専用品) | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.04 | 9,712,500 | 当該品は、親機器である変復調機LCQ-2Fを設計・製造した者からの部品の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10788 | 三菱電機㈱ 代理 (株)ヨネイ | SH-60K用統合訓練装置用部品(専用品)その6 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.12.20 | 6,587,700 | 当該品は、親機器であるSH-60K用統合訓練装置を設計・製造した者からの部品の調達であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10789 | 三菱電機㈱ 代理 (株)ヨネイ | 変復調機LCQ-2F用部品(専用品)その2 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 13,692,000 | 当該業者は、変復調機LCQ-2F用部品(専用品)の技術、生産設備を有し、受注体制有り(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10790 | 三菱電機㈱ 代理 (株)ヨネイ | 改善型EP-3用地上解析装置 NLYQ-7用部品(専用品) | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.29 | 19,271,700 | 当該業者は、改善型EP-3用地上解析装置NLYQ-7用部品(専用品)の技術、生産設備を有し、受注体制有り(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------------------|--|-----|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10791 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 変復調機LCQ-2D用部品(専用品) | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 4,126,500 | 当業者は、変復調機LCQ-2D用部品の技術、生産設備を有し、受注体制有り(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10792 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 電子・武器等用部品(専用品)C PANEL他10件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 13,545,000 | 本件は14DDGIに装備される無線装置ORQ-1B-3用に設計された専用部品である。当該機器製造会社のみが設計・製造図面を有する唯一の会社であり、他社では製造技術及び設備がなく納入できない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10793 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 電子・武器等用部品(専用品)PCA、VDIF 09 他18件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 11,970,000 | 本件は14DDGIに装備される無線装置ORQ-1B-3用に設計された専用部品である。当該機器製造会社のみが設計・製造図面を有する唯一の会社であり、他社では製造技術及び設備がなく納入できない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10794 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | EP-3型航空機搭載電子機器用部品(専用品)その4 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 108,675,000 | 当業者は、EP-3型航空機搭載電子機器用部品(線用品)の技術、生産設備を有し、受注体制有り(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10795 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 衛星通信装置及びテストセットの改修 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 52,458,000 | 当業者は、衛星通信装置及びテストセットの改修に関して、技術、生産設備を有し、受注体制有り(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10796 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 電子・武器等用部品(専用品)RADAR S TATUS MONITOR PANEL | 2組 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 59,115,000 | 当該品は射撃指揮装置専用の試験装置である。射撃指揮装置は当該会社が製造しているため、当該品の製造に必要な信号の細部情報等は当該会社しか保有していないため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10797 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 電子・武器等用部品(専用品)STORAGE UNIT 他161件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 283,500,000 | 本件は14DDGIに装備される艦上画像表示装置OXQ-5及び電波探知妨害装置NOLQ-2B用に設計された専用部品である。当該機器製造会社のみが設計・製造図面を有する唯一の会社であり、他社では製造技術及び設備がなく納入できない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10798 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 電子・武器等用部品(専用品)CIRCUIT CARD ASSY 他22件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 41,829,900 | 本件は14SSIに装備される13M潜望鏡改4、電波探知装置NZLR-1B及び無線通信装置NZRC-1C用に設計された専用部品である。当該機器製造会社のみが設計・製造図面を有する唯一の会社であり、他社では製造技術及び設備がなく納入できない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10799 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ | 電子・武器等用部品(専用品)AMPLIFIER, RADIO FREQUENCY 他1件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 14,810,250 | 本件は既就役艦に装備されている当該機器の補給品として調達するものである。電波探知妨害装置NOLQ-3B-1及び無線通信装置NZRC-1C用に設計された専用部品であり、当該機器製造会社のみが設計・製造図面を有する唯一の会社であり、他社では製造技術及び設備がなく納入できない。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10800 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CONTROL, FREQUENCY SELECTOR」 | 1EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.06.30 | 7,696,500 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-3の周波数制御器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10801 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「ORQ-1無線装置用オーバーホールキット」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.08.31 | 11,970,000 | 当該品は無線装置ORQ-1のオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10802 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CHASSIS」 | 1EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.17 | 3,150,000 | 当該品はペリテリオン試験器のシャーシ部で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10803 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「AMPLIFIER, RADIO FREQUENCY」外 | 15件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.25 | 62,790,000 | 当該品は電波探知装置NZLR-1の増幅器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10804 | 三菱電機株 代理 株式会社ヨネイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「NZRC-1(B)無線通信装置用オーバーホールキット」外 | 12件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.25 | 175,350,000 | 当該品はNZRC-1(B)無線通信装置のオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------------|--|------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10805 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | CIRCUIT CARD ASSY外2件修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.29 | 10,573,500 | OPS-24Bレーダーの製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10806 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「DEWAR COOLERASSY」外 | 4件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.01 | 37,149,000 | 当該品は射撃指揮装置2型-31の冷却器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10807 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「RECEIVER TRANSMITTER SUBASSY」外 | 5件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.01 | 5,355,000 | 当該品は無線装置ORQ-1の送受波器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10808 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「NOLQ-2電波探知妨害装置用改造用キット」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.01 | 5,218,500 | 当該品は電波探知装置NOLQ-2の改造用キットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10809 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「電波探知装置NOLQ-9用オーバーホールキット」 | 2KT | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.01 | 9,660,000 | 当該品は電波探知装置NOLQ-9のオーバーホールキットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10810 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「SSPA」外 | 13件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.12 | 22,155,000 | 当該品は無線装置NLRC-12の基板で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10811 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「ELEVATION DRIVE ASSY」外 | 7件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.13 | 136,605,000 | 当該品は射撃指揮装置2型-31の俯仰駆動部組部品で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10812 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「AMPLIFIER, RADIO FREQUENCY」 | 5EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.19 | 6,037,500 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2の周波数増幅器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10813 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「AMPLIFIER, RADIO FREQUENCY」 | 91EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.19 | 108,780,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2の周波数増幅器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10814 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「AMPLIFIER, RADIO FREQUENCY」 | 96EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.19 | 114,765,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2の周波数増幅器で、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10815 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「射撃指揮装置2型-21改修用キット」外 | 4件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.20 | 3,727,500 | 当該品は射撃指揮装置2型-21の改修用キットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10816 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「射撃指揮装置2型-12改修用キット」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.21 | 4,095,000 | 当該品は射撃指揮装置2型-12の改修用キットで、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10817 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | RECEIVER TRANSMITTER, RADAR修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 3,486,000 | 当該機器は艦艇に設置されているレーダの部品であり、当該会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10818 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | AMPLIFIER, TRIGGER PULSE外2件修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 10,329,900 | 当該機器は艦艇に設置されている電波探知妨害装置の部品であり、当該会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------------|---|-----|------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10819 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「PRINTED CIRCUIT BOARD」外 | 42件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 33,915,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-1の基板で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10820 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「OSCILLATOR, RADIO FREQUENCY」外 | 3件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 9,828,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-1の周波数発振器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10821 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「AMPLIFIER, RADIO FREQUENCY」外 | 3件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 40,425,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2の周波数増幅器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10822 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「ANTENNA」 | 1EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 6,384,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2のアンテナで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10823 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「AMP」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 10,437,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2の増幅器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10824 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「POWER SUPPLY」外 | 21件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 20,685,000 | 当該品は無線装置ORQ-1Bの電源部で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10825 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「POWER SUPPLY」外 | 10件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 11,707,500 | 当該品は着艦誘導支援装置OJN-3の電源部で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10826 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「MOTOR」外 | 8件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 6,447,000 | 当該品はレーダOPS-24Cのモーターで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10827 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「MONITOR UNIT」 | 1EA | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 8,211,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2のモーターで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10828 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「電波妨害装置NZR-1オーバーホールキット」外 | 10件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 58,170,000 | 当該品は電波妨害装置NZR-1のオーバーホールキットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10829 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「WORKSTATION」外 | 6件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 17,566,500 | 当該品は指揮管制支援タミルOYQ-31のワークステーションで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10830 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「ヘリデータリンク無線装置用試験器N-TS-482改修用キット」 | 1KT | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 32,340,000 | 当該品はヘリデータリンク無線装置用試験器N-TS-482の改修用キットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10831 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「ORQ-1B無線装置試験器N-TS-56改修用キット」 | 1KT | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 15,750,000 | 当該品はORQ-1B無線装置試験器N-TS-56の改修用キットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10832 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「電波探知妨害装置NOLQ-2用定期交換部品」外 | 5件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 29,400,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2の定期交換部品で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------------|--|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10833 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「SWITCH、RADIO FREQUENCY TRANSMI」外 | 2件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 3,087,000 | 当該品は電波探知装置NOLR-8のスイッチで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10834 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「PCA、VSDCO1C」外 | 20件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 12,337,500 | 当該品は無線装置ORG-1Bの基板で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10835 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CONVERTER、FREQUENCY、ELECTRONIC」外 | 2件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 47,040,000 | 当該品はOPS-24BLE-7の周波数変調器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10836 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CIRCUIT CARD ASSY」外 | 46件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 46,620,000 | 当該品はヘリテータリング試験器の基板で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10837 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「NOLQ-2オージェナルキット「MONITOR UNIT」」外 | 2件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.30 | 26,439,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2のモニターで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10838 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「射撃指揮装置2型-21/22/23改修用キット」外 | 5件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 88,305,000 | 当該品は射撃指揮装置2型-21/22/23の改修用キットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10839 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CONTROL、SIGNAL DATA」外 | 19件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 26,040,000 | 当該品はミサイル評価装置の信号制御器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10840 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「無線通信装置NZRC-1()改造用キット」外 | 2件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 247,380,000 | 当該品は無線通信装置NZRC-1()の改造用キットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10841 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CARD MPU」外 | 5件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 8,778,000 | 当該品はRCS計測装置の基板で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10842 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「CABINET 1」外 | 29件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 47,250,000 | 当該品は艦上画像表示装置OXQ-5の基板で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10843 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「無線通信装置NZRC-1()改造用キット」外 | 2件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 113,505,000 | 当該品は無線通信装置NZRC-1()の改造用キットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10844 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「ヘリテータリング無線装置用試験器N-TS-482改修用キット」 | 1KT | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 27,615,000 | 当該品はヘリテータリング無線装置用試験器N-TS-482の改修用キットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10845 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「GENERATOR、PULSE」外 | 4件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 13,545,000 | 当該品は電波探知妨害装置NOLQ-2のハルス発振器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10846 | 三菱電機株式会社(代)横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「空中線装置NORA-1(B)用オーバーホールキット」外 | 15件 | 海上自衛隊艦船補給処管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 300,825,000 | 当該品は空中線装置NORA-1(B)のオーバーホールキットで、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-----------------------|---|------|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10847 | 三菱電機株式会社(株)ヨネイ横須賀営業所 | 武器等用部品(専用品)「AMPLIFIER, HIGH POWER」外 | 9件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.31 | 432,600,000 | 当該品は無線通信装置AN/URC-107-Nの増幅器で、技術及び設備を有し、品質を保証できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10848 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 逆探装置HLR-109用モジュール修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.28 | 24,339,000 | 当該会社はP-3C型航空機用の搭載機器(逆探装置HLR-109用モジュール)の修理に関する技術及び修理整備を有し、かつ、当該機器の外注修理部分を含めた全体的な性能・機能の確認ができるのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10849 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 航空武器等用部品(官給用)AC P/S ASSY 1品目 | 2個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.27 | 2,142,000 | 契約中のOP-3C画像データ収集装置の構成品修理においてAC P/S ASSYの部品を官給するため、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10850 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 「SH-60J」ドブラ航法装置AN/APN-217(V)3 ほか1件 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.02 | 10,899,000 | 当該会社は米国LITTON社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の搭載機器(ドブラ航法装置AN/APN-217(V)3 ほか)を修理できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10851 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 「MH-53E」ドブラ航法装置AN/APN-217(V)2 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.12.02 | 6,772,500 | 当該会社は米国LITTON社と技術援助契約を締結しており、MH-53E型航空機用の搭載機器(ドブラ航法装置AN/APN-217(V)2)を修理できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10852 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 航空武器等用部品(部隊整備及び官給用)O RING ほか49品目 | 376個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.16 | 181,387,500 | 当該品はSH-60J型航空機用の部隊整備及び修理に必要な部品(O RINGほか)であり、装備品等を設計・製造した者からの部品の調達である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10853 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 航空武器等用部品(官給用)SC COOLER ほか3品目 | 12個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.19 | 19,580,400 | 当該品はUS-1A改型航空機用の修理に必要な部品(SC COOLERほか)であり、装備品等を設計・製造した者からの部品の調達である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10854 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | ドブラ航法装置AN/APN-217(V)3 ほか2件 修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.20 | 18,532,500 | 当該会社は米国LITTON社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機用の搭載機器(ドブラ航法装置AN/APN-217(V)3 ほか)を修理できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10855 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 航空武器等用部品(官給用)POWER SUPPLY ほか27品目 | 60個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.02.15 | 89,355,000 | EP-3電子データ収集機及びOP-3C画像データ収集装置の定期修理用官給用部品の在庫がないか不足するため、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10856 | 三菱電機株式会社 代理 (株)ヨネイ | 航空武器等用部品(官給用)MOTOR ほか53品目 | 93個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.13 | 78,067,500 | UP-3D用訓練用電波妨害装置の修理に必要な官給用部品の在庫がないため、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10857 | 三菱電機株式会社代理(株)ヨネイ | N-MD-37変復調器の不具合箇所探求等 | 1式 | 海上自衛隊 八戸航空基地隊 経理隊長 飯尾 剛 | 八戸市大字河原木字高館 | 18.02.28 | 1,155,000 | 当該会社は、N-MD-37変復調器の製造会社であり、検査に必要な設備、知識等を具備し、品質保証能力を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10858 | 三菱電機(株) | 改善型EP-3搭載装備品の性能改善試験の技術支援(その2) | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 13,230,000 | 当該会社はイスラエル国エルタ社と技術援助契約を締結しており、性能改善試験の技術支援を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10859 | 三菱電機(株)代理(株)ヨネイ佐世保営業所 | 回線制御器のモデム修理 | 1式 | 海上自衛隊 那覇航空基地隊 契約班長 大久保 幸吉 | 那覇市宇当間252 | 17.08.24 | 3,097,500 | 衛星通信装置(LCQ-2B・LCQ-2D)の回線制御器を製造した三菱電機(株)より業務の委任を受けている代理店であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10860 | 三菱電機株式会社 | RADOME | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.13 | 8,999,550 | 本件は航空機の構成品の修理であり、契約の履行にあたっては、図面及び機能検査等の技術資料が必要である。当該品目を修理可能な会社は、技術資料を保有している三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10861 | 三菱電機株式会社 | 火器管制レーダー J/APG-1 駐在技術員 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 21,063,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10862 | 三菱電機株式会社 | 統合電子戦装置 J/ASQ-2() 駐在技術員 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 26,074,650 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10863 | 三菱電機株式会社 | 電子戦支援用データ管理装置 プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 1,732,500 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10864 | 三菱電機株式会社 | 固定式警戒管制レーダー装置J/FPS-3() プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 5,092,500 | 本契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10865 | 三菱電機株式会社 | 連接付加装置 プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 7,675,500 | 本契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10866 | 三菱電機株式会社 | 管制情報処理システム 会社技術利用 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 23,866,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10867 | 三菱電機株式会社 | 将来固定式警戒管制レーダー装置の実用試験用役務(その1) 一式 | SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 242,760,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10868 | 三菱電機株式会社 | F-2の技術的追認用役務(火器管制レーダー・データ解析) 一式 | SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.28 | 27,699,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10869 | 三菱電機株式会社 | 将来警戒管制レーダー装置 構成品修理 1EA | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.05.12 | 2,541,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10870 | 三菱電機株式会社 | FREQUENCY CONVERTER外4品目 | 14EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.06.23 | 665,385,000 | 本品は戦術電子偵察ポッドの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在のこの要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10871 | 三菱電機株式会社 | TURRET, THERMAL IMAGING外11品目 | 35EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.06.23 | 163,695,000 | 本品はU-125A旋回塔の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在のこの要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10872 | 三菱電機株式会社 | ESM PREAMPLIFIER外13品目 | 40EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.15 | 685,230,000 | 本品は前置増幅装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在のこの要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10873 | 三菱電機株式会社 | CARD | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.15 | 3,286,500 | 本品は次期警戒管制レーダー装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在のこの要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10874 | 三菱電機株式会社 | 将来警戒管制レーダー装置 構成品修理 29EA | 29EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.21 | 19,614,000 | 本契約を履行する為には、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10875 | 三菱電機株式会社 | 戦術電子偵察ポッド構成品修理(診断) 12EA | 12EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.08.22 | 12,484,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10876 | 三菱電機株式会社 | TAPE, AZIMUTHGIMBAL外10品目 | 110EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.08.30 | 18,480,000 | 本品は射撃管制装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があるが現在のこの要件を満たしているのは本機的设计・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10877 | 三菱電機株式会社 | 航空支援集団指揮システム プログラム維持一式 | 1SE | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.08 | 66,675,000 | 本契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10878 | 三菱電機株式会社 | ハブクイック無線機 AN/ARC-204A(V)2 構成品修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.12 | 4,200,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10879 | 三菱電機株式会社 | レーダー・セット J/APG-1 改修 13 EA | 13EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.12 | 8,999,550 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10880 | 三菱電機株式会社 | DIRECTION FINDER SET外2品目 | 8EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.20 | 11,816,700 | 本品はUH-60JVU方位探知装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10881 | 三菱電機株式会社 | RADAR SET SUBASSY外46品目 | 599EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.20 | 109,743,900 | 本品はレーダー装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10882 | 三菱電機株式会社 | レーダー・セット J/APG-1 構成品修理 13EA | 13EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 164,325,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10883 | 三菱電機株式会社 | RADIATOR ASSY- ANTENNA 修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 3,139,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10884 | 三菱電機株式会社 | 地上用雷電探知装置用プログラムの改修一式 | 1SE | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 52,731,000 | 本契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10885 | 三菱電機株式会社 | MODEM A外3品目 | 6EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 15,143,100 | 本品は移動体衛星通信地球局通信装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10886 | 三菱電機株式会社 | ANTENNA RECEIVER TRANSMITTER外5品目 | 14EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 47,734,050 | 本品はVHF無線機の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10887 | 三菱電機株式会社 | WIRED STRUCTURE外20品目 | 27EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 256,245,150 | 本品は戦術電子偵察ポッドの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10888 | 三菱電機株式会社 | CABINET, ELECTRICAL EQUIPMENT外3品目 | 20EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 9,481,500 | 本品は地上雷電探知装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10889 | 三菱電機株式会社 | F-2 ミッション・コンピュータ 構成品修理 6EA | 6EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 31,804,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10890 | 三菱電機株式会社 | レーダー・セット J/APG-1 改修 12 EA | 12EA | 航空自衛隊第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 44,507,400 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 10891 | 三菱電機株式会社 | F-2 ミッション・コンピュータ 改修 9EA | 9EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 10,556,700 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10892 | 三菱電機株式会社 | 戦術電子偵察ボツド 構成品修理(国外修理)外1件 3EA | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 25,126,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10893 | 三菱電機株式会社 | ECM装置 AN/ALQ-131(V)改構成 品修理 19EA | 19EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 24,552,150 | 本契約の履行に当たっては、米国ロール社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10894 | 三菱電機株式会社 | 戦術電子偵察ボツド構成品修理(国外修理) 26EA | 26EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 346,080,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10895 | 三菱電機株式会社 | 統合電子戦装置 J/ASQ-2() 構成 品修理 27EA | 27EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 224,856,450 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10896 | 三菱電機株式会社 | 統合電子戦装置(J/ASQ-2等) プログ ラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 4,947,600 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10897 | 三菱電機株式会社 | 航空支援集団指揮システム用大型表示装 置() 保守委託 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 6,825,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10898 | 三菱電機株式会社 | 戦術電子偵察システム試験装置 J/US M-166 構成品修理(国外修理) 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.18 | 7,654,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10899 | 三菱電機株式会社 | 固定式警戒管制レーダー装置J/FPS- 3()技術指令書の変更草案作成 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.27 | 23,226,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10900 | 三菱電機株式会社 | F-15近代化試改修機 電波妨害装置 構成品修理(国外修理) 1EA | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.31 | 76,318,200 | 本契約の履行に当たっては、米国ロッキードマーチン社と技術援助締結書を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10901 | 三菱電機株式会社 | 赤外線暗視装置 J/AAQ-1 構成品修 理 3EA | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.31 | 44,500,050 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10902 | 三菱電機株式会社 | 赤外線暗視装置 J/AAQ-1 構成品修 理 外1件 34EA | 34EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.12 | 229,845,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10903 | 三菱電機株式会社 | AIR OUT PROTECT | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.19 | 11,025,000 | 本品は戦術電子偵察ボツドの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在のこの要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10904 | 三菱電機株式会社 | F-2(試作型)用 統合電子戦装置 構成 品修理 1EA | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 6,709,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10905 | 三菱電機株式会社 | 搭載通電機器(AN/APG-63及び F- 15用セントラル・コンピュータ) | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 345,450,000 | 本システム維持契約を履行するためには、当該システムの技術、技術資料を有している必要がある。この条件を満たすのは、当該システムを製造した、米国レイセオン社及び米国ロッキードマーチン社と技術援助契約を締結している当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10906 | 三菱電機株式会社 | WAVEGUIDE ASSY外1品目 | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 8,310,750 | 本品はレーダー装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10907 | 三菱電機株式会社 | DDC外6品目 | 20EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 93,399,600 | 本品は励振受信機の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10908 | 三菱電機株式会社 | GEAR, FOCUS外5品目 | 43EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 22,754,550 | 本品は赤外線暗視装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10909 | 三菱電機株式会社 | レーダー・セット J/APG-1 構成品修理 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 26,229,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10910 | 三菱電機株式会社 | ECM装置 AN/ALQ-131(V)改構成品修理 外1件 5EA | 5EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 3,013,500 | 本契約の履行に当たっては、米国ローラ社と技術援助契約を必要とし、現在の要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10911 | 三菱電機株式会社 | 統合電子戦装置(J/ASQ-2等) プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 121,800,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10912 | 三菱電機株式会社 | 電子戦支援用データ管理装置 プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 116,130,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10913 | 三菱電機株式会社 | F-2レーダー・セット用 プログラムの試改修 一式 | 5E | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 47,880,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10914 | 三菱電機株式会社 | 固定式警戒管制レーダー装置 J/FPS-3()システム整備 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 36,382,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10915 | 三菱電機株式会社 | 航空支援集団指揮システム プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 89,071,500 | 本契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。この条件を満たすのは、当該プログラムの作成会社だけである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 10916 | 三菱電機株式会社 | TEST SET SUBASSY | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 36,603,000 | 本品はTACERPOD試験装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10917 | 三菱電機株式会社 | CENTRAL PROCESSING UNIT 2 | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 12,673,500 | 本品は信号処理機の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10918 | 三菱電機株式会社 | RECVR外34品目 | 76EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 327,600,000 | 本品はECM送信機(2)の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 10919 | 三菱電機株式会社 | TRANSCEIVER | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 9,513,000 | 本品は戦術電子偵察ホッドの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10920 | 三菱電機株式会社 | CHASSIS | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 12,684,000 | 本品は戦術電子偵察ポッドの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10921 | 三菱電機株式会社 | TEST SET SUBASSY | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 12,630,450 | 本品はTACERPOD試験装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10922 | 三菱電機株式会社 | MICRO WAVE ASSY外2品目 | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 102,900,000 | 本品はアビオニクス統合試験装置ステーションの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10923 | 三菱電機株式会社 | RED-MONOCROME外2品目 | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 3,528,000 | 本品の製造販売をしているのは当該会社1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 10924 | 三菱電機株式会社 | 将来固定式警戒管制レーダー装置の運用研究準備用役務 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.12 | 5,502,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10925 | 三菱電機株式会社 | CENTRAL PROCESSING UNIT 2 | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.12 | 12,159,000 | 本品は信号処理器の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10926 | 三菱電機株式会社 | 戦術電子偵察ポッド 構成品修理 16EA | 16EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.19 | 17,166,450 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10927 | 三菱電機株式会社 | MODEM, COMMUNICATIONS外2品目 | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.19 | 32,865,000 | 本品は航空機搭載衛星通信装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10928 | 三菱電機株式会社 | RECEIVER, RADIO | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.01.19 | 6,510,000 | 本品はCH-47Jの受信機の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10929 | 三菱電機株式会社 | 戦術電子偵察ポッド 現地改修 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.01 | 8,799,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10930 | 三菱電機株式会社 | HAVE QUICK TCTO KIT | 6KT | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.24 | 22,732,500 | 本品はUHF無線機の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10931 | 三菱電機株式会社 | 将来固定式警戒管制レーダー装置開発試作機等 臨時修理事前調査 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.29 | 21,788,550 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10932 | 三菱電機株式会社 | BLOCK外64品目 | 65EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 85,050,000 | 本品は次期警戒管制レーダー装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在の要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10933 | 三菱電機株 | AAM-4ミサイル・モニタリング・テスト用役務(ミサイル等) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.04.20 | 21,669,900 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|---|----|
| 10934 | 三菱電機株 | AAM戦技集合訓練に伴う会社技術利用 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.05.26 | 1,186,500 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10935 | 三菱電機株 | CABINET, ELECTRI 修理 | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.24 | 13,597,500 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10936 | 三菱電機株 | EXCITER GROUP 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.08 | 4,506,600 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10937 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL 修理 | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.09 | 9,972,900 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10938 | 三菱電機株 | PLATE, IDENTIFICATION外16品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.25 | 6,682,200 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10939 | 三菱電機株 | EXCITER RADIO FREQUENCY 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.31 | 4,809,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10940 | 三菱電機株 | EXCITER GROUP 修理 | 6 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.02 | 12,136,950 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10941 | 三菱電機株 | EXCITER GROUP 修理 | 4 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.05 | 8,942,850 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10942 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.05 | 23,572,500 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10943 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.06 | 37,695,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10944 | 三菱電機株 | AIM-7M誘導制御部 修理 | 17 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.06 | 98,728,350 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10945 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.09 | 81,951,450 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10946 | 三菱電機株 | CHASSIS, MODULE 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.13 | 44,625,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10947 | 三菱電機株 | ACTUATOR, LINEAR 修理 | 4 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.14 | 7,371,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10948 | 三菱電機株 | TEST STAND, GUIDED MISSILE 修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.14 | 2,704,800 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10949 | 三菱電機株 | CABINET, ELECTRI 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.16 | 9,444,750 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10950 | 三菱電機株 | COOLER, LIQUID, ELECT 修理 | 5 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.20 | 49,464,450 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|----------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 10951 | 三菱電機株 | ADAPTER, ASSY外140品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.26 | 239,400,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10952 | 三菱電機株 | PANEL, INTERCONNECTI | 8 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.27 | 17,320,800 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10953 | 三菱電機株 | VENTILATOR, AIR CIRCULATING外78品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.28 | 147,735,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10954 | 三菱電機株 | COOLER, LIQUID, ELECT 修理 | 11 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.28 | 108,205,650 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10955 | 三菱電機株 | CHASSIS, MODULAR 修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.28 | 54,731,250 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10956 | 三菱電機株 | 誘導弾の調査等 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.29 | 130,659,900 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10957 | 三菱電機株 | VENTILATOR 修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.30 | 39,296,250 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10958 | 三菱電機株 | 弾薬等整備の一部部外委託 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.30 | 11,676,000 | 本契約は、三菱電機が製造している航空機搭載用ミサイルの一部部外委託作業であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する知識、技術を必要とし、本要件を満たしているのは設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10959 | 三菱電機株 | PANEL, BLANK外5品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.24 | 2,850,750 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10960 | 三菱電機株 | 誘導弾の調査等 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.10.25 | 8,337,000 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10961 | 三菱電機株 | EXCITER GROUP 修理 | 6 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.07 | 13,156,500 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10962 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.16 | 32,892,300 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10963 | 三菱電機株 | FRAME, SHROUD外11品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 264,180,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10964 | 三菱電機株 | ACTUATOR, LINEAR 修理 | 5 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.01 | 8,414,700 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10965 | 三菱電機株 | AIM-7M誘導制御部 修理(診断後) | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.06 | 7,717,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10966 | 三菱電機株 | ANTENNA ELEMENT | 1,108 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.08 | 399,105,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10967 | 三菱電機株 | VENTILATOR 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.13 | 4,841,550 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10968 | 三菱電機株 | SCREW, SELF LOCK外81品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.16 | 12,369,000 | 本品の契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10969 | 三菱電機株 | EXCITER GROUP 改修 | 4 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.19 | 4,746,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10970 | 三菱電機株 | TESTER, HOMING HEAD 修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.19 | 3,205,650 | 本品は、航空機搭載ミサイルASM-1の整備用器材の構成部品であり、契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、設計、製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10971 | 三菱電機株 | INTERCONNECTING外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.21 | 15,529,500 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10972 | 三菱電機株 | BUSHING, SLEEVE外22品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 19,585,650 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10973 | 三菱電機株 | ANTENNA SERVO UNIT外33品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 46,775,400 | 本品の契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10974 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL 改修外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 99,327,900 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10975 | 三菱電機株 | DAMPER, FLUE 修理 | 6 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 6,471,150 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10976 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL 改修外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 95,961,600 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサブライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10977 | 三菱電機株 | GUIDANCE AND CONTROL SECTION 修理 | 3 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 11,926,950 | 本品の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10978 | 三菱電機株 | HOMING HEAD ASSY 修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 8,594,250 | 本品は、航空機搭載ミサイルASM-1の整備用器材の構成部品であり、契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、設計、製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10979 | 三菱電機株 | AIM-7F誘導弾経年変化特性調査 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 15,678,600 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10980 | 三菱電機株 | CIRCUIT CARD ASSY 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.12 | 5,570,250 | 本品は、航空機搭載ミサイルASM-1の整備用器材の構成部品であり、契約履行にあたっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、設計、製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10981 | 三菱電機株 | 中射程ミサイルの技術的追認(空対空計算機シミュレーション) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.13 | 4,624,200 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10982 | 三菱電機株 | SECTION, RF外37品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.25 | 76,238,400 | 本品の契約履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計、製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10983 | 三菱電機株 | GUIDANCE AND CONTROL SECTION 修理(診断後)外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.25 | 6,029,100 | 本品の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10984 | 三菱電機株 | GUIDANCE AND CONTROL SECTION 修理外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.25 | 11,127,900 | 本品の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|----|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 10985 | 三菱電機株 | SHROUD ASSY | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.08 | 15,541,050 | 本品は、ベトリオットレーダ装置用の補用部品であり契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10986 | 三菱電機株 | SHOOTINGPLUG, ASSY外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.16 | 14,604,450 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 10987 | 三菱電機株 | CIRCUITCARDASSY外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.17 | 2,627,100 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10988 | 三菱電機株 | ANTENNAGROUP | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.17 | 48,814,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10989 | 三菱電機株 | WIRING外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 3,795,750 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10990 | 三菱電機株 | ACTUATORLINEAR外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 64,497,300 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10991 | 三菱電機株 | EXCITERGROUP改修 | 6 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 6,930,000 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10992 | 三菱電機株 | CABINETELECTRI改修外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 35,050,050 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10993 | 三菱電機株 | RACK, ELECTRICAL改修外4品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 76,655,250 | 本契約の履行に当たっては、レイセオン社と技術提携を締結している三菱重工とのサプライセンスを必要とし、現在この要件をみたしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10994 | 三菱電機株 | AIM-7M誘導制御部限定修理 | 1 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 2,549,400 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10995 | 三菱電機株 | GUIDANCEANDCONTROLSECTION修理 | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 8,006,250 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10996 | 三菱電機株 | DIRECTPOWERVOLTAGECONVERTER修理外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 8,835,750 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 10997 | 三菱電機株 | RECEIVERS, REAR修理外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 71,977,500 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10998 | 三菱電機株 | AIM-7M誘導制御部修理 | 7 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 42,678,300 | 本契約の履行に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 10999 | 三菱電機株 | 91式爆弾用誘導装置の経年変化特性調査 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 47,216,400 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11000 | 三菱電機株 | GASSERVOEQUIPMENT修理(診断後) | 5 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 4,933,950 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11001 | 三菱電機株 | GASSERVOEQUIPMENT修理(診断後) | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 2,486,400 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------|----|-------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11002 | 三菱電機株 | GASSERVOEQUIPMENT修理 | 15 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.23 | 20,804,700 | 本件の契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11003 | 三菱電機株 | E-PACK | 7 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 8,838,900 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11004 | 三菱電機株 | E-PACK | 8 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 9,896,250 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11005 | 三菱電機(株) | データ管理装置移設等 | 1式 | 航空自衛隊 第83航空隊 会計隊長 渡邊 秀行 | 沖縄県那覇市宇間301 | 17.09.30 | 1,680,000 | リース物件で、所有権が契約相手方にある。また設定、動作確認を伴うため、本契約相手方に限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11006 | 三菱電機(株) | 訓練用ECM装置J/ALQ-5能力向上用補用品 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.09 | 5,145,000 | 本品を製作するためには、訓練用ECM装置J/ALQ-5能力向上の機能、構造について把握している必要がある。三菱電機株は、訓練用ECM装置J/ALQ-5能力向上の契約相手方として設計・製作を担当し、本品製作に必要な技術、知識を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11007 | 三菱電機(株) | 対砲追跡レーダの研究のための調査書(その4) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.27 | 3,937,500 | 本調査書作成には、高速で飛しょうする砲弾等を高精度で補足・追尾可能なレーダ技術、弾道解析を行う標定技術及び上位指揮統制システムとの連携技術に対する抽出・検討能力及びコスト管理能力が要求されるが、三菱電機株は、対空レーダ装置、低空レーダ装置及び中SAMを担当しており、汎用ソフトウェアの開発能力を有しており、本調査書作成可能業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11008 | 三菱電機(株) | 99式空対空誘導弾(空)中試験用計測ポッドの改修 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.12 | 37,800,000 | 本役務を実施するためには、空中試験用計測ポッド及びポッドに搭載する誘導部2型の機能・性能及び構造を把握している必要がある。三菱電機株は、計測ポッド及び誘導部2型の契約相手方として、設計・製造を行い本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11009 | 三菱電機(株) | 飛行運動環境シミュレータのうちターゲットシミュレータの修理 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.15 | 8,872,500 | 本件は、飛行運動シミュレータのうちのターゲットシミュレータの修理作業を実施するものである。三菱電機株は、ターゲットシミュレータの納入会社であり、ターゲットシミュレータの構造、性能等取扱いを理解しており、修理に必要な技術を有している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11010 | 三菱電機(株) | 微弱散乱電波受信解析装置 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.29 | 23,835,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11011 | 三菱電機(株) | 将来自律型誘導システムの研究のための調査書(その4) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.09 | 3,948,000 | 本調査書作成には、ミサイルシステム提案能力、自動目標搜索と識別技術、戦果確認技術及び目標変換技術に対する技術課題の抽出・検討能力が必要である。三菱電機株は、各種空対空誘導弾の設計・製造でミサイルシステム提案能力を、合成開口レーダ技術で目標識別技術を、新型IR誘導装置で戦況情報確認技術を、中距離地对空誘導弾で目標変換技術を有しており、本調査書作成可能業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11012 | 三菱電機(株) | レーダー・セットJ/APG-1改修 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.19 | 26,670,000 | 三菱電機株は、J/APG-1を製造している唯一の会社であり、J/APG-1の製造及び試験設備を有している。また、J/APG-1のフェーズド・アレイ・アンテナに係る会社固有の技術等は他の者によって代替不能な特殊性のあるものであり、三菱電機株と契約しなければ、本役務を実施することができない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11013 | 三菱電機(株) | 将来アビオニクスシステム分析評価機器 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.14 | 26,670,000 | 三菱電機株は、将来アビオニクスシステム(その1)の研究試作の担当会社であり、試作したシミュレータ全体を制御するソフトウェア、解析モデル等を熟理解している。したがって、そのシミュレータのソフトウェア環境、アルゴリズム及びモデルの精度等については、他の者によって代替不能な特殊性のあるものであり、三菱電機株と契約しなければ、本機器を製作できない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11014 | 三菱電機株 | 舵面負荷装置 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 7,213,500 | 本装置を製作するためには、99式空対空誘導弾(改)の構造、機能及び性能と後翼部の取り付け部分の細部について把握している必要がある。三菱電機株は、99式空対空誘導弾(改)の契約相手方として設計、製造を担当しており本装置を製作できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11015 | 三菱電機株 | FCSS接続追加目標装置 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 151,200,000 | 本装置を製作するためには、FCSSの機能、性能、構造及びレーダ多目標追尾信号処理について把握している必要がある。三菱電機株は、FCSSの納入会社であるとともに、アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素(その1)の研究試作において、多目標追尾信号処理用ソフトウェアの納入会社でもあり、本装置を製作できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11016 | 三菱電機株 | 訓練用ECM装置J/ALQ-5の能力向上の性能確認試験用専用試験装置(1) | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 417,900,000 | 本品を製作するためには、練用ECM装置J/ALQ-5能力向上型の機能、性能及び構造について把握している必要がある。三菱電機株は、練用ECM解析装置J/ALQ-5能力向上型の試作の契約相手方として、(その1)から(その4)まで一貫して設計、製造を担当し設計、製造を行うための技術を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11017 | 三菱電機株 | 多機能RFセンサの性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.04.21 | 6,877,500 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11018 | 三菱電機株 | 多機能RFセンサの性能確認試験のための試験準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.04.22 | 1,155,000 | 三菱電機株は、多機能RFセンサの性能確認試験において、供試品の設計及び製作を担当し、性能・構造を熟知している、供試品に関して専門的知識を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11019 | 三菱電機株 | 分散型指揮統制システム実験装置の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.05.27 | 2,100,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11020 | 三菱電機株 | 多機能RFセンサの性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.06 | 7,750,050 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11021 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.10 | 6,510,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11022 | 三菱電機株 | 将来アビオニクスシステム(その1)の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.10 | 8,749,650 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11023 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.16 | 1,315,650 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11024 | 三菱電機株 | 電磁パルス防護対策実験装置の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.23 | 4,935,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11025 | 三菱電機株 | アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.27 | 3,097,500 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11026 | 三菱電機株 | 多機能RFセンサ(その1)(研究試作)のうちの空中線部のうちの空中線の動作点検作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.04 | 1,559,250 | 三菱電機株は、多機能RFセンサの性能確認試験において、供試品の設計及び製作を担当し、性能・構造を熟知している、供試品に関して専門的知識を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11027 | 三菱電機株 | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.07 | 1,558,200 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11028 | 三菱電機株 | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その10) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.27 | 2,167,200 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11029 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.28 | 1,211,700 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11030 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.07.28 | 11,235,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11031 | 三菱電機株 | 妨害波レーダ実験装置(その1)の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.08.08 | 14,070,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11032 | 三菱電機株 | 訓練用ECM装置J/ALQ-5能力向上の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.08.08 | 5,880,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11033 | 三菱電機株 | 訓練用ECM装置J/ALQ-5能力向上の性能確認試験のための準備・撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.08.08 | 1,428,000 | 三菱電機株は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11034 | 三菱電機株 | 多機能RFセンサの性能確認試験のための試験準備作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.08.08 | 1,785,000 | 三菱電機株は、多機能RFセンサの性能確認試験において、供試品の設計及び製作を担当し、性能・構造を熟知して、供試品に関して専門的知識を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11035 | 三菱電機株 | 分散型指揮統制システム実験装置の性能確認試験のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.08.10 | 1,995,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11036 | 三菱電機株 | 多機能RFセンサの性能確認試験のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.08.12 | 7,192,500 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11037 | 三菱電機株 | 多機能RFセンサの性能確認試験のための試験撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.09.12 | 1,396,500 | 三菱電機株は、多機能RFセンサの性能確認試験において、供試品の設計及び製作を担当し、性能・構造を熟知して、供試品に関して専門的知識を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11038 | 三菱電機株 | 滞空型レーダ技術の研究のための技術調査(その4) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.09.12 | 2,307,900 | 本滞空型レーダ技術の研究は、海上を低空飛行する巡航ミサイルを遠洋で早期に探知し、追尾する有人/無人機搭載型レーダのために必要な(1)クラッタ抑圧信号処理技術(2)低空高速移動目標探知追尾技術(3)分散開口合成技術(4)航空機搭載型遠距離レーダシステム技術の課題を研究するものである。三菱電機株は、将来警戒管制レーダ、コンフォーマルレーダシステムの研究試作、航空自衛隊のレーダであるJ/APG-1等の実績により、本作業を行うことができる検討能力を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11039 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その7) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.10.07 | 3,549,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|-----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11040 | 三菱電機株 | アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.10.17 | 3,097,500 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11041 | 三菱電機株 | 将来アビオニクスシステム(その1)の性能確認試験のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.10.20 | 30,607,500 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11042 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.10.31 | 12,440,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11043 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その10) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.11.08 | 6,628,650 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11044 | 三菱電機株 | 分散型指揮統制システム実験装置の性能確認試験のための労務借上(その7) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.11.08 | 3,696,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11045 | 三菱電機株 | 妨害波レーダ実験装置(その1)の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.12.08 | 14,460,600 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11046 | 三菱電機株 | 訓練用ECM装置J/ALQ-5能力向上の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.12.20 | 9,030,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11047 | 三菱電機株 | 訓練用ECM装置J/ALQ-5能力向上の性能確認試験のための準備・撤収作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.12.22 | 2,257,500 | 三菱電機株は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11048 | 三菱電機株 | 新通信ECM装置(その1)の点検 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.01.10 | 1,900,500 | 三菱電機株は、本装置を製作し、その技術的内容を熟知している。点検を実施するにあたり、装置の内容の熟知、点検に関する豊富な知識と経験及び高度な技術を有する技術者を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11049 | 三菱電機株 | 通信プロトコル分析プログラム(その2) | 1式 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.01.12 | 1,470,000 | 三菱電機株は、本プログラムの作製に当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11050 | 三菱電機株 | 将来センサシステム(搭載型)の性能確認試験のための労務借上(その13) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.01.23 | 3,533,250 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11051 | 三菱電機株 | アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素の性能確認試験のための労務借上(その6) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.01.23 | 14,490,000 | 三菱電機株は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11052 | 三菱電機株 | 電磁パルス防護対策実験装置の性能確認試験のための労務借上(その2) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 18.01.23 | 5,596,500 | 三菱電機株は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11053 | 三菱電機(株) | アダプティブRCS評価方式の研究のための測定環境整備 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所飯岡支所 業務班長 三浦 一裕 | 千葉県旭市大字瑞字三番割 | 17.11.02 | 1,081,500 | 三菱電機株は、測定環境である電波無反射室の設計製造業者であり、細部の構造・機能について熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|----|-----------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11054 | 三菱電機(株) | 電波反射特性評価装置の点検・調整 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所飯岡支所 業務班長 三浦 一裕 | 千葉県旭市大字塙字三番割 | 17.12.01 | 1,197,000 | 三菱電機株は、本装置の製造納入会社であり、細部にわたり本装置の機能・構造について熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11055 | 三菱電機(株) | パッシブレーダの研究のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所飯岡支所 業務班長 三浦 一裕 | 千葉県旭市大字塙字三番割 | 17.12.08 | 2,541,000 | 三菱電機株は、本役務の実施にあたり使用する供試品及び計測器材についての技術的細部を熟知し、各種補助作業について必要な知識等を有する技術者を擁している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11056 | 三菱電機(株) | 背景雑音計測作業 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所飯岡支所 業務班長 三浦 一裕 | 千葉県旭市大字塙字三番割 | 17.12.08 | 2,131,500 | 三菱電機株は、本役務で使用する電波反射特性評価装置の製造納入会社であり、細部にわたり本装置の構造・機能について熟知しており本役務を円滑に遂行できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11057 | 三菱電機株 | 飛行運動環境シミュレータのうち付属品の修理 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.05.31 | 1,471,050 | 三菱電機株は本装置の設計・製造等を担当した会社であり、その性能・性能等を十分に熟知しており、本件に対応できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11058 | 三菱電機株 | GPS/INS複合誘導装置の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.07.11 | 11,403,000 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱電機株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11059 | 三菱電機株 | GPS/INS複合誘導装置の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 大海寺 安 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.08.05 | 50,998,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱電機株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11060 | 三菱電機株 | 将来射撃管制用レーダシステムの研究のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.10.31 | 1,065,750 | 試験等の補助作業を実施するものである。試験を実施するにあたり、パラメータの設定、光制御式アレイ・アンテナの詳細な調整が必要である。三菱電機株はそれらに熟知した技術者を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11061 | 三菱電機株 | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.10.31 | 11,245,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱電機株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11062 | 三菱電機株 | X帯送受信モジュール | 7個 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.16 | 3,425,100 | 当該製品を日本国内で製造・販売しているのは三菱電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11063 | 三菱電機株 | 風洞模型 | 1式 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.11.30 | 2,656,500 | 本件は、3方向及び4方向へ噴射するサイドラスダ型の飛しょう体の空力特性を研究するために、風洞試験で使用する風洞模型を製作するものである。風洞模型の製作では、平成16年度に取得した風洞模型のうちの筐体(2方向へ噴射)を改修する。製作にあたっては、風洞模型に熟知している必要がある。また、風洞試験では、超音速風洞内において、風洞模型に組み込まれた火工品を燃焼させてサイドラスダより噴射させてデータ取得を行うため、風洞模型に組み込む火工品や安全弁等の設計に精通している必要がある。三菱電機株は、平成16年度に取得した風洞模型の契約会社である。また、超音速風洞内でのサイドラスダ型の飛しょう体の燃焼試験を自社研究等で実施しているため、火工品や安全弁等の設計に精通している。したがって、風洞模型の製作に必要な専門的技術を保有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11064 | 三菱電機株 | 先進地上誘導要素技術(その1)の性能確認試験のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.19 | 14,920,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱電機株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11065 | 三菱電機株 | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験(第1次フィジカルシミュレーション試験)のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.21 | 22,018,500 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱電機株は供試品の設計・製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--|----|----------------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 11066 | 三菱電機株 | アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素の性能確認試験(FCS S試験(1))のための労務借上 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所管理部 会計課長 渡邊 利郎 | 東京都立川市栄町1-2-10 | 17.12.21 | 21,330,750 | 試験等実施にあたり補助作業をするものである。そのためには供試品の細部を熟知している必要がある。三菱電機株は供試品の設計製作を担当し、その性能・機能等熟知している技術者を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11067 | 三菱電機株 | 砲塔部台上試験(3)のための労務借上(その5) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.19 | 1,089,900 | 三菱電機株は、砲塔部台上試験(3)において使用する新戦車(その2)の砲塔部(その2)の視察照準装置の製造を行い、装置の構造、機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11068 | 三菱電機株 | 対空無線機のうちセンサーサイザード他 | 1式 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 17.07.27 | 5,876,850 | 本対空無線機の補用部品は川崎重工工業株でのみ製造しており、他社では製造していない。他社で製造するためには、製造図面等の入手が不可欠であるが、製造図面は設計製造会社である当該会社が所有しており、他社では入手が出来ないため、他社が本部品を製造することはできないと考える。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11069 | 三菱電機株 | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験(第2次キャプティブフライト試験)のための労務借上(その7) | 1件 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 17.08.18 | 18,501,000 | 三菱電機株は、99式空対空誘導弾(改)の契約会社として、供試品の設計製造を実施した会社であり、本労務を実施するために必要な技術を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11070 | 三菱電機株 | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験(第2次キャプティブフライト試験)のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 17.09.26 | 16,380,000 | 三菱電機株は、99式空対空誘導弾(改)の契約会社として、供試品の設計製造を実施した会社であり、本労務を実施するために必要な技術を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11071 | 三菱電機株 | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験(第2次キャプティブフライト試験)のための労務借上(その13) | 1件 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 17.10.25 | 11,445,000 | 三菱電機株は、99式空対空誘導弾(改)の契約会社として、供試品の設計製造を実施した会社であり、本労務を実施するために必要な技術を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11072 | 三菱電機株 | SDSP105 | 1個 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 17.11.28 | 1,344,000 | 三菱電機株は、99式空対空誘導弾(改)の主要契約会社として、供試品の設計製造を実施した会社であり、本器材の製造に必要な技術を有する唯一の会社であり、また、本器材を販売する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11073 | 三菱電機株 | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験(第2次キャプティブフライト試験)のための労務借上(その16) | 1件 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 17.12.02 | 13,965,000 | 三菱電機株は、99式空対空誘導弾(改)の契約会社として、供試品の設計製造を実施した会社であり、本労務を実施するために必要な技術を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11074 | 三菱電機株 | 99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験(第2次キャプティブフライト試験)のための労務借上(その18) | 1件 | 技術研究本部 岐阜試験場 業務班長 大瀧 太 | 岐阜県各務原市那加官有地 | 18.01.16 | 5,712,000 | 三菱電機株は、99式空対空誘導弾(改)の契約会社として、供試品の設計製造を実施した会社であり、本労務を実施するために必要な技術を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11075 | 三菱電機(株) | 対空戦闘指揮統制システム(その2) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.16 | 7,617,225,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っているものが1社である。(本件は、方面隊、師団等の高射特科部隊に装備し、中・高空域における対空監視網を構成し、目標情報の収集・処理・伝達及び対空戦闘の指揮・統制を迅速・的確に実施するために使用する対空戦闘指揮統制システムを開発するものである。16年度試作(その1)においては、システム設計を実施するとともに、対空戦闘指揮統制装置Ⅰ型(その1)、試験評価装置(その1)を試作している。本試作においては、試作(その1)の成果を反映した対空戦闘指揮統制装置Ⅰ型(その2)、対空戦闘指揮統制装置Ⅱ型、対空監視レーダ(その1)、通信装置Ⅰ型、通信装置Ⅱ型、接続装置(その1)の設計、製造及び試験評価装置(その2)の設計・製造を実施する。本試作に当たっては、陸上自衛隊対空戦闘の運用を理解し、目標情報から脅威度を判定し、効果が最大になるような対空兵器等を自動的に選定する対空戦闘のインテグレーション技術及び試作(その1)の成果を熟知し、本試作に反映させることが必要である。三菱電機(株)は、試作(その1)の契約相手方であり、その成果を熟知したうえで、本試作に反映することが可能な知識、技術及び能力を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11076 | 三菱電機(株) | ロングボウ・システム | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 1,598,100,000 | 本品の製造に当たっては、米国ロングボウ・インターナショナル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たすのは、三菱電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---|-----|-------------------------|-------------------|----------|----------------|---|-------------|--|----|
| 11077 | 三菱電機(株) | アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係る構成要素(その2)の研究試作(2) | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 1,388,100,000 | 本件は、支援戦闘機(F-2)にアクティブ・電波・ホーミング・ミサイル(AAM-4)を搭載する場合において、AAM-4の性能を最大限に発揮させるために必要な機体の構成要素を検討し、技術資料を得ることを目的とする。本研究試作は、火器管制レーダ(フェイズド・アレイ・レーダ)の送信電力の高出力化を図った空中線及びAAM-4の指令慣性誘導時に必要となる指令誘導信号を送信する指令送信装置並びに同装置の試験装置を設計・製造するものであり、航空機用フェイズド・アレイ・レーダ及びAAM-4に関する技術・知識が必要不可欠である。現在、この要件を満たしているのは、支援戦闘機(F-2)に搭載しているフェイズド・アレイ・レーダ及びAAM-4の設計・製造会社である三菱電機のみである。よって、該社と随意契約を行う。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11078 | 三菱電機(株) | O3式中距離地对空誘導弾 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 26,886,720,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11079 | 三菱電機(株) | 99式空対空誘導弾 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 3,933,342,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが1社であるとき (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11080 | 三菱電機(株) | AIM-7M誘導弾 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 1,043,700,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみであるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11081 | 三菱電機(株) | 艦載型対空レーダ主要構成要素の研究試作 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 2,250,150,000 | 本件は、日米共同研究の一環であり、長射程化、高速化及び多様化する将来の経空脅威に有効に対処するために必要な遠距離における同時多目標対処能力の向上を図るため、艦艇の対空レーダの探知能力向上等に関する技術資料を得るものである。 本研究試作については、将来の艦載型対空レーダのシステム・コンセプトに係るシステム設計及び空中線部、周波数変換部、専用試験装置の試作を行う。 本研究試作に当たっては、艦載型対空レーダの目標探知距離延伸及び同時多目標対処能力の向上を実現するために、アクティブフェイズドアレイレーダ用送受信モジュール技術を確立し、出力特性に優れた送受信モジュールの高効率化に関する知識・技術が必要である。 本研究試作に必要なアクティブフェイズドアレイレーダの知識・技術を有するのは、三菱電機(株)、(株)東芝、日本電気(株)及び富士通(株)の4社のみであるが、(株)東芝、三菱電機(株)を除く日本電気(株)及び富士通(株)に対して業態調査を行ったところ、受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。 これに伴い、(株)東芝及び三菱電機(株)に対し業態調査を行ったところ、(株)東芝からは、受注態勢が整っていない旨の回答、三菱電機(株)からは、製造可能との回答を得た。 よって、三菱電機(株)と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11082 | 三菱電機(株) | 統合電子戦装置 J/ASQ-2() | 5台 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 3,066,000,000 | 本品の製造等に必要となる技術及び生産設備を有しているのは、三菱電機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11083 | 三菱電機(株) | 電子戦システム | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,002,350,000 | 本品の製造に必要な特許「通信系推定装置」等を有しており、かつ、当該特許権を使用できるのは三菱電機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11084 | 三菱電機(株) | 電波探知装置NZLR-1D | 1SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,453,095,000 | 本品の製造に当たっては、超広帯域での高精度電波探知及び瞬時方位探知に関する技術並びに耐水圧空中線の製造に関する技術及び製造設備が必要であり、現在、これらの要件を満たしており、かつ、受注態勢が整っているのは三菱電機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11085 | 三菱電機(株) | 電子戦システム | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,309,350,000 | 本品の製造に必要な特許「通信系推定装置」等を有しており、かつ、当該特許権を使用できるのは三菱電機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11086 | 三菱電機(株) | 捜索用レーダ HPS-105B | 6SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,192,590,000 | 本品の製造に当たっては、探知した目標信号に対し、自動追尾をし、かつ、ISARの技術によって画像化し、類別を行うことのできる技術が必要であり、現在この要件を満たすのは、三菱電機のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|---|----|
| 11087 | 三菱電機(株) | 捜索用レーダ HPS-105B | 2SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 397,530,000 | 本品の製造に当たっては、探知した目標信号に対し、自動追尾をし、かつ、ISARの技術によって画像化し、類別を行うことのできる技術が必要であり、現在の要件を満たすのは、三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11088 | 三菱電機(株) | OPS-24B()レーダ用空中線 | 1SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 351,750,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11089 | 三菱電機(株) | HLR-109B逆探装置 | 1SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 279,930,000 | 本品の製造に当たっては、HLR-109逆探装置が有する固定及び回転空中線を使用した方位探知能力に加え、低周波帯の識別能力を実現させる技術が必要であり、現在、この要件を満たしているのは、HLR-109逆探装置の契約相手方である三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11090 | 三菱電機(株) | HLR-109逆探装置 | 1SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 242,235,000 | 本品の製造等に必要技術及び生産設備を有しているのは、三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11091 | 三菱電機(株) | 外装型FLIR装置 J/AAQ-2 | 2EA | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,111,320,000 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11092 | 三菱電機(株) | E-2C用戦術データ交換システム端末 A N/URC-107 | 6SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,001,700,000 | 本品は、E-2Cに搭載することによって、航空機部隊の戦術情報を共有させ組織戦闘能力を向上させるとともに、BMDにおいてイージス艦と自動警戒管制システム間の通信中継を担うことを目的とした戦術データ交換システム端末である。本品の製造に当たっては、米国防務省との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該技術援助契約締結に関して米国防務省の認可待ちである三菱電機のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11093 | 三菱電機(株) | 非貫通式潜望鏡1型 | 1SE | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,375,500,000 | 潜望鏡の一部であるセンサマスト及び制御処理器は英国タレスオプトロニクス社との技術援助契約に基づき導入した技術資料により作成することが契約の条件となっている。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11094 | 三菱電機(株) | 改良ホーク誘導弾の改善 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,107,350,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11095 | 三菱電機(株) | シースパローミサイルRIM-162 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 6,960,201,500 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11096 | 三菱電機(株) | シースパローミサイルRIM-7M | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 3,109,663,200 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11097 | 三菱電機(株) | 99式空対空誘導弾(改)実用試験用供試弾 | 1式 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,663,325,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品は、AAM-4(改)の試作成果を反映した設計を行うため、その製造に当たっては、当該試作品の構造・性能等を熟知している必要がある。現在、この要件を満たし、本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、当該試作の契約相手方である三菱電機のみであるため)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11098 | 三菱電機(株) | 審査装置借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 52,239,600 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11099 | 三菱電機(株) | 電子計算機借上 データ解析装置用電子計算機(その1) | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 3,326,400 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11100 | 三菱電機(株) | 電子計算機借上 その1 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 83,968,500 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---|----|
| 11101 | 三菱電機(株) | 電子戦支援用データ管理装置の収集配布部借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 61,236,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11102 | 三菱電機(株) | 航空支援集団指揮システム用装置借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 405,720,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11103 | 三菱電機(株) | 航空要員基礎訓練装置借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 14,742,000 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11104 | 三菱電機(株) | 臨床検査用電子計算機借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.01 | 68,518,800 | 引き続き継続して借り上げる必要があるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11105 | 三菱電機(株) | 教育訓練・研究システムの導入に関する調査研究 | 1式 | 契約本部 副本部長 岡崎 匠 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.16 | 12,285,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11106 | 三菱電機(株) | 分散シミュレーション処理計測ソフトウェア | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.26 | 21,840,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11107 | 三菱電機(株) | シミュレーション統合システム(その1)の研究試作 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.16 | 496,545,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っているものが1社である。(本件は、複数の脅威が存在する戦闘場面を仮想空間内に生成し、陸海空の各装備システムの性能を把握するとともに、将来の各装備システムの研究開発の方向性を検討するために使用するシミュレーション統合システムに関する技術資料を得るものである。本研究試作(その1)においては、システム設計を行うものである。本研究試作(その1)に当たっては、各種装備品開発の知識、経験を持ち、平成13年度契約の分散型指揮統制システム実験装置(その1)の研究試作で製造した分散シミュレーション基盤プログラム(HLA-RTI)を利用し、センサ、ウエポン及び指揮システム等の各種モデルを接続し、仮想空間内で各種戦闘場面における装備システムの機能・性能を評価できる分散シミュレーション構築技術等が必要である。上記、知識、技術等を有するのは、分散シミュレーション基盤プログラム(HLA-RTI)製造実績を有する三菱電機(株)及び日本電気(株)の2社であるが、日本電気(株)から受注態勢が整っていないとして入札参加を辞退する旨の回答を得た。よって、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11108 | 三菱電機(株) | データベース活用型モデリング・シミュレーションの効果に関する調査研究 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.11 | 4,725,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11109 | 三菱電機(株) | 射撃指揮装置2型改造用器材(CIWS)に対する水上射撃機能の付加) | 30T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 14,558,250 | 本品の製造に当たっては、射撃指揮装置2型を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、射撃指揮装置2型の製造を担当した三菱電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11110 | 三菱電機(株) | 対人障害システム用監視装置試験装置 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 9,135,000 | 本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11111 | 三菱電機(株) | 第2段階 対人障害システム用特殊工具セット | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.02 | 23,205,000 | 本品の製造に当たっては、「置換モジュール」は、システム構成品と同一のモジュールを使用することから、同じ技術及び設備を必要とし、「無線試験装置」については、システムにおいて特許を有しているECCCM性を確保するためのスペクトラム拡散変調技術及び電波干渉による誤起爆防止を図るための遠隔制御技術を反映させた電波送信制御方法を熟知している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、システムの契約相手方である三菱電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 11112 | 三菱電機(株) | 電子管 MW5171A | 5個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.24 | 35,490,000 | 本仕様書が指定する型番の電子管を製造しているのは三菱電機(株)のみである。なお、本品の製造に必要な、真空排気装置、金型、調整用具、専用試験装置等の設備、及び高精度工作機械による部品の加工、高温度管理、各種溶接等の技術を有しているのは該社のみである。また、本品は三菱電機(株)固有の仕様(製造業者規格)に基づくものであるため、該社との売買契約による随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11113 | 三菱電機(株) | 電子管 RP263310-G01 | 1個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.24 | 7,770,000 | 本仕様書が指定する型番の電子管を製造しているのは三菱電機(株)のみである。なお、本品の製造に必要な、真空排気装置、金型、調整用具、専用試験装置等の設備、及び高精度工作機械による部品の加工、高温度管理、各種溶接等の技術を有しているのは該社のみである。また、本品は三菱電機(株)固有の仕様(製造業者規格)に基づくものであるため、該社との売買契約による随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11114 | 三菱電機(株) | 電子管 MW5171A | 6個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.24 | 42,588,000 | 本仕様書が指定する型番の電子管を製造しているのは三菱電機(株)のみである。なお、本品の製造に必要な、真空排気装置、金型、調整用具、専用試験装置等の設備、及び高精度工作機械による部品の加工、高温度管理、各種溶接等の技術を有しているのは該社のみである。また、本品は三菱電機(株)固有の仕様(製造業者規格)に基づくものであるため、該社との売買契約による随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11115 | 三菱電機(株) | 空自作戦用シミュレーション・システム用大型表示装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.30 | 177,450,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11116 | 三菱電機(株) | 電子管 RKS-8LS0499-002 | 4EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.08 | 10,038,000 | 本仕様書が指定する型番の電子管を製造しているのは三菱電機(株)のみである。なお、本品の製造に必要な、真空排気装置、金型、調整用具、専用試験装置等の設備、及び高精度工作機械による部品の加工、高温度管理、各種溶接等の技術を有しているのは該社のみである。また、本品は三菱電機(株)固有の仕様(製造業者規格)に基づくものであるため、該社との売買契約による随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11117 | 三菱電機(株) | 電子管 RKS-8LS0499-002 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.08 | 5,019,000 | 本仕様書が指定する型番の電子管を製造しているのは三菱電機(株)のみである。なお、本品の製造に必要な、真空排気装置、金型、調整用具、専用試験装置等の設備、及び高精度工作機械による部品の加工、高温度管理、各種溶接等の技術を有しているのは該社のみである。また、本品は三菱電機(株)固有の仕様(製造業者規格)に基づくものであるため、該社との売買契約による随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11118 | 三菱電機(株) | 電子戦支援用データ管理装置の本体部借上 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.19 | 270,795,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11119 | 三菱電機(株) | 携帯測遠機 | 12個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.10 | 37,170,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11120 | 三菱電機(株) | 携帯測遠機 | 4個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.10 | 12,390,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11121 | 三菱電機(株) | 99式空対空誘導弾(改)用テレメータ点検装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.11 | 66,150,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社である。(本品の製造に当たっては、平成16年度契約「99式空対空誘導弾(改)(その3)(1)」の飛しょう体及びテレメータ送信装置の機能、性能及びインテラフェース等について熟知しているとともに、平成7年度契約「新中距離空対空誘導弾(XAAM-4)(その2)(1)」で試作した一部構成部品を活用し、かつ、同試作の成果を反映させる必要がある。現在、この要件を満たしているのは、平成16年度及び平成7年度の契約相手方である三菱電機株のみであるため) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11122 | 三菱電機(株) | 携帯測遠機用特殊工具セット | 5組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.13 | 21,210,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行了したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|----------------|--|-------------|---|----|
| 11123 | 三菱電機(株) | 衛星単一通信可搬局装置 JMRC-C4 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.20 | 113,400,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11124 | 三菱電機(株) | 携帯測遠機 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.23 | 5,554,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11125 | 三菱電機(株) | 電子戦支援用データ管理装置の収集配布部借上(増設) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.23 | 186,249 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時、一般競争入札に移行) | |
| 11126 | 三菱電機(株) | VHF/UHF無線機 JAN/ARC-182 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.24 | 20,405,700 | 本品の製造に当たっては、米国ロクウエル・コリンズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11127 | 三菱電機(株) | 電子管 RSAK-W6587-G03 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 14,595,000 | 本仕様書が指定する型番の電子管を製造しているのは三菱電機(株)のみである。なお、本品の製造に必要な、真空排気装置、金型、調整用具、専用試験装置等の設備、及び高精度工作機械による部品の加工、高温度管理、各種溶接等の技術を有しているのは該社のみである。また、本品は三菱電機(株)固有の仕様(製造業者規格)に基づいたものであるため、該社との売買契約による随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11128 | 三菱電機(株) | 映像伝送付加装置 HPA-2 | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 6,247,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11129 | 三菱電機(株) | 映像伝送付加装置 HPA-2B | 20T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 12,495,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11130 | 三菱電機(株) | 画像データ入出力装置 | 4SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 3,696,000 | 操作用レーダHPS-105()の製造会社であり、構造・性能等を熟知している(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11131 | 三菱電機(株) | レーダー・セット AN/APG-63(V)1 | 4台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 11,410,350,000 | 本品は、F-15近代化改修機に搭載し、目標を探知、捕捉、追尾し、火器管制に必要な目標諸元を提供するものである。本品の製造に当たっては、米国レイセオン・カンパニー社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、本体の契約相手方である三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11132 | 三菱電機(株) | 訓練用ECM装置J/ALQ-5の能力向上(その4)(1) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 728,962,500 | 本件は、地上、機上航空警戒管制レーダ及び地对空誘導弾レーダに対して妨害電波を照射する現有訓練用ECM装置J/ALQ-5を能力向上を図るために開発・試作するもので、電子支援訓練機EC-1(以下、「EC-1航空機」という。)に搭載する。本件(その4)(1)は、試作(その1)で行った本装置のシステム設計に基づき、本装置の構成部品である変調器(2)、制御表示器(2)、信号処理器の設計・製造及び監視方受信機の製造を行う。また、試作(その1)、(その2)、(その3)で試作した官給品を用いて送受信アンテナ部、電源部、受信部、信号処理部、制御表示等を行うものである。本試作に当たっては、平成6年度から平成11年度にかけて実施された「エスコート用ECMの研究試作(その1)~(その4)」の成果を反映し、ECM装置の実効放射電力を増加し、周波数範囲を拡張するために特に重要な、高効率・広帯域な航空機搭載用送受信アンテナ部等を、要求期間内に設計及び製造し、かつEC-1航空機に搭載できるよう小型軽量化できる十分な知識及び技術を有していることが必要である。現在、この要件を満たしているのは、現有訓練用ECM装置の製造を担当し、平成6年度から平成11年度までの研究試作及び試作(その1)、(その2)、(その3)の契約相手方である三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 11133 | 三菱電機(株) | 戦闘機搭載用IRST装置(その3)(1) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 554,400,000 | 本件は、電子環境下等における火器管制レーダの探知性能等の低下を補完するとともに電波放射を火器管制可能な最小限に止め、要撃戦闘能力の向上を図るため航空機発する赤外線を探知する戦闘機搭載用IRST装置を開発するものである。本試作(その3)(1)では、センサ部・信号処理部・電源部等からなる装置システム設計(3)を行い、飛行試験に使用するIRST装置の試作を実施するものである。本試作に当たっては、平成15年度契約「戦闘機搭載IRST装置(その1)(1)」の装置システム設計(1)及び平成16年度契約「戦闘機搭載用IRST装置(その2)(1)」の装置システム設計(2)の成果に基づき、IRST装置を設計・製造する必要があるため、自動目標捕捉追跡技術、システム・インテグレーション技術及び小型・軽量・内装化技術等が必要である。現在、この要件を満たしているのは、「戦闘機搭載用IRST装置(その1)(1)及び(その2)(1)」の契約相手方である三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11134 | 三菱電機(株) | 空自作戦用シミュレーションシステム用プログラム(その2) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 412,125,000 | 本品の製造に当たっては、米国レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11135 | 三菱電機(株) | J/FPS-3連接付加装置(J/FYX-2)用プログラムの機能付加 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 343,350,000 | 本件は、FPS-XXで探知した同時多目標追尾データをJ/FYX-2で受信・処理できるようにするものであり、本件の履行に当たっては、FPS-XX及びJ/FYX-2の技術的内容を熟知している必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11136 | 三菱電機(株) | セントラル・コンピュータ CP-1075C(P)/AYK | 4台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 373,800,000 | 本品の製造に当たっては、米国ロッキード マーチン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11137 | 三菱電機(株) | セントラル・コンピュータ CP-1075C(P)/AYK 初度部品 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 87,360,000 | 本品の製造に当たっては、米国ロッキード マーチン社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11138 | 三菱電機(株) | 指揮管制支援ターミナルZYQ-31B-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 78,960,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11139 | 三菱電機(株) | 情報処理装置OYQ-9B-5 | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 187,215,000 | 本件は、海上自衛隊の護衛艦に搭載している戦闘指揮システムである情報処理装置OYQ-9B-4に、ESSM管制機能等を付加するプログラムを作成するものである。本件の履行に当たっては、OYQ-9B-4及びESSMの機能・性能を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、これらの設計・製造を担当した三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11140 | 三菱電機(株) | NHLR-107C電子戦データ収集装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 3,839,325,000 | 本品は、海上自衛隊のEP-3型航空機に搭載し、目標とする艦艇等から到来する電波を受信して、電波諸元の分析及び識別を行う装置である。本品の製造等に必要技術及び生産設備を有しているのは、三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11141 | 三菱電機(株) | レーダー・セット J/APG-1 | 5台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 3,014,760,000 | 本品は、航空自衛隊のF-2戦闘機に搭載し、目標を探知、捕捉及び追尾して、火器管制に必要な目標諸元を供給するために使用する装置である。本品の製造等に必要技術及び生産設備を有しているのは、三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11142 | 三菱電機(株) | レーダー・セット AN/APG-63(V)1初度部品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,310,000,000 | 本品は、F-15近代化改修機に搭載し、目標の搜索、追尾等を行う装置の初度部品である。本品の製造に当たっては、米国レイセオン・カンパニー社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11143 | 三菱電機(株) | 野戦特科射撃指揮装置 JGSQ-W3 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,167,600,000 | 本品は、陸上自衛隊の野戦特科部隊に装備して、射撃実行要領を具現化し、迅速・的確に射撃指揮を行う装置である。本品の製造に当たっては、特許「照準装置」及び「時分割多元接続装置」を使用する必要がある。現在、これらの特許権を使用する権利を有しているのは三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11144 | 三菱電機(株) | レーダー・セットJ/APG-1構成品その1 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,063,440,000 | 本品は、航空自衛隊のF-2型航空機に搭載する火器管制レーダの構成部品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本体の契約相手方である三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11145 | 三菱電機(株) | 航空機運用支援装置OJN-11 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 642,600,000 | 本品は、海上自衛隊の16DDHに搭載し、航空機の安全な離着陸のための航空管制業務に使用するものである。本品の製造に当たっては、現在、履行中の16DDH搭載用短SAMシステム3型及び情報処理装置OYQ-10との技術的整合を図る必要があり、現在、この要件を満たしているのは、これらの設計・製造を担当した三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11146 | 三菱電機(株) | AN/ASQ-81D(V)-6 磁気探知機 | 6SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 633,780,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に装備し、潜水艦の探知に使用する装置である。本品の製造に当たっては、米国レイセオン・カンパニー社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11147 | 三菱電機(株) | 短SAMシステムESSM化器材(FCS) | 3OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 305,644,500 | 本件は、海上自衛隊の「むらさめ」型、「たかなみ」型護衛艦に搭載されている短SAMシステム(シースパロー)2型-3の射撃指揮装置2型-31に、ESSMの発射管制を行うための改造用器材を調達するものである。本件の履行に当たっては、射撃指揮装置2型-31及びESSMの機能・性能を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、これらの設計・製造を担当した三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11148 | 三菱電機(株) | AN/ASQ-81D(V)-6 磁気探知機 | 2OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 210,945,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に装備し、潜水艦の探知に使用する装置である。本品の製造に当たっては、米国レイセオン・カンパニー社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11149 | 三菱電機(株) | レーダー・セットJ/APG-1構成品その2 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 203,343,000 | 本品は、航空自衛隊のF-2型航空機に搭載する火器管制レーダーの構成品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本体の契約相手方である三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11150 | 三菱電機(株) | AN/ASQ-81D(V)-6 磁気探知機 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 105,630,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に装備し、潜水艦の探知に使用する装置である。本品の製造に当たっては、米国レイセオン・カンパニー社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11151 | 三菱電機(株) | AAM-4指令送信装置 J/ARG-1 | 4SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 80,724,000 | 本品は、航空自衛隊のF-15型航空機に搭載し、99式空対空誘導弾AAM-4(以下、「AAM-4」という。)の飛しょうシーケンスのうち、初中期指令慣性誘導時に必要となる指令信号を送信するものである。本品の製造に当たっては、送信する指令信号をAAM-4の指令受信装置に適合させなければならない、AAM-4が指令慣性誘導を行うための信号形式の情報を必要とする。現在、この要件を満たしているのは、AAM-4の研究開発及び製造を担当し、その構造・性能等を熟知し、かつ、本品の製造に必要な技術を有している三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11152 | 三菱電機(株) | 外部模擬装置 | 1OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 79,275,000 | 本品は、海上自衛隊艦艇開発隊において、16DDH搭載用情報処理装置OYQ-10(以下、「本機」という。)のソフトウェアの領収試験及び維持管理に使用するテストサイトの構成品である。本品の製造に当たっては、本機の機能・性能を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11153 | 三菱電機(株) | 電子戦データ収集装置監視方探索システムベンチLSM-17 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 65,079,000 | 本品は、海上自衛隊のEP-3型航空機に搭載する電子戦データ収集装置NHLR-107Cの監視方探索の整備用器材である。本品の製造に当たっては、本装置の機能・性能を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本装置の設計・製造を担当した三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11154 | 三菱電機(株) | OA-8697A/ARD UHF自動方位測定機 | 7SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 14,681,625 | 本品は、航空機に搭載し、受信電波の到来方向を感知することにより、自機位置の確認等に使用する装置である。本品の製造に当たっては、米国ロックウェル・コリンズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11155 | 三菱電機(株) | 機上方向探知機 JARN-A200 | 3台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 14,348,250 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11156 | 三菱電機(株) | 機上方向探知機 JARN-A200 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 9,565,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11157 | 三菱電機(株) | VHF/UHF方向探知機 DF-301E | 4台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 8,389,500 | 本品は、航空機に搭載し、受信電波の到来方向を探知することにより、航空機相互の会合、自機位置の確認等に使用する装置である。本品の製造に当たっては、米国ロックウェル・コリンズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11158 | 三菱電機(株) | 機上方向探知機 JARN-A200 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 4,782,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11159 | 三菱電機(株) | 機上方向探知機 JARN-A200 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 4,782,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11160 | 三菱電機(株) | 機上方向探知機 JARN-A200 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 4,782,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11161 | 三菱電機(株) | OA-8697A/ARD UHF自動方位測定機 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,097,375 | 本品は、航空機に搭載し、受信電波の到来方向を探知することにより、自機位置の確認等に使用する装置である。本品の製造に当たっては、米国ロックウェル・コリンズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11162 | 三菱電機(株) | AN/ASQ-81D(V)-6磁気探知機 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 887,250 | 本品は、海上自衛隊の航空機に装備し、潜水艦の探知に使用する装置である。本品の製造に当たっては、米国レイセオン・カンパニー社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。よって、該社と随意契約する。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11163 | 三菱電機(株) | 映像伝送付加装置テストベンチHRM-193 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 134,190,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11164 | 三菱電機(株) | 航空機搭載衛星通信装置用整備器材 J/USM-193D | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 9,053,100 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11165 | 三菱電機(株) | U-125A赤外線暗視装置用整備器材 J/USM-184 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 7,087,500 | 本品の製造に当たっては、赤外線暗視装置に関する会社技術資料(型式Melco-F4G4571)が必要であり、この資料を有しているのが、三菱電機のみであるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11166 | 三菱電機(株) | 捜索用レーダ HPS-105B | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 346,080,000 | 本品の製造に当たっては、探知した目標信号に対し、自動追尾をし、かつ、ISARの技術によって画像化し、類別を行うことのできる技術が必要であり、現在この要件を満たすのは、三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11167 | 三菱電機(株) | AN/APN-217(V)6 ドブラ航法装置 | 6SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 291,438,000 | 本品の製造に当たっては、米国リットン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11168 | 三菱電機(株) | 電波妨害弾1型 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 282,072,000 | 本品の製造に当たっては、高衝撃に耐え、かつ、小型・軽量化する技術、並びに有効な妨害を行うためのアンテナ指向性技術及び飛しょう特性技術が必要とし、現在、この要件を満たすのは、三菱電機のみである。なお、該社は、火薬類取締法の販売許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11169 | 三菱電機(株) | AN/APN-217(V)6ドブラ航法装置 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 97,146,000 | 本品の製造に当たっては、米国リットン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11170 | 三菱電機(株) | AN/APN-217(V)6 ドブラ航法装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 48,573,000 | 本品の製造に当たっては、米国リットン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11171 | 三菱電機(株) | 電波妨害弾1型 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 35,259,000 | 本品の製造に当たっては、高衝撃に耐え、かつ、小型・軽量化する技術、並びに有効な妨害を行うためのアンテナ指向性技術及び飛しょう特性技術が必要とし、現在、この要件を満たすのは、三菱電機のみである。なお、該社は、火薬類取締法の販売許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11172 | 三菱電機(株) | 検索用レーダテストベンチ HPM-20 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 34,440,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11173 | 三菱電機(株) | 検索用レーダテストベンチ HPM-20 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 34,440,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11174 | 三菱電機(株) | 電子戦システム整備実習用教材 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 20,475,000 | 本品は、電子戦システムに実装することにより当該部位が所与の故障作爲でき、他の部位に影響を及ぼさないこと、及び外観上は実装されているユニットと同形状で見分けがつかないことが必要であることから、本品の製造に当たっては、電子戦システムの機能・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、電子戦システムの契約相手方である三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11175 | 三菱電機(株) | F-2型機統合電子戦装置電子データ設定用テーブル・ローダーJ/PYQ-3 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 6,531,000 | 本品は、F-2型航空機用機統合電子戦装置の構成部品である電子戦コントローラ(EWC)に対して、識別テーブル及び妨害テーブルの書き込み並びにEWCからの電子戦記録情報の読み出しを行うものであることから、本品の製造に当たっては、本体であるF-2型航空機用統合電子戦装置の機能・性能等を熟知している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、本体の契約相手方である三菱電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11176 | 三菱電機(株) | 赤外線暗視装置 J/AAQ-1 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 92,820,000 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11177 | 三菱電機(株) | 赤外線暗視装置 J/AAQ-1 構成部品 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 273,000 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11178 | 三菱電機(株) | 携帯無線機1号 | 199式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 395,850,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11179 | 三菱電機(株) | 航空機搭載衛星通信装置 J/ARC-55D | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 121,317,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11180 | 三菱電機(株) | 戦術情報交換装置テストベンチ HRM-184 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 81,060,000 | 本品は、海上自衛隊の航空基地において、SH-60K航空機に搭載される編隊運用時における戦術情報の共有化を目的とした戦術情報交換装置N-CV-408(以下、「供試体」という。)の使用前試験及び不具合探求を行うために使用する装置である。本品の製造に当たっては、供試体の機能及び構造について熟知していることが必要である。現在、この要件を満たしているのは、供試体の機能に必要な特許「移動体通信装置」を使用する権利を有し、供試体の契約相手方である三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11181 | 三菱電機(株) | HCQ-1B データリンク装置 | 20T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 12,705,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11182 | 三菱電機(株) | 航空機搭載衛星通信装置用初度部品 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 11,865,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11183 | 三菱電機(株) | AJ制御器 | 4EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 8,652,000 | 本品は、F-15J/DJ航空機搭載の無線機に接続し、電波妨害に対し、周波数を散らして電波妨害を防ぐECCM機能を制御するための器材である。本品の製造に当たっては、米國レイセオン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11184 | 三菱電機(株) | 衛星通信装置テストセット HRM-183B | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 80,850,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|----------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11185 | 三菱電機(株) | HPS-105()用テストベンチHPM-16B | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 79,800,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11186 | 三菱電機(株) | 近距離離準用暗視装置 | 285個 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 872,340,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11187 | 三菱電機(株) | 赤外線暗視装置 HAQ-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 87,675,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11188 | 三菱電機(株) | 赤外線暗視装置 HAQ-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 87,675,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11189 | 三菱電機(株) | 外装型FLIR装置 J/AAQ-2初度部品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 96,915,000 | 本品を製造できるのは、本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11190 | 三菱電機(株) | 外装型FLIR装置用ラインスタ J/USM-224 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 142,695,000 | 本品を製造できるのは、本装置及び本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11191 | 三菱電機(株) | 外装型FLIR装置用システムスタ J/USM-223 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 203,910,000 | 本品を製造できるのは、本装置及び本品の研究開発を行い、その構造・性能等を熟知し、かつ、製造に必要な技術及び生産設備を有している、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11192 | 三菱電機(株) | 電子管MW6151A | 12EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 78,145,200 | 本品の製造に当たっては、米国コミュニケーションアンドパワーインダストリーズ社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11193 | 三菱電機(株) | 電子管MW6251A | 4EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 32,340,000 | 本品の製造に当たっては、米国コミュニケーションアンドパワーインダストリーズ社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11194 | 三菱電機(株) | 電子管MW6351A | 9EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 65,488,800 | 本品の製造に当たっては、米国コミュニケーションアンドパワーインダストリーズ社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、三菱電機(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11195 | 三菱電機(株) | 対人障害システム | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 458,850,000 | 本品は、陸上自衛隊の普通科部隊等に装備され、設置した地域を撮像監視するとともに、侵入した目標をセンサで検知し、通信を介して障害を遠隔起爆させるシステムである。本品の製造に当たっては、特許「遠隔制御装置」を使用する必要がある。現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、三菱電機(株)のみである。よって、該社と随意契約をする。特許第3427756号(H15. 5. 16)「遠隔制御装置」(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11196 | 三菱電機(株) | 第3段階対人障害システム用特殊工具セット | 1組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 58,590,000 | 本品は、陸上自衛隊の普通科部隊等に装備し、障害を設置した地域を撮像監視するとともに、侵入した目標をセンサで検知し、通信を介して障害を遠隔起爆させる対人障害システムを補給処において故障探求及び性能点検を行うための整備機器である。本品の製造に当たっては、特許「遠隔制御装置」を使用する必要がある。現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、三菱電機(株)のみである。よって、該社と随意契約をする。特許第3427756号(H15. 5. 16)「遠隔制御装置」(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11197 | 三菱電機(株) | 携帯無線機1号 | 10式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 20,685,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11198 | 三菱電機(株) | 車両無線機 JVRC-F900 | 9式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 16,792,650 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11199 | 三菱電機(株) | 車両無線機 JVRC-F900 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,865,850 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|-----------------------------------|----|
| 11200 | 三菱電機(株) | 車両無線機 JVRC-F900 | 4式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 7,463,400 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11201 | 三菱電機(株) | 携帯無線機1号 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,942,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11202 | 三菱電機(株) | 携帯無線機1号 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,942,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11203 | 三菱電機(株) | 車両無線機 JVRC-F900 | 65式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 121,280,250 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11204 | 三菱電機(株) | 衛星可搬局装置 GMXC-DN2 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 552,300,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11205 | 三菱電機(株) | 機上無線機 JARC-A501 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 9,555,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11206 | 三菱電機(株) | 機上無線機 JARC-A500 | 3台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 13,891,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11207 | 三菱電機(株) | 機上無線機 JARC-A500 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 4,630,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11208 | 三菱電機(株) | 機上無線機 JARC-A500 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 4,630,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11209 | 三菱電機(株) | 衛星通信装置HRC-119D | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 504,000,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載し、音声及び画像データ等を航空地球局との衛星通信に使用するための装置である。本品の製造に当たっては、構成部品である空中線に受信波を増幅する際に送信波の影響を防ぐための低雑音増幅回路を内蔵させるための技術を有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11210 | 三菱電機(株) | 衛星通信装置 HRC-119C-3 | 7SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 760,725,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載し、音声及び画像データ等を航空地球局との衛星通信に使用するための装置である。本品の製造に当たっては、構成部品である空中線に受信波を増幅する際に送信波の影響を防ぐための低雑音増幅回路を内蔵させるための技術を有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11211 | 三菱電機(株) | 衛星通信装置 HRC-119C-3 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 219,450,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載し、音声及び画像データ等を航空地球局との衛星通信に使用するための装置である。本品の製造に当たっては、構成部品である空中線に受信波を増幅する際に送信波の影響を防ぐための低雑音増幅回路を内蔵させるための技術を有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11212 | 三菱電機(株) | 衛星通信装置 HRC-119C-2 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 84,735,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載し、音声及び画像データ等を航空地球局との衛星通信に使用するための装置である。本品の製造に当たっては、構成部品である空中線に受信波を増幅する際に送信波の影響を防ぐための低雑音増幅回路を内蔵させるための技術を有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|-----------------------------------|----|
| 11213 | 三菱電機(株) | 戦術情報交換装置 N-CV-408 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 44,730,000 | 本品は、海上自衛隊の哨戒ヘリコプター(SH-60K)に搭載され、対潜情報等の戦術情報を僚機間で送受信する装置である。本品の製造に当たっては、戦術情報の通信プロトコルの内容を熟知し、通信回線品質を確保するための処理技術及びシステム試験器等の生産設備が必要となる。上記要件を満たすのは、試作機「哨戒ヘリコプター(艦載型)」の契約相手方である三菱重工工業株の下請負会社として、本品の試作開発を担当し、その構造・機能等を熟知している三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11214 | 三菱電機(株) | 戦術情報交換装置テストベンチHRM-184 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 162,120,000 | 本品は、海上自衛隊の航空基地において、SH-60K航空機に搭載される編隊運用時における戦術情報の共有化を目的とした戦術情報交換装置N-CV-408(以下、「供試体」という。)の使用前試験及び不具合探求を行うために使用する装置である。本品の製造に当たっては、供試体の機能及び構造について熟知していることが必要であり、現在、この要件を満たすのは、供試体の契約相手方である三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11215 | 三菱電機(株) | 無線装置ORQ-1-Y構成品 | 7SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 591,675,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11216 | 三菱電機(株) | 無線装置ORQ-1-Y構成品 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 8,610,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11217 | 三菱電機(株) | 衛星通信装置 HRC-119C-2 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 84,735,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載し、音声及び画像データ等を航空地球局との衛星通信に使用するための装置である。本品の製造に当たっては、構成部品である空中線に受信波を増幅する際に送信波の影響を防ぐための低雑音増幅回路を内蔵させるための技術を有している必要があり、現在、この要件を満たしているのは、三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11218 | 三菱電機(株) | 画像伝送付加器 HPA-1 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 23,814,000 | 本品は、海上自衛隊の航空機に搭載し、画像データ収集装置で取り込まれた画像データ等を衛星通信装置HRC-119()を介して航空地球局との衛星通信による送受信を行うために必要な変換装置である。本品の製造に当たっては、衛星通信装置HRC-119()で画像データ等を送受信するために用いている通信方式及び伝送容量等を熟知している必要がある。現在、この条件を満たしているのは、本品の製造及び納入実績を有している三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11219 | 三菱電機(株) | HCQ-1B データリンク装置 | 14OT | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 88,935,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11220 | 三菱電機(株) | 戦術情報交換装置 N-CV-408 | 8SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 178,920,000 | 本品は、海上自衛隊の哨戒ヘリコプター(SH-60K)に搭載され、対潜情報等の戦術情報を僚機間で送受信する装置である。本品の製造に当たっては、戦術情報の通信プロトコルの内容を熟知し、通信回線品質を確保するための処理技術及びシステム試験器等の生産設備が必要となる。上記要件を満たすのは、試作機「哨戒ヘリコプター(艦載型)」の契約相手方である三菱重工工業株の下請負会社として、本品の試作開発を担当し、その構造・機能等を熟知している三菱電機株のみである。よって、該社と随意契約をする。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11221 | 三菱電機(株) | IFF空中線装置OPX-11 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 494,340,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11222 | 三菱電機(株) | 無線装置ORQ-1C | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 359,100,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11223 | 三菱電機(株) | 無線通信装置NZRC-1E | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 303,450,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|---------------|--------------------------------|-----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11224 | 三菱電機(株) | 対人障害システム用監視装置 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 91,350,000 | 本品は、陸上自衛隊において使用する対人障害システムの構成部品で、目標が放出する赤外線を捕らえ撮像する赤外線監視装置である。本品の製造に当たっては、特許「赤外線カメラ」及び「熱型センサの製造方法」を使用する必要があり、現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11225 | 三菱電機(株) | 映像受信端局付加装置 GFXQ-DN9 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 38,430,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11226 | 三菱電機(株) | 艦上画像表示装置OXQ-5 | 8SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 236,880,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11227 | 三菱電機(株) | 映像伝送付加装置 HPA-2B | 70T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 43,732,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11228 | 三菱電機(株) | 艦上画像表示装置OXQ-5 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 29,610,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11229 | 三菱電機(株) | 空自作戦用シミュレーション・システム用大型表示装置用初度部品 | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 13,650,000 | 本品は、航空自衛隊で使用使用する空自作戦用シミュレーション・システム用大型表示装置の初度部品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能等を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有している必要があり、この条件を満たしているのは、本体の契約相手方である三菱電機のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11230 | 三菱電機(株) | シースパローミサイルRIM-7M用訓練頭部 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 560,196,000 | 本品の製造に当たっては、米国防務省との技術援助契約を必要とし、現在、この条件を満たしているのは、三菱電機のみであるため。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11231 | 三菱電機(株) | 試験用飛しょう体(テレメータ弾) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 211,092,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品を製造できるのは、AAM-4の開発試作を行い、その製造を担当して構造・設計等を熟知している三菱電機のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているため)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11232 | 三菱電機(株) | 試験用飛しょう体(フラッタ計測弾・プログラム弾) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 377,496,000 | 特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが1社であるとき(本品を製造できるのは、AAM-4の開発試作を行い、その製造を担当して構造・設計等を熟知している三菱電機のみであり、かつ、火薬類取締法関係法令に基づく許可を有しているため)(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11233 | 三菱電機(株) | 空中線NAT-37/ARC | 5EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 2,562,000 | 競争に付したが入札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11234 | 三菱電機(株)電子事業部長 | 連接装置の維持整備 | 1式 | 情報本部 総務部 総務課長 佐野 到 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.06.30 | 7,455,000 | 三菱電機(株)は、本装置の設計・製造会社である。また、センター側のソフトウェア担当も同会社であり、構造等に精通している唯一の該当会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11235 | 三菱プレジジョン(株) | AH-1S戦闘シミュレータの委託整備 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 78,066,450 | 本契約は、米国のL-3社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11236 | 三菱プレジジョン(株) | AH-1S戦闘シミュレータの委託整備 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 51,481,500 | 本契約は、米国のL-3社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11237 | 三菱プレジジョン(株) | AH-1S戦闘シミュレータの委託整備 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 54,049,800 | 本契約は、米国のL-3社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11238 | 三菱プレジジョン(株) | 電子戦訓練装置GSM-18定期巡回整備 ほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 7,755,300 | 本契約は、通信学校が管理する学生の練成訓練を目的とした器材の定期整備をするものである。学生の教育訓練を任務とする通信学校の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は三菱プレジジョンであり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有している。また至急整備に即応できる体制を準備でき、現地で修理ができるのは、本メーカーに限定される。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------|-------------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11239 | 三菱プレジジョン㈱ | UH-60JA操縦訓練シミュレータ | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.24 | 3,356,850 | 本契約は、米国のL-3社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11240 | 三菱プレジジョン㈱ | 映像装置用プロジェクタ修理 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.21 | 4,786,950 | 本契約は、富士学校が管理する学生の練成訓練を目的とした器材の構成部品修理をするものである。学生の教育訓練を任務とする富士学校の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は三菱プレジジョンであり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有している。また至急整備に即応できる体制を準備でき、現地で修理ができるのは、本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11241 | 三菱プレジジョン㈱ | 投影装置現地修理(砲迫観測訓練装置G SM-13-B) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.22 | 3,625,650 | 本契約は、富士学校及び第1特科群が管理する学生及び部隊の練成訓練を目的とした器材の定期整備をするものである。学生の教育訓練を任務とする通信学校及び部隊の練成を隊務の主軸とする部隊の効果的な練成訓練のために重要な器材である。本器材の開発・設計・製造は三菱プレジジョンであり、その構造・性能を熟知して、本器材の重要性及びその修理に必要な技術、ノウハウ、修理設備、修理器材を有している。また至急整備に即応できる体制を準備でき、現地で修理ができるのは、本メーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11242 | 三菱プレジジョン㈱ | アクチュエータ・アセンブリ | 9 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.24 | 28,482,300 | 本契約は、米国のL-3社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11243 | 三菱プレジジョン㈱ | 電子機器等限定修理(空中線送受信機JRT-1193/ASNほか9品目) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.25 | 11,760,010 | 本器材は航空法に定められ航空機への装備が義務付けられている。本契約は本器材修理である。本器材の開発・設計・製造は三菱プレジジョンであり、本器材の整備に熟知している。また定期整備を始めとする各種整備は整備施設、特殊な工具、完成試験、整備技術のノウハウ、品質保証等、このメーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11244 | 三菱プレジジョン㈱ | 電子機器等限定修理(独立航法装置試験器JTS-Q133) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.27 | 6,090,000 | 本器材は航空法に定められ航空機への装備が義務付けられている。航空機搭載通信電子器材の測定器材である。本契約は本器材修理である。本器材の開発・設計・製造は三菱プレジジョンであり、本器材の整備に熟知している。本器材の整備は整備施設、特殊な工具、完成試験、整備技術のノウハウ、品質保証等、このメーカーに限定される。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11245 | 三菱プレジジョン㈱ | PANELほか10品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 18,931,185 | AH-1Sシミュレータの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱プレジジョン(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11246 | 三菱プレジジョン㈱ | HUD | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.16 | 3,303,300 | AH-1Sシミュレータの部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱プレジジョン(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11247 | 三菱プレジジョン㈱ | 電子機器等限定修理(CPU3)ほか3品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.20 | 4,242,000 | 当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱プレジジョン(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11248 | 三菱プレジジョン㈱ | 模擬視界装置“改修”(90式戦車射撃訓練用シミュレータ) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.23 | 117,889,800 | 当該装置の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱プレジジョン(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11249 | 三菱プレジジョン㈱ | 空中線送受信機JRT-1193/ASN-128修理ほか2品目 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 3,948,000 | 独立航法装置JAN/ASN-128の部品等であり、当該製品を製造・販売等を行っているのが三菱プレジジョン(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11250 | 三菱プレジジョン㈱防衛・宇宙営業本部 | LCAC訓練装置の定期整備(上半期) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.09 | 4,095,000 | 本訓練装置の製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11251 | 三菱プレジジョン㈱ 電子システム営業本部 | 潜水艦用航海術科訓練装置(模擬視界装置)用プロジェクタ修理 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.17 | 5,796,000 | 模擬視界装置用プロジェクタの製造業者であり、本機器の修理に必要な技術及び設備を有して唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-----------------------|--|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11252 | 三菱プレジジョン(株)防衛・宇宙営業本部 | LCAC訓練装置の定期整備(下半年) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.31 | 2,383,500 | 本訓練装置の製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11253 | 三菱プレジジョン(株) 防衛 宇宙営業本部 | 航海術科訓練装置(模擬視界発生装置)の映像調整 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田市江田島町無番地 | 17.08.10 | 1,522,500 | 航海術科訓練装置の構成部品である。製造及び設備工事を担当した業者であり、細かい映像の調整等に行える業者がないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11254 | 三菱プレジジョン(株) | SH-60K用統合訓練装置用部品(専用品)その1 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.08.12 | 3,496,500 | 当該品は、親機器であるSH-60K用統合訓練装置を設計・製造した者からの部品の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11255 | 三菱プレジジョン(株) | SH-60J総合戦術訓練装置用部品(専用品)その4ほか3件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.09.27 | 12,726,000 | 当該品は親機器であるSH-60J総合戦術訓練装置を設計・製造した者からの部品の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11256 | 三菱プレジジョン(株) | SH-60K用統合訓練装置用部品(専用品)その11 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 18,700,500 | 当該業者は、SH-60K用統合訓練装置用部品(専用品)の、技術、生産設備を有し、受注体制有り (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11257 | 三菱プレジジョン(株)防衛・宇宙営業本部 | 器材整備用部品(専用品)「PWR SPLY ASSY」外 | 8件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.28 | 3,496,500 | LCAC訓練装置の製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11258 | 三菱プレジジョン(株) | 「P-3C」ドブラ航法装置AN/APN-227定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.12 | 14,726,250 | 当該会社は加国BAE社と技術援助契約を締結しており、P-3C型航空機用の搭載機器(ドブラ航法装置AN/APN-227)を修理できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11259 | 三菱プレジジョン(株) | 「UH-60J」ドブラ航法装置D-91 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.31 | 1,606,500 | 当該会社は英国ヘルス社と技術援助契約を締結しており、UH-60J型航空機用の搭載機器(ドブラ航法装置D-91)を修理できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11260 | 三菱プレジジョン(株) | P-3C操縦訓練装置委託整備 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.04.14 | 77,070,000 | 当該訓練装置の製造会社であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11261 | 三菱プレジジョン(株) | P-3C戦術訓練装置委託整備 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.04.14 | 133,245,000 | 当該訓練装置の製造会社であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11262 | 三菱プレジジョン(株) | SH-60J(総合戦術・航空士)訓練装置委託整備 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.04.14 | 125,475,000 | 当該訓練装置の製造会社であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11263 | 三菱プレジジョン(株) | 計器飛行訓練装置定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.08.10 | 1,113,000 | 品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11264 | 三菱プレジジョン(株) | (OFT) 動揺装置用アクチュエータ修理 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.08.10 | 2,575,650 | 品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11265 | 三菱プレジジョン(株) | (OFT) 操縦訓練装置用の作動油交換作業 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.10.24 | 1,260,000 | 当該会社は米国L-3社と技術援助契約を締結しており、P-3C操縦訓練装置の構成部品である油圧発生装置の作動油交換作業を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11266 | 三菱プレジジョン(株) | (WST) 総合戦術訓練装置用の作動油交換及び座席振動用アクチュエータの交換作業 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.10.24 | 2,037,000 | 当該会社は米国L-3社と技術援助契約を締結しており、SH-60J総合戦術訓練装置の構成部品である油圧発生装置の作動油交換及び座席振動発生装置のアクチュエータ交換作業を履行できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------|----------------------------------|----|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11267 | 三菱プレジジョン(株) | (WST)総合戦術訓練装置用グラフィック・ディスプレイ装置の改修 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.11.18 | 45,150,000 | 当該会社は米国L-3社と技術援助契約を締結しており、SH-60J総合戦術訓練装置の構成品であるグラフィック・ディスプレイの改修を履行できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11268 | 三菱プレジジョン(株) | P-3C戦術訓練装置の定期保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 3,622,500 | P-3C戦術訓練装置を設計・製造した者からの部品、修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11269 | 三菱プレジジョン(株) | WSTの保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 館山航空基地隊 経理隊長 松島 雄司 | 館山市宮城無番地 | 17.04.15 | 24,538,500 | 本件は、新対潜ヘリコプター総合戦術訓練装置の保守役務である。三菱プレジジョン(株)は当該製品の製造元であり、保守・整備等の知識・技能・信頼性を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11270 | 三菱プレジジョン(株) | ソーナー訓練装置の委託整備 | 1式 | 海上自衛隊 館山航空基地隊 経理隊長 松島 雄司 | 館山市宮城無番地 | 17.04.15 | 44,677,500 | 本件は、SH-60J ソーナー訓練装置の整備に関する役務である。三菱プレジジョン(株)は当該製品の製造元であり、保守・整備等の知識・技能・信頼性を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11271 | 三菱プレジジョン(株) | ACTUATOR ASSY修理 | 1式 | 海上自衛隊 館山航空基地隊 経理隊長 松島 雄司 | 館山市宮城無番地 | 17.07.07 | 7,003,500 | 本件は、新対潜ヘリコプター総合戦術訓練装置で使用するACTUATOR ASSYの修理役務である。三菱プレジジョン(株)は当該製品の製造元であり、修理に必要な設備、技術を有している会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11272 | 三菱プレジジョン(株) | 気圧高度計修理 | 1式 | 海上自衛隊 館山航空基地隊 経理隊長 松島 雄司 | 館山市宮城無番地 | 17.10.12 | 1,165,500 | 本件は、新対潜ヘリコプター総合戦術訓練装置で使用する気圧高度計の修理役務である。三菱プレジジョン(株)は当該製品の製造元であり、修理に必要な設備、技術を有している会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11273 | 三菱プレジジョン(株) | 訓練装置委託整備 | 1式 | 海上自衛隊 大村航空基地隊 経理隊長 藤永 雅敏 | 大村市今津町10番地 | 17.04.14 | 219,975,000 | 本装置は新対潜ヘリコプター総合戦術訓練装置であり、契約会社は訓練装置の設計製造会社であることから、信頼性及び品質管理上、履行可能な唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11274 | 三菱プレジジョン(株) | アクチュエータ・アッシーの構成品修理 | 1式 | 海上自衛隊 大村航空基地隊 経理隊長 藤永 雅敏 | 大村市今津町10番地 | 17.05.27 | 4,704,000 | 本機器は新対潜ヘリコプター総合戦術訓練装置の構成品であり、契約会社は訓練装置及び構成品の設計製造会社であることから、信頼性及び品質管理上、履行可能な唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11275 | 三菱プレジジョン(株) | コントロール・ローディング用油圧ホース等交換作業 | 1式 | 海上自衛隊 大村航空基地隊 経理隊長 藤永 雅敏 | 大村市今津町10番地 | 17.12.07 | 2,961,000 | 本役務は新対潜ヘリコプター総合戦術訓練装置の構成品の交換作業であり、契約会社は訓練装置及び構成品の設計製造会社であることから、信頼性及び品質管理上、履行可能な唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11276 | 三菱プレジジョン(株) | 操縦訓練装置委託整備 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.04.13 | 154,875,000 | 当該業者は、MH-53E及びUS-1A型航空機の操縦訓練装置の製造業者であり、修理(整備)できる唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11277 | 三菱プレジジョン(株) | アクチュエータの修理 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.06.03 | 2,352,000 | 当該機器はMH-53E型航空機の操縦訓練装置の装備品であるアクチュエータの製造業者であり、修理(整備)できる唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11278 | 三菱プレジジョン(株) | アクチュエータの交換及び修理 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.06.03 | 5,061,000 | 当該機器はMH-53E及びUS-1A型航空機の操縦訓練装置の装備品であるアクチュエータの製造業者であり、修理(整備)できる唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11279 | 三菱プレジジョン(株) | LOADING UNITの交換及び修理 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.06.03 | 1,281,000 | 当該機器は、US-1A型航空機の操縦訓練装置の装備品であるLOADING UNITの製造業者であり、修理(整備)できる唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11280 | 三菱プレジジョン(株) | 油圧発生装置(US)外1件の修理 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 桑田 昌範 | 岩国市三角町2 | 17.10.18 | 1,869,000 | 当該機器はMH-53E及びUS-1A型航空機の操縦訓練装置の装備品である油圧発生装置の製造業者であり、修理(整備)できる唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------|-----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11281 | 三菱プレジジョン㈱ | P-3C非音響訓練装置保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.04.15 | 3,360,000 | 三菱プレジジョン㈱はP-3C非音響訓練装置の製造会社であり、保守役務に必要な技術、設備及び部品を有している唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11282 | 三菱プレジジョン㈱ | P-3C操縦訓練装置保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.04.15 | 13,440,000 | 三菱プレジジョン㈱はP-3C操縦訓練装置の製造会社であり、保守役務に必要な技術、設備及び部品を有している唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11283 | 三菱プレジジョン㈱ | P-3C戦術訓練装置保守役務 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.04.15 | 10,395,000 | 三菱プレジジョン㈱はP-3C戦術訓練装置の製造会社であり、保守役務に必要な技術、設備及び部品を有している唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11284 | 三菱プレジジョン㈱ | アクチュエータ修理 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.07.27 | 7,003,500 | 三菱プレジジョン㈱は、アクチュエータの製造会社であり、修理に必要な技能、設備を有しているため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11285 | 三菱プレジジョン㈱ | TC-90操縦訓練装置委託整備役務 | 1式 | 海上自衛隊 徳島航空基地隊 経理隊長 矢上 ひとみ | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38 | 17.04.13 | 79,485,000 | 当該装置の設計、製造会社であり、役務に関して必要な機器及び技術を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11286 | 三菱プレジジョン㈱ | TC-90操縦訓練装置 アクチュエータ・アッシーの修理 | 1式 | 海上自衛隊 徳島航空基地隊 経理隊長 矢上 ひとみ | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38 | 17.09.05 | 3,748,500 | 当該装置の設計、製造会社であり、役務に関して必要な機器及び技術を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11287 | 三菱プレジジョン㈱ | C-130シミュレータ教育及び学科教育の部外委託 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 13,591,200 | 該社は本役務を実施するための体制が整っている唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11288 | 三菱プレジジョン㈱ | 戦闘機操縦体験装置の現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 1,837,500 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11289 | 三菱プレジジョン㈱ | 操縦者作業負担度測定装置の整備技術利用 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.05.24 | 27,900,600 | 該社は当該装置の製造及び修理会社であり、本役務と実施するための体制が整っている。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11290 | 三菱プレジジョン㈱ | TEST SET GROUP, WORK LOADの現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.02 | 3,297,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11291 | 三菱プレジジョン㈱ | 戦闘機操縦体験装置の現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 2,966,250 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11292 | 三菱プレジジョン㈱ | DAMPER ASSY(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 2,646,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11293 | 三菱プレジジョン㈱ | ACTUATOR ASSYの整備 | 6EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.26 | 4,007,850 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11294 | 三菱プレジジョン㈱ | TEST SET GROUP, WORK LOADの現地整備 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.22 | 16,891,350 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|--------------|--------------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 11295 | 三菱プレジジョン株式会社 | フライト・シミュレータ 委託整備 一式 | 17SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.01 | 1,130,850,000 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11296 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-2の技術的追認用役務(映像解析処理装置) 一式 | SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.04.11 | 22,522,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11297 | 三菱プレジジョン株式会社 | ドブラー送受信装置 D-91 構成部品修理 6EA | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.26 | 10,197,600 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11298 | 三菱プレジジョン株式会社 | インターフェアランス・プランカ・セット H8 481000 修理 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.26 | 3,682,350 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11299 | 三菱プレジジョン株式会社 | 自立航法装置 AN/APN-175()-() 構成部品修理 23EA | 23EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.26 | 32,454,450 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、航空機製造事業法の認可を受けている当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11300 | 三菱プレジジョン株式会社 | 自立航法装置 D71/TANS 構成部品修理 21EA | 21EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.26 | 19,524,750 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した英国RACAL社と合意書を取り交わしている当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11301 | 三菱プレジジョン株式会社 | ドブラー送受信装置 D-91 構成部品修理 3EA | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.07.26 | 5,097,750 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11302 | 三菱プレジジョン株式会社 | 自立航法装置J/ASN-11構成部品修理49EA | 49EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.08.22 | 29,593,200 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11303 | 三菱プレジジョン株式会社 | CCA, CLK AND MAINT外3品目 | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.08 | 14,784,000 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11304 | 三菱プレジジョン株式会社 | BELT, FLAT外2品目 | 72EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.22 | 2,961,000 | 本品はシングルデータ記録装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11305 | 三菱プレジジョン株式会社 | PANEL, INDICATING, LIGHT外7品目 | 81EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.22 | 23,898,000 | 本品は統合CNI制御パネルの構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11306 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-15用フライトシミュレータ プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 11,224,500 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、米国ロッキード・マーチン社と技術援助契約を締結している当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11307 | 三菱プレジジョン株式会社 | UH-60J型機用フライトシミュレータ プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 31,305,750 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を締結している当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11308 | 三菱プレジジョン株式会社 | CCA, HEADSET AMP外11品目 | 13EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.26 | 13,261,500 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11309 | 三菱プレジジョン株式会社 | 自立航法装置 J/ASN-11 構成部品修理 78EA | 78EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 66,402,000 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|--------------|--|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11310 | 三菱プレジジョン株式会社 | UH-60J フライト・シミュレータ 構成品修理 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 3,057,600 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11311 | 三菱プレジジョン株式会社 | C-130H フライト・シミュレータ 構成品修理 6EA | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 5,070,450 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11312 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-15J フライト・シミュレータ 構成品修理 40EA | 40EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 20,319,600 | 本契約の履行に当たっては、米国ロッキードマーチン社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11313 | 三菱プレジジョン株式会社 | インターフェアランス・プランカ・セット H8 281000 修理 5EA | 5EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 5,842,200 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11314 | 三菱プレジジョン株式会社 | T-4 フライト・シミュレータ 構成品修理 8EA | 8EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 4,655,700 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11315 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-4EJ改 UHF/VHF コントロール・パネルセット 構成品修理 32EA | 32EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 17,687,250 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11316 | 三菱プレジジョン株式会社 | INTEGRATED C. N. I CONTROL PANELS構成品修理70EA | 70EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 36,193,500 | 本契約の履行に当たっては、米国SCI TECHNOLOGY社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11317 | 三菱プレジジョン株式会社 | 自立航法装置 J/ASN-11 構成品修理 23EA | 23EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 10,794,000 | 本契約の履行に当たっては、米国BAE社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11318 | 三菱プレジジョン株式会社 | INDICATOR, SIMULATED外27品目 | 78EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.29 | 132,930,000 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11319 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-4EJ及びF-4EJ改 フライト・シミュレータ 構成品修理 37EA | 37EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.16 | 20,354,250 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11320 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-15J フライト・シミュレータ 現地補給処整備 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.19 | 2,595,600 | 本契約の履行に当たっては、米国ロッキードマーチン社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11321 | 三菱プレジジョン株式会社 | ELECTRONIC COMPONENTS ASS Y外5品目 | 18EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.19 | 3,012,450 | 本品は自立航法装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11322 | 三菱プレジジョン株式会社 | CRT HARD COPY UNIT外11品目 | 24EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 36,382,500 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11323 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-4EJ改 UHF/VHF コントロール・パネルセット 構成品修理 22EA | 22EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.22 | 14,336,700 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11324 | 三菱プレジジョン株式会社 | UH-60J型機用フライトシミュレータ プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.16 | 15,057,000 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を締結している当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|--------------|--|------|-------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11325 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-15用フライトシミュレータ プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.01 | 22,312,500 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、米国ロッキード・マーチン社と技術援助契約を締結している当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11326 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-15J フライト・シミュレータ 構成品修理 7EA | 7EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.07 | 6,267,450 | 本契約の履行に当たっては、米国ロッキードマーチン社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11327 | 三菱プレジジョン株式会社 | INTEGRATED C. N. I CONTROL PANELS構成品修理 6EA | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.07 | 2,619,750 | 本契約の履行に当たっては、米国SCI TECHNOGY社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11328 | 三菱プレジジョン株式会社 | C-130用フライトシミュレータ プログラム維持 一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.23 | 28,612,500 | 本プログラム維持契約を履行するためには、プログラム作成の実績、技術及びノウハウを有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を締結している当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11329 | 三菱プレジジョン株式会社 | 自立航法装置 AN/APN-175()-() 構成品修理 7EA | 7EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.23 | 12,572,700 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、航空機製造事業法の認可を受けている当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11330 | 三菱プレジジョン株式会社 | INTERFERENCE BLANKERMX-9287/A 構成品修理 7EA | 7EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.23 | 9,705,150 | 本契約の履行に当たっては、米国エスシー アイ テクノロジー社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11331 | 三菱プレジジョン株式会社 | GRAPHIC CONTROLLER ASSY | 1EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.24 | 5,166,000 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11332 | 三菱プレジジョン株式会社 | F-4EJ及びF-4EJ改 フライト・シミュレータ 構成品修理 5EA | 5EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.29 | 4,424,700 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11333 | 三菱プレジジョン株式会社 | T-4 フライト・シミュレータ 構成品修理 14EA | 14EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.30 | 14,602,350 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11334 | 三菱プレジジョン株式会社 | YS-11 フライト・シミュレータ 構成品修理 6EA | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.30 | 5,420,100 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11335 | 三菱プレジジョン株式会社 | UH-60J フライト・シミュレータ 構成品修理 4EA | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.30 | 6,630,750 | 本契約の履行に当たっては、米国エル・スリー・コミュニケーションズ社と技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11336 | 三菱プレジジョン株式会社 | INDICATOR外13品目 | 20EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 19,845,000 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11337 | 三菱プレジジョン株式会社 | PANEL, OXYGEN REG外2品目 | 7EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 7,981,050 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11338 | 三菱プレジジョン株式会社 | AIR COMPRESSOR外4品目 | 6EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.31 | 11,203,500 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|---------------------|----------------------------|----|----------------------------------|-----------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11339 | 三菱プレジジョン㈱ | SENSOR SUB ASSY外2品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.11.15 | 17,368,050 | 本品は、搭載ミサイルAAM-3の補用部品であり、契約履行に当たっては、本品の設備・技術、技術資料を保有している必要があり、現在、この要件をみたしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11340 | 三菱プレジジョン㈱ 防衛・宇宙営業本部 | 移動体操縦模擬装置保守点検調整 | 1式 | 防衛大学校 総務部長 高嶋 巖 | 神奈川県横須賀市 走水1-10-20 | 17.04.01 | 3,678,150 | 製造販売元であり技術的ノウハウを持っているため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11341 | 三菱プレジジョン(株) | 空間安定化・距離マッチング統合処理装置 | 1式 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.22 | 25,200,000 | 合成画像測距技術の研究は、赤外線画像誘導ミサイルの目標識別能力を向上させるために、赤外線画像のオプティカルフロー処理及び撮像技術の航法情報等を用いた、パッシブ測距技術に関する研究を行うものである。本件は、合成画像測距技術の研究を実施するために必要な、赤外線画像及び航法情報等を取得、記録し、空間安定化及びオプティカルフロー処理を行い、カメラと目標間の相対距離等を計測する装置を仮作するものである。本件の実施には、画像処理、特に動画像からカメラ及び目標物の動きを計算するオプティカルフロー処理技術に関する詳細な知識、経験が必要である。また、合成画像測距技術の研究では、航法情報を処理に用いることから、航法情報及びこれを得るために慣性装置に関する十分な知識、設計経験、製造経験が必要である。さらにオプティカルフロー処理と航法情報を統合して距離を計算するためには、画像処理技術、航法情報及び慣性装置に関する技術の両方に精通していることが不可欠である。当該会社は、従来より慣性装置の設計、製造を行っており、航法情報及び慣性装置に関する豊富な知識と経験を有している。さらに当該会社は、合成画像測距技術の研究において、平成15年に仮作を行った「オプティカルフロー発生装置」及び平成16年度に仮作を行った「パッシブレンジング・距離マッチング情報取得装置」の契約相手方であり、画像処理、オプティカルフロー処理、ミサイルの誘導装置に適したKLT(Kanade-Lucas-Tomas)法、Planar Surface検出法を用いた赤外線画像からの測距技術及びオプティカルフロー処理と航法情報の融合について、十分な知識、経験及び実績を有している。このように、当該会社は、画像処理技術と航法情報、慣性装置に関する技術の両方について精通している。以上の理由から、三菱プレジジョン㈱は本件を円滑に実施する知識、技術を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11342 | 三菱プレジジョン㈱ | 可視赤外線画像照合プログラムの機能付加(その2) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.13 | 4,095,000 | 本役務を実施するには、可視赤外線画像照合プログラムの外部設計、詳細設計及びソースコード等の細部について理解するとともに目標追尾方式に関する技術において知見を有する必要がある。三菱プレジジョン㈱は、可視赤外線画像照合プログラムの契約相手方として細部を理解するとともに目標追尾方式に関する技術的知見を有しており本役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11343 | 三菱プレジジョン㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その29) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.06.06 | 1,498,350 | 三菱プレジジョン㈱は揺動装置製作時に目標信号について担当しておりその特性に精通している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11344 | 三菱プレジジョン㈱ | 新戦車の性能確認試験のための労務借上(その13) | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.06.24 | 1,995,000 | 三菱プレジジョン㈱は、試験の実施に当たり必要な供試品及び計測器材に関する広範な専門知識を有し、試験作業の実務経験を有する技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11345 | 三菱プレジジョン㈱ | 可視赤外線画像照合プログラムの機能付加 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所 総務課長 佐藤 裕 | 東京都世田谷区池尻1-2-24 | 17.10.26 | 1,732,500 | 三菱プレジジョン㈱は、本作業を行うに当たり必要な知識等を有している技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11346 | 三菱プレジジョン㈱ | 砲塔部台上試験(2)に係る移動目標装置準備・撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.05.23 | 2,655,450 | 本役務を実施するには、新戦車(その1)のうちの移動目標装置(その1)の取り扱い技術及び加振指令作成技術が必要である。これらの技術を有して本役務を実施できるのは、三菱プレジジョン㈱である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11347 | 三菱プレジジョン㈱ | 砲塔部台上試験(2)のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.05.27 | 1,993,950 | 三菱プレジジョン㈱は、砲塔部台上試験において使用する新戦車(その1)のうちの専用試験装置(その1)移動目標装置(その1)の製造を行い、装置の構造、機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------|----------------------------------|----|-------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11348 | 三菱プレジジョン㈱ | 砲塔部台上試験(3)に係る移動目標装置の準備・撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.19 | 2,318,400 | 本役務を実施するには、新戦車(その1)のうちの移動目標装置(その1)の取り扱い技術及び加振指令作成技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11349 | 三菱プレジジョン㈱ | 砲塔部台上試験(3)のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.08.19 | 2,486,400 | 三菱プレジジョン㈱は、砲塔部台上試験(3)において使用する新戦車(その1)のうちの専用試験装置(その1)移動目標装置(その1)の製造を行い、装置の構造、機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11350 | 三菱プレジジョン㈱ | 移動目標装置(その1)の移動黒体炉装置の点検・整備 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.01.11 | 1,414,350 | 本役務を実施するには、新戦車(その1)の移動目標装置(その1)の移動黒体炉装置の取り扱い技術及び移動黒体炉装置の差温度設定機能校正技術が必要である。これらの技術を有し、本役務を実施できるのは、唯一三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11351 | 三菱プレジジョン㈱ | 機動シミュレーション試験(1)に係る移動目標装置の準備・撤収作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.01.18 | 2,613,450 | 三菱プレジジョン㈱は、機動シミュレーション試験(1)に使用する移動黒体炉の製造を実施し、その構造、機能、性能等に熟知しており本役務実施可能な唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11352 | 三菱プレジジョン㈱ | 機動シミュレーション試験(1)のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.01.18 | 1,992,900 | 三菱プレジジョン㈱は、機動シミュレーション試験(1)において使用する新戦車(その1)のうちの専用試験装置(その1)移動目標装置(その1)の製造を行い、装置の構造、機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11353 | 三菱プレジジョン㈱ | 車両シミュレーション試験(2)のための労務借上(その4) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.01.20 | 1,247,400 | 三菱プレジジョン㈱は、車両車両シミュレーション試験において使用する新戦車(その1)のうちの専用試験装置(その1)移動目標装置(その1)の製造を行い、装置の構造、機能性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11354 | 三菱プレジジョン(株) | モーション検出プログラム | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.11 | 22,753,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11355 | 三菱プレジジョン(株) | 慣性航法装置 JASN-S24-B | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.27 | 21,103,950 | 本品の製造に当たっては、米国ハネウェル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11356 | 三菱プレジジョン(株) | ドブラ速度センサ JSS-P2 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 21,294,000 | 本品の製造に当たっては、加国CMCエレクトロニクス社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11357 | 三菱プレジジョン(株) | ドブラ送受信装置 D-91 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 39,732,000 | 本品の製造に当たっては、英国タレス・アビオニクス社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11358 | 三菱プレジジョン(株) | 独立航法装置 JASN-P50 | 3台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 59,125,500 | 本品の製造に当たっては、米国BAEシステムズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11359 | 三菱プレジジョン(株) | ドブラ速度センサ JSS-P1 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 25,788,000 | 本品の製造に当たっては、英国タレス・アビオニクス社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11360 | 三菱プレジジョン(株) | 慣性航法装置試験器 JTS-Q123-B | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 14,070,000 | 本品は、慣性航法装置JASN-S24、JASN-S24-B及びUH-60JA用慣性航法装置の試験に使用するものである。本品の製造に当たっては、米国ハネウェル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱プレジジョン㈱のみである。よって、該社と随意契約する。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11361 | 三菱プレジジョン(株) | ドブラレーダ試験装置 JIE-Q18 | 3台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 55,377,000 | 本品の製造においては、米国BAEシステムズ社、加国CMCエレクトロニクス社及び英国タレス・アビオニクス社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11362 | 三菱プレジジョン(株) | ドブラ速度センサ JAN/ASN-157 | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 38,640,000 | 本品の製造に当たっては、米国BAEシステムズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、三菱プレジジョン㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------|--------------------|-------|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11363 | 三菱プレジジョン(株) | 電動ローディング装置 | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.21 | 27,100,500 | 本品の製造に当たっては、米国L-3 Communications社との技術援助契約を必要とし、かつ、本品と模擬装置との接続において模擬装置のシステムを熟知している必要がある。現在、これらの条件を満たしているのは、三菱プレジジョン株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11364 | 三菱プレジジョン(株) | F-15用機体通信電子部品 | 3EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 35,582,400 | 本品の製造に当たっては、米国エスシーアイ テクノロジー インクとの技術援助契約を必要とし、現在、この条件を満たしているのは三菱プレジジョン株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11365 | 三菱プレジジョン(株) | F-15用機体通信電子部品(その2) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 63,315,000 | 本品の製造に当たっては、米国エスシーアイ テクノロジー インクとの技術援助契約を必要とし、現在、この条件を満たしているのは三菱プレジジョン株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11366 | ミネベア株東京支店 | タ`ンソウハ`ネ | 3,060 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.16 | 2,409,750 | 本品は、9mm拳銃の部品であり、製造メーカーであるミネベア(株)のみとしか契約できない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11367 | ミネベア株東京支店 | タ`ンソウハ`ネ | 3,360 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.16 | 2,646,000 | 本品は、9mm拳銃の部品であり、製造メーカーであるミネベア(株)のみとしか契約できない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11368 | ミネベア株東京支店 | 技術資料整備実施規定(野整備用) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.26 | 2,604,000 | 本調達要求は、平成17年2月に納入された発動発電機JPE-210-Eの補給整備に必要な整備実施規定制定のための技術資料を調達要求するものである。本装置は、ミネベア(株)が設計・製造したものであり、他社での技術資料作成は不可能なため、該社と随意契約したものである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11369 | ミネベア株東京支店 | スライド、9mm拳銃用 | 142 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.20 | 5,606,160 | 9mm拳銃用部品等なので、本体を製造しているミネベア(株)のみが技術、設備、品質保証能力等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11370 | ミネベア株東京支店 | フクサ`ハ`ネシ`クほか39品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.01 | 7,045,248 | 9mm拳銃用部品等なので、本体を製造しているミネベア(株)のみが技術、設備、品質保証能力等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11371 | ミネベア株東京支店 | ケ`キテツ`ほか8品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.24 | 2,994,862 | 9mm拳銃用部品等なので、本体を製造しているミネベア(株)のみが技術、設備、品質保証能力等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11372 | ミネベア株東京支店 | スライド、9mm拳銃用 | 71 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.16 | 2,825,445 | 9mm拳銃用部品等なので、本体を製造しているミネベア(株)のみが技術、設備、品質保証能力等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11373 | ミネベア株東京支店 | クリーニングキットほか2品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.06 | 2,612,064 | AH-64Dの部品等であり、当該機種種の製造・販売等を行っているのがミネベア(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11374 | ミネベア株東京支店 | スライド、9mm拳銃用 | 154 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.24 | 6,128,430 | 9mm拳銃の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのがミネベア(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11375 | ミネベア株東京支店 | スライド、9mm拳銃用 | 100 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.24 | 3,979,500 | 9mm拳銃の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのがミネベア(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11376 | ミネベア株東京支店 | スクリュ4X5、5ほか42品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 5,883,591 | 21.5mm信号拳銃の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのがミネベア(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|----------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11377 | ミネベア㈱東京支店 | フクサ`ハ`ネほか10品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 3,667,146 | 9mm拳銃の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのがミネベア(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11378 | ミネベア㈱東京支店 | ハ`ント`ほか7品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 5,847,334 | 21.5mm信号拳銃の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのがミネベア(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11379 | ミネベア㈱ | 「P-3C」ポンプブラック BRU-12/A定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.04.26 | 28,875,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11380 | ミネベア㈱ | 「SH-60K」ポンプブラック BRU-15/A定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.04.26 | 3,071,250 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11381 | ミネベア㈱ | 「SH-60J」マーカ投下器1型 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.04.26 | 31,668,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11382 | ミネベア㈱ | ポンプブラック試験装置 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.04.26 | 7,245,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11383 | ミネベア㈱ | VALVE, SHUT OFF等オーバーホール作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.07 | 112,875,000 | 当該会社は、P-3C型航空機用の修理機器(VAIVE, SHUT OFF等)の製造会社であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから当該機器の修理に関する技術及び修理整備を有する等、受注体制が整っているのが当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11384 | ミネベア㈱ | エジェクターラック MAU-12C/A M OD3定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.06 | 1,533,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11385 | ミネベア㈱ | 「P-3C」ポンプブラック BRU-15/Aほか1件定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.12 | 66,360,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11386 | ミネベア㈱ | 「SH-60J」ポンプブラック BRU-15/A定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.17 | 20,160,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11387 | ミネベア㈱ | 「US-1A」マリンマーカ後方投射機 1B-1ほか1件 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.17 | 8,620,500 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11388 | ミネベア㈱ | ポンプブラック BRU-15/A 修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.31 | 6,447,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11389 | ミネベア㈱ | 「P-3C」ポンプブラック BRU-12/A定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.02 | 86,908,500 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11390 | ミネベア㈱ | 「SH-60J」マーカ投下器1型 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.02 | 88,882,500 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------------------|--------|-------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11391 | ミネベア㈱ | マリンマーカ後方投射機 1B-N ほか1件 修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.02 | 12,978,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11392 | ミネベア㈱ | ポンブラックBRU-12/Aほか4件の技術検討 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.09 | 4,725,000 | 当該会社は、ポンブラックBUR-12/A等の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11393 | ミネベア㈱ | ポンブラック試験装置 定期修理 追加 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.11.15 | 1,858,500 | 直前に締結した役務請負契約(元契約)の修理の履行の過程で、当初予期し得なかった故障不具合が発見された。当該新たな故障箇所の修理については、別会社による修理よりも、現に契約履行中の当該会社(原契約者)に履行させた方が、工期の短縮、経費削減が確保できる等有利と認められるため、当該会社(原契約者)と追加契約を締結した。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11394 | ミネベア㈱ | 航空武器等部品(部隊整備用) SPRING, HELICAL ほか9品目 | 139個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 3,780,000 | P-3C用ポンツウ及びSH-60Jの部隊整備に不足する部品を確保する必要があり、所要の時期までに唯一納入可能な会社から調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11395 | ミネベア㈱ | 航空機部品(官給用)HOUSING ほか5品目 | 140個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 4,164,300 | 当該会社は、P-3C型航空機の修理に必要な部品(HOUSINGほか)の製造会社であり、当該品は他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11396 | ミネベア㈱ | 航空武器等部品(部隊整備用)SWITCH ほか12品目 | 458個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.22 | 21,561,456 | 当該会社は、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(SWITCHほか)の製造会社であり、当該品は他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11397 | ミネベア㈱ | 「P-3C」ポンブラック BRU-12/A定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 40,619,250 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11398 | ミネベア㈱ | 「SH-60J」マーカ投下器1型 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 45,801,000 | ミネベア株式会社は、当該機器の製造会社であり、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、「武器等製造法(昭和28年法律第145号)」の許可を有するのは、当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11399 | ミネベア㈱ | CYLINDER外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.22 | 18,900,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11400 | ミネベア㈱ | ロータリ・ランチャのリリース機構の点検に伴う現地補給処整備(U-125A) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.28 | 2,583,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11401 | ミネベア㈱ | ROD PISTON外4品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.20 | 4,621,785 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11402 | ミネベア㈱ | CYLINDER外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.14 | 5,302,500 | 当該品の製造・修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11403 | ミネベア㈱ | LAUNCHER外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.28 | 9,175,950 | 当該品の製造・修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11404 | ミネベア株式会社 | RIVET外5品目 | 64,100 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.06.10 | 16,415,280 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。調査の結果、当該品目を納期までに納入可能である業者は1社のみであったため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------|---------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11405 | ミネベア株式会社 | LEVER外5品目 | 385 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.06.20 | 10,966,725 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてミネベア(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権はミネベア(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11406 | ミネベア株式会社 | PIN RIVET, THREADED外70品目 | 257,810 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.06.28 | 173,985,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11407 | ミネベア株式会社 | HI-LOK COLLAR外2品目 | 44,400 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.06.28 | 8,043,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11408 | ミネベア株式会社 | HI-LOK PIN外9品目 | 42,880 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.06.28 | 15,834,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11409 | ミネベア株式会社 | SCREW ASSY外54品目 | 203,290 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.07.01 | 189,945,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11410 | ミネベア株式会社 | COLLAR外7品目 | 68,300 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.07.08 | 3,009,300 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11411 | ミネベア株式会社 | HI-LOK PIN外5品目 | 15,830 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.07.12 | 2,508,250 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11412 | ミネベア株式会社 | NUT外20品目 | 29,206 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.07.29 | 8,925,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11413 | ミネベア株式会社 | BOLT外19品目 | 88,060 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.08.24 | 33,390,000 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。当該品目の製造には製造設備の認定が必要であるが、現在認定を有するのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11414 | ミネベア株式会社 | BOLT外70品目 | 146,470 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.08.24 | 42,525,000 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。当該品目の製造には製造設備の認定が必要であるが、現在認定を有するのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11415 | ミネベア株式会社 | HI-LOK PIN外1品目 | 10,200 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.09.27 | 7,150,500 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11416 | ミネベア株式会社 | SCREW外1品目 | 4,940 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.10.18 | 5,145,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてミネベア(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権はミネベア(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|----------------------|---------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11417 | ミネベア株式会社 | PIN RIVET外8品目 | 260 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.10.24 | 2,572,500 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11418 | ミネベア株式会社 | WASHER外3品目 | 15,320 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.10.25 | 11,130,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてミネベア(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権はミネベア(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11419 | ミネベア株式会社 | SCREW外8品目 | 203,700 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.10.25 | 164,850,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてミネベア(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権はミネベア(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11420 | ミネベア株式会社 | SCREW外1品目 | 73,600 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.11.01 | 52,500,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてミネベア(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権はミネベア(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11421 | ミネベア株式会社 | ROD END外10品目 | 2,225 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.11.07 | 11,178,405 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。当該品目の製造には製造設備の認定が必要であるが、現在認定を有するのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11422 | ミネベア株式会社 | NUT外4品目 | 4,880 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.11.07 | 4,357,500 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。当該品目の製造には製造設備の認定が必要であるが、現在認定を有するのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11423 | ミネベア株式会社 | FASTENER- BLIND外14品目 | 3,150 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.11.15 | 3,339,000 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。調査の結果、当該品目の製造に必要な技術及び生産設備を有し、かつ、納期までに納入可能な受注生産体制が整っているのがミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11424 | ミネベア株式会社 | WASHER外22品目 | 41,180 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.11.18 | 42,735,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてミネベア(株)により設計されたものである。この製造図面の所有権はミネベア(株)に帰属するものであり、当該品目を製造可能であるのはミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11425 | ミネベア株式会社 | SCREW外79品目 | 529,460 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.11.24 | 231,000,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11426 | ミネベア株式会社 | COLLER外71品目 | 21,400 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.11.30 | 21,210,000 | 本契約は、F-15航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHEAR社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11427 | ミネベア株式会社 | FASTENER- BLIND外1品目 | 35,000 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.12.15 | 10,920,000 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。調査の結果、当該品目を納期までに納入可能である業者は1社のみであったため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11428 | ミネベア株式会社 | BOLT外29品目 | 65,480 | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 18.01.31 | 26,775,000 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。当該品目は初回試験が要求されているが、初回試験を完了した後はミネベア(株)のみである。初回試験は同一設備で引き続き製造される場合に、初回のみ試験を行い以後の試験を行わないこととするものであることから、初回試験を完了したミネベア(株)と随意契約とした。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11429 | ミネベア株式会社 | FASTENER- BLIND外1品目 | | 航空自衛隊第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 18.02.06 | 15,855,000 | 本契約は、航空機用規格部品(ネジ類)の製造請負契約である。調査の結果、当該品目の製造に必要な技術及び生産設備を有し、かつ、納期までに納入可能な受注生産体制が整っているのがミネベア(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|-----|-------------------------|---------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11430 | ミネベア株式会社 | HI-LOK PIN外8品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.16 | 22,470,000 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてHI-SHER社により設計されたものである。ミネベア(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11431 | ミネベア(株) | RACK, BOMB MAU-12 定期修理 | 20 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.22 | 29,767,500 | 本件は、F-15航空機等搭載用爆弾投下装置の定期修理であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11432 | ミネベア(株) | BOMB RACK ASSY BRU-5/A 定期修理 | 4 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.29 | 7,350,000 | 本件は、F-4航空機等搭載用爆弾投下装置の定期修理であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11433 | ミネベア(株) | 不具合調査等 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.06.29 | 1,890,000 | 本件は、9mm機関けん銃に関する不具合調査であり、本契約の履行に当たっては、独国J. P. ザウアーントゾーンゲーエムペーハーゲール1751社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのは当該会社のみである (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11434 | ミネベア(株) | RACK, BOMB MAU-12 定期修理 | 118 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.20 | 175,665,000 | 本件は、F-15航空機等搭載用爆弾投下装置の定期修理であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11435 | ミネベア(株) | BOMB RACK ASSY BRU-5/A 定期修理 | 14 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.20 | 26,355,000 | 本件は、F-4航空機等搭載用爆弾投下装置の定期修理であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11436 | ミネベア(株) | ボム・エジェクタ・ユニット BRU-47/A MOD 修理 | 5 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.07.20 | 11,550,000 | 本件は、F-2航空機等搭載用爆弾投下装置の修理であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11437 | ミネベア(株) | エジェクタ・ラック ERAK-10 限定修理 | 6 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.08.04 | 2,677,500 | 本件は、T-4中等練習機の爆弾投下装置であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11438 | ミネベア(株) | CARRIER BOMB LIGHT STORES 定期修理 | 4 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.13 | 10,447,500 | 本件は、F-1、F-4航空機等搭載用爆弾投下装置の定期修理であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11439 | ミネベア(株) | RELEASE ASSY, BOMB RACK外8品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.09.30 | 209,106,450 | 本契約の履行に当たっては、独国J. P. ザウアーントゾーンゲーエムペーハーゲール1751社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11440 | ミネベア(株) | CARRIER BOMB LIGHT STORES 修理(診断後) | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 17.12.22 | 12,705,000 | 本件は、F-1、F-4航空機等搭載用爆弾投下装置の修理であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11441 | ミネベア(株) | 不具合調査等 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.24 | 3,307,500 | 本件は、T-4航空機等搭載用爆弾投下装置に関する不具合調査であり、契約履行に当たっては、当該機器に関する技術、技術資料等を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11442 | ミネベア(株) | RELEASE ASSY, BOMB RACK外1品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.01.27 | 5,722,500 | 本件は、F-4戦闘機用ミサイルランチャーの補用部品であり、契約履行に当たっては、本品の設備・技術、技術資料を保有している必要がある。現在、この要件を満たしているのは、設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11443 | ミネベア(株) | CHECKGAGE | 120 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 3,853,500 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要がある。現在この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------------|-----|-------------------------------|----------------------|----------|------------|--|-------------|-------|--|
| 11444 | ミネベア(株) | 新アスロックの性能確認試験(第4次発射試験)のための労務借上(その15) | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-1 3-1 | 17.06.06 | 5,008,500 | ミネベア(株)は、新アスロックのうち拘束装置を設計製造した会社であり、細部の技術的事項に熟知し、作業等を豊富な経験と高度な技術で円滑に行える技術者を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) |
| 11445 | ミネベア(株) | 発動発電機 JPE-210-E | 4台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.17 | 2,352,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) |
| 11446 | ミネベア(株) | 9mm拳銃用特殊工具セット | 17組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.06 | 6,301,050 | 装備品の特殊工具は、その装備品を熟知し工具の特性・強度等を考慮する必要から、装備品の図面から特殊工具を選定している。よって、その装備品を熟知していないと特殊工具のものが製造できないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) |
| 11447 | ミネベア(株) | 21.5mm信号拳銃 | 14丁 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.06 | 3,895,500 | 本件契約は、会社が独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、会社は武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) |
| 11448 | ミネベア(株) | 9mm機関けん銃 | | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 13,685,700 | 本件契約は、会社が独自開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) |
| 11449 | ミネベア(株) | 信号けん銃 | 9丁 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 2,249,100 | 本件契約は、会社が独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、会社は武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) |
| 11450 | ミネベア(株) | 55式信号けん銃 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 265,650 | 本件契約は、会社が独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、会社は武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) |
| 11451 | ミネベア(株) | 55式信号けん銃 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 265,650 | 本件契約は、会社が独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、会社は武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|----------------------|---------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 11452 | ミネベア(株) | カートリッジ・アクチュエータ(改) | 26771EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 418,832,295 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11453 | ミネベア(株) | プラスチック ソノバイ ランチ コンテナ | 28363EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 344,772,435 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11454 | ミネベア(株) | プラスチック ソノバイ ランチコンテナ | 2620EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 30,536,100 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11455 | ミネベア(株) | カートリッジ・アクチュエータ(改) | 1721EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 26,925,045 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11456 | ミネベア(株) | プラスチック ソノバイ ランチ コンテナ | 1735EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 21,249,900 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11457 | ミネベア(株) | ボンブラックBRU-15/A-1 | 7EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 15,736,350 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11458 | ミネベア(株) | ボンブラックAERO-1Aアダプター | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.14 | 5,442,150 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11459 | ミネベア(株) | 55式信号けん銃 | 7EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.15 | 1,734,600 | 本件契約は、会社が独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、会社は武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11460 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 4EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 1,045,800 | 信号けん銃は、会社が独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|---------|---|-------------|---|----|
| 11461 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 522,900 | 信号けん銃は、ミネベアが独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11462 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 522,900 | 信号けん銃は、ミネベアが独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11463 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 522,900 | 信号けん銃は、ミネベアが独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11464 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 261,450 | 信号けん銃は、ミネベアが独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11465 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 261,450 | 信号けん銃は、ミネベアが独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11466 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 1EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 261,450 | 信号けん銃は、ミネベアが独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------|------------------|------|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11467 | ミネベア(株) | 53式信号けん銃 | 2EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 522,900 | 信号けん銃は、ミネベアが独自開発したもので、1953年に53式信号けん銃(21.5ミリ信号けん銃)、1955年に55式信号けん銃(信号けん銃)が防衛庁の認定試験を経て認定されたもので、製造に必要な製造図面・製造設備、検査設備を有している、国内唯一のメーカーである。 また、信号けん銃は武器等製造法からは「スポーツ又は救命の用に供するものを除く」との規定(法第2条)から対象外であるが、銃刀法上は金属弾を発射できる構造を有することから銃刀法の許可対象となり、ミネベアは武器等製造法のけん銃製造許可を有しているため、銃刀法の対象業者でもあり、火薬取締法(試験のための火薬類消費許可)を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11468 | ミネベア(株) | 9mm拳銃 | 34EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 10,531,500 | 本件契約は、スイス国のSIG JPザウワ一社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのはミネベアのみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11469 | ミネベア(株) | 9mm拳銃 | 26EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 8,108,100 | 本件契約は、スイス国のSIG JPザウワ一社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのはミネベアのみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11470 | ミネベア(株) | 9mm拳銃 | 10EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 3,234,000 | 本件契約は、スイス国のSIG JPザウワ一社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのはミネベアのみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11471 | ミネベア(株) | 9mm拳銃 | 10EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 3,139,500 | 本件契約は、スイス国のSIG JPザウワ一社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのはミネベアのみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11472 | ミネベア(株) | 9mm拳銃 | 6EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 1,864,800 | 本件契約は、スイス国のSIG JPザウワ一社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのはミネベアのみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11473 | ミネベア(株) | 9mm機関けん銃 | 4SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 1,356,600 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11474 | ミネベア(株) | 9mm機関けん銃 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 678,300 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11475 | ミネベア(株) | 9mm機関けん銃 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 678,300 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11476 | ミネベア(株) | 9mm機関けん銃 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 340,200 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11477 | ミネベア(株) | ロケット・ランチャJM261 | 20EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.07 | 74,355,320 | 本品の製造については、MOU及び米国のレイセオン社との技術援助契約を必要とし、この要件を満たしているのはミネベアのみであり、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11478 | ミネベア(株) | ボンブラックBRU-12/A-1 | 16EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 31,399,200 | 本件契約は、会社が自主開発したものを技術試験、実用試験を経て採用された装備品の調達であり、契約履行に当たっては設計及び製造図面等が必要であり、これらの著作権、所有権を契約相手方が保有しており、かつ、武器等製造法による製造の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11479 | ユニバーサル造船(株) | 技術援助(94式水際地雷敷設置) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 別府 二郎 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.24 | 1,126,650 | 本品を点検できるのは、対象品目の製造会社であり、その構造・性能等を熟知し、かつ必要な技術を有しているユニバーサル造船(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------------|------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11480 | ユニバーサル造船㈱ | 94式水際地雷2型の経年変化実態調査 | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.15 | 6,859,650 | 武器等製造法に基づき技術及び生産設備を有し許認可等を有するものが1社のため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11481 | ユニバーサル造船㈱ | 技術援助(94式水際地雷敷設置) | 1 | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.16 | 1,135,050 | 本品を点検できるのは、対象品目の製造会社であり、その構造・性能等を熟知し、かつ必要な技術を有しているユニバーサル造船㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11482 | ユニバーサル造船㈱ | フィルタほか15品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.10 | 10,827,075 | 94式除染装置(装備品)専用部品であり、その部品の品質保証能力のあるのは、94式除染装置の製造会社であるユニバーサル造船㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11483 | ユニバーサル造船㈱ | スナップリングほか140品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.10 | 4,297,576 | 94式水際地雷の純正部品であり、その部品の品質保証能力のあるのは、94式除染装置の製造会社であるユニバーサル造船㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11484 | ユニバーサル造船㈱ | チャージングポンプASSYほか17品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.22 | 56,923,503 | 94式水際地雷敷設置の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのがユニバーサル造船(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11485 | ユニバーサル造船㈱ | ボルトほか73品目 | | 陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 松尾 隆一 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.30 | 2,734,865 | 94式水際地雷敷設置の部品等であり、当該装備品を製造・販売等を行っているのがユニバーサル造船(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11486 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 標的ASSY | 3 | 陸上自衛隊 九州補給処 調達会計部長 鶴 裕治 | 佐賀県神埼郡三田川町大字立野7 | 17.04.26 | 2,579,850 | ユニバーサル造船(株)が開発製造をし、防衛庁に納入した機器の部品であり、特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものは当該業者しかいないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11487 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 洋上標的装置2型の整備 | 1 | 陸上自衛隊 九州補給処 調達会計部長 鶴 裕治 | 佐賀県神埼郡三田川町大字立野7 | 17.12.01 | 4,546,500 | ユニバーサル造船(株)が開発製造をし、防衛庁に納入した機器の部品であり、特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものは当該業者しかいないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11488 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 標的ASSYほか5件 | | 陸上自衛隊 九州補給処 調達会計部長 鶴 裕治 | 佐賀県神埼郡三田川町大字立野7 | 18.02.01 | 6,110,370 | ユニバーサル造船(株)が開発製造をし、防衛庁に納入した機器の部品であり、特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものは当該業者しかいないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11489 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「つしま」中修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.04.21 | 7,749,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を取容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11490 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「つしま」中修(専門業者工事) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.04.22 | 1,396,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図るの理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11491 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「すおう」臨修(艦艇えい航装置用油圧装置等) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.06.14 | 2,394,000 | 製造請負契約を実施し当該機関部品を購入したが、納入後、当該機関部品に不具合が発生した。そこで不具合の原因が瑕疵であるのかの探求を当該製造会社が実施し、不具合の原因が瑕疵であることが判明した場合、前回の契約条項により、製造を実施した当該会社が無償修補することとなるが、瑕疵では無く他の原因による不具合であった場合、本契約を事前に締結しておくことにより、速やかに不具合箇所の探求から修理実施に移行することが可能であり、時間的にも経費的にも効率的な執行が可能となるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11492 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「すおう」中修 自走式水上標的システム | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.06.29 | 1,617,000 | 当該装備品の輸入元との技術提携をしている会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|---------------------|---------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11493 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 機雷敷設後整備 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.07.25 | 16,905,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11494 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「やえやま」中修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.07.28 | 33,810,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11495 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「やえやま」中修(専門業者工事) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.01 | 8,767,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11496 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 護衛艦の耐衝撃性能の調査研究(その2) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.08.30 | 29,820,000 | 類似役務の実績があり、当該役務に関する豊富な知識と経験を有する国内唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11497 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「しらせ」中修(4号主機) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.05 | 3,675,000 | 当該機器は修理契約を実施したが、契約履行後、当該修理部分に因ると思われる不具合が発生した。そこで不具合の原因が瑕疵であるかの探求を当該修理会社が実施し、不具合の原因が瑕疵であることが判明した場合、前回の契約条項により、修理を実施した当該会社が無償修補することとなるが、瑕疵で無く他の部位に原因があった場合、本契約を事前に締結しておくことより、速やかに不具合箇所の探求から修理実施に移行することが可能であり、時間的にも経費的にも効率的な執行が可能となるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11498 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「はしだて」中修 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.11 | 6,247,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11499 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 永海航行支援データ | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.14 | 2,289,000 | 本役務は、砕氷艦「しらせ」の利用する極地画像データの取得であり、商用衛星RADARSATで極地を撮影し、画像を提供しているカナダのENFOTEC社との代理店契約をしている唯一の業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11500 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「ときわ」ネットワーク通信装置 OYQ-32 設置工事 その1 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.17 | 2,992,500 | インド洋派遣の出港前までに完了させる必要があり、業態調査の結果、当該造船所は、ときわの装備工事実績があることから、限られた工期で設置が可能な唯一の造船所 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11501 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 海水ポンプ以下3件 修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.10.18 | 1,365,000 | 中間修理と関連しているため、同じ造船所 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11502 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 機雷敷設後整備 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.11.24 | 20,160,000 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11503 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「すおう」年検 自走式水上標的システム | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.16 | 2,824,500 | 製造会社と技術提携しており、修理技術、設備からみて他に適当な業者がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11504 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 機雷用試験器46型以下2件定期検査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.16 | 3,097,500 | 当該装備品等を設計・製造した者からの部品、修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11505 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「はしだて」年検(専門業者工事) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.02 | 3,075,450 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|---------------------|---------------------------------|----|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11506 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 掃海業務支援システムDII加入整備 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.06 | 4,200,000 | 当該システムを開発、設計した業者であり、保有機能及び性能に関する制約事項等の詳細を理解している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11507 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 機雷敷設後整備 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.16 | 20,160,000 | 当該機器の国内唯一の製造元であり、設計、製造、検査技術を保有 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11508 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「のとじま」年検(専門業者工事) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.01 | 10,741,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11509 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 「うらが」年検 機雷敷設装置 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.02 | 5,985,000 | 本機器の修理専門業者であり、技術、設備、等から他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11510 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 「うらが」年検(専門業者工事) | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.02 | 18,921,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11511 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 機雷敷設装置定期交換部品 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.03 | 4,221,000 | 当該部品の親機器である機雷敷設装置3型を製造している唯一の会社であり、設備、技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11512 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 艦船用塗料に関する技術調査(その1)ー2 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.03 | 1,575,000 | 本調査は、うらがが年次検査時の入渠期間中に造船所工事として実施するものであり、年次検査の受注造船所と契約 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11513 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 「やえやま」年検 深深度係維掃海具 以下2件 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.03 | 2,520,000 | 本機器の製造会社であり、設備、技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11514 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 機雷用記録装置5形定期検査 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.07 | 1,260,000 | 本試験機の国内唯一の製造会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11515 | ユニバーサル造船㈱ 京浜事業所 | 光ファイバーケーブル回収装置 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.09 | 2,530,500 | 当該機器を製造している唯一の会社であり、設備、技術的に他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11516 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 掃海業務支援ソフトウェア テレタイプ系漢字8単位化対応 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.13 | 9,471,000 | 本システムは当該会社が設計、製造したものであり、掃海業務支援システム及びMOFシステムとの接続に関する知識、技術を有する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11517 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 「横須賀造船補給所」深深度係維掃海具水中フロート以下2件 修理 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.17 | 17,902,500 | 本機器の製造会社であり、設備及び技術的にみて他に会社がない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11518 | ユニバーサル造船㈱ 因島事業所 | 掃海艇「くめじま」中間修理(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.14 | 4,158,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11519 | ユニバーサル造船㈱ 因島事業所 | 掃海艇「くめじま」中間修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.15 | 1,165,500 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------|--------------------------|----|-------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11520 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「みやじま」中間修理ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.07.28 | 2,814,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11521 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「おぎしま」中間修理(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.04 | 7,507,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11522 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「いづしま」中間修理(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.04 | 3,790,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11523 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「おぎしま」中間修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.05 | 1,291,500 | 当該艦艇修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11524 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「ぶんご」年次検査(機雷敷設置3型) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.09 | 2,184,000 | 機雷敷設置3型の整備に必要な技術及び設備を有するのは製造業者である当該業者以外にない (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11525 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「あいしま」中間修理(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.25 | 3,853,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11526 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「あいしま」中間修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.08.26 | 4,368,000 | 当該艦艇修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11527 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | RAM修理キット 外3件 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.09.09 | 28,035,000 | 補給艦の洋上補給装置用の部品であり、契約会社は当該機器の製造会社であることから、製品の品質を保證できる技術及び設備を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11528 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | フィルタエレメント 外30件 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.09.09 | 118,650,000 | 補給艦の洋上補給装置用の部品であり、契約会社は当該機器の製造会社であることから、製品の品質を保證できる技術及び設備を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11529 | ユニバーサル造船㈱京浜事業所 | 「ひうち」臨時修理(自走式水上標的システム) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.10.17 | 1,260,000 | 自走式水上標的システムの修理であり、品質を保證できる技術及び設備を有するのは製造会社である当該会社以外にない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11530 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海管制艇「かみしま」中間修理(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.10.20 | 3,916,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11531 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海管制艇「かみしま」中間修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.10.20 | 2,919,000 | 当該艦艇修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11532 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「つきしま」中間修理(造船所工事)ほか | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.24 | 6,909,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドッグがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務等の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11533 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 掃海艇「つきしま」中間修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.11.24 | 1,102,500 | 当該艦艇修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------------|----------------------------|-----|--------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11534 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | ラムシリンダASS'Y | 6AY | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 17.12.20 | 15,750,000 | 補給艦の洋上補給装置用の部品であり、契約会社は当該機器の製造会社であることから、製品の品質を保証できる技術及び設備を有する唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11535 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 遠隔操縦式掃海具1形の整備 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.16 | 51,870,000 | 本機器は掃海管制艦に装備された主要装備品であり、整備に必要な技術、設備及び品質保証能力を有している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11536 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | テレビアンテナ装置の更新(その4) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.17 | 1,533,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11537 | ユニバーサル造船㈱京浜事業所 | 「ひうち」年次検査(自走式水上標的システム) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.30 | 1,459,500 | 自走式水上標的システムの修理であり、品質を保証できる技術及び設備を有するのは製造会社である当該会社以外にない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11538 | ユニバーサル造船㈱因島事業所 | 「ははじま」除籍工事(普通掃海具巻揚機3形ほか3件) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.31 | 1,869,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11539 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 処分用爆雷試験器1形の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.01.31 | 1,606,500 | 処分用爆雷試験器1形の整備に必要な技術及び設備を有するのは製造業者である当該業者以外にない (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11540 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「くろべ」年次検査(自走ランチャー) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.14 | 2,310,000 | 自走ランチャーの整備に必要な技術及び設備を有し品質を保証できるのは製造業者である当該業者以外にない (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11541 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機営業部 | 「S4Y-NM型ディーゼル機関部品」調査 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.20 | 1,984,500 | 製造請負契約を実施し当該機関部品を購入したが、納入後、当該機関部品に不具合が発生した。そこで不具合の原因が瑕疵であるのかの探求を当該製造会社が実施し、不具合の原因が瑕疵であることが判明した場合、前回の契約条項により、製造を実施した当該会社が無償修補することとなるが、瑕疵では無く他の原因による不具合であった場合、本契約を事前に締結しておくことにより、速やかに不具合箇所の探求から修理実施に移行することが可能であり、時間的にも経費的にも効率的な執行が可能となるため。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11542 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 練習艦「やまぎり」中間修理(洋上補給装置) | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.21 | 1,365,000 | 洋上補給装置の製造業者であり、整備に必要な技術及び設備を有し品質を保証できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11543 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機営業部 | 深深度掃海術科訓練装置維持整備 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.02.21 | 5,197,500 | 当該訓練装置を開発、製造した業者であり、本装置の維持整備に必要な技術及び知識を有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11544 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 中深度訓練機雷整備用器材の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 呉地方総監部 経理部長 竹中 廣虎 | 呉市幸町8-1 | 18.03.07 | 1,512,000 | 中深度訓練機雷整備用器材の検査修理に必要な技術及び設備を有している唯一の製造業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11545 | ユニバーサル造船(株) | 「はまな」中間修理(船体の部)洋上補給装置 修理 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.14 | 2,530,500 | 洋上補給装置の製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11546 | ユニバーサル造船(株) | 「はまな」中間修理(電気の部)洋上補給装置 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.06.14 | 1,879,500 | 洋上補給装置の製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11547 | ユニバーサル造船(株) | 「おうみ」水上艦用機関銃架等の仮装備 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.12.02 | 2,173,500 | 本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------------|----------------------------|---------|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11548 | ユニバーサル造船(株) | 「おうみ」臨時修理(船体の部)洋上補給装置関係 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.01.20 | 14,595,000 | 洋上補給装置の製造業者であり、品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11549 | ユニバーサル造船(株) | 揚降索繰出し装置部品 | 2アッセンブリ | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.07 | 9,418,500 | 揚降索繰出し装置を設計・製造業者であり、その専用部品を販売できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11550 | ユニバーサル造船(株) | 「おうみ」改造工事(船体の部)揚降索繰出し装置の整備 | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.02.17 | 10,920,000 | 揚降索繰出し装置を設計・製造業者であり、品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11551 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「うみたか」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.04.22 | 4,908,750 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11552 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「ましゅう」中間修理(艦船) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.05.18 | 17,556,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11553 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「ましゅう」燃料タンク等の清掃(船体) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.05.18 | 18,700,500 | 技術的に対応できる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11554 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「ましゅう」洋上補給装置(船体) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.05.18 | 2,808,750 | 本装置の製造会社であり、技術、設備を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11555 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 機雷用試験器46型の検査修理 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.06.15 | 2,730,000 | 当該機雷用試験器の製造会社であり、当該機器の性能を熟知し、修理に必要な技術を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11556 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「はまゆき」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.06.23 | 18,700,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11557 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「はやぶさ」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.07.12 | 5,806,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11558 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「あまざり」年次検査(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.07.15 | 131,638,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11559 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「あまざり」印刷電信機OGC-26E装備準備工事 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.07.20 | 7,804,650 | 舞鶴地区において、本準備工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11560 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「あまざり」年次検査(艦船)(専門業者工事) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.07.20 | 21,525,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11561 | ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所 | 「とびしま」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.07.28 | 8,694,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------|---------------------------------|-----|-----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11562 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「みねゆき」印刷電信機OGC-26E外1件 装備準備工事 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 菊池 芳勝 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.08.01 | 8,988,000 | 舞鶴地区において、本工事に必要な技能及び経験を有し、本工事を期間内に完了できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11563 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「みねゆき」年次検査(艦船)(専門業者工事) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.08.01 | 9,156,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11564 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「みょうこう」中間修理(艦船) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.08.23 | 2,572,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11565 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「わかたか」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.08.23 | 6,415,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11566 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「ながしま」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.09.05 | 10,762,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11567 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「ながしま」中間修理(艦船)(専門業者工事) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.09.05 | 2,958,900 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11568 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 機雷の分解等 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.09.16 | 30,030,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11569 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | アーミング装置2形(てん菜)外4件の検査 修理 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.09.30 | 17,724,000 | 当該アーミング装置の製造会社であり、検査に必要な技術、設備を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11570 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「うみたか」年次検査(艦船)(専門業者工事) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.04 | 12,411,000 | 当該艦船修理・検査の受注会社であり、艦船搭載装備品に係る専門業者工事と造船所工事との工程管理を図る等の理由により受注生産体制が整った唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11571 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | K-17Y機雷外7件修理 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.05 | 13,419,000 | K-17Y機雷等の製造会社であり、修理に必要な技術、設備及び品質保証能力等を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11572 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 機雷缶体9型W外2件修理 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.05 | 2,887,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11573 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 機雷用発火装置MK20(N)外17件修理 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.05 | 26,092,500 | 当該発火装置の製造会社であり、修理に必要な技術、設備、品質保証を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11574 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「はるな」臨時修理(機関) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.14 | 2,782,500 | 護衛艦「はるな」の2号主ボイラの加熱器支持管からボイラ水が漏れし運転できなくなったものである。なお、本修理は高い蒸気圧(60K)を受け、蒸気管の溶接作業を伴う工事であり舞鶴警備区において、技術的に施工できるのは、当該造船所のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11575 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 揚錨機ブレーキライニング換装 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.10.21 | 5,528,250 | 舞鶴警備区で当工事に必要な技術を有し、工期内に対応できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11576 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「あわしま」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部経理部長 契約課長 寺本 明 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.12.01 | 3,395,700 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------------|---------------------------------------|-----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11577 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「はるな」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部経理部 契約課長 寺本 明 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.12.01 | 23,404,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11578 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 小絡車組立外7件 | 8KN | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.12.08 | 2,646,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11579 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「水中処分母船1号」年次検査(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部経理部 契約課長 寺本 明 | 舞鶴市余部下1190番地 | 18.01.05 | 15,046,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11580 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「あぶくま」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 18.01.06 | 35,206,500 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11581 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 推進装置1形の試験(検査) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 18.01.16 | 5,460,000 | 製造会社であり、当該機器の検査及びデータ解析に必要な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11582 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「あまぎり」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 18.02.22 | 8,736,000 | 業態調査の結果、地理的条件等から当該艦艇を収容修理できるドックがある者(1社のみ)からの艦艇の修理役務であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11583 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「みねゆき」中間修理(艦船/武器) | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 18.03.07 | 4,641,000 | 舞鶴警備区においてその修理に必要な技術及び修理設備を保有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11584 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | 「あぶくま」印刷電信処理装置OGQ-4外2件装備調査工事 | 10T | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 18.03.08 | 3,706,500 | 舞鶴警備区において、装備調査工事に必要な技術及び設備を保有する唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11585 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | セクター組立 外2件 | 3KN | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 18.03.24 | 3,192,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11586 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部特機事業開発部 | 深深度掃海術科訓練装置維持整備 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田市市江田島町無番地 | 17.04.13 | 25,515,000 | 本装置は製造元である日立造船㈱(平成14年以降ユニバーサル造船㈱)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11587 | ユニバーサル造船㈱ 舞鶴事業所 | 管制卓、視聴覚教材及び疑似信号装置(視聴覚教材及び疑似信号装置用)定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田市市江田島町無番地 | 17.08.09 | 5,449,500 | 機雷掃海訓練を実施する装置である。本装置は製造元である日立造船㈱(平成14年以降ユニバーサル造船㈱)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11588 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部艦船・特機営業部 | 深深度掃海術科訓練装置定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田市市江田島町無番地 | 17.09.20 | 4,494,000 | 掃海艦の掃海作業について実機を用いて掃海訓練を行う装置である。本装置は製造元である日立造船㈱(平成14年以降ユニバーサル造船㈱)が独自に開発したプログラムであり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11589 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部艦船・特機営業部 | 掃海具装着訓練機定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田市市江田島町無番地 | 17.11.08 | 4,315,500 | 実機を模倣した後甲板であり、掃海に関わる運用作業の訓練を実施する装置である。本装置は製造元である日立造船㈱(平成14年以降ユニバーサル造船㈱)が独自に開発した機器であり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11590 | ユニバーサル造船㈱ 舞鶴事業所 | 近接用水中処分訓練機雷定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 第1術科学校総務部 経理課長 吉津 弘 | 江田市市江田島町無番地 | 17.11.10 | 1,638,000 | 機雷処分を訓練する装置である。本装置は製造元である日立造船㈱(平成14年以降ユニバーサル造船㈱)が独自に開発した機器であり、整備技術を保有するのは開発、設置した業者のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------------|--|------|------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11591 | ユニバーサル造船㈱ | 機雷用部品FLOAT, UNDERWATER MINE 他1件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.09.06 | 19,687,500 | 当該品はK-17Y機雷の部品であり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11592 | ユニバーサル造船㈱ | 機雷用部品BATTERY, DRY 3件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.09.27 | 27,825,000 | 当該品はK-17Y機雷のバッテリーであり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11593 | ユニバーサル造船㈱ | 機雷用部品MAINTENANCE KIT, UNDERWATER MINE 5件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.10.13 | 20,468,700 | 当該品はMK52・55Y、K-17Y機雷及び水中処分訓練機雷2形の整備用部品であり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11594 | ユニバーサル造船㈱ | 弾薬移動用架台1型 | 565個 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.28 | 30,255,750 | 当該品は機雷敷設装置3型とのインターフェースが必要であり、技術、生産設備を有し、受注体制が整っているのが1社のため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11595 | ユニバーサル造船㈱ | 機雷用部品CABLE ASSY, ELECTRICAL, UNDERWATER | 21個 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.01.31 | 4,365,900 | 当該品はK-17Y機雷部品のケーブルであり、当該社以外では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11596 | ユニバーサル造船㈱ | 弾薬移動用架台1型 | 240個 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.03.10 | 12,852,000 | 当該品は機雷敷設装置3型とのインターフェースが必要であり、技術、生産設備を有し、受注体制が整っているのが1社のため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11597 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 揚錨機部品 LINING 外 | 4件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.31 | 7,371,000 | 当該社は護衛艦等で使用されている揚錨機の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11598 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 制御機器部品 外 TIMER, REGULATING AIR 外 | 15件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.18 | 12,075,000 | 当該社は護衛艦等で使用されている制御機器の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11599 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 武器等用部品(専用品)「WIRE ROPE ASSY, SINGLE LEG」外 | 27件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.03 | 53,052,300 | 当該品は89式深深度係維掃海具(S-8)のワイヤーロープで、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11600 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 武器等用部品(専用品)「WIRE ROPE ASSY, SINGLE LEG」外 | 8件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.03 | 26,145,000 | 当該品は85式磁気掃海具(S-6)展開装置のワイヤーロープで、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11601 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 軸ブレーキ装置部品 LINING, FRICTION 外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.27 | 2,572,500 | 当該社は護衛艦等で使用されている軸ブレーキ装置の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11602 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 海洋生物付着防止装置部品 ANODE, CORROSION PREVENTIVE 外 | 16件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.17 | 11,865,000 | 当該社は護衛艦等で使用されている海洋生物付着防止装置の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11603 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 軸ブレーキ装置部品 外 PAD ASSY, FRICTION 外 | 4件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.20 | 8,767,500 | 当該社は護衛艦等で使用されている軸ブレーキ装置の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11604 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部 特機事業開発部 | 洋上補給装置部品 外 WIRE ROPE ASSY, SINGLE LEG 外 | 6件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.29 | 19,740,000 | 当該社は護衛艦等で使用されている洋上給油装置の製造業者であり、当該機器の性能を保證できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保證能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------------------|--|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11605 | ユニバーサル造船㈱ | 掃海具展張揚収装置 定期修理 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.10.06 | 36,487,500 | 当該会社は米海軍アラメダ航空工作所で製造されたMH-53E型航空機用の搭載機器(掃海具展張揚収装置)の修理に関する技術図書を貸与され、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有し、かつ、過去の修理実績から当該機器の全体的な性能・機能の確認ができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11606 | ユニバーサル造船㈱ 舞鶴事業所 | 機雷用試験器45形の定期検査 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.09.20 | 1,102,500 | 当該試験器の製造会社であり、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11607 | ユニバーサル造船㈱舞鶴事業所 | モービル・ドラム・ウインチA/M42U-1の修理 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.07.05 | 4,620,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11608 | ユニバーサル造船(株) | 次世代掃海艇のシステムスタディのための報告書 | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.29 | 7,980,000 | 本作業を実施するためには、掃海艇の機能、性能、掃海艇を構成する要素について高い知識と掃海艇建造のための設計技術のほか対象脅威である機雷についても熟知している必要がある。ユニバーサル造船㈱は、掃海艇の建造会社として掃海艇の機能性能を熟知している。また機雷の製造技術から当該機雷を有しており本作業を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11609 | ユニバーサル造船(株) | 新除染セットの研究のための調査書(その3) | 1件 | 技術研究本部 総務部長 米岡 修一 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.20 | 3,969,000 | 本調査書を作成するには、除染システム提案能力、除染方式及び除染関連技術に関する抽出・検討能力、コスト管理能力が必要である。ユニバーサル造船㈱は、現有の94式除染装置の研究、開発を担当し各種除染剤を使用した除染技術を有しており、本調査書作成可能業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11610 | ユニバーサル造船㈱ | 材料評価板 | 1式 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 18.02.24 | 2,992,500 | ユニバーサル造船㈱は材料評価に関連した知識と実績を持ち評価板に要求される事項をふまえて設計製造出来る唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11611 | ユニバーサル造船㈱ | 耐衝撃性船体構造シミュレータの点検・整備 | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 18.03.08 | 2,236,500 | ユニバーサル造船㈱は本シミュレータを試作した会社であり、内部構造を熟知している。また装置内部に研究試作で製作した護衛艦・掃海艇のデータベースを含んでおりそのデータを取扱うことができる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11612 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 防護構造物損傷評価シミュレータの性能確認試験のための解析作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.07.15 | 2,988,300 | ユニバーサル造船㈱は、艦船・特機事業本部防護構造物損傷評価シミュレータの設計・製作を行い、装置の構造、機能、性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11613 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 防護構造物損傷評価シミュレータの性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.09.27 | 1,730,400 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部は、防護構造物損傷評価シミュレータのプライムメーカーであり、本シミュレータの全体システムについて熟知している唯一の会社であり、爆破試験におけるデータからシミュレータの解析精度検証のデータ整理を実施できる国内唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11614 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 防護構造物損傷評価シミュレータの性能確認試験のための解析準備作業 | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.09.28 | 1,552,950 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部は、防護構造物損傷評価シミュレータの設計・製作を行い、装置の構造、機能、性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11615 | ユニバーサル造船㈱ 艦船・特機事業本部 | 防護構造物損傷評価シミュレータの性能確認試験のための解析作業(その2) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 17.11.24 | 2,835,000 | ユニバーサル造船㈱艦船・特機事業本部は、防護構造物損傷評価シミュレータの設計・製作を行い、装置の構造、機能、性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11616 | ユニバーサル造船㈱ | 防護構造物損傷評価シミュレータの性能確認試験のための解析作業(構造物の最適化) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.01.25 | 2,864,400 | ユニバーサル造船㈱は、防護構造物損傷評価シミュレータの設計・製作を行い、装置の構造、機能、性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11617 | ユニバーサル造船(株) | 防護構造物損傷評価シミュレータの性能確認試験のための解析作業(一般構造物の数値解析) | 1件 | 技術研究本部 第4研究所 総務課長 大野 哲朗 | 神奈川県相模原市淵野辺2-9-54 | 18.02.03 | 2,955,750 | ユニバーサル造船(株)は、防護構造物損傷評価シミュレータの設計・製作を行い、装置の構造、機能、性能及び取扱方法の知識を有し、計測及びデータ整理に関し熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------|--------------------------------|----|-------------------------------|----------------------|----------|----------------|---|-------------|--|----|
| 11618 | ユニバーサル造船(株) | 新型機雷(沈底機雷)の性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-1 3-1 | 17.07.05 | 2,677,500 | ユニバーサル造船(株)は、新型機雷(沈底機雷)のうち音響センサ3等を設計製造した会社であり、細部の技術的事項に熟知し、作業を円滑に行える技術を擁している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11619 | ユニバーサル造船(株) | 新型機雷(沈底機雷)の性能確認試験のための労務借上(その9) | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-1 3-1 | 18.01.23 | 3,507,000 | ユニバーサル造船株式会社は、新型機雷(沈底機雷)のうち音響センサ3等を設計製造した会社であり、当該品の細部の技術的事項に熟知し、作業を円滑に行える技術を擁している。また、当該品は将来装備品の試作品と言う特殊な装置であり、設計・製造したユニバーサル造船株式会社以外に当該品に関する知識、技術等を有する会社は存在しないため、ユニバーサル造船株式会社の役務の提供を受けなければ当該試験の実施は不可能である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11620 | ユニバーサル造船(株) | 擬似信号発生装置の点検調整等 | 1件 | 技術研究本部 第5研究所 総務課長 新明 勝義 | 神奈川県横須賀市長瀬3-1 3-1 | 18.02.01 | 2,194,500 | ユニバーサル造船(株)は、役務対象品の設計製造会社として、その詳細仕様を正確に把握し、かつ専用部品の供給が可能であるため、役務対象品に対する保守作業を適正・確実に実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11621 | ユニバーサル造船(株) | 砕氷艦(5003) | 1隻 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 24,538,500,000 | 艦艇の建造には、船台やドックなどの特殊で専用の設備が必要であるばかりでなく、船体の設計等に関して高度な技術力を必要とすることから、契約の確実かつ円滑な履行を確保するためには競争入札等への参加を希望する社の艦艇建造能力を適切に評価することが不可欠である。このため、「艦艇調達に係る契約事務暫定要領について」(通達)(契本契3第90号13.1.6)に基づき、公募(契約本部公示第8号17.4.8)したところ、技術資料を提出した社は、ユニバーサル造船(株)1社であった。 艦艇技術審査会において、次の事項を該社の技術資料で審査したところ、建造能力を有する社であるとされた。 ① 調達予定の艦艇と同程度の建造設備及び技術を要する船舶の建造実績 ② 調達予定の艦艇建造に必要な設備 ③ 調達予定の艦艇建造に従事する技術者 ④ その他必要な事項 この結果、本品の競争入札等への参加を希望し、建造に必要な設備及び技術を有するのはユニバーサル造船(株)1社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11622 | ユニバーサル造船(株) | 中型掃海艇(394) | 1隻 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 7,056,000,000 | 技術及び生産設備を有し、かつ、受注態勢が整っているものが1社であるとき。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11623 | ユニバーサル造船(株) | 多用途支援艦(4304、4305) | 2隻 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 5,670,000,000 | 本品は、海上自衛隊が運用する980トン型多用途支援艦(AMS)である。艦艇の建造には、船台やドックなどの特殊で専用の設備が必要であるばかりでなく、船体の設計等に関して高度な技術力を必要とすることから、契約の確実かつ円滑な履行を確保するためには競争入札等への参加を希望する社の艦艇建造能力を適切に評価することが不可欠である。このため、「艦艇調達に係る契約事務暫定要領について」(通達)(契本契3第90号13.1.6)に基づき、公募(契約本部公示第7号17.4.8)したところ、技術資料を提出した社は、佐世保重工業(株)及びユニバーサル造船(株)の2社であった。艦艇技術審査会において、次の事項を上記2社の技術資料で審査したところ、佐世保重工業(株)の説明からは、設計部門の能力工数や動揺低減対策等の観点から建造能力が適格であるとの評価に至らず、ユニバーサル造船(株)のみが建造能力を有する社であると議決された。①調達予定の艦艇と同程度の建造設備及び技術を要する船舶の建造実績②調達予定の艦艇建造に必要な設備③調達予定の艦艇建造に従事する技術者④その他必要な事項 この結果、本品の競争入札等への参加を希望し、建造能力を有しているのはユニバーサル造船(株)1社となったことから、該社と随意契約をする。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11624 | ユニバーサル造船(株) | マニプレータ(B) | 2組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 56,133,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11625 | ユニバーサル造船(株) | 汚染標示装置 | 2組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 15,036,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------|---------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|---------------|---|-------------|--|----|
| 11626 | ユニバーサル造船(株) | 94式除染装置 | 11台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 127,050,000 | 本品は化学剤及びフールアウト(残留放射線)に汚染された人員及び装備品に冷水・温水・除染剤を噴射し、除染するための装置であり、機動性を確保するために車載型となっている。本品の製造に当たっては、短時間に温水・熱水が供給可能な高負荷過熱炉に関する技術、これを車載化するための小型・軽量化技術、耐振動性の技術及び除染剤を短時間で作り出し最適な中和・洗浄効果を得るための化学剤調製技術、更には、この除染剤を一定時間装備品に付着させるために必要な除染剤の泡沫(ほうまつ)化技術、これらを一体化して制御するシステム化技術の各技術を有している必要があり、現在、これらの要件を満たしているのは本品の研究試作に携わり、その機能・性能を熟知し、本品の唯一の製造実績を有している該社のみであるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11627 | ユニバーサル造船(株) | 水海航法支援装置 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.24 | 14,910,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11628 | ユニバーサル造船(株) | えい航具機械装置4形 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 98,595,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11629 | ユニバーサル造船(株) | 感応掃海具1型 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 1,102,500,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11630 | ユニバーサル造船(株) | 小型係維掃海具1型 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 108,150,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11631 | ユニバーサル造船(株) | 処分具用係維索切断器1形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 21,000,000 | 本品の製造に必要な、水中において爆圧を用い素を切断する技術及び生産設備を有しているのは、現在、ユニバーサル造船株のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく許可を有している。なお、榊石川製作所からは、火薬類取締法に基づく許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。火薬類取締法許可：神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11632 | ユニバーサル造船(株) | 処分具用係維索切断器2形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.12 | 9,009,000 | 本品の製造に必要な、水中で爆圧を用いて素を切断する技術及び生産設備を有しているのは、現在、ユニバーサル造船株のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく許可を有している。なお、榊石川製作所からは、火薬類取締法に基づく許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。火薬類取締法許可：神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11633 | ユニバーサル造船(株) | MK52MOD5(N)機雷(さくてん) | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.20 | 145,656,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、ユニバーサル造船株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。武器等製造法許可：第45号(31.2.27)、火薬類取締法許可：神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11634 | ユニバーサル造船(株) | 発音弾3形 | 497EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.08 | 46,966,500 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、ユニバーサル造船株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。武器等製造法許可：第14号(33.9.9)、火薬類取締法許可：神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11635 | ユニバーサル造船(株) | 発音弾3形 | 180EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.13 | 17,010,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、ユニバーサル造船株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。武器等製造法許可：第14号(33.9.9)、火薬類取締法許可：神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------|--------------|------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11636 | ユニバーサル造船(株) | 処分具用係維索切断器3形 | 16EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.16 | 37,464,000 | 本品の製造に当たっては、独国ラインメタル社(Rheimetal Waffe Munition GmbH)との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、ユニバーサル造船船のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11637 | ユニバーサル造船(株) | 処分用爆雷5形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 24,948,000 | 本品の製造に当たっては、独国ラインメタル社(Rheimetal Waffe Munition GmbH)との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、ユニバーサル造船船のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11638 | ユニバーサル造船(株) | 処分用爆雷4形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 8,463,000 | 本品の製造に必要な、技術及び生産設備を有しているのは、ユニバーサル造船船のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。武器等製造法許可:第14号(33.9.9)、火薬類取締法許可:神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11639 | ユニバーサル造船(株) | 処分用爆雷7形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 13,419,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきたユニバーサル造船船のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。 武器等製造法許可:第14号(33.9.9)、火薬類取締法許可:神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11640 | ユニバーサル造船(株) | 処分用爆雷6形 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 21,000,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきたユニバーサル造船船のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。 武器等製造法許可:第14号(33.9.9)、火薬類取締法許可:神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11641 | ユニバーサル造船(株) | 処分具用係維索切断器4形 | 3EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 13,860,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきたユニバーサル造船船のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく許可を有している。なお、榊石川製作所からは、技術及び火薬類取締法に基づく許可を有しているが受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。火薬類取締法許可:神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11642 | ユニバーサル造船(株) | 機雷探知機用標的 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 884,100 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11643 | ユニバーサル造船(株) | 94式水際地雷2型 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 457,800,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、ユニバーサル造船船のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。武器等製造法許可:第88号(6.12.2)、火薬類取締法許可:神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11644 | ユニバーサル造船(株) | 94式水際地雷2型 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 61,503,750 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、ユニバーサル造船船のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 なお、榊石川製作所からは、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。武器等製造法許可:第88号(6.12.2)、火薬類取締法許可:神奈川県指令工保第92851号(16.9.10) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------------------|-----------------------------|-------|-------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11645 | ユニバーサル造船(株) | 94式演習水際地雷2型(水上投下用) | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 21,735,000 | 本品は、仕様書において、形状、寸法、質量、重心位置等が地雷2型と同一のものが要求されている。 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、「地雷2型」を製造してきたユニバーサル造船(株)のみであり、かつ、武器等製造法に基づく許可を有している。 なお、株式会社川崎製作所からは、武器等製造法に基づく許可を有しているが、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。武器等製造法許可:第88号(6. 12. 2) (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11646 | ユニバーサル造船(株) | K-17Y機雷 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 40,005,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11647 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | SH-60K用統合訓練装置用部品(専用品)その8 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 18.02.27 | 2,835,000 | 当該機器は親機器であるSH-60K用統合訓練装置の子部品であり、当該社以外では製造していないため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11648 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | MONITOR, OVERSPEED等機能検査作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.27 | 1,935,150 | 当該会社はS-61A型航空機用の修理機器(MONITOR, OVERSPEED等)の製造会社であり、修理に関する技術を他社に移転させていないことから、当該機器の機能検査に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11649 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | 航空機部品(部隊整備用)LAMP BOARD 1品目 | 385個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.08.22 | 3,322,200 | 当該会社は加国カナディア・マルコム社と技術援助契約を締結しており、SH-60J型航空機の部隊整備に必要な部品(LAMP BOARD)を製造できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11650 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | INDICATOR, ATTITUDE等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.09 | 250,110,000 | 当該会社はSH-60J型航空機用の修理機器(INDICATOR, ATTITUDE等)の製造及び修理会社であり、製造及び修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11651 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | GENERATOR, TACHOMETER等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 17.09.09 | 504,441,000 | 当該会社は米国HAMILTON社と技術援助契約を締結しておりP-3C型航空機用の修理機器(GENERATOR, TACHOMETER等)の製造会社であり、製造及び修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11652 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | 航空機部品(部隊整備用)SENSOR ほか1品目 | 53個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.16 | 37,863,000 | 当該会社はP-3C型航空機の部隊整備に必要な部品(SENSORほか)であり、当該品は当該会社製のみであり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11653 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | 航空機部品(定期修理用)TRANSMITTER 2品目 | 16個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.16 | 13,282,500 | 当該会社はSH-60J型航空機の定期修理に必要な部品(TRANSMITTER)であり、当該品は当該会社製のみであり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11654 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | 航空機部品(官給用)TORQUE ほか2品目 | 4個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.17 | 2,093,700 | P-3C及びSH-60J用部品の修理に不足する官給用部品を確保する必要があり、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11655 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | TRANSMITTER, OIL等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.20 | 1,942,500 | 当該会社は、US-1A型航空機の修理機器(TRANSMITTER, OIL等)の製造会社であり、製造及び修理に関する技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11656 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | 航空機部品(官給用)TB-2 ASSY ほか14品目 | 128個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.27 | 41,902,350 | 当該会社はP-3C型航空機の修理に必要な部品(TB-2 ASSYほか)であり、当該品は当該会社製のみであり、他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11657 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | 航空機部品(部隊整備用)LAMP BOARD 1品目 | 1200個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.31 | 10,332,000 | SH-60Jの部隊整備に必要な不足する部品(LAMP BOARD)を確保するため、技術的に唯一品質を確保できる会社から当該部品を調達 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------------------|---------------------------------------|----|--------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11658 | 横河電機(株)代理 住商エアロシステム(株) | 飛行司令指示器ID-1556/AJN-15の修理 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.06.22 | 2,415,000 | 当該会社により開発、設計および製造し、飛行司令指示器に関する情報を他社に対して開示していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11659 | 横河電機株 | METER外2品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.14 | 21,911,400 | 本契約の履行に当たっては、米国ハネウェル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11660 | 横河電機株 | INDICATOR外8品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.14 | 28,710,150 | 本契約の履行に当たっては、米国ハネウェル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11661 | 横河電機株 | INPUT外8品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.14 | 39,699,240 | 本契約の履行に当たっては、米国ハネウェル社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11662 | 横河電機株 | TEST SET-FUEL GAGING AND LIQUI外7品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.08.11 | 2,476,950 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11663 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.08 | 6,804,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11664 | 横河電機株 | TRANSMITTER外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.14 | 17,944,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11665 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.16 | 37,884,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11666 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.16 | 5,533,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11667 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 283,815,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11668 | 横河電機株 | TRANSMITTER外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 57,414,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11669 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 43,648,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11670 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 80,755,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11671 | 横河電機株 | SIGNAL CONDITIONER (整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 5,281,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11672 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 7,245,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|--------------------------------------|------|------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|-------|--|
| 11673 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.28 | 130,977,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11674 | 横河電機株 | INDICATOR外2品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.11 | 36,139,950 | 本契約の履行に当たっては、カナダのカナディアン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11675 | 横河電機株 | SENSOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.14 | 2,530,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11676 | 横河電機株 | AMPLIFIER外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.31 | 7,077,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11677 | 横河電機株 | INDICATOR外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.01.31 | 4,431,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11678 | 横河電機株 | INDICATOR外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.09 | 13,252,050 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) |
| 11679 | 横河電機株 | TRANSMITTER | 6EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.09 | 4,699,800 | 本契約の履行に当たっては、米国シモンズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11680 | 横河電機株 | INDICATOR外1品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.09 | 13,252,050 | 自社図面により製造される部品である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) |
| 11681 | 横河電機株 | TRANSMITTER | 6EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.09 | 4,699,800 | 本契約の履行に当たっては、米国シモンズ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11682 | 横河電機株 | COVER ASSY外7品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.02.22 | 28,842,450 | 本契約の履行に当たっては、米国アメテック社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11683 | 横河電機株 | AMPLIFIER外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.24 | 5,166,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11684 | 横河電機株 | TEST SET, INDICATOR外1品目の整備 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 18.03.31 | 65,625,000 | 該社は当該装置の製造会社であり技術資料、図面等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11685 | 横河電機株式会社 | F-2 MFDSプログラマブル・ディスプレイ・ジェネレータ 修理 9EA | 9EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.22 | 8,925,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11686 | 横河電機株式会社 | F-2(試作型)用 多機能表示器 MFDS 構成部品修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.24 | 4,914,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) |
| 11687 | 横河電機株式会社 | CHASSIS ASSY, ELECTRICAL外8品目 | 21EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.10.31 | 88,935,000 | 本品はMFDSPDG処理装置の構成部品であり契約履行にあたっては本機の設備、技術、技術資料等を保有している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------------------|------|-------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11688 | 横河電機株式会社 | 戦闘機能力評価システム 評価操縦席部 構成品修理 3EA | 3EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.11.01 | 4,478,250 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 11689 | 横河電機株式会社 | TEST SET, MFDS STANDBY DISPLAY修理1SE | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.12.20 | 8,505,000 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 11690 | 横河電機株式会社 | IND, TACHOMETER外2品目 | 4EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.03 | 9,807,000 | 本品は戦闘機能力評価システムの構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11691 | 横河電機株式会社 | SYNCHRO外14品目 | 30EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.02.16 | 3,864,000 | 本品は飛行訓練操縦装置の構成品であり契約履行にあたっては本機の機能・性能を熟知している必要があり現在この要件を満たしているのは本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11692 | 横河電機株式会社 | F-2 スタンバイ・ディスプレイ 修理 2EA | 2EA | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 18.03.30 | 4,462,500 | 本契約の履行に当たっては、当該機器の設備、技術、技術資料等を保有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、本機の設計・製造を担当した当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 11693 | 横河電機(株) | MTDMアナライザ | 5EA | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 10,153,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11694 | 横河電機(株) | プロトコルアナライザ JAY-Q32 | 1台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.09 | 1,421,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11695 | 横河電機(株) | 味方識別機試験器 JTS-Q131-B | 2台 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 10,735,200 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11696 | 横河電機(株) | 可搬型燃料計試験器 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 4,187,400 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11697 | 横河電機(株) | 可搬型燃料計試験器 | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 8,013,600 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11698 | 横河電機(株) | 可搬型燃料計試験器 | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.09 | 8,013,600 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11699 | 横河電機株 | 多機能表示器(MFD) | 2SET | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 66,465,000 | 本品の製造に当たっては、仕様書に定められた部品番号に於ける製造図面及び航空機製造事業法に基づく事業許可、製造方法の認可を必要とし、現在、これらの要件を満たしているのは横河電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11700 | 横河電機株 | 航空機整備用部品(国産)(その28) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 39,847,500 | 本品の製造に当たっては、仕様書に定められた部品番号に於ける製造図面及び航空機製造事業法に基づく事業許可、製造方法の認可を必要とし、現在、これらの要件を満たしているのは横河電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11701 | 横河電機株 | OH-1(機体)用初度部品(国産)(その5) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.07 | 33,022,500 | 本品の製造に当たっては、仕様書に定められた部品番号に於ける製造図面及び航空機製造事業法に基づく事業許可、製造方法の認可を必要とし、現在、これらの要件を満たしているのは横河電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11702 | 横河電機株 | SH-60K型航空機機体部品(国産)(その5) | 1OT | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 1,591,590 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に於ける製造図面、製造に必要な技術を有しているのは、横河電機株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|----------------------|--|------|---------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|--|----|
| 11703 | 横河電機株 | F-2用機体初度部品(国産)(その5) | 1式 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.20 | 38,957,100 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に응ずる製造図面、製造に必要な技術を有しているのは、横河電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11704 | 横河電機(株) | 可搬型HSI試験器 | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.20 | 6,427,050 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11705 | 横河電機(株) | 航空機整備用部品(国産)(その28) | 7EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 2,094,750 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に응ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、横河電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11706 | 横河電機(株) | 航空機用維持部品(国産)(その8) | 11EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 16,458,750 | 本品の製造に当たっては、米国ハネウェル インテリクチュアルプロパティーズ インクとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは横河電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11707 | 横河電機(株) | 航空機用維持部品(国産)(その12) | 5EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 6,998,250 | 本品の製造に当たっては、米国ハネウェル インテリクチュアルプロパティーズ インクとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは横河電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11708 | 横河電機(株) | 航空機用維持部品(国産)(その18) | 8EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 2,125,200 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に응ずる製造図面、製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、横河電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11709 | 横河電機(株) | UH-60J用エンジン初度部品(国産)(その3) | 2EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 783,300 | 本品の製造に当たっては、仕様書に定められた部品番号に응ずる製造図面を必要とし、現在この要件を満たすのは横河電機株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11710 | 横河電子機器株 代理 盛岡特機株営業部 | ボデーディスク | 15 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.17 | 4,000,500 | 本品は、親機器である電磁ログ2型、5型、6型、9型において使用されている専用部品である。本製品の親機器の製造会社であり、製造技術を有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11711 | 横河電子機器株 代理 樹佐世保航海測器社 | 艦艇弁ノ電磁ログ | 10個 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 市川 順一 | 佐世保市平瀬町18番地 | 18.03.14 | 2,625,000 | 本品は電磁ログ2型及び電磁ログ5型用部品の調達であり、契約会社は当該電磁ログを設計・製造業者であることから、品質を保証できる唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11712 | 横河電子機器株 | 電子・武器等用部品(専用部品)BODY AS SY, SENSITIVE ROD 他2件 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.04 | 36,225,000 | 当該品の親機器である電磁ログを設計・製造した者からの部品の調達であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11713 | 横河電子機器株 | SH-60J型航空機用部品(国産)その23 | 1式 | 海上自衛隊 補給本部 管理部長 水越 隆二 | 北区十条台1-5-70 | 17.11.11 | 16,676,100 | SH-60J型航空機の当該エンジン部品は、当該会社製のみであり、他社では製造していないため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11714 | 横河電子機器株(代盛岡特機株)営業部 | 小型ジャイロコンパスMK1 IMU修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.07.22 | 1,449,000 | 当該会社は米国リットン社と技術援助契約を締結しており、小型ジャイロコンパスMK1を修理できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11715 | 横河電子機器株(代盛岡特機株)営業部 | 武器等用部品(専用部品)「TEIKIKOUKAN NKITTO1」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.08.01 | 6,625,500 | 当該品は化学検知器の定期交換部品で、製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11716 | 横河電子機器株(代盛岡特機株)営業部 | 小型ジャイロコンパスMK1ジャイロスコープ修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.08.31 | 10,206,000 | 当該会社は米国リットン社と技術援助契約を締結しており、小型ジャイロコンパスMK1を修理できる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11717 | 横河電子機器株(代盛岡特機株)営業部 | ジャイロコンパスIMU検査 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.10.27 | 3,475,500 | 当該会社は米国リットン社と技術援助契約を締結しており、ジャイロコンパスIMUの検査ができる唯一の会社であるため (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11718 | 横河電子機器株(代盛岡特機株)営業部 | TARANSUDUCER, SONAR外1件修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.25 | 5,932,500 | 対勢作図装置13型等の製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|--------------------------|----------------------------------|----|----------------------------------|-------------------|----------|------------|---|-------------|-------|--|
| 11719 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | 武器等用品(専用品)「化学剤検知器用オーバーホールキット」外 | 2件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.22 | 28,140,000 | 当該品は化学剤検知器のオーバーホールキットで、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 11720 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | 小型ジャイロコンパスMK1 IMU修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.12 | 3,790,500 | 当該会社は米国リット社と技術援助契約を締結しており、小型ジャイロコンパスMK1の修理ができる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11721 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | 武器等用品(専用品)「PART OF IMPRESSED」外 | 9件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.17 | 40,950,000 | 当該品は電磁ロケ型2-2の受感部で、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 11722 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | 小型ジャイロコンパスMK1 ジャイロスコブ修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.10 | 14,700,000 | 当該会社は米国リット社と技術援助契約を締結しており、小型ジャイロコンパスMK1の修理ができる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11723 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | 武器等用品(専用品)「AMPLIFIER CONVERTER」外 | 7件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.02.20 | 14,070,000 | 当該品は電磁ロケ9型の増幅変換器で、品質を保證できる技術及び設備を有している唯一の業者(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 11724 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | 小型ジャイロコンパスMK1 IMU修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.09 | 2,520,000 | 当該会社は米国リット社と技術援助契約を締結しており、小型ジャイロコンパスMK1の修理ができる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11725 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | 小型ジャイロコンパスMK1 IMU修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.13 | 11,865,000 | 当該会社は米国リット社と技術援助契約を締結しており、小型ジャイロコンパスMK1の修理ができる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11726 | 横河電子機器株式会社(代盛岡特機株式会社)営業部 | INERTIAL NAVIGATION UNIT修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.24 | 1,470,000 | ジャイロコンパスMK2の製造業者であり、技術及び設備を有し、品質を保證できる唯一の会社(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 11727 | 横河電子機器株式会社 | IGNITION UNIT等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 横山 繁 | 木更津市江川無番地 | 17.07.15 | 17,377,500 | 当該会社は、P-3C型航空機用の修理機器(IGNITION UNIT等)の製造及び修理会社であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのが当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 11728 | 横河電子機器株式会社 | IGNITION UNIT修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.22 | 4,032,000 | 当該会社は、US-1A型航空機用の修理機器(IGNITION UNIT)の製造及び修理会社であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 11729 | 横河電子機器株式会社 | HOUSING外6品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.12 | 18,165,000 | 本契約の履行に当たっては、米国ユニソン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11730 | 横河電子機器株式会社 | CABLE外2品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.20 | 4,987,500 | 自社図面により製造される部品である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) |
| 11731 | 横河電子機器株式会社 | RESISTOR外9品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.07.20 | 2,572,500 | 本契約の履行に当たっては、米国ユニソン社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — | (随意契約によらざるを得ないもの) |
| 11732 | 横河電子機器株式会社 | IGNITION UNIT ASSY外(整備) | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々 悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.16 | 12,810,000 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) |
| 11733 | 横河電子機器株式会社 | 高精度化弾薬システムの性能確認試験のための労務借上(その3) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.07.11 | 4,341,750 | 横河電子機器株式会社は本試験に用いる地上装置及び弾道修正弾の情報送受信部の設計製造を行っておりその構造機動作特性について精通している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |
| 11734 | 横河電子機器株式会社 | 高精度化弾薬システムの性能確認試験のための労務借上(その10) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中釜 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 17.12.26 | 5,565,000 | 横河電子機器株式会社は本試験に用いる地上装置及び弾道修正弾の情報送受信部の設計製造を行っておりその構造機動作特性について精通している唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | — | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------|-----|-----------------------------------|-------------------|----------|---------------|--|-------------|--|----|
| 11735 | 横河電子機器株 | 弾薬知能化技術の研究のための労務借上(その1) | 1件 | 技術研究本部 第1研究所管理部 会計課長 中金 卓朗 | 東京都目黒区中目黒2-2-1 | 18.01.24 | 1,170,750 | 横河電子機器株はレメータ機能を内蔵した電波近接機構(4)及び信管電波受信装置を設計製造した会社であり、その構造機能等に関する技術的知識を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11736 | 横河電子機器(株) | 構内監視装置の保守点検・整備 | 1件 | 技術研究本部 第2研究所飯岡支所 業務班長 三浦 一裕 | 千葉県旭市大字塙字三番割 | 18.03.17 | 1,753,500 | 横河電子機器株は、本装置の製造納入会社であり、細部にわたり構造・機能を熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11737 | 横河電子機器(株) | 保安監視装置の保守点検 | 1件 | 技術研究本部 第3研究所新島支所 業務班長 磯部 靖 | 東京都新島村字水尻 | 17.07.05 | 2,341,500 | 本装置は、当該支所の外柵周辺に設置され、部外の侵入者に対し、警戒監視を行うための装置である。本装置のシステムを稼働させるためのソフトは、(株)横河電子機器独自のものであり、検知システムの精度を維持するためには、システム全体を熟知していることが必要である。よって、(株)横河電子機器を契約相手方として選定する。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11738 | 横河電子機器株 | 火薬庫保安監視装置の整備作業 | 1件 | 技術研究本部 土浦試験場 業務班長 立野 哲也 | 茨城県稲敷郡阿見町掛馬1970 | 17.12.08 | 1,463,700 | 横河電子機器株は本装置の製造納入業者であり細部にわたり本装置の構造・機能について熟知している唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11739 | 横河電子機器(株) | 98式信管 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.20 | 1,948,590,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきた横河電子機器株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11740 | 横河電子機器(株) | 05式信管 | | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 2,298,030,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきた横河電子機器株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11741 | 横河電子機器(株) | ジャイロコンパスES-3 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 2,891,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11742 | 横河電子機器(株) | ジャイロコンパスES-3 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 2,891,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11743 | 横河電子機器(株) | 小型電磁ログ2型 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 1,299,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11744 | 横河電子機器(株) | 小型電磁ログ2型 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 1,299,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11745 | 横河電子機器(株) | 小型電磁ログ2型 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.16 | 1,299,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11746 | 横河電子機器(株) | ジャイロコンパスES-3 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.18 | 2,891,700 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11747 | 横河電子機器(株) | 小型電磁ログ2型 | 2SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.23 | 2,599,800 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11748 | 横河電子機器(株) | 小型ジャイロコンパスMK2B-1 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.09 | 116,550,000 | 航海情報等を正確に把握するために、必要な精度を確保する必要があり、この要件を満たしているのは該社のみであるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11749 | 横河電子機器(株) | 航法支援装置NOSN-301D | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 203,700,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------|-----|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--|----|
| 11750 | 横河電子機器(株) | 電磁ログ9型B | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 17,120,250 | 本品は、護衛艦に搭載し、自艦の対水速度を検出するための装置であり、艦底弁、艦底管、増幅器、速度航程発信機及び速度変換器から構成されており、艦底管から得た対水速度信号を速度(kt)及び航程(nm)の情報に変換し表示する装置である。 本品の製造に当たっては、艦底管に組み込まれた鉄心コイルを高温焼成により融着する技術と当該コイルを構成する微細な線材(0.1~0.2)を鉄心に巻くための技術、ノウハウ及び専用設備が必要である。 現在、これらの要件を満たしているのは、「細線高密度手巻法」として技術を開発し、専用設備を保有している横河電子機器株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11751 | 横河電子機器(株) | 電磁ログ4型改3 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.22 | 14,280,000 | 本品は、潜水艦に搭載し、自艦の対水速度を検出するための装置であり、艦底弁、艦底管、増幅器、速度航程発信機及び速度変換器から構成されており、艦底管から得た対水速度信号を速度(kt)及び航程(nm)の情報に変換し表示する装置である。 本品の製造に当たっては、艦底管に組み込まれた鉄心コイルを高温焼成により融着する技術と当該コイルを構成する微細な線材(0.1~0.2)を鉄心に巻くための技術、ノウハウ及び専用設備が必要である。 現在、これらの要件を満たしているのは、「細線高密度手巻法」として技術を開発し、専用設備を保有している横河電子機器株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11752 | 横河電子機器(株) | 艦橋情報表示器ZPA-1B | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.23 | 7,192,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11753 | 横河電子機器(株) | 電磁ログ6型-3 | 1SE | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 16,170,000 | 本品は、砕水艦に搭載し、自艦の対水速度を検出するための装置であり、艦底弁、艦底管、増幅器、速度航程発信機及び速度変換器から構成されており、艦底管から得た対水速度信号を速度(kt)及び航程(nm)の情報に変換し表示する装置である。 本品の製造に当たっては、艦底管に組み込まれた鉄心コイルを高温焼成により融着する技術と当該コイルを構成する微細な線材(0.1~0.2)を鉄心に巻くための技術、ノウハウ及び専用設備が必要である。 現在、これらの要件を満たしているのは、「細線高密度手巻法」として技術を開発し、専用設備を保有している横河電子機器株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11754 | 横河電子機器(株) | O5式信管 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.17 | 496,650,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきた横河電子機器株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11755 | 横河電子機器(株) | 92式信管 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 676,410,000 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきた横河電子機器株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11756 | 横河電子機器(株) | SH-60K型航空機発動機部品(国産)(その11) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 3,628,800 | 本品の構造・性能等を熟知し、かつ、本仕様書の部品番号に对应する製造図面、製造に必要な技術を有しているのは、横河電子機器株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11757 | 横河電子機器(株) | 化学剤検知器 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 127,795,500 | 本品の製造に当たっては、英国キーテック・ディフェンス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、横河電子機器株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11758 | 横河電子機器(株) | 携帯化学剤検知器 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.28 | 29,925,000 | 本品の製造に当たっては、英国キーテック・ディフェンス社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、横河電子機器株のみである。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11759 | 横河電子機器(株) | 90式信管 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 350,374,500 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきた横河電子機器株のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-----------------------------|--|------|---------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--|----|
| 11760 | 横河電子機器(株) | 98式信管 | | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.31 | 103,393,500 | 本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、研究開発の段階から携わってきた横河電子機器㈱のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11761 | 横浜ゴム㈱(代エムイーエス特機㈱ 横須賀営業所) | 防敵物 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.12.27 | 14,700,000 | 潜水艦専用の防敵物を製作する設備及び技術・ノウハウを有し、唯一の製造実績を持つ業者であるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11762 | 横浜ゴム㈱(代マリンサポート㈱) | 電波吸収体 以下 | 2 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.02 | 17,115,000 | 本品は、親機器であるOPS-12レーダにおいて使用されている専用部品であり、本製品の製造会社であり、技術及び設備的に、他に業者がいない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11763 | 横浜ゴム㈱(代理エムイーエス特機㈱ 横須賀営業所) | 軽量型空気式防敵物 | 3 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.03.23 | 1,869,000 | 従来製品より軽量化され、かつ機能は従来品の性能を確保されており、他社では同等品がないため、製造元である当該会社と契約 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11764 | 横浜ゴム(株)代理 横浜ゴムエムピーケー(株)長崎支店 | 「あけぼの」ラバーウィンドウN-CW-53/QQS-5 修理(専門業者工事) | 1式 | 海上自衛隊 佐世保地方総監部 経理部長 村川 豊 | 佐世保市平瀬町18番地 | 17.10.13 | 1,022,700 | ラバーウィンドウN-CW-53/QQS-5の修理に必要な技術、治工具等を保有する唯一の会社 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11765 | 横浜ゴム㈱(復代理マリンサポート㈱)神戸支店 | 遮音材外1件 | 2KN | 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 経理部長 新田 章人 | 舞鶴市余部下1190番地 | 17.12.21 | 13,030,500 | 当該遮音材の製造会社であり、当該部品が入手可能な唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11766 | 横浜ゴム㈱(代マリンサポート㈱) | 潜水艦用防振管継手金物修理 | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.11.09 | 52,603,320 | 潜水艦用防振管継手金物の修理に関するものであり、当該品の修理について製造業者であり品質を保証できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11767 | 横浜ゴム㈱(代マリンサポート㈱) | 潜水艦用防振管継手 HOSE ASSY, RUBBER 外 | 77件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 17.12.22 | 316,575,000 | 当該会社は潜水艦に使用されている防振管継手の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11768 | 横浜ゴム㈱(代マリンサポート㈱) | ラバードームN-CW-48/QQS-4 オーバーホール | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.11 | 62,265,000 | ラバードームN-CW-48/QQS-4の製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11769 | 横浜ゴム㈱(代マリンサポート㈱) | ラバードームN-CW-55/ZQS-3 オーバーホール | 1式 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.01.18 | 42,315,000 | ラバードームN-CW-55/ZQS-3の製造業者であり品質を保証できる技術及び設備を有している唯一の業者 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11770 | 横浜ゴム㈱(代マリンサポート㈱) | 潜水艦用防振管継手 HOSE ASSY, NONMETALLIC 外 | 12件 | 海上自衛隊 艦船補給処 管理部長 市川 順一 | 横須賀市田浦港町無番地 | 18.03.09 | 15,540,000 | 当該会社は潜水艦に使用されている防振管継手の製造業者であり、当該機器の性能を保証できる部品を供給することが可能な特別な技術、設備及び品質保証能力を有する唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11771 | 横浜ゴム㈱(代理 双日エアロスペース㈱) | 航空機部品(官給用)COUPLING ほか4品目 | 337個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.01.10 | 18,438,000 | 当該会社は、SH-60J型航空機の修理に必要な部品(COUPPLINGほか)の製造会社であり、当該品は他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11772 | 横浜ゴム㈱(代理 双日エアロスペース㈱) | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)BOOT DEICE ほか28品目 | 160個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.16 | 35,574,000 | 当該会社は、US-1A型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品BOOT DEICEほか)の製造会社であり、当該品は他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11773 | 横浜ゴム㈱(代理 双日エアロスペース㈱) | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)DUCT ASSY ほか44品目 | 504個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.16 | 114,187,500 | 当該会社は、P-3C型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(DUCT ASSYほか)の製造会社であり、当該品は他社では製造していない。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|--------------------------|----------------------------------|-------|------------------------------|-------------------|----------|------------|--|-------------|--|----|
| 11774 | 横浜ゴム(株) 代理 伊藤忠アビエーション(株) | 航空機部品(部隊整備及び定期修理用)COUPLING ほか9品目 | 326個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 4,310,250 | 当該品はP-3C型航空機の部隊整備及び定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11775 | 横浜ゴム(株) 代理 伊藤忠アビエーション(株) | 航空機部品(定期修理用)COUPLING ほか4品目 | 87個 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.24 | 5,176,500 | 当該品はMH-53E型航空機の定期修理に必要な部品(輸入品)であり、独占販売権を有しているのは当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11776 | 横浜ゴム(株) 代理 双日エアロスペース(株) | TANK, FUEL等修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.29 | 26,355,000 | 当該会社は、UH-60J型航空機用の修理機器(TANK, FUEL等)の製造会社であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11777 | 横浜ゴム(株) 代理 双日エアロスペース(株) | CELL, FUEL LH等検査修理作業 | 1式 | 海上自衛隊 航空補給処 管理部長 杉原 和昭 | 木更津市江川無番地 | 18.03.29 | 18,700,500 | 当該会社は、SH-60J型航空機用の修理機器(CELL, FUEL LH等)の製造会社であり、製造、修理の技術を他社に移転させていないことから、当該機器の修理に関する技術及び修理設備を有する等、受注体制が整っているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から公募手続きを導入) | |
| 11778 | 横浜ゴム(株) | SEALING COMPOUND外13品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.15 | 3,047,100 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11779 | 横浜ゴム(株) | SEALING COMPOUND外3品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.23 | 3,519,600 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11780 | 横浜ゴム(株) | COATING COMPOUND外5品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.28 | 2,566,200 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11781 | 横浜ゴム(株) | SEALING COMPOUND外73品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.06.30 | 1,707,300 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11782 | 横浜ゴム(株) | SEALING COMPOUND外3品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.13 | 3,217,200 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11783 | 横浜ゴム(株) | SEALING COMPOUND外65品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.09.22 | 3,822,000 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11784 | 横浜ゴム(株) | COATING COMPOUND外5品目 | — | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.10.11 | 2,505,300 | 該社は本品の唯一の製造販売業者である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11785 | 横浜ゴム(株) | TIRE, PNEUMATICの再生 | 400EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.11.17 | 11,938,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11786 | 横浜ゴム(株) | 不具合原因調査・検討等の役務 | 1SE | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.14 | 1,811,250 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11787 | 横浜ゴム(株) | TIRE, PNEUMATICの再生 | 500EA | 航空自衛隊 第1補給処 東京支処長 佐々悦雄 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.12.21 | 14,920,500 | 当該品の修理に必要な技術、設備等を有する唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から企画競争に移行) | |
| 11788 | 横浜ゴム株式会社 | HOSE ASSY外41品目 | 1,075 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地無番地 | 17.12.08 | 52,268,895 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてAEROGUIP社により設計されたものである。 横浜ゴム(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|---------------------|-------------------------------|-------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|---|-------------|---|----|
| 11789 | 横浜ゴム株式会社 | OIL TANK外6品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.15 | 25,982,250 | 本件は航空機の構成品の修理であり、契約の履行にあたっては、図面及び機能検査等の技術資料が必要である。当該品目を修理可能な会社は、技術資料を保有している横浜ゴム(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 11790 | 横浜ゴム株式会社 | DUCT ASSY外10品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 80,075,100 | 本件は航空機の構成品の修理であり、契約の履行にあたっては、図面及び機能検査等の技術資料が必要である。当該品目を修理可能な会社は、技術資料を保有している横浜ゴム(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 11791 | 横浜ゴム株式会社 | BLANKET外87品目 | 1,356 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 586,573,753 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてTHE MORGAN CRUCIBLE社外4社により設計されたものである。横浜ゴム(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11792 | 横浜ゴム株式会社 | COUPLING外20品目 | 285 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 17.12.22 | 240,571,464 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてAEROGUIP社外4社により設計されたものである。横浜ゴム(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11793 | 横浜ゴム株式会社 | DUCT ASSY外29品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.02.28 | 83,720,017 | 本契約は、航空自衛隊保有航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてSENIOR FLEXONICS社により設計されたものである。横浜ゴム(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11794 | 横浜ゴム株式会社 | DUCT ASSY | 18 | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.09 | 53,109,000 | 本契約は、F-4航空機の修理交換用部品の製造請負契約である。当該品目は、航空機の新規・改修等の設計時にその一部としてSENIOR FLEXONICS社により設計されたものである。横浜ゴム(株)は、技術援助契約に基づき図面を有し、当該品目の製造を行い得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | — (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11795 | 横浜ゴム株式会社 | RADOME ASSY外1品目 | | 航空自衛隊 第2補給処長 松下 睦裕 | 岐阜県各務原市那加官有地 無番地 | 18.03.13 | 4,306,050 | 本件は航空機の構成品の修理であり、契約の履行にあたっては、図面及び機能検査等の技術資料が必要である。当該品目を修理可能な会社は、技術資料を保有している横浜ゴム(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 11796 | 横浜ゴム(株) 代理 ミズホ産業(株) | PIN, THREADED, COUPLI外3品目 | | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.22 | 2,845,500 | 本品の契約履行にあたっては、当該品の設備、技術、技術資料を保有している必要があり、現在の要件を満たしているのは、当該会社のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11797 | 横浜ゴム(株) | F-2用機体初度部品(輸入)(その11) | 1式 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.08 | 3,769,500 | 本品は、航空自衛隊で使用する支援戦闘機F-2用機体初度部品(クープリング アッセンブリー等2品目)である。当該製品は、米国イトン エアロクイップ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは横浜ゴム(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11798 | 横浜ゴム(株) | SH-60K型航空機機体部品(輸入)(その3) | 10T | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 10,185,000 | 本品は、海上自衛隊で使用する哨戒機SH-60K型航空機機体部品(クープリング ハープ等9品目)である。当該製品は、米国イトン エアロクイップ社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは横浜ゴム(株)のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11799 | 横浜ゴム(株) | F-2用タイヤ | 800EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 124,404,000 | 本品の製造に必要な技術、生産設備及び生タイヤを加硫、成形するための専用金型を有しているのは、横ブリヂストンと横浜ゴム(株)であるが、横ブリヂストンからは、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11800 | 横浜ゴム(株) | 航空機用タイヤ(34.5×9.75-18 26PR TL) | 595EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 78,780,975 | 本品の製造に必要な技術、生産設備及び生タイヤを加硫、成形するための専用金型を有しているのは、横ブリヂストンと横浜ゴム(株)であるが、横ブリヂストンからは、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11801 | 横浜ゴム(株) | 航空機用タイヤ(24×7.7 10PR TL) | 9EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.11.01 | 305,235 | 本品の製造に必要な技術、生産設備及び生タイヤを加硫、成形するための専用金型を有しているのは、横ブリヂストンと横浜ゴム(株)であるが、横ブリヂストンからは、受注態勢が整っていないとして、入札参加を辞退する旨の回答を得た。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-----------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-----------|---|-------------|-----------------------------------|----|
| 11802 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR | 14本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.16 | 765,870 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11803 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR | 14本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.16 | 765,870 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11804 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR | 7本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.16 | 382,935 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11805 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR | 33本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.19 | 1,805,265 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11806 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR | 7本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.19 | 382,935 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11807 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR | 28本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.19 | 1,531,740 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11808 | 横浜ゴム(株) | 自動車用タイヤチューブ 215/85R18 | 347EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.26 | 535,594 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11809 | 横浜ゴム(株) | チューブ 8.25R20 TB TR77A | 30本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.18 | 86,940 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11810 | 横浜ゴム(株) | チューブ 16.9-24 OR TR218A | 20本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.18 | 243,600 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11811 | 横浜ゴム(株) | チューブ 14.00-24 I JS179A | 20本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.18 | 252,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11812 | 横浜ゴム(株) | 自動車用タイヤ 7.00R15-8PR | 16本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.19 | 195,720 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11813 | 横浜ゴム(株) | 自動車用タイヤ 245/70R19.5 136/134J | 20本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.19 | 630,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11814 | 横浜ゴム(株) | 建設車両用タイヤ 14.00-24-10PR OR TT LUG | 25本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 1,785,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11815 | 横浜ゴム(株) | 自動車用タイヤ 175R14-6PR | 24本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 216,720 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11816 | 横浜ゴム(株) | 自動車用タイヤ 195R14-6PR | 24本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 264,600 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11817 | 横浜ゴム(株) | 自動車用タイヤ 6.50R16-8PR | 20本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 228,900 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11818 | 横浜ゴム(株) | 建設車両用タイヤ 12.5/70-16-6PR OR TL LUG | 25本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 1,063,125 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11819 | 横浜ゴム(株) | 建設車両用タイヤ 13.00-24-12PR OR TL LUG | 6本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 428,400 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|------------------------------------|----|
| 11820 | 横浜ゴム(株) | 建設車両用タイヤ 15.5-25-8PR OR TT LUG | 6本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 440,370 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11821 | 横浜ゴム(株) | 建設車両用タイヤ 15.5-25-12PR OR TL LUG | 10本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 997,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11822 | 横浜ゴム(株) | 建設車両用タイヤ 17.5-25-16PR OR TT LUG | 6本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.25 | 786,240 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11823 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 205/85R16 117/115L | 7本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 121,275 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11824 | 横浜ゴム(株) | 自動車用タイヤ 11.00R20-14PR | 104EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 4,313,400 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11825 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 215/85R18 113L | 16本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 420,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11826 | 横浜ゴム(株) | 航空機用タイヤ(40×14 22PR TL) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 720,216 | 本品の製造に必要な技術、生産設備及び生タイヤを加硫、成形するための専用金型を有し、かつ受注体制を整えているのは、横浜ゴム株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11827 | 横浜ゴム(株) | チューブ 7.00R15 LT JS75 | 85本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 127,627 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11828 | 横浜ゴム(株) | チューブ 7.50R15 LT JS75 | 60本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.27 | 90,090 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11829 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 215/85R18 113L | 70本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.02 | 1,837,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11830 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 12R22.5-14PR | 1211本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.06 | 66,247,755 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11831 | 横浜ゴム(株) | スタッドレスタイヤ 215/85R18 113L | 879本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.06 | 23,073,750 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11832 | 横浜ゴム(株) | OH-1(機体)用初度部品(国産)(その2) | 4EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 19,887,000 | 本品の製造に当たっては、米国テクニカル プロダクツ グループ社との技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは、横浜ゴム株のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11833 | 横浜ゴム(株) | タイヤ 215/85R18 113L | 1121本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.20 | 28,249,200 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11834 | 横浜ゴム(株) | タイヤ 11.00R20-14PR | 999本 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.24 | 41,538,420 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11835 | 横浜ゴム(株) | 自動車用特殊タイヤ 11.00R20-16PR(BLOCK) | 261個 | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.24 | 11,290,860 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11836 | 横浜ゴム(株) | SH-60K型航空機発動機部品(国産)(その8) | 1EA | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.27 | 155,400 | 本品の製造に当たっては、米国イトン エアロスペース エルエルンとの技術援助契約を必要とし、現在、この要件を満たしているのは横浜ゴム株のみである。(会計法第29条の3第4項) | その他のもの | - (随意契約によらざるを得ないもの) | |
| 11837 | 横浜ゴム(株) | ラバーウィンドウN-CW-52/OQS-102 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 171,973,200 | 本品の製造に当たっては特許「水中生物の付着防止用ゴム組成物およびその構造物」を使用する必要があり、現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、横浜ゴム株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-----------------------|------------------------------|---------|---------------------------------|-------------------|----------|----------------|--|-------------|--|----|
| 11838 | 横浜ゴム(株) | ラバーウインドウN-CW-56/ZQQ-6(ドーム本体) | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 146,920,200 | 本品の製造に当たっては特許「水中生物の付着防止用ゴム組成物およびその構造物」を使用する必要があるが、現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、横浜ゴム㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11839 | 横浜ゴム(株) | ラバーウインドウN-CW-54/OQS-5 | 1SE | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.29 | 149,100,000 | 本品の製造に当たっては特許「水中生物の付着防止用ゴム組成物およびその構造物」を使用する必要があるが、現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、横浜ゴム㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11840 | 横浜ゴム(株) | ラバードームN-CW-62 | 1OT | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.30 | 51,956,100 | 本品の製造に当たっては特許「水中生物の付着防止用ゴム組成物およびその構造物」を使用する必要があるが、現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、横浜ゴム㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに公募手続きを導入) | |
| 11841 | 伊藤忠商事㈱ | 情報セキュリティ要員養成講習(上級コース) | 1式 | 海上自衛隊 東京業務隊 会計科長 原 一男 | 新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.26 | 4,798,500 | 本件は、情報セキュリティ要員に対する講習に伴う支援に対しての役務契約である。業態調査の結果、要求を満たした伊藤忠商事㈱は、Webマーケティング等実習主体の高度な教育コースを有しており、かつ、サイバーディフェンス研究所の教育コースを設定していたため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11842 | 伊藤忠商事株式会社 | 国内委託教育(システム監査要員の教育)一式 | 1SE | 航空自衛隊 第3補給処長 飯田 雅典 | 埼玉県狭山市稲荷山二丁目3番地 | 17.09.15 | 4,504,500 | 本契約の履行に当たっては、当該教育内容に関し、知識及び技能を有していることが必要であり、現在、この要件を満たしているのは、米国マカフィー社より日本における唯一の代理店である当該会社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から企画競争に移行) | |
| 11843 | 伊藤忠商事㈱ 代理 伊藤忠アビエーション㈱ | SHORTING PLUG KIT | 2 | 航空自衛隊 第4補給処長 長島 修照 | 埼玉県狭山市稲荷山2-3 | 18.03.24 | 46,284,000 | 本品は、米国ロッキードマーチン社の製品であり、日本国内における販売権を有しているのは当該1社のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続きを導入) | |
| 11844 | 伊藤忠商事(株) | ボーイング767空中給油・輸送機 | 1機 | 契約本部長 野津 研二 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.10 | 23,520,821,187 | 本品は、航空自衛隊で使用されるボーイング767空中給油・輸送機である。当該製品は、米国ボーイング社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは伊藤忠商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11845 | 伊藤忠商事(株) | 生物剤警報器 | 5組 | 契約本部 副本部長 高嶋 巖 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.17 | 601,650,000 | 本品は、陸上自衛隊の各部隊に装備し、生物剤の存在を自動的に検知し、警報を発する警報装置であり、米国ロッキードマーチン社の製品である。当該製品の国内における販売権を有しているのは、伊藤忠商事(株)のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11846 | 伊藤忠商事(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 15000KI | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 987,525,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、伊藤忠商事㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11847 | 伊藤忠商事(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 15000KI | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 987,525,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、伊藤忠商事㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11848 | 伊藤忠商事(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 15000KI | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 987,525,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、伊藤忠商事㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11849 | 中川物産㈱ | 軽油2号(艦船用・免税)運搬作業 | 1 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 17.04.21 | 13,650,000 | 中央調達寄託保管分(契約相手先:中川物産㈱)として購入した、軽油2号(艦船用・免税)の納入に伴う運搬作業であり、当該業者の専属船が運搬作業を行うことが品質確保の観点からも最良の方法と考えられるため (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11850 | 中川物産(株) | 灯油1号 | 372KI | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.26 | 18,701,928 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11851 | 中川物産(株) | 軽油1号 | 460KI | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.26 | 38,143,200 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11852 | 中川物産(株) | 軽油1号 | 376KI | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.04.26 | 31,177,920 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11853 | 中川物産(株) | 軽油1号 | 938KI | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.05 | 83,806,548 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|---------------|-------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|-----------------------------------|----|
| 11854 | 中川物産(株) | 重油1種1号 | 94K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.06 | 4,688,250 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11855 | 中川物産(株) | 軽油特1号 | 112K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.06 | 9,620,436 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11856 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 4000K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.07 | 212,436,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11857 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 2000K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.20 | 108,360,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11858 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 4000K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.20 | 216,300,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11859 | 中川物産(株) | 重油1種2号 | 1476K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.21 | 75,831,703 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11860 | 中川物産(株) | 軽油2号 | 200K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.21 | 17,025,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11861 | 中川物産(株) | 重油1種1号 | 112K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.21 | 5,832,960 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11862 | 中川物産(株) | 重油1種2号 | 484K | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.21 | 24,850,980 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11863 | 中川物産(株) | 灯油1号 | 24K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.07.22 | 1,320,480 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11864 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 100K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.14 | 6,142,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11865 | 中川物産(株) | 重油特種2号 | 162K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.15 | 8,539,020 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11866 | 中川物産(株) | 重油特種1号 | 830K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.15 | 43,749,300 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11867 | 中川物産(株) | 自動車ガソリン2号 | 68K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.15 | 7,940,394 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11868 | 中川物産(株) | 重油1種2号 | 1648K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.11 | 93,268,560 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11869 | 中川物産(株) | 自動車ガソリン2号 | 72K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.11 | 8,361,360 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11870 | 中川物産(株) | 自動車ガソリン2号 | 150K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.11 | 17,419,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11871 | 中川物産(株) | 自動車ガソリン2号 | 28K | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.12 | 3,304,560 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|-------------------------|---------------------|---------|-------------------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---|------|
| 11872 | 中川物産(株) | 灯油1号 | 62Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.20 | 4,034,898 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11873 | 中川物産(株) | 重油特種1号 | 644Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.01.10 | 36,311,940 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11874 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 320Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 19,992,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11875 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 120Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 7,950,600 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11876 | 中川物産(株) | 重油1種2号 | 250Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.23 | 14,844,375 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11877 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 15000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 993,825,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、中川物産株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11878 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 15000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 993,825,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、中川物産株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11879 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 10000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 662,550,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、中川物産株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11880 | 中川物産(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 5300Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 351,151,500 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、中川物産株のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11881 | 新日本石油(株) エネルギーソリューション本部 | 航空タービン燃料(JP-5)(免税) | 500 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.24 | 37,117,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11882 | 新日本石油(株) エネルギーソリューション本部 | 航空タービン燃料(JP-5)(免税) | 100 | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 経理部長 堤 香志郎 | 横須賀市西逸見町1丁目無番地 | 18.02.24 | 7,423,500 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11883 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税)の輸送 | 1式 | 海上自衛隊 大湊地方総監部 経理部長 藤田 秀利 | むつ市大湊町4番1号 | 17.06.06 | 1,260,000 | 当該物品の寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11884 | 新日本石油株式会社 | タービン燃料輸送 | 1式 | 海上自衛隊 八戸航空基地隊 経理隊長 高島 忠則 | 八戸市大字河原木字高館 | 17.04.25 | 2,173,500 | 中央調達寄託保管分(契約相手先:新日本石油株)として購入した、航空機用燃料の納入に伴う輸送作業であり、生産から納入までを一貫することにより品質保証等が確保できるため。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11885 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料(JP-5)の輸送役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 13,219,500 | 航空タービン燃料(JP-5)の寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社であるため(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11886 | 新日本石油(株) | 航空燃料JP-5輸送役務 | 1式 | 海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊長 荒井 雅樹 | 岩国市三角町2 | 17.04.15 | 6,289,500 | 当該業者は、航空燃料であるJP-5の寄託保管契約を締結しており、輸送役務を実施できる唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | |
| 11887 | 新日本石油(株) | JP-4輸送役務 | | 航空自衛隊 第1補給処東京支処業務課 会計班長 河野 文良 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 29,121,750 | 年度当初のランニングストック用として中央契約によって調達されたJP-4は、新年度、短期間に速やかに各基地への輸送の必要性が生じること、及び航空燃料の高度な品質保証を実施できる契約相手方は、寄託保管契約受託者である各石油元売業者のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの(19年度から競争入札に移行) | 単備契約 |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------|--------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--------------------------------------|----|
| 11888 | 新日本石油(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 1200Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.17 | 73,584,000 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11889 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 7300Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.17 | 53,770,500 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした(会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11890 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 200Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.25 | 11,928,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため(会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11891 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 300Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.25 | 18,900,000 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11892 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 600Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.02 | 38,241,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油機及びコスモ石油機から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、コスモ石油機から本件と同一地区の関東地区向けを落札した結果、「千葉製油所の今期製造予定数量に達し、これ以上の追加製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油機と契約した。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11893 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 200Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.02 | 12,978,000 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11894 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 500Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.02 | 33,232,500 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11895 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 400Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.02 | 25,956,000 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11896 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 1100Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.02 | 70,108,500 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11897 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 4000Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.03 | 255,780,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油機及びコスモ石油機から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、所要量8,000Klのうち4,000Klが未だ確保されていない状況であり、コスモ石油機は自社で供給可能な数量4,000Klについて先に落札したことにより、これ以上の供給は不可能としているため、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油機と契約した。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11898 | 新日本石油(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 900Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.02 | 54,526,500 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11899 | 新日本石油(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 900Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.09.28 | 56,416,500 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11900 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 200Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.19 | 14,028,000 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11901 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 430Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.19 | 30,837,450 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油機及びコスモ石油機から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、コスモ石油機から本件と同一地区の関東地区向けを落札した結果、「千葉製油所の今期製造予定数量に達し、これ以上の追加製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油機と契約した。(会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------|--------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---------------------------------------|----|
| 11902 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 4000KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.19 | 276,780,000 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11903 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 800KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.19 | 55,188,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、コスモ石油㈱から本件と同一地区の関東地区向けを落札した結果、「千葉製油所の今期製造予定数量に達し、これ以上の追加製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11904 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 2000KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.20 | 136,080,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、所要量4,200KLのうち2,000KLが未だ確保されていない状況であり、コスモ石油㈱は自社で供給可能な数量2,200KLについて先に落札したことにより、これ以上の供給は不可能としているため、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11905 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 2800KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.21 | 189,336,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、所要量6,400KLのうち2,800KLが未だ確保されていない状況であり、コスモ石油㈱は自社で供給可能な数量3,600KLについて先に落札したことにより、これ以上の供給は不可能としているため、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11906 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 2800KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.15 | 205,800,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11907 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 2000KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.16 | 145,950,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11908 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 4900KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 44,100,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11909 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 4700KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 14,490,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11910 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 2660KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 198,861,600 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱、コスモ石油㈱、昭和シェル石油㈱及び㈱ジャパンエナジーから調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、所要量12,000KLのうち2,660KLが未だ確保されていない状況であり、コスモ石油㈱は自社で供給可能な数量3,000KLを、昭和シェル石油㈱は自社で供給可能な数量4,740KLを、㈱ジャパンエナジーは自社で供給可能な数量1,600KLについて先に落札したことにより、これ以上の供給は不可能としているため、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------|--------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|---------------------------------------|----|
| 11911 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 1500Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.17 | 111,352,500 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、所要量8,000KLのうち4,000KLが未だ確保されていない状況であり、コスモ石油㈱は自社で供給可能な数量4,000KLについて先に落札したことにより、これ以上の供給は不可能としているため、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11912 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 600Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.23 | 45,045,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11913 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 600Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.23 | 45,045,000 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油㈱のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11914 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 2600Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.02.24 | 191,646,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及び㈱ジャパンエナジーから調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったものであるが、所要量の4,400KLのうち2,600KLが未だ確保されていない状況であり、㈱ジャパンエナジーは自社で供給可能な数量1,800KLについて先に落札したことにより、これ以上の供給は不可能としているため、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11915 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 430Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 32,959,500 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、コスモ石油㈱から、本件と同一出荷地区の関東地区向けを落札した結果、「千葉製油所の今期予定製造数量に達し、これ以上の追加製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申し出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11916 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 350Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.01 | 26,827,500 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、コスモ石油㈱から、本件と同一出荷地区の関東地区向けを落札した結果、「千葉製油所の今期予定製造数量に達し、これ以上の追加製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申し出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11917 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 1500Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 108,990,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱、昭和シェル石油及び㈱ジャパンエナジーから調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、所要量4,200KLのうち1,500KLが未だ確保されていない状況であり、㈱ジャパンエナジーは自社で供給可能な数量2,700KLについて落札したことにより、これ以上の供給は不可能としており、また、昭和シェル石油からは、本件と同一出荷地区の北九州・中国地区向けを落札した結果、「今期予定製造数量に達し、これ以上の北九州・中国地区向けの出荷が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申し出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能な新日本石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11918 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税)(単価契約) | 1400Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 100,695,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされることが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11919 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税)(単価契約) | 5000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.03 | 359,625,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされることが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------|--------|-------------------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|---|------|
| 11920 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税)(単価契約) | 1900Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.06 | 136,657,500 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11921 | 新日本石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税)(単価契約) | 500Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.09 | 37,380,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11922 | 新日本石油(株) | 軽油2号(艦船用)(免税) | 950Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.16 | 63,540,750 | 本件の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、新日本石油のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11923 | コスモ石油(株) | 航空燃料輸送作業 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.04.14 | 12,867,750 | 当該物品の寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11924 | コスモ石油(株) | 航空燃料輸送作業 | 1式 | 海上自衛隊 鹿屋航空基地隊 経理隊長 森永 輝世 | 鹿屋市西原3-11-2 | 17.06.17 | 1,099,875 | 当該物品の寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11925 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料(JP-5)の輸送役務 | 1式 | 海上自衛隊 厚木航空基地隊 経理隊長 前田 重利 | 綾瀬市厚木航空基地内 | 17.04.15 | 4,094,475 | 航空タービン燃料(JP-5)の寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11926 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料(JP-5)の運搬 | 1式 | 海上自衛隊 館山航空基地隊 経理隊長 松島 雄司 | 館山市宮城無番地 | 17.04.25 | 1,344,000 | 本件は、中央調達された当該物品に関する輸送役務である。コスモ石油(株)が寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社である。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11927 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税)の輸送 | 1式 | 海上自衛隊 大村航空基地隊 経理隊長 藤永 雅敏 | 大村市今津町10番地 | 17.04.11 | 2,992,500 | 中央調達寄託保管分(契約相手先:コスモ石油(株))として購入した、航空タービン燃料(免税)の納入に伴う輸送作業であり、当該業者の専属船が輸送作業を行うことが品質確保の観点からも最良の方法と考えられるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11928 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税)の輸送役務 | 1式 | 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊長 串田 隆 | 柏市藤ヶ谷1614番地1 | 17.05.11 | 3,276,000 | 航空タービン燃料JP-4の寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11929 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-5の輸送役務(無償保管) | 1式 | 海上自衛隊 徳島航空基地隊 経理隊長 矢上 ひとみ | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38 | 17.04.13 | 1,588,125 | 当該物品の寄託保管契約を締結し、輸送役務を実施できる唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | |
| 11930 | コスモ石油(株) | JP-4輸送役務 | | 航空自衛隊 第1補給処東京支処業務課 会計班長 河野 文良 | 東京都北区十条台1-5-70 | 17.04.01 | 25,525,500 | 年度当初のランニングストック用として中央契約によって調達されたJP-4は、新年度・短期間に速やかに各基地への輸送の必要性が生じること、及び航空燃料の高度な品質保証を実施できる契約相手方は、寄託保管契約受託者である各石油元売業者のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度から競争入札に移行) | 単価契約 |
| 11931 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 5500Kl | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.17 | 328,597,500 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11932 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 1000Kl | 契約本部 副本部長 右田 稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.23 | 59,325,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したものの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------------|--------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|---|-------------|--------------------------------------|----|
| 11933 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 300Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.23 | 18,270,000 | 本品の調達に当たり業態調査を行った結果、本件の納入場所に納入可能な社は、コスモ石油のみである。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11934 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 150Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.23 | 8,977,500 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11935 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 1500Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.25 | 87,570,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11936 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 1000Kl | 契約本部 副本部長 右田稔 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.05.31 | 58,800,000 | 本件は、業態調査を行った結果、コスモ石油㈱及び昭和シェル石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、昭和シェル石油㈱から本件と同一地区の中部地区向けを落札した結果、「今期製造予定数量に達し、これ以上の追加製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能なコスモ石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11937 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税) | 300Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.08.23 | 20,506,500 | 本件は、業態調査を行った結果、コスモ石油㈱及び昭和シェル石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、昭和シェル石油㈱から本件と同一地区の九州地区向けを落札した結果、「今期製造予定数量に達し、これ以上の追加製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申出があったので、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能なコスモ石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11938 | コスモ石油(株) | 重油1種2号 | 200Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.10.21 | 11,046,000 | 競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行っても落札者がなかったため (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11939 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 1000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 17.12.13 | 67,725,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11940 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税)(単価契約) | 2000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 143,850,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11941 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税)(単価契約) | 3000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 217,350,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11942 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-4(免税)(単価契約) | 1000Kl | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.02 | 71,925,000 | 一時に多量の物品調達を競争に付するとき、単数者に落札する原則では、応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき随意契約とした (会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(防衛本省)

| 件数 | 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称 | 契約担当官等の所属する部局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|-------|------------|------------------|--------|-------------------------|-------------------|----------|-------------|--|-------------|--------------------------------------|----|
| 11943 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 2000KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 145,740,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、所要量12,000KLのうち2,000KLが未だ確保されていない状況であり、新日本石油㈱は自社で供給可能な数量10,000KLについて先に落札していたため、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能なコスモ石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11944 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 1200KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 88,200,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、新日本石油㈱から、本件と同一地区の関東地区向けを落札した結果、「今期予定製造数量に達し、これ以上の関東地区向けの製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申し出があったことから、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能なコスモ石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |
| 11945 | コスモ石油(株) | 航空タービン燃料JP-5(免税) | 230KL | 契約本部 副本部長 小野 善輝 | 東京都新宿区市谷本村町5-1 | 18.03.15 | 16,905,000 | 本件は、業態調査を行った結果、新日本石油㈱及びコスモ石油㈱から調達できることが判明していたため、指名競争入札を行ったが、新日本石油㈱から本件と同一地区の関東地区向けを落札した結果、「今期製造予定数量に達し、これ以上の関東地区向けの製造が困難なため、本件の応札を辞退する。」との申し出があったことから、契約方式を指名競争契約から随意契約へ変更し、納入可能なコスモ石油㈱と契約した。 (会計法第29条の3第4項) | 見直しの余地があるもの | 一般競争入札等に移行したもの (18年度から直ちに競争入札に移行) | |